

第二部 国債問題の推移

以下では、終戦から占領終結にいたる間の内国債にかんする諸政策を取り扱う。ただし、債務処理問題については第一部でとり上げたから、ここでは、新規発行をめぐる諸問題と、償還問題が中心となる。もともと、他の諸編との調整上、多岐にわたる問題のうち、本編では、あるていど、領域を限定しなければならない。たとえば、国債の発行それ自体にかんする意思決定の問題は、予算編成方針の決定そのものでもあるから、この点にかんする立案過程や、司令部との折衝という問題は「歳計」編に譲らざるをえないし、新財政法に盛られた国債発行にかんする特徴的な制度改革の事情とその意義についても、その詳細は「財政制度」編に委ねなければならない。また、国債問題が前提している金融面の諸事情についても、その多くは「金融」編の叙述に俟たなければならぬ。つまり、ここでは、これら関係諸編での叙述を予定して、あるていど、論点の限定をはかることとする。

ところで、国債問題は、ドッジ・ライン以前と以後とでは大幅に様相を異にしたから、この二つの時期に分けて問題の推移を叙述するのが適切だろう。

第七章 終戦からドッジ・ラインまで

第一節 国債問題の転換

すでに紹介したように、終戦直後、津島大蔵大臣は「戦後の財政経済特にインフレーション対策」と題する講演⁽¹⁾で、「政府は財政の処理に当つて速に戦時財政より戦後財政への切替整理を行ひ緊縮方針を堅持して政費の圧縮に全力を払ふ覚悟であります」と述べている。インフレーションとのかかわりで戦時財政を問題とするとき、中心問題は日本銀行引受けによる巨額の国債発行にあることはいうまでもない。ところが、この面での「戦時財政より戦後財政への切替」が円滑に進行したとはいえない。というのは、戦争終結後も臨時軍事費を中心として経費支出のテンポは衰えず、日本銀行引受けによる国債の発行という「戦時財政」に特徴的な財政運営が持続したからである。それは、復員軍人の退職金や軍需会社にたいする軍需品の未払代金、契約打ち切りによる損失補償等の終戦に伴う支出が、臨時軍事費として、戦時を上回るテンポで進んだことによるが、その結果、表7-1にみるように、臨時軍事費の対民間収支の出超が一般当座預金の出超の動向を規定するという事態が、戦争終結後にも持続することになった。

表 7-2 国債消化 (額面) 推移 (昭和12年7月—21年3月)

会計年度	国債発行高(A)	引 受 別			日本銀行純 売却高 (E)	消 化 高 (F = B + D + E)
		預金部(B)	日本銀行(C)	其他(D)		
昭和12年度 (7月以降)	2,230,000	350,000	1,780,000	100,000	1,086,844	1,536,844
13年度	4,530,500	780,000	3,750,500	—	3,286,929	4,066,929
14	5,516,500	1,500,000	4,016,500	—	3,246,501	4,746,501
15	6,884,500	1,890,000	4,994,500	—	3,803,259	5,693,259
16	10,191,000	2,150,000	8,041,000	—	6,723,263	8,873,263
17	14,259,000	3,050,000	11,209,000	—	10,614,001	13,664,001
18	21,147,000	5,900,000	15,247,000	—	13,851,257	19,751,257
19	30,347,500	10,400,000	19,947,500	—	17,483,332	27,883,332
20年4月	71,200	—	71,200	—	1,437,869	1,437,869
5	1,500,000	500,000	1,000,000	—	2,072,301	2,572,301
6	1,565,600	1,000,000	565,600	—	2,256,224	3,256,224
7	3,500,000	1,000,000	2,500,000	—	2,130,567	3,130,567
8	4,055,330	1,000,000	3,055,330	—	1,371,363	2,371,363
9	5,000,000	1,500,000	3,500,000	—	2,084,735	3,584,735
10	7,029,430	1,500,000	5,529,430	—	2,259,197	3,759,197
11	—	—	—	—	1,831,668	1,831,668
12	30,667	—	30,667	—	1,645,160	1,645,160
21年1月	300,000	300,000	—	—	△ 331,610	△ 31,610
2	—	—	—	—	220,959	220,959
3	10,059,000	5,059,000	—	5,000,000	4,966,967	15,025,967
20年度計	33,111,227	11,859,000	16,252,227	5,000,000	21,945,400	38,804,400

(注) △は買入超過。(D)欄の昭和12年度は国債シンジケート団引受け、昭和20年度は金出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、350—51ページ。

このような「戦時財政」から「戦後財政への切替」は日本政府自身の政策転換によってではなく、司令部の指令によって実行されることとなった。昭和二〇年一月二四日の覚書「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」(SCAPIN—三三七)は、戦時利得税および財産税の創設、戦時補償問題等の他、政府借入れを司令部のコントロールの下におくよう、次のように述べている。⁽³⁾

八 日本政府、下部機構、代理機関其ノ他機関ハ本司令部ノ許可ナクシテ左ノ措置ヲ行フベカラズ。

(イ) 公債又ハ其ノ他ノ債務証券ヲ発行スルコト

(ロ) 形式ノ如何ヲ問ハズ信用ヲ獲得シ又ハ信用ヲ供与スルコト

(ハ) 公有タルト私行タルトヲ問ハズ銀行、保険会社、信託会社、証券会社、

(単位 千円)

表 7-1 臨時軍事費対民間収支推移 (単位 百万円)

消 化 率 ($\frac{F}{A}$)%	(E/C)%	年 月	収 入	支 出	収 支 尻 (A)	一般当座 預金収支 (B)	(A/B)%
		2	131	2,446	△ 2,315	△ 1,645	140.7
68.9	61.1	3	394	2,725	△ 2,331	△ 2,547	91.5
89.7	87.6	4	192	2,910	△ 2,718	△ 1,936	140.4
86.0	80.8	5	245	2,001	△ 1,756	△ 811	216.5
82.6	76.1	6	166	3,077	△ 2,911	△ 2,718	107.1
87.0	83.6	7	794	3,511	△ 2,717	△ 2,372	114.5
95.8	94.7	8	175	5,001	△ 4,826	△ 4,040	119.5
93.3	90.8	9	a)1,983	16,556	△ 14,573	△ 7,546	193.1
91.8	87.6	10	a) 898	4,380	△ 3,482	△ 4,360	79.9
—	2,019.5	11	a) 986	4,662	△ 3,676	△ 6,427	57.2
171.4	207.2	12	a) 364	1,123	△ 759	△ 1,588	47.8
207.9	398.9						
89.4	85.2						
58.4	44.9						
71.6	59.6						
53.4	40.9						
—	—						
—	5,364.6						
—	—						
149.3	—						
117.1	135.0						

(注) △は支出超過, a)は戻入れを含む。
出所：日本銀行調査局資料係『国庫収支月報』(昭和20・21年度政府当座預金収支)。

融機関引受け。

また、国債発行状況については、終戦の八月から一〇月までの発行額一六〇億八四七六万円のうち、臨時軍事費関係の起債額が一五六億八六一万⁽²⁾円、すなわち九七・五二％に達していた。この国債発行額のうち日本銀行引受けによる分は一二〇億八四七六万円、比率にして七五・一三％となっていたから(表7-2参照)、この点において「戦時財政」の運営と異なる所はなかった。もっとも、表7-2にみるように、この時期においても日本銀行による国債の売りオペレーションはおこなわれていたから、日本銀行引受け分がそのまま通貨増発要因となつたわけではないが、月別に日本銀行の売却高(純)を引受額と対比してみると、終戦の八月以降、比率は低下して

いるし、また、国債の消化率(国債の発行高にたいし預金部引受け分と日本銀行の純売却高など民間消化高の比率)も悪化しているから、日本銀行の民間貸出しの増加とともに戦後インフレの一要因となったことは否定できない。

投資会社、工業又ハ商業ニ関スル商社其ノ他ノ事業ニ対シ今後債務ノ保証又ハ支払ノ約束ヲ為スコト
この覚書趣旨について司令部担当官から次の諸点が明らかにされた。

四 第八項(a)モ発行ニ決定セルモノ等ハ文書ニテ申請スレバ直ニ承認ヲ与フベシ又カレントノ借入ノ如キハ事情ヲ示セバ直ニ承認スベシ

五 第八項(b)中預金部ガ預ルコトナド勿論必要ナシ

主トシテ考ヘ居ルハ銀行ノ政府貸上金ナリ

又預金部ガ貸スノハ計画丈ハ承認シ度キモカレントナル運用ハ一々承認不要ナリ

政府会計間ノ貸借ハ承知シ度シ⁽⁴⁾

また、

九 第八項中政府ノ借入ハ日銀ヨリノ一時借入ヲ包含スルモ例ヘバ一月七十億円ノ公債発行ニ付キ予メ承認ヲ受ケオキ其ノ範囲ニ於テ一時借入ヲ為スハ之ヲ認ムルモ一策ナルベシ

十 第八項c項ハ将来ノ保証及ビ約束ヲ意味シ過去ニ於ケル保証及ビ約束ニ基ク支払ハ本覚書ニ於テ封鎖ヲ命ゼラレオザルモノニ付テハ自由ニ之ヲ為シ得ベシ⁽⁵⁾

この覚書にもとづいて司令部に提出された日本政府の借入計画がインフレーションをもたらすという配慮から、司令部は、翌二十一年一月二一日の覚書「政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件」⁽⁶⁾において、公債発行について具体的な規制を指示した。

政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件(一九四六年一月二一日SCAPIN六三五ESS/FI)

(一) 本司令部ヨリノ昭和二十年十一月廿四日付覚書AG二二一、七(二四Nov四五)ESS/FI「戦時利得ノ除去ト財政ノ

再建」参照。就中、日本帝国政府、ソノ下部機構、代理機関等ガ本司令部ノ許可ナキ限り如何ナル形式ニ於テモ公債ヲ発行シ、或ハ信用ノ供与ヲ受クルコトヲ禁止スル右覚書第八項ノ規定ヲ参照セラレ度。

(二) 右覚書ニ依リ提出セラレタル政府借入ノ許可申請書ハ何レモ巨額ノ政府支出ノ継続ヲ予定シ右ノ結果生ズベキ歳入不足ハ銀行信用ノ膨脹ヲ将来スベキ日本銀行ヘノ政府公債売却ニ依リ主トシテ賄ハルベキコトハ注目ニ値ス。斯カル政策ノ「インフレーション」的効果ヲ避ケル為ニハ日本帝国政府ハ爾今次ノ如キ会計上ノ諸原則ヲ墨守スベシ。

(イ) 政府支出ハ政府ノ機能遂行上絶対ニ必要ナル最小限度ニ迄削減スルコト。

(ロ) 政府ノ財政上ノ不足額ハ可能ノ最大限マデ国民ノ現存貯蓄ヲ集中スル既設ノ諸機関ヲ通ジテ調達スルコト。

(ハ) 日本帝国政府及代理機関、代行機関ノ財政上ノ不足ヲ普通銀行並ニ日本銀行ヨリノ資金調達ニヨリ賄フコトハ最後ノ手段トシテノミ行フコト。但シ物資等ノ給付ニ対スル直接ノ支払トシテ発行スベキ食糧証券ノ如キ短期ノ政府証券ノ割引又ハ再割引ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

(三) 右第二項ノ規定ハ左ノ覚書ニ依リ許可セラレタルモノヲ含ミ且ソレノミニ限ラズ、昭和二十年十一月十四日以後本司令部ニヨリ許可セラレタル一切ノ政府借入金ニ対シテモ適用サレル。

(イ) 昭和二十年十二月十二日付AG一〇、〇一(一二Dec四五)ESS/FI「昭和二十年度第一号及第二号追加予算」

(ロ) 昭和二十年十二月十三日付AG一三〇(一三Dec四五)ESS/FI「政府借入金」

(四) 日本帝国政府ノ現在ノ不足金ヲ日本銀行ニ於ケル政府勘定ノ当座貸越ニヨリ調達スルノ慣行ハ直ニ之ヲ中止スベシ。本覚書ヲ受領セバ右当座貸越高ノ概算額ヲ本司令部ニ報告スベシ。爾今其ノ額ハ本覚書ノ受領時日本銀行ノ支店及代理店ニ於テ既ニ実施中ノ支払金ノ為ノ分ヲ除キ増加スベカラズ。目下実施中ノ一切ノ支払ノ完了後成ルベク速ニ右当座貸越高ヲ示ス最終的報告ヲ提出スベシ。然ル上始メテ右金額ヲ政府公債ニ切替方本司令部ニ申請ヲ提示シ差支ナシ。

(五) 臨時軍事費特別会計ノ借入及支払ハ右第四項ニ示サルル如キ現在実施中ノ支払以外ハ之ヲ停止スベシ。従来臨時軍事費特別会計ヨリ為サレタル支払ニシテ本司令部ニ依リ禁止セラレズ且封鎖勘定ニ払込ムコトヲ要求セラレザリシ種類ノ支払ヲ將

来為サントスル時ハ一般会計ヨリ之ヲナスコトヲ得。但シ右支払ヲ開始スルニ先立テ昭和二十年度ノ残余期間内ニ於ケル所要見込額ノ詳細ヲ本司令部ニ報告スベシ。従来臨時軍事費特別会計ノ歳入タリシモノハ今後一般会計ニ繰入ルベシ。

(ロ) 臨時軍事費特別会計ノ決算(第八項ノ規定ニ依リ為スベキ記録ノ調整ヲ含ム)ハ成ルベク速ニ之ヲ実施スベシ。尚右会計ノ最終決算額ヲ示ス詳細ナル報告ヲ本司令部ニ提出スベシ。

(ハ) 昭和二十一年一月一日乃至三月三十一日ノ期間ニ於テハ、一般会計ノ支払総額(第五項イ)ニ於テ許可セラレタル支払ヲ除キ、特別会計ヘノ繰入ヲ含ム)ハ本司令部ノ事前ノ許可ナキ限り毎月平均二十億円ヲ超過スベカラズ。右許可ノ申請ノ際ニハ本会計年度ノ残余期間ニ於ケル一般会計総支払額ノ詳細ナル推計額且各主要事項ノ必要額ヲ記載スベシ。尚所要ノ節約ヲ実施スベク即刻手配ヲ為スベシ。

(イ) 日本帝国政府及ソノ代理機関、代行機関ガ左ニ掲グル借入ヲ為ス場合ハ本司令部ヨリ其ノ都度別段ノ許可ヲ得ルコトナク実施スルコトヲ茲ニ許可ス。

一、如何ナル形ノ政府補助金ヲモ得ルコトナク自己ノ財源ニヨリ完全ニ自立シ得ル政府企業及政府事業ノ運転資本。

二、現存債務ノ短期借換。

三、貯蓄債券其ノ他同種ノ証券ヲ国民ニ対シ直接売却スルコト但シ一回ノ発行総額五千万円ヲ超過スルコトヲ得ズ。

(ロ) 第二項規定ハ本項ニ抛リ為サレタル借入ニ付之ヲ適用ス。

(ハ) 本項ニ抛リ為サレタル借入金ノ報告ハ大蔵大臣ノ「週報」中ニ之ヲ包含スベシ。

(中略—引用者)

(ハ) 日本政府ハ本覚書ノ規定ニ準拠シ、昭和二十年度ノ残余期間ニ付新ナル政府借入計画ヲ作成シ成ルベク速ニ本司令部ニ提出スベシ。右計画ニハ第七項及第八項ニ依リ許可セラレタル借入ハ之ニ包含セザルモノトス。但シ第七項イ)ニ依ル売却収入総額ノ予定額ハ之ヲ包含セラレ度。

(イ) 前各項ニ記サレタル諸原則ハ昭和二十一年度原子算及同追加予算ノ編成ニ当リ之ヲ遵守スルモノトス但シ第六項ノ規定ハ新

年度ニハ之ヲ適用セザルモノトス。

(出) 本覚書ヲ補足スル為大蔵省ト司令部関係部局トノ間ニ於テ直接文書ノ往復ヲ為スコトヲ得。

二〇年一月二四日の覚書は政府借入れを司令部の許可制とすることによって、いわば量的な規制を試みたといえるが、この覚書は借入れの一般的量的抑制にとどまらず、一方において、従来の政府借入れの主要な原因であった臨時軍事費特別会計の借入れと支払いを停止するとともに、他方において、国債の形態別に発行方法の規制を意図したものである。この覚書の趣旨について、司令部担当官から説明された主要な論点を紹介しておこう。

この覚書の最大の狙いは、日本銀行引受けという「戦時財政」の特徴をなした発行方法を「最終ノ手段」(a last resort)として位置づけたことにあると思われるが、そのさい、普通銀行からの資金調達も同様に規制されることになったという点(覚書第二項イ)について、次のような問答が交された。

(問) 第2項bニ所謂“agencies”ノ中ニ同項cノ“ordinary banks”含マルルヤ、含マルルトセバ政府ノ歳入不足ヲ普通銀行ヨリノ借入ニテ賄ヒ得ル次第ナリ

(答) 否、普通銀行ガ日銀ヨリノ借入金ヲ有スル状態ニ於テハ斯カル普通銀行ヨリノ歳入調達ハ日銀ヨリノ直接調達ト同様ナリ

(問) 然ラバ普通銀行ニ日銀ヨリノ借入金無ク且ツ手許余裕アル場合ハ差支ナキヤ

(答) 斯カル場合ガ現実ニアリ得ルヤ

(問) 仮定トシテ斯カル場合ガ生ズレバ差支ナキヤ

(答) 其ノ場合ニ於テハ可ナリ、但シ近キ将来ニ於テ斯カル場合ハアリ得ザルベシ

(一月三〇日リッケルと)

(問) 普銀及日銀ヲ国庫資金供給者タラシメザル趣旨ハ是等ノ資金ヲ産業資金ノ為ニ留保セントスル意ヲ含ムヤ

(答) 日銀、普銀ノ信用造出ニヨルインフレーション的傾向ヲ抑制セントスル趣旨ナルガソノ結果右ノ資金ハ生産的ナル用途ニ向ケラルルコトナルベシ

(一月二九日ヒンマン)

他方、国債の直接売出し、もしくは郵便局売出しが規制の対象ではないことが明らかにされた。

(問) 覚書第二項ハ through the agencies トアル所国債ノ直接売出しヲ禁ズル意ニ非ズト思ハルガ如何

(答) 禁ズル意ニ非ズ

(一月二九日)

第七項(イ)三ノ貯蓄債券其ノ他類似ノ債券ヲ直接一般国民ニ売却スルコト (7. a. (3) "Sales of savings debentures and similar securities directly to the public") ニ関連シテ

(問) 郵便局売出しノ形式ヲ以テ国債ヲ直接大衆ニ売却シ其ノ売上額ヲ政府ノ歳入トナシ居レル処、右ハ "similar securities" ニ含マルルモノトシテ司令部ノ承認ヲ要セザルモノト解スルガ如何

(答) 然リ差支ナシ

(一月三〇日)

この覚書において登場したもう一つの考え方は、国債の形態によって別個の取扱いを意図したことである。

(問) 第4項ニ所謂 overdraft トハ「一時借入金」ノコトナリヤ

(答) 然リ「一時借入金」ヲ指スモノナリ

(一月三〇日)

とされ、一月二四日の覚書においてはルーズに扱われていた一時借入金が厳重な規制下におかれることになった反

面、短期証券が規制対象外とされた(第二項(イ))。なお、短期証券の借換えも認められることが質疑の過程で明らかにされた。

第七項(イ)ノ(2)ノ「現存債務ノ短期借替」(7. a. (2) "Short-term re-financing of debts presently outstanding.") ト第一項

(イ)ノ「直接物資、労務等ノ支払ノ為メニ発行サレル政府短期債券ノ割引又ハ再割」(2. c. "The discount or rediscount of short-term government instruments issued directly in payment for good or services.") トノ関係ニ就テ覚書受領時現在ニ

於テ現存スル糧券ノ短期借替ハ第七項(イ)ニ依リ認めラルルモ、其ノ再借替ハ更ニ認めラルルヤ、又、糧券ノ将来ノ発行ハ第二項(イ)ニ依リ認めラルルモスカル糧券ノ借替ハ現存債務 (presently outstanding debt) トシテ認めラルルヤノ点ニ関シ大蔵省ハ從來ノ司令部ノ態度ヨリ差支ナカラントノ見解ナルモ、当然差支ナキヤハ疑シキニ付此ノ点ヲ明確ナラシムル為メ

(問) 将来ノ糧券ノ借替ハ覚書ノ精神上認めラルルモノト解釈シテ可ナリヤ

(答) 当然可ナリ

(一月三〇日)

これらの「覚書」によって借入れ面での「戦時財政より戦後財政への切替」が余儀なくされた。つまり、国債の発行については、臨時軍事費特別会計の支払停止という具体的措置とともに、一般的に政府支出の圧縮が指示されたし、さらに、財政面からのインフレの原因であった日本銀行引受発行が制限されるに及んで、この領域での「戦時財政」は幕を閉じることになった。この「覚書」が年々の予算編成に課した制約や、国債発行をめぐる司令部との折衝過程については「歳計」編に譲らざるをえない。また、発行方法の転換にかんする問題は後段でとり上げるとして、ここでは、「覚書」が国債形態に与えた影響について説明しておこう。

二〇年一月二四日付「覚書」の結果、表7-2にみたように、一月以降の長期国債の発行高は急減したが、そ

表 7-3 大蔵省証券および一時借入金月末残高 (昭和20年度)
(単位 百万円)

年月末	大蔵省証券	一時借入金	計
昭和20. 4	—	840	840
5	—	80	80
6	—	1,204	1,204
7	—	329	329
8	—	312	312
9	—	2,512	2,512
10	—	1,028	1,208
11	—	7,388	7,388
12	—	9,703	9,703
21. 1	500	9,953	10,453
2	500	223	723
3	—	202	202

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 321, 327ページ。

表 7-4 日本銀行政府貸上金
月末残高 (昭和20年度)
(単位 千円)

年月末	政府貸上金
昭和 20. 4	815,400
5	830,400
6	1,925,400
7	1,250,400
8	1,250,400
9	4,790,400
10	2,540,400
11	8,980,400
12	11,220,400
21. 1	11,450,400
2	10,200,000
3	5,300,000

出所：日本銀行・大蔵省『財政経済統計年報』昭和23年, 352ページ。

れに対応して、一時借入金が増積するということになった(表7-3)。表7-4にみるように、この時期に日本銀行の政府貸上金が急増しているのは、これらの一時借入金のおお半が日本銀行によってまかなわれたからである。二一年一月二一日付「覚書」が前提にしていたのはこのような事実であるが、この「覚書」が国債の形態別に取扱いを異にしていたため、形態面での対応が模索されることになった。

一月二一日付「覚書」を受領した直後、主計局が作成した文書「政府ノ借入金及歳出ノ減額ニ関スル指令ニ伴フ問題(昭二一、一、二五)⁽⁸⁾」は、一時借入金について次のように述べている。

日銀ヨリノ一時借入金ニ代ヘ大蔵省証券ヲ発行シ預金部ニ引受ケシムルコト。預金部ニ引受能力ナキトキハ貯蓄銀行其ノ他貯蓄機関ニ引受ケシムルコト。必要ニ応ジ大蔵省証券ノ限度額ヲ増額スルコト

また、三月二三日付の理財局国庫課作成の文書「当面ノ国債処理ニ関スル問題⁽⁹⁾」においても、「国庫資金ノ過不足調

整ノ為ニ短期証券ヲ活用スルコト、而シテ国債ノ応募引受資金ノ欠乏スルトキハ短期証券ノ日銀買戻ニ依リ操作スルコト」としている。さらに、この文書には交付国債について、「現金支払ヲ必要トセザル歳出ニハ交付国債ヲ以テスルコトヲ考慮シ」云々と述べて、上述の指令による起債の規制を実質的に回避する方策が模索されていたことが示されている。⁽¹⁰⁾つまり、この「覚書」は爾後の国債形態の選択に一定の影響を及ぼすことになったといえる。

この時期の中心的な国債問題である発行方法等にかんする諸問題について述べる前に、とりあえず、二三年度までの国債の発行と償還の状況について概観しておく。

- (1) 昭和二〇年九月一日、於東京銀行集会所(大蔵省資料Z六〇四—二九)。
- (2) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第四巻「臨時軍事費」、巻末統計三二—三三ページ。
- (3) 大蔵省資料Z五〇七一。
- (4) 「戦争利得ノ排除及財政ノ再建ニ関シ木内部長、司令部担当官会談ノ結果判明セル事項(二〇、一一、二六終戦連絡部)」(同前)。
- (5) 「戦時利得ノ除去及ヒ財政ノ再建ニ関スル覚書ニ関スル件(終戦連絡部)」(同前)。この文書は、一月二七日、渡辺次長が司令部に於てボグダンおよびエイキン大尉と会談した結果、判明した諸点をとりまとめたものである。
- (6) 大蔵省資料Z五一—一九〇。
- (7) ここでとり上げるのは、一月二九日におこなわれたヒンマン中尉と渡辺終戦連絡部次長との質疑応答「政府借入及支出ノ縮減ニ関スル覚書質疑応答(二一、一、二九)」(大蔵省資料Z五一—一九〇)、ならびに、一月三〇日のリックル中尉と日本銀行担当者および大蔵省国庫課長との間の質疑応答の記録「『政府借入及政府支出の削減に関する件』に関する質疑応答」(日本銀行調査局「主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令」第二輯、八七—九一ページ)である。
- (8) 大蔵省資料Z五一—一九〇。
- (9) 大蔵省資料Z五一—二二三。
- (10) 一月二一日の「覚書」(第八項)をめぐるヒンマン中尉と渡辺終戦連絡部次長との間の質疑の過程で次のような問答があっ

た（大蔵省資料Z五一一九〇）。

政府特殊借入金ハ交付公債ノ如キモノニシテ政府ノ歳出トハナラズ

（答） 米國ニテハカカルモノヲ支出及収入兩建トシテ予算ニ計上スル慣行ナリ（強ヒテ改正ヲ求ムル意ニ非ズ）

第二節 国債の発行

昭和二〇年度から三三年度までの国債の発行・償還の概況を一表にとりまとめると表7-5のようになる。上述の「覚書」にもかかわらず内国債の持続的発行と累積の事実が示されている。「歳計」編で詳述されるように、財産税は当初の計画に反して、一般財源に充当されることとなって、国債の償還には向けられなかったし、終戦直後の財政赤字の最大の要因だった臨時軍事費特別会計の支出に代って、「終戦処理費」が新たに大きな負担になるといふ事態を背景として内国債が累積することになったのである。

一 内 国 債

内国債について新規発行と借換発行の別に起債方法を示すと表7-6となる。このうち、新規発行分について、発行目的別に表示したのが表7-7であり、銘柄別にとりまとめたのが表7-8である。便宜上、交付国債とそれ以外の一般国債とに区別した上で、⁽¹⁾ 主要な起債分について簡単に説明しておこう。

1 一 般 国 債

二二年一月二一日付の「覚書」以後、二〇年度中に発行された内国債は三分半利国庫債券（第九回および第一〇回）だ

表 7-5 国債等の発行・償還および

年 度	内 国 債			外 国 債			短
	発行額	償還額	年度末現在額	発行額	償還額	年度末現在額	
昭和 20	33,495	315	139,924	—	1	887	18,055
21	32,355	42	172,237	—	—	887	125,345
22	37,960	1,658	208,541	—	6	882	234,210
23	74,593	3,582	279,553	0	1	881	546,910

(注) 1. 大蔵省調べ、借換えを含む。
 2. 外国債の邦貨換算率は英貨1ポンド=9.763円、米貨1ドル=2.006円、
 出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」、302、308—9、321—22、

表 7-6 内国債起債方法別発行額 (昭和20—

年度区分	総 額	引 受 先			
		預 金 部	日 本 銀 行	市 中 金 融 機 関	そ の 他
昭和20	新規	28,173,260	11,859,000	16,252,227	—
	借換	5,321,549	64,900	—	a) 5,255,100
	計	33,494,809	11,923,900	16,252,227	5,255,100
21	新規	27,803,861	4,665,169	21,178,514	—
	借換	4,551,000	—	c) 4,551,000	—
	計	32,354,861	4,665,169	25,729,514	—
22	新規	32,521,952	538,046	2,125,000	7,909,960
	借換	5,438,000	—	d) 5,408,000	—
	計	37,959,952	538,046	7,533,000	7,909,960
23	新規	70,533,371	774,280	—	21,102,605
	借換	4,060,000	d) 8,620	—	d) 4,051,220
	計	74,593,371	782,900	—	25,153,825

(注) 「借換」欄には内国債の借換え以外に次のものを含む。 a)のうち50億円は日本外貨債の借換え、c)は食糧証券の借換え、d)は日本銀行借入金の借換え、e)は融通借入金の一部)の借換えで建設院引受け。
 出所：前表と同じ、314ページ。

年度末現在額 (昭和20—23年度) (単位 百万円)

期 証 券		借 入 金			一 時 借 入 金		
償還額	年度末現在額	借入額	償還額	年度末現在額	借入額	償還額	年度末現在額
16,797	3,160	18,814	5,230	55,280	29,522	30,040	202
97,565	30,940	18,929	14,459	59,750	6,598	5,273	1,527
218,810	46,340	44,183	12,706	91,228	31,756	19,646	13,637
472,520	120,730	53,039	53,559	90,708	57,872	38,972	32,537

仏貨1フラン=0.387円。
 325、327ページ。

23年度) (単位 千円)

小 計	交 付	
	借入額	償還額
28,111,227	62,033	—
5,321,549	—	—
33,432,776	62,033	—
25,843,683	1,960,178	—
4,551,000	—	—
30,394,683	1,960,178	—
10,595,000	21,926,952	—
5,438,000	—	—
16,033,000	21,926,952	—
26,135,470	44,397,901	—
4,060,000	—	—
30,195,470	44,397,901	—

銀行借入金の借換え。 b)は日本銀行借入金(開拓者資金)

けで、「覚書」の直後、一月二六日に鉄道事業費調達のために預金部引受けで三億円が発行され、さらに、三月一日には、戦後最初の借換えのための発行がおこなわれた。すなわち、二一年三月一日償還の四分半利国庫債券(は号)三・一五億円の三分半利国庫債券(第九回)三・二億円への借換えがおこなわれた。現金応募分については、他の三分半利国庫債券の発行条件と同様に、一〇〇円につき九八円、乗換応募分については、一〇〇円につき九七円五〇銭で乗換応募を優遇した。償還期限は一七年で、利回りは現金分三分六厘五毛、乗換分三分六厘九毛(いずれも複利)であった。金融機関による乗換えは二億五五〇万円、残額六四九〇万円を預金部引受けとし、日本銀行本支店で売り出して、全額消化した。

引き続き二二年三月一日から二六日まで、三分半利国庫債券(第九回)五

表 7-8 内国債銘柄別発行額 (昭和20—23年度) (単位 千円)

国債名称	記号	昭和20年度		21	22	23
		20年8月— 21年3月				
五分利公債	第16回	5	5	—	—	—
	第17回	—	—	5	—	—
	計	5	5	5	—	—
三分半利公債	は	—	—	—	—	△ 1
	に	—	—	—	△ 1	—
	ほ	11	4	△ 4	△ 2	—
	へ	11	2	△ 2	△ 5	△ 3
	と	26	7	△ 1	△ 18	△ 1
	ちりる計	2,156 25,208 807 28,219	2,073 16,239 — * 18,329	△ 17 △ 82 — *△109	△ 103 △ 1,670 — *△ 1,807	△ 11 △ 44 — *△ 66
三分半利国庫債券	せ	1,549	1,549	—	—	—
	第7回	9,000,000	9,000,000	—	—	—
	第8回	7,000,000	7,000,000	—	—	—
	第9回	5,620,000	5,620,000	—	—	—
	第10回	5,059,000	5,059,000	—	—	—
	第11回	—	—	4,665,169	—	—
	第12回	—	—	5,910,000	—	—
第13回	—	—	19,819,514	—	—	
第14回	—	—	—	7,533,000	—	
計	26,680,549	26,680,549	30,394,683	7,533,000	—	
特殊国庫債券	い	—	—	1,960,282	898,759	923,277
	ろ計	—	—	—	21,000,000	—
四分半利国庫債券	第1回	—	—	—	30,000	—
	第2回	—	—	—	—	5,946,397
	第3回計	—	—	—	—	16,435,322
五分半利国庫債券	第1回	—	—	—	—	123,417
	第2回計	—	—	—	—	14,360,966
電話国庫債券	い	—	—	—	—	4,235,470
二分利国庫債券	第1回	—	—	—	—	11,749
復興四分利国庫証券	第1回	—	—	—	4,000,000	—
	第2回計	—	—	—	4,500,000	2,260,000
復興五分利国庫証券	第1回	—	—	—	—	2,400,000
	第2回	—	—	—	—	20,100,000
	第3回計	—	—	—	—	1,200,000
						23,700,000

表 7-7 新規発行内国債目的別発行額 (昭和20—23年度) (単位 千円)

目的	昭和20年度	21	22	23
1. 政府事業	859,000	7,152,895	10,120,919	23,674,532
鉄道事業	859,000	5,237,380	7,553,874	14,955,062
通信事業	—	1,898,000	2,567,045	8,719,470
道路事業	—	17,515	—	—
2. 軍事関係	22,415,199	△ 109	△ 1,807	△ 66
大東亜戦争費	15,492,130	—	—	—
臨時軍事情費	6,861,848	—	—	—
*一時賜金	61,221	△ 109	△ 1,807	△ 66
3. 歳入補填	4,700,000	13,985,674	—	—
4. 戦時補償関係	—	1,960,281	21,898,759	7,237,084
*政府特殊借入金決済	—	1,960,281	898,759	923,277
*戦争保険関係損失補償	—	—	21,000,000	3,723,537
*旧南洋群島戦争保険補償	—	—	—	94,203
*簡易生命戦争保険補償	—	—	—	473,233
*国民更生金庫損失補償	—	—	—	1,368,471
*帝国鉱業開発損失補償	—	—	—	219,358
*産業設備営団損失補償	—	—	—	435,006
5. 金融機関再建整備関係	—	—	—	16,435,322
*金融機関再建整備損失補償	—	—	—	12,193,297
*大蔵省預金部損失補償	—	—	—	3,617,644
*簡保・郵便年金損失補償	—	—	—	601,576
*金融機関経理応急措置法の一部改正政令に基づく損失補償	—	—	—	22,805
6. 出資および融資	198,250	4,705,114	504,081	2,460,938
政府出資特別会計の出資金	198,250	—	—	—
復金および産業復興営団の出資	—	4,285,714	—	—
開拓者資金融通特別会計貸付金	—	419,400	504,081	2,460,938
7. その他事業の損失補償	807	—	—	14,116,973
*農林中金特別融通損失補償	807	—	—	2,992
*石炭鉱業赤字補填	—	—	—	10,794,000
*石炭以外鉱業赤字補填	—	—	—	327,981
*電気事業赤字補填	—	—	—	2,992,000
8. 制度変更	5	5	—	6,608,588
*禄高整理	5	5	—	—
*農地等の対価報償金・補償金	—	—	—	6,596,839
*不正保有物資・過剰物資買収対価	—	—	—	11,749
合計	28,173,260	27,803,861	32,521,952	70,533,371

(注) 1. *は交付公債, △は発行取消し。
 2. 大蔵省財政史室調べ。大蔵省『財政金融統計月報』第91号, 52—60, 68—69ページにより, 分類を変更し, 一部計数を補正して作成, 計数の補正については, 後出表7-10の(注)参照。

表 7-8 (つづき)

国債名称	記号	昭和20年度		21	22	23
		20年8月— 21年3月				
大東亜戦争国庫債券	よ	6,500,000	—	—	—	—
大東亜戦争特別国庫債券	にほ計	134,000 54,500 188,500	— 54,500 54,500	—	—	—
大東亜戦争割引国庫債券	第20回 第21回 第22回 計	1,200 1,600 830 3,630	— — 830 830	—	—	—
三分半利特別国庫債券	い	59,000	59,000	—	—	—
特別割引国庫債券	第1回 第2回 計	430 668 1,098	430 668 1,098	—	—	—
賜金国庫債券	いは計	△ 53 33,861 △ 53 33,861	△ 42 22,337 △ 42 22,337	—	—	—
農地証券	いろはにほへとちりぬ計	—	—	—	—	△ 4,713 368,907 △ 14,868 1,081,725 1,766,098 1,755,459 335,059 296,689 613,260 186,167 107,008 29,308 △ 19,581 *6,616,420
合計		△ 53 33,494,862	△ 42 *26,836,648	△ 109 32,354,970	△ 1,807 37,961,759	△ 19,647 74,613,018

(注) 1. △は発行取消し。
2. *の記号別内訳は、『国債統計年報』昭和24年度、第2部、46—57ページによっており、後日の訂正前の計数であること等のため、計と内訳は一致しない。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第91号、68—69ページ。

○億円が金融機関の引受けによって発行された。これは臨時軍事費特別会計から引き継いだ日本銀行借入金一〇二億円を償還するためであったが、二月一七日に実施された金融緊急措置によって金融機関の預金が急増し、とくに地方銀行、農林中央金庫および預金部に多額の資金余力を生じたため、差し当たり上記金額の範囲内で借換国債を発行し金融機関に引き受けさせたのである。

続いて、昭和二十二年三月から二十二年五月にかけて、三分半利国庫債券(第一〇回)五〇・五九億円、および同(第一一回)四六・六五億円が発行されたが、これらは全額預金部引受けだった。第一〇回分では、四七億円が歳入補填のためで、残りの三・五九億円が鉄道事業費のためだった。第一一回分では、四四・九六億円が歳入補填のためで、他は通信、鉄道、道路各事業費のためであった。

ところが、二十二年一〇月以降翌年七月までに発行された三分半利国庫債券(第二二回)五九・一億円、同(第二三回)九八・二億円、および同(第二四回)七五・三三億円は、いずれも日本銀行引受けによるものであった。第一二回分は通信、鉄道各事業費、食糧証券の借換えのためで、第一三回分は鉄道、通信、開拓者資金融通各事業費、食糧証券の借換え、復興金融金庫および産業復興営団融通金等のためのほか、九四・九億円の歳入補填分を含んでいた。第一四回分は国鉄、通信、開拓者資金融通各事業費および臨時軍事費借入金金の借換えのためであった。

二十二年における大きな変化は、同年九月から翌年六月にかけて復興四分利国庫証券が公募発行されたことである。日本銀行引受けによるインフレーションを避け、国債の市中消化をはかるためには、国債金利の引上げが必要であった。こうして、長らく三分六厘五毛に据え置かれていた国債利回りを四分五厘に引き上げることとし、五年もの、発行価格一〇〇円につき九八円、利率四分、利回り四分四厘五毛九糸(複利)の新国債が、昭和十一年以来、内国債の中心銘柄であった一七年もの三分半利国庫債券に代って発行される運びとなった。第一回分四〇億円は国鉄、通信各

事業費のため、第二回分六七・六億円は国鉄、通信、開拓者資金融通各事業費のため、金融機関および証券業者の直接引受けの方法で発行された。

ところが、その後、一般金利水準の上昇をみたので、国債公募の原則を守るためには国債金利を利回り五分五厘でいかに再度引き上げることが必要となって、復興五分利国庫証券が二三年七月から翌年三月にかけて公募発行された。発行価格一〇〇円につき九八円、利率五分、期限五年、利回り五分五厘二一(複利)というもので、第一回二四億円、第二回二〇一億円、第三回一二億円(三月二五日発行分)が、通信、国鉄、開拓者資金融通各事業費と国鉄借入金の借換えのために発行された。

なお、この時期の特殊な公募債に電話国庫債券がある。二三年六月、電話設備の復旧拡張のため、補充財源として電話の加入申込者等に均等に一定額(三万六〇〇〇円)の電話国庫債券を引き受けさせることとなった(電話の加入申込者等に公債を引受けさせるための臨時措置に関する法律)昭和二三年六月二五日法律第五七号、同法律施行令昭和二三年六月二五日政令一三九号、同法律施行規則昭和二三年六月二五日通信・大蔵省令第一号)。発行条件は、額面一〇〇円につき一〇〇円、償還期限一五年以内、利率年四分で、毎月発行された⁽²⁾。発行額は二三年度四二・三五億円、二四年度発行取消し八六〇・七万円、差引き四二・二七億円であったが、二四年三月二四日、司令部から発行停止の指令があつて、発行は打ち切られた。そして、四月一日以降の電話加入者とそれ以前の加入者との不公平を是正するため、二五年五月一日繰上償還がおこなわれた。

2 交付国債

この時期の国債発行の一つの特徴は各種の交付国債が次々に発行されたことである。それらの交付国債の一つのプ

ロックは戦時補償や各種損失補償のためのものである。本編第三章および「租税」編で詳説されているように、昭和二一年一〇月、「戦時補償特別措置法」(昭和二一年一〇月一九日法律第三八号)が公布施行され、戦時補償請求権に一〇〇%の課税をおこなうこととなったが、この場合、一定の控除・減免がおこなわれた。さらに、戦時補償打切りのほか、賠償指定、在外資産の凍結等による経済界の混乱回避のため一連の救済措置がとられた結果、二一年度から二三年、四年度にかけて各種の交付国債が発行された。

「戦時補償特別措置法」第六十四条第一項の規定によって、戦時補償特別税の納付後において有する政府にたいする戦時補償請求権(戦時補償特別措置法第一〇条の規定の適用の結果戦時補償特別税を納付しないこととなった者の有するものを含む)で、その価格が五万円を超えるものについては、一〇〇円未満の端数を除き、国債証券の交付によって決済することとなった。この交付国債として、昭和二三年三月三十一日までに発行されたものを特殊国庫債券、昭和二三年四月一日から同年七月五日までに発行されたものを四分半利国庫債券、昭和二三年七月六日以後に発行されたものを五分半利国庫債券と称した。償還期限は発行日から一〇年内、利率は特殊国庫債券三分六厘五毛、四分半利国庫債券四分五厘、五分半利国庫債券五分五厘、交付価格は額面一〇〇円につき一〇〇円、というものであった。

「戦時補償特別措置法」関係では同法第六三条および同条の二によって発行された特殊国庫債券がある。すなわち、戦時補償特別税の納付後において有する政府特殊借入金(第一〇条の規定の適用の結果戦時補償特別税を納付しないこととなった者の有するものを含む)および戦時補償特別税の納付の義務のないものが有する政府特殊借入金の債権(同法第六三条)、ならびに政府特殊借入金の債権をもって徴収した戦時補償特別税について過誤納があつた場合の当該過誤納額の還付すべき額(同法第六三条の二)については、これらの金額と同額の登録国債を発行交付することとなつて特殊国庫債券が発行された。利率は三分六厘五毛で前段の「債券」と同一であったが、償還期日は昭和三一年一〇月

表 7-10 四分半利国庫債券（第2・3回）および五分半利国庫債券（第1・2回）起債目的別発行額 (単位 千円)

起債目的 (根拠法令)	四分半利	五分半利	計	比率(%)
1. 戦争保険補償関係	3,920,571	370,402	4,290,973	11.6
戦争保険生保・損保補償 a)	3,353,134	370,402	3,723,537	10.0
旧南洋群島戦争保険補償 a)	94,203	—	94,203	0.3
簡易生命戦争損失補てん b)	473,233	—	473,233	1.3
2. その他戦時補償関係	2,022,835	—	2,022,835	5.5
帝国鉱業開発損失補償 a)	219,358	—	219,358	0.6
産業設備営団損失補償 a)	435,006	—	435,006	1.2
国民更正金庫損失補償 a)	1,368,471	—	1,368,471	3.7
3. 金融機関再建整備関係*	(7,098)	—	(7,098)	44.6
金融機関再建整備損失補償 c)	16,442,420	—	16,442,420	(0.0)
大蔵省預金部損失補償 d)	(7,098)	—	(7,098)	33.1
簡保・郵便年金損失補償 d)	12,200,395	—	12,200,395	9.8
金融機関経理応急措置補償 e)	3,617,644	—	3,617,644	1.6
4. その他損失補償	2,992	14,113,981	14,116,973	38.3
農林中金特融損失補償 f)	2,992	—	2,992	0.0
石炭鉱業赤字補てん g)	—	10,794,000	10,794,000	29.3
石炭以外鉱業赤字補てん g)	—	327,981	327,981	0.9
電気事業赤字補てん g)	—	2,992,000	2,992,000	8.1
合 計	(7,098)	(7,098)	(7,098)	
	22,388,817	14,484,383	36,873,200	100.0

(注) 1. 根拠法令は a)は「戦時補償特別措置法」(昭21法38), b)は「簡易生命保険事業に於ける戦争危険に因る死亡に基く保険金の支払による損失の補てんに関する法律」(昭23法100), c)は「金融機関再建整備法」(昭21法39), d)は「大蔵省預金部等損失特別処理法」(昭21法56), e)は「金融機関経理応急措置法の一部を改正する政令」(昭23政64), f)は「農林中央金庫特別融通損失補償法」(昭7法32), g)は「石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律」(昭24法17).

2. カッコ内は第3回四分利国庫債券の24年度発行分で内書.

3. *印は全額第3回四分利国庫債券であるが、その内訳は『財政金融統計月報』第91号, 58, 69ページの計数を基礎に補正して算出した.

4. 大蔵省財政史室調べ.

表 7-9 特殊国庫債券発行交付額 (単位 千円)

年度	記号	い 号	ろ 号
昭和 21		1,960,282	—
22		898,759	21,000,000
23		923,277	—
24		136	—
25		1,335	—
26		39,943	—
27		2,581	—
28		4,220	—
計		3,830,533	21,000,000

出所：『財政金融統計月報』第91号, 38, 68—72ページ.

一五日までとなっていた。

四分半利国庫債券および五分半利国庫債券は、「戦時補償特別措置法」にもとづく補償請求権の決済のためだけでなく、各種の損失補償のためにも発行された。すなわち、「石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律」(昭和二年三月三十一日法律第一七号)、「簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支払による損失の補てんに関する法律」(昭和二年七月六日法律第一〇〇号)、「金融機関再建整備法」(昭和二年一月一九日法律第三九号)、「大蔵省預金部等損失特

別処理法」(昭和二年一月一八日法律第五六号)、「農林中央金庫特別融通及損失補償法」(昭和七年九月七日法律第三二号)等にもとづくものがそれである。四分半利国庫債券の第二回および第三回はいずれもこれらの損失補償のためのもので、昭和二三年度中に発行交付されたのは、第二回五分九・四六億円、第三回一分一六四・三五億円であった。五分半利国庫債券の補償関係は第一回および第二回で、いずれも二三年度中に発行交付された。合計一四四・八四億円であった。

特殊国庫債券の発行交付額は、後年度の発行分まで含めると、政府特殊借入金にたいする決済のために発行された(い号)が三八・三一億円、戦時補償請求権の決済(戦争保険関係補償)のために発行された(ろ号)が二一〇億円であった(表7-9)。四分半利国庫債券および五分半利国庫債券を起債目的別にみると表7-10のごとくである。これに特殊国庫債券を加算すると六一七・〇四億円に達するが、そのうち金融機関関係の損失補償は戦争保険関係を含めると六九・九%、四三一・〇五億円に上っている。

表 7-11 二分利国庫債券発行交付額 (単位 千円)

記号	年度	昭和23	24	25	26	計
第1回	昭和23	11,749				
			△19 57,044	△8,513 78,878	△3,248 1,906	△11,780 149,577
第2回			△8,754 340,080	△4,930 131,368	△75 78	△13,759 471,526
			21,170	△2,922 122,039	△1,530 1,047	△4,452 144,256
第3回			78,510	△102		△102 78,510
				△4,084 125,091	387	△4,084 125,478
第4回				△20,551 457,376	△4,853 3,418	△20,551 457,376
			△8,773 496,804			△8,773 496,804
計	昭和23	11,749				

(注) △は発行取消し。
出所：『財政金融統計月報』第91号, 38, 69—71ページ。

この時期に発行されることとなった交付国債に二分利国庫債券がある。集中的に発行されたのは二四、五年度であるが、便宜上、ここで説明しておく。「臨時物資需給調整法」(昭和二年一月一日法律第三二号)にもとづく「過剰物資等在庫活用規則」の諸規定によって、政府は不正保有物資等特別措置特別会計(同特別会計法)昭和三年五月一日法律第三六号)の負担において譲り受ける不正保有物資または過剰物資いわゆる隠匿物資の対価として、二分利国庫債券を発行し、登録国債の交付によって決済した。額面一〇〇円につき一〇〇円、償還期限一〇年以内、利率二分という条件で、規則に定められた場合のほかは譲渡し担保に提供することは禁止されていた(不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律)昭和三年五月一日法律第三五号、「不正保有物資の対価として交付する登録国債に関する件」昭和三年一月

一九日大蔵省令第一〇一号)。年利二分、償還期限一〇年という懲罰的ともいえる発行条件はこの時期の他の国債にくらべて特異なものであるが、関係法案の成立には司令部の意向が働いていた。当初、発行額は三六億円でいどと予想されていたが、実際には表7-11のごとく、発行取消し三七一七万円余を差し引いて総額九・三五億円であった。なお、この国庫債券は昭和二五年および二六年に繰上償還された。

この期の交付国債のもう一つのブロックは農地証券である。戦後最大の改革の一つである農地改革は国債の交付という手段によって実施された。すなわち、「自作農創設特別措置法」(昭和二年一月二一日法律第四三三号)にもとづく

いわゆる第二次農地改革は、自作農創設に必要な農地を政府が地主から強制的に買取し、自作農となるべき農民に売り渡すというものであったが、その場合、買受人が一時に支払った金額は売渡人に一時に支払われるが、その分を除いた政府の買取代金、報償金および各種の損失補償金は農地証券の交付によるのである(「措置法」第四三条)。その条件は、利率三分六厘五毛⁽⁵⁾、利子は支払確定の日からこれを付し、元金は発行の日から二年間据置き、その後二年間に元利均等年賦償還の方式で、毎年一回利子と同時に支払い、交付価格は額面一〇〇円につき一〇〇円、というものであった(「農地証券発行交付規程」昭和二年三月一五日大蔵・農林省令第二号)。この証券の流動化については、金融機関等への証券の譲渡または担保提供は差し支えないとされていたが、司令部の覚書「農地証券発行に関する件」(一九四六年一月二三日付大蔵省宛ESS/FIディビジョンメモ)によって「五ヶ年間、日本銀行の銀行券発行準備に充当する事を得ない」とされていた。なお、買受人からは、自から欲するだけを一時払いとし、残余は年利三分二厘、二四年賦元利均等償還の方式で取り立てることとされた。この改革にさいして、農地の買上価格の問題が議会内外の論議の一つの焦点となったことは周知の通りであるが、インフレーションの高進期に二四カ年という長期の交付国債によって買取し、また売却代金の取立てをおこなおうとしたことも同時に注目されてしかるべきであろう。

買取の対象となった農地は不在地主の小作地全部、在村地主の一町歩(北海道は四町歩)を超える小作地および在村

表 7-12 農地証券発行交付額 (単位 千円)

年度	金額
昭和23	△19,581 6,616,420
24	△95,514 2,119,109
25	△16,053 457,602
26	△273,341 33,819
27	△64,143 24,681
28	△14,553
30	△3,597
31	△932
32	△6,747
小計	△494,461 9,251,631
33	△9
34	△9
35	△520
36	△61
37	△12
38	△67
39	△16
40	△114
43	△10
合計	△495,279 9,251,631

(注) △は発行取消し。
出所：『財政金融統計月報』第91号, 38, 69—73ページ, 同第214号, 48—58ページ, 同第270号, 44—56ページ。

地主の一町歩以下の小作地でもその者の有する自作地と合わせて三町歩（北海道は一町歩）を超えるもので、これによつて約二二一町歩を約九八万五〇〇〇人の地主から買い上げ、約三五〇万人の小作農に解放するという予定であった。この土地代金総額約一二八億円、うち約三八億円を一時払いとすると証券発行高は約九〇億円、報償金約二〇億円を加えて一一〇億円となるが、これに未墾地分の買収代金約四三億円、一時払い約七億円を差し引いた約三六億円を加算して、農地証券の発行予定額は約一四六億円と見積もられていた。実際の発行額は表7-12のごとくで、二三年度と二四年度に集中的に発行された。

最後に賜金関係の交付国債について触れておこう。これには賜金国庫債券と特別賜金公債の二種類がある。前者は、当初は日華事変、後に太平洋戦争にかんして功績のあった陸海軍人、軍属等にたいして交付されたもので、昭和二〇年八月以降においても二二三万円の発行をみたが（表7-8参照）、昭和二十二年二月、「軍人及軍属ニ交付セラレタル賜金国庫債券ヲ無効トスルコトニ関スル件」（昭和二十二年二月二十八日ポツダム勅令第一二二号、「同施行省令」同日大蔵省令第二一号）により、軍人軍属に交付された賜金国庫債券は政府において買い上げた分を除いて無効とされ、軍人軍属以外の一般文官等に交付された分についても当分の間政府買上げおよび利子支払いを停止することとなり、続いて軍人軍属分と同様に無効とされた（「軍人及び軍属以外の者に交付された賜金国庫債券を無効とすることに關する件」昭和二十二年七月二十四日法律第四号）。後者は戦没した陸海軍人、軍属等の遺家族にたいして交付されたものであるが、特別の証券を発行せず、三分半利公債を交付した。二〇年八月以降にも一八三三万円の発行をみたが（表7-8参照）、二一年度以降は戦没者扱いのうち生還した等の理由で発行取消しになった額が一九九・四万円⁽⁹⁾あったが、賜金国庫債券のように無効とされることはなかった。

二 借 入 金

この期間の借入金金の借入先別に借入・償還および年度末現在額の推移を一表にとりまとめると表7-13のようになる。借入金金の名称別に借入・償還・現在高を示すと表7-14となる。このうち新規借入分について会計別に借入先を表示すると表7-15となり、償還分については償還先別にみると表7-16となる。

これらの表から、借入金についても、この期間に増大したこと、また、その残高を借入金別にみれば、戦時財政の遺産である臨時軍事費借入金は、依然として大きな比重を占めているとはいえ、新規の借入金金の増大とともに徐々にそのウェイトを小さくしていること、それとともに、借入先についても、外資金庫中心の構造から日本銀行の比重増大という変化がみられること、等々の諸事実を看取することができる。

以下ではこの時期の特徴的な借入金金問題について簡単に説明しておこう。戦時の経済運営とともに登場した特殊な借入金である政府特殊借入金金の累増の状況を表示すると表7-17のとおりで、その戦時処理は次のようになされた。第一章、第一節、二、において説明したように、一九年度から「臨時資金調整法」にもとづく借入れが開始されたが、二十二年二月、「臨時資金調整法施行令」にもとづくもので政府特殊借入金とすることのできる買収代金、工事費等の限度を、二〇万円を超えるものから一百万円を超えるものに、また、「企業整備資金措置法」にもとづく政府特殊借入金金の一日の借入金額を一口一百万円以上から五〇〇〇円以上に引き下げたため（昭和二十二年二月二十八日大蔵省告示第四六号、同第四七号）、表7-17にみるように借入額は急増した。ところが、二十二年一〇月に政府特殊借入金金の根拠法規および関係法規が改廃され（昭和二十二年一〇月二十九日法律第四九号、同日勅令第五〇二号）、すでに設定されている政府特

表 7-13 借入金の借入先別借入・償還・年度末現在額および
比率（昭和20—23年度）（単位 千円）

年度	区 分	総 額	借 入 先				
			預 金 部	日 本 銀 行	横 浜 正 金	外 資 金 庫	そ の 他
昭和 20	年度首現在額	41,696,541	425,464	754,442	1,891,992	38,021,961	b)602,682
	同 上 比 率 (%)	100.0	1.0	1.8	4.5	91.2	1.4
	新 規 借 入	18,814,219	1,022,400	10,696,000	2,670,000	—	4,425,819
	現 金 償 還	(4,900,000)	293,278	(4,900,000)	—	—	b)37,000
	年度末現在額	55,280,440	1,154,586	6,550,400	4,561,992	38,021,961	4,991,501
同 上 比 率 (%)	100.0	2.1	11.8	8.3	68.8	9.0	
21	新 規 借 入	18,928,574	1,274,200	8,247,100	—	—	9,407,274
	現 金 償 還	(14,458,730)	59,955	—	—	—	c)14,398,775
	年度末現在額	59,750,284	2,368,831	14,797,500	4,561,992	38,021,961	—
	同 上 比 率 (%)	100.0	4.0	24.8	7.6	63.6	—
22	新 規 借 入	38,153,817	200,000	37,953,817	—	—	—
	現 金 償 還	(5,330,000)	14,098	(5,330,000)	—	—	—
	年度末現在額	91,227,966	2,554,733	46,089,280	4,561,992	38,021,961	—
	同 上 比 率 (%)	100.0	2.8	50.5	5.0	41.7	—
23	新 規 借 入	14,369,521	1,319,883	13,049,638	—	—	—
	現 金 償 還	(3,978,800)	904,861	(3,978,800)	—	—	—
	年度末現在額	14,889,224	2,969,755	13,984,363 a)	(1,161,992)	—	—
	同 上 比 率 (%)	100.0	3.3	49.8	5.0	41.9	—

(注) 1. 「現金償還」欄のカッコ内は借入金を内国債に借換えた分で、内書である。
 2. 「横浜正金銀行」欄のa)は、昭和23年12月20日付で、東京銀行に承継された分で内書である。
 3. 「外資金庫」欄の借入金は、昭和20年3月1日付で外資金庫が朝鮮銀行・横浜正金銀行、南方開発金庫からの臨時軍事費借入金（朝鮮銀行5,130,000千円、正金銀行20,639,141千円、南発金庫12,252,820千円）を承継したもの。
 4. 「その他」欄のb)には台湾銀行からの借入れ37,000千円を含むが、これは昭和20年6月30日に償還され、終戦時にはない。その他の金額は政府特殊借入金で借入先は多数、同欄c)は戦時補償打切り措置に伴う減額である。

出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和27年度、84—85ページ。

殊借入金のうち「戦時補償特別措置法」の対象となる分については、同法にもとづいて課税されることになり、課税とともに相殺されて消滅したが、納付者が納付後に所有する政府特殊借入金、および同法の対象とならない政府特殊借入金は、昭和二十二年二月一日付で同額の登録国債（特殊国庫債券い号）とすることによって処理することとなった（本章、第二節、一、2参照）。

この時期の特徴的な借入金としては一般会計の歳入補填のための借入金がある。昭和二十一年度三〇億円、二十一年度七〇億円、計一〇〇億円を日本銀行から借り入れたものである（表7-14、15参照）。これは終戦処理費一〇〇億円の財源として昭和二十一年度改定歳入歳出総予算追加案（改第一号）（二十二年二月一四日国会提出、二月一八日衆議院通過、二月一九日貴族院通過）に計上されたもので、司令部からの要求により、年度末に、しかも終戦処理費だけの追加予算の財源として借り入れられたものである。石橋蔵相は、この終戦処理費について「各種の設営費、賠償引当予算の工場等の管理保全に必要な経費の増加に伴い、不足が見込まれ……」、他方、「国民負担の現状に鑑み、本追加予算の財源を普通歳入によることは困難と認めまして、やむをえず借入金で支弁することといたした……」と説明している。⁽¹²⁾

また、「昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律」（昭和二十二年二月二一日法律第一〇号）で、この経費中翌年度への繰越額の財源に充てるため、昭和二十一年度において借り入れることができることとされた。⁽¹³⁾ 償還期限は昭和二十三年四月末日、利率は年三分六厘五毛であった。二十二年三月七日付の日本銀行作成文書は借入金の形態および条件について次のように説明している。⁽¹⁴⁾

本件は資金使途の緊要性及財政収支の現況よりして事情全く已むを得ないものとは認められるが本行の立場よりすれば金融市場の情勢に応じ適時公開市場操作を実施し得る様なるべく貸上の形を避け公債若くは、大蔵省証券引受の形を採ることが望ましいので本件貸上金に就てもその期限を前記の如く昭和二十三年四月末日に短縮し（政府申出は昭和二十五年三月一日）期日に於

表 7-14 借入金名称別借入・償還および年度末

名 称	昭和20年度				年度末 現在額	借入額
	年度首 現在額	借入額	うち 9月以降	償還額		
製鉄所事業費	45,907	—	—	1,181	44,726	—
海軍工廠資金臨時補足	40,000	—	—	—	40,000	—
農業再保険事業費	15,099	—	—	942	14,157	—
農業家畜再保険事業費	25,500	33,000	33,000	1,197	57,303	12,500
農業共済再保険	—	—	—	—	—	—
薪炭需給調節据置運転 資本臨時補足	9,000	—	—	—	9,000	—
薪炭需給調節	70,000	55,000	55,000	70,000	55,000	300,000
台湾食糧管理費	37,000	—	—	37,000	—	—
食 糧	220,000	—	—	220,000	—	—
臨時軍事費	40,668,354	13,366,000	10,200,000	4,900,000	49,134,354	—
政府特殊借入金	565,682	4,425,819	3,161,990	—	4,991,501	9,407,274
通 信 業 務	—	189,400	189,400	—	189,400	1,607,200
鉄 道 収 益	—	745,000	745,000	—	745,000	4,601,600
国有鉄道損益	—	—	—	—	—	—
国有鉄道事業費	—	—	—	—	—	—
歳入補填	—	—	—	—	—	3,000,000
貿易資金	—	—	—	—	—	—
財産税等収入金	—	—	—	—	—	—
国有林野事業	—	—	—	—	—	—
開拓者資金融通	—	—	—	—	—	—
大蔵省預金部	—	—	—	—	—	—
印刷局	—	—	—	—	—	—
印刷局運転資金	—	—	—	—	—	—
漁船再保険	—	—	—	—	—	—
合 計	41,696,542	18,814,219	14,384,390	(*4,900,000) 5,230,320	55,280,441	18,928,574

(注) 1. かつこ内は借換分、ただし*印は内国債へ借換えられたもので、いずれ
 2. 本表は『国債統計年報』昭和28年度版による訂正後の計数によっている。
 出所：『国債統計年報』昭和24年度、第2部、181—83、220—22、244—45、262—65

現在額 (昭和20—23年度)

(単位 千円)

21		22			23		
償還額	年度末 現在額	借入額	償還額	年度末 現在額	借入額	償還額	年度末 現在額
1,186	43,540	—	1,190	42,350	—	1,195	41,155
—	40,000	—	—	40,000	—	—	40,000
978	13,179	—	1,014	12,165	—	12,165	—
2,791	67,012	—	3,481	63,531	—	63,531	—
—	—	610,000	—	610,000	1,090,000	610,000	1,090,000
—	9,000	—	9,000	—	—	—	—
55,000	300,000	690,000	300,000	690,000	—	690,000	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	(*5,300,000)	—	—	—	—
—	49,134,354	—	5,300,000	43,834,354	—	—	43,834,354
14,398,775	—	—	—	—	—	—	—
—	—	(730,000)	(730,000)	—	(6,013,400)	(6,013,400)	—
—	1,796,600	5,024,000	730,000	6,090,600	9,355,400	6,013,400	9,432,600
—	—	—	(4,949,600)	—	(397,000)	(397,000)	—
—	5,346,600	—	4,949,600	397,000	397,000	397,000	397,000
—	—	(350,000)	(350,000)	—	(6,191,367)	(6,191,367)	—
—	—	7,554,000	1,362,633	6,191,367	6,191,367	6,191,367	6,191,367
—	—	(4,949,600)	—	—	(7,289,800)	(*3,978,800)	—
—	—	9,465,600	—	9,465,600	13,821,438	11,268,600	12,018,438
—	—	—	—	—	(10,000,000)	(10,000,000)	—
—	3,000,000	7,000,000	—	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
—	—	18,817	18,817	—	—	—	—
—	—	—	—	—	(7,741,000)	(7,741,000)	—
—	—	12,500,000	—	12,500,000	7,741,000	16,375,000	3,866,000
—	—	—	—	—	(636,000)	(636,000)	—
—	—	890,000	—	890,000	2,102,000	890,000	2,102,000
—	—	—	—	—	(401,000)	(401,000)	—
—	—	431,000	30,000	401,000	401,000	406,650	395,350
—	—	—	—	—	639,883	639,883	—
—	—	—	—	—	450,000	—	450,000
—	—	—	—	—	800,000	—	800,000
—	—	—	—	—	50,000	—	50,000
—	—	—	(*5,300,000)	—	—	(*3,978,800)	—
14,458,730	59,750,285	(6,029,600)	(6,029,600)	91,227,967	(38,669,567)	(38,669,567)	90,708,264

も内書。

ページ、同昭和28年度、72—73ページ。

表 7-15 新規借入金の目的別・借入先

借入先 会計 (目的)別	昭和 20				21	
	預金部	日本銀行	その他	計	預金部	日本銀行
A 一般会計	—	—	4,425,819	4,425,819	—	3,000,000
歳入補填	—	—	—	—	—	3,000,000
政府特殊借入金	—	—	a) 4,425,819	4,425,819	—	—
B 特別会計	1,022,400	10,696,000	2,670,000	14,388,400	1,274,200	5,247,100
通信事業	189,400	—	—	189,400	877,200	730,000
財産税等収入金	—	—	—	—	—	—
大蔵省預金部	—	—	—	—	—	—
印刷局	—	—	—	—	—	—
臨時軍事費	—	10,696,000	b) 2,670,000	13,366,000	—	—
国有鉄道事業	745,000	—	—	745,000	397,000	4,204,600
国有林野事業	—	—	—	—	—	—
開拓者資金融通	—	—	—	—	—	—
農業共済再保険	33,000	—	—	33,000	—	12,500
漁船再保険	—	—	—	—	—	—
薪炭需給調節	55,000	—	—	55,000	—	300,000
貿易資金	—	—	—	—	—	—
合計(A+B)	1,022,400	10,696,000	7,095,819	18,814,219	1,274,200	8,247,100

(注) 1. 借入先「その他」欄の a)は多数者, b)は横浜正金銀行.
 2. 会計別の「国有鉄道事業」は, 昭和21年度まで「帝国鉄道」, 「農業共済出所:『国債統計年報』昭和26年度, 58—59ページ.

別借入額 (昭和20—23年度) (単位 千円)

その他	計	22			23		
		預金部	日本銀行	計	預金部	日本銀行	計
9,407,274	12,407,274	—	7,000,000	7,000,000	—	—	—
a) 9,407,274	—3,000,000	—	7,000,000	7,000,000	—	—	—
—	6,521,300	200,000	30,953,817	31,153,817	1,319,883	13,049,638	14,369,521
—	1,607,200	—	4,294,000	4,294,000	—	3,342,000	3,342,000
—	—	—	12,500,000	12,500,000	—	—	—
—	—	—	—	—	639,883	—	639,883
—	—	—	—	—	—	1,250,000	1,250,000
—	—	—	—	—	—	—	—
—	4,601,600	—	11,720,000	11,720,000	—	6,531,638	6,531,638
—	—	—	890,000	890,000	—	1,466,000	1,466,000
—	—	—	431,000	431,000	—	—	—
—	12,500	—	610,000	610,000	660,000	430,000	1,090,000
—	—	—	—	—	20,000	30,000	50,000
—	300,000	200,000	490,000	690,000	—	—	—
—	—	—	18,817	18,817	—	—	—
9,407,274	18,928,574	200,000	37,953,817	38,153,817	1,319,883	13,049,638	14,369,521

再保険」は昭和22年12月15日まで「農業家畜再保険」.

表 7-16 借入金の目的別・償還先別償還額

年度 償還先 会計 (目的)別	昭和 20				21	
	預金部	日本銀行	台湾銀行	計	預金部	その他
A 一般会計	1,181	—	—	1,181	1,186	14,398,775
製鉄所事業費	1,181	—	—	1,181	1,186	—
臨時軍事費	—	—	—	—	—	—
政府特殊借入金	—	—	—	—	—	14,398,775
B 特別会計	292,139	(4,900,000) 4,900,000	37,000	(4,900,000) 5,229,139	58,769	—
財産税等収入金	—	—	—	—	—	—
大蔵省預金部	—	—	—	—	—	—
臨時軍事費	—	(4,900,000) 4,900,000	—	(4,900,000) 4,900,000	—	—
国有鉄道事業	—	—	—	—	—	—
国有林野事業	—	—	—	—	—	—
開拓者資金融通	—	—	—	—	—	—
農業共済再保険	2,139	—	—	2,139	3,769	—
薪炭需給調節	70,000	—	—	70,000	55,000	—
食糧管理	220,000	—	—	220,000	—	—
貿易資金	—	—	—	—	—	—
台湾食糧管理	—	—	37,000	37,000	—	—
合計 (A+B)	293,320	(4,900,000) 4,900,000	37,000	(4,900,000) 5,230,320	59,955	14,398,775

(注) 1. 借入金への借換えは含まない。ただし、かっこ内は借入金を内国債に借
 2. 臨時軍事費特別会計は、昭和21年度から一般会計に承継された。また、
 22年12月15日まで「農業家畜再保険」。
 出所：『国債統計年報』昭和26年度、60—61ページ。

(昭和20—23年度)

(単位 千円)

計	22			23		
	預金部	日本銀行	計	預金部	日本銀行	計
14,399,961	1,190	(5,300,000) 5,300,000	(5,300,000) 5,301,190	1,195	—	1,195
1,186	1,190	—	1,190	1,195	—	1,195
—	—	(5,300,000) 5,300,000	(5,300,000) 5,300,000	—	—	—
14,398,775	—	—	—	—	—	—
58,769	13,494	1,361,451	1,374,945	915,579	(3,978,800) 13,972,450	(3,978,800) 14,880,029
—	—	—	—	—	8,634,000	8,634,000
—	—	—	—	639,883	—	639,883
—	—	—	—	—	—	—
—	—	1,012,634	1,012,634	—	(3,978,800) 3,978,800	(3,978,800) 3,978,800
—	—	—	—	—	254,000	254,000
—	—	30,000	30,000	—	5,650	5,650
3,768	4,494	—	4,494	75,696	610,000	685,696
55,000	9,000	300,000	309,000	200,000	490,000	690,000
—	—	—	—	—	—	—
—	—	18,817	18,817	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
14,458,730	14,684	(5,300,000) 6,661,451	(5,300,000) 6,676,135	916,774	(3,978,800) 13,972,450	(3,978,800) 14,889,224

換えたもので内書。
 会計名の「国有鉄道事業」は昭和21年度まで「帝国鉄道」,「農業共済再保険」は昭和

表 7-17 政府特殊借入金推移 (単位 千円)

年 月	借入額	年 月	借入額	年 月	借入額
昭和19.3	7,803	昭和20.3 19年度計	53,270 557,878	昭和21.2 3	693,521 1,058,448
19.4	1,414	20.4	206,546	20年度計	4,425,819
5	15,291	5	114,600	21.4	163,131
7	6,876	6	85,522	5	9,120,401
8	171,361	7	106,936	6	74
9	14,103	8	750,219	11	123,666
10	86,149	9	407,936	21年度計	9,407,274
11	6,256	10	422,471	合 計	14,398,775
12	15,180	11	444,438		
20.1	94,459	21.1	135,176		
2	93,513				

(注) 借入額は月中合計。中途償還はなく、全額が戦時補償打切り措置によって減額された。

出所：『国債統計年報』昭和24年度，第2部，190，204，222，242ページ。

て確実に公債に振替へられることを条件として貸上に応ずることと致し度い。

(原注) 明年度予算は既に編成済にして且つ追加予算を計上せざる建前なるため本件貸上金返済のための公債発行は二十三年度予算に計上するの外なく因て返済期日を二十三年四月末日となさんとすものなり。

実際の借入れは、二二年三月二五日に三〇億円、同四月三〇日に五〇億円、同五月五日に二〇億円おこなわれた。その後、数回にわたって借換え、期限延長がおこなわれて、昭和二九年四月、五分半利国庫債券(第一四回)に借り換えることとされ、全額日本銀行に引き受けられた。発行価格一〇〇円につき九六円、発行額一〇四億一六六万円であった。また、この時期の特殊な財政運営にもなって発生した借入金に財産税等収入金借入金がある。財産税等収入金特別会計は物納または延納資産見返りに公債の発行または借入れをすることができるとされており、その限度は、当初、物納または延納「許可済額」の七五%となっていた〔財産税等収入金特別会計法〕昭和二一年一月一二日法律第五三三号)。ところで、昭和二一年度一般会計は財産税および戦時補償特別税の歳入を三一〇億円見込んでいたが、決算見込み(五月末計数)では二八五億円の歳入繰入れて足りるとみられた。ところが、財産税の金納収入は一六四・三

億円だったので、差引き一二〇・八億円の収入不足となった。そこで、昭和二二年六月一五日現在の「許可済額」七一億円の七五%、五〇億円を、七月一〇日、とりあえず日本銀行から借り入れた。その後、収入不足額は一二二億円と確定し、五〇億円を差し引いて所要額は七二億円となった。政府は前記特別会計法の改正案を提出し、公債または借入限度を「許可済額」から「許可申請額」の七五%に拡張し、これによる借入限度額一三六億円から既借入金五〇億円を差し引いた借入余力八六億円のうち七五億円を、七月三〇日、日本銀行から借り入れた。いずれも、利率は日歩八厘、償還期限は昭和二三年一月一〇日とされていた。なお、最初の五〇億円の借入金に関して七月九日付の日本銀行作成文書は借入金の形態をとった理由を次のように説明している⁽¹⁵⁾。

尚公債発行によらず借入金にて賄ふ理由は公債条件未定の為め公募が不能の現状に鑑み一応借入金にて賄ひ条件決定の上公募可能の状態となつた時に公債に借換へんとする政府の意図である。

(中略—引用者)

二十一年度決算完結の為めには今回の五〇億円借入の後右改正案通過を待ち更に約七〇億円の借入を行ふ筈であるが、今回の改正によれば今後は許可申請額を基準とする為め右許可申請が不許可となり金納に変更された場合はその金額だけ本借入金の返済に充てられることとなつて居り、右返済手続の簡易化を計る趣旨からも公債発行によらず借入金にて賄ふこととしたものである。

この借入金は、その後、期限延長、借換えが相次いでおこなわれたが、昭和二八年一月一〇日完済された。

表7-14にみたように、以上の他にも各種の借入金がある。個別に説明する余裕はないが、借入額の大きさについていえば、企業特別会計の借入金(通信業務、鉄道収益、国有鉄道損益、国有鉄道事業費、印刷局、国有林野事業費)が注目される。なかでも国有鉄道関係の借入金が、この時期を通じて、とりわけ大きい。鉄道復旧工事等の物件費や人件費

の増加がいちじるしい反面、運賃の引上げが、物価政策上、抑制されたことから、資金不足が慢性化していたことによる。通信事業特別会計もこの時期に借入れをおこなっている。この特別会計は資本勘定、業務勘定、用品勘定に区分されていて、業務勘定はもとも収入超過が常態で公債発行や借入れは例外だった。ところが、戦災にもなう業務収入の減少と人件費、物件費の高騰の結果、資本勘定はもちろん業務勘定においても資金不足の状態となったものである。

資本運用関係の借入金(大蔵省預金部、貿易資金)としては、貿易資金借入金がこの期に特徴的な借入金であるが、一時借入金を中心だった。本項で対象としている借入金としては、二二年四月一日、日本銀行から借り入れて同年の一〇月三十一日に償還した一八八一・七万円(日歩六厘五毛)だけなので、その事情については一時借入金の項で説明する。保険関係の借入金(農業共済再保険、漁船再保険)では、農業共済再保険借入金の二二、二三両年の借入額が大きい。二二年度については水害、干害等の異常災害、二三年度については北海道を中心とする風水害、病害による麦の被害が大きかったことによる。他にも一般行政関係の借入金(薪炭需給調節、開拓者資金融通)があるが金額は僅少だった。

この間の借入先としては、預金部の資金の余裕が小さかったこともあって、日本銀行からの借入れの比重が高まった。昭和二〇年度から二三年度の借入累計額九〇二・六六億円のうち、日本銀行からの借入額は六九九・四七億円、すなわち、七七・五%に達しており(表7-15参照)、その結果、二三年度末の借入先の分布をみると、表7-13にみるように、ほぼ半ばが日本銀行ということになった。

三 短期証券

短期証券の発行・償還・現在額の概況は表7-18の通りである。第一章、第一節、三、で述べたように、終戦当時は食糧証券だけだったが、二二年一月から大蔵省証券が、二二年一二月から薪炭証券が発行されるという変化があり、全体として残高は増大していった。また、表7-19にみるように、各年度末の所有者分布では、日本銀行の比重が増大するという変化がみられる。以下、銘柄別に簡単に説明しておこう。

食糧証券にかんする戦後の最大の変化は従来の交付糧券制度(「食糧管理特別会計法」第三条)を廃止したことである。戦後の食糧不足の下で、供出促進の一方策として、司令部から供米代金の現金払いの指示(二二年一月一八日付覚書)があった。そこで、政府は同特別会計法の一部改正をおこない(昭和二二年二月二九日法律第六一号、糧券発行限度拡張の規定は公布日から、他は二二年二月一日から施行)、交付糧券制度を廃止し、短期証券または借入金によってあらかじめ所要資金を調達した上で代金支払いをおこなうこととしたが、その場合、現金払いではなく、貯金振替払いの方法で支払うこととして、二二年二月一日以降の買入れ分から実施した。

既述のように、交付証券の金利は長らく日歩九厘だったが、市中金利の上昇にともない、二二年八月日歩一銭、同一一月日歩一銭一厘に引き上げられた。ところが、借換証券の金利は従来通り日歩六厘五毛に据え置かれていた。二二年二月以降、交付糧券制度が廃止された後は、新規、借換発行ともに他の短期証券と同様に日歩六厘五毛とされた。同年七月、長期債の金利引上げの際、短期証券についても公募を推進する趣旨から、市中金融機関が引き受ける場合、ないしは日本銀行から買い入れる場合は日歩一銭一厘に引き上げられた。ただし、日本銀行引受分は日歩六厘五毛に据え置くこととされたので、二重金利制となった⁽¹⁶⁾。この事態は、翌二三年七月、長期債の金利引上げと同時に短期証券の割引歩合を日歩一銭三厘に引き上げた際に同時に解消された。

食糧証券の発行状況を新規、借換えの別に示すと表7-20の如くである。なお、二二年二月改正法施行前には一年

表 7-18 短期証券月別発行・償還・現在額

年 月	計			大蔵省証券			食
	発行額	償還額	現在額	発行額	償還額	現在額	発行額
昭和 20. 4	1,836	1,686	2,052	—	—	—	1,721
5	925	745	2,232	—	—	—	842
6	1,648	1,690	2,190	—	—	—	1,549
7	727	755	2,162	—	—	—	649
8	1,537	1,595	2,104	—	—	—	1,467
9	697	781	2,020	—	—	—	618
10	1,526	1,450	2,096	—	—	—	1,526
11	1,338	1,097	2,337	—	—	—	1,338
12	1,028	1,325	2,040	—	—	—	1,028
21. 1	2,211	1,426	2,825	500	—	500	1,711
2	1,599	1,020	3,404	—	—	500	1,599
3	2,983	3,227	3,160	—	500	—	2,983
20年度計	18,055	16,797	—	500	500	—	17,032
21. 4	878	710	3,328	—	—	—	878
5	8,431	5,109	6,650	2,000	—	2,000	6,431
6	3,163	2,300	7,513	1,500	—	3,500	1,663
7	8,037	5,920	9,630	3,500	2,000	5,000	4,537
8	1,335	2,780	8,185	—	1,500	3,500	1,335
9	9,804	7,619	10,370	6,500	3,500	6,500	3,305
10	7,067	3,730	13,707	5,000	—	11,500	2,067
11	7,821	10,388	11,140	3,000	3,500	11,000	4,821
12	18,761	3,000	26,901	14,000	3,000	22,000	4,761
22. 1	10,125	10,161	26,865	6,500	5,000	23,500	3,625
2	18,252	14,633	30,484	9,000	8,000	24,500	9,252
3	31,670	31,214	30,940	21,500	21,500	24,500	10,170
21年度計	125,345	97,565	—	72,500	48,000	—	52,845
昭和 22. 4	5,600	18,600	17,940	—	13,000	11,500	5,600
5	15,500	12,200	21,240	14,500	11,500	14,500	1,000
6	17,100	17,100	21,240	12,500	11,500	15,500	4,600
7	9,400	23,800	6,840	2,700	18,200	—	6,700
8	6,890	4,000	9,730	—	—	—	6,890
9	11,820	6,700	14,850	3,500	—	3,500	8,320
10	9,865	5,890	18,825	2,700	—	6,200	7,165
11	18,635	9,820	27,640	7,500	3,500	10,200	11,135
12	55,880	14,180	69,340	30,500	6,700	34,000	25,180
23. 1	27,320	19,020	77,640	12,200	9,200	37,000	14,820
2	27,380	56,180	48,840	2,000	30,800	8,200	25,180
3	28,820	31,320	46,340	7,200	9,700	5,700	20,820
22年度計	234,210	218,810	—	95,300	114,100	—	137,410

(昭和20—23年度)

(単位 百万円)

糧証券		朝鮮食糧証券			薪炭証券		
償還額	現在額	発行額	償還額	現在額	発行額	償還額	現在額
1,580	1,891	115	106	161	—	—	—
669	2,064	83	76	168	—	—	—
1,580	2,033	99	110	157	—	—	—
682	2,000	78	73	162	—	—	—
1,500	1,967	70	95	137	—	—	—
705	1,880	79	76	140	—	—	—
1,450	1,956	—	—	140	—	—	—
1,097	2,197	—	—	140	—	—	—
1,325	1,900	—	—	140	—	—	—
1,426	2,185	—	—	140	—	—	—
1,020	2,764	—	—	140	—	—	—
2,727	3,020	—	—	140	—	—	—
15,762	—	523	534	—	—	—	—
710	3,188	—	—	140	—	—	—
5,109	4,510	—	—	140	—	—	—
2,300	3,873	—	—	140	—	—	—
3,920	4,490	—	—	140	—	—	—
1,280	4,545	—	—	140	—	—	—
4,120	3,730	—	—	140	—	—	—
3,730	2,067	—	—	140	—	—	—
6,888	—	—	—	140	—	—	—
—	4,761	—	—	140	—	—	—
5,161	3,225	—	—	140	—	—	—
6,633	5,844	—	—	140	—	—	—
9,714	6,300	—	—	140	—	—	—
49,565	—	—	—	—	—	—	—
5,600	6,300	—	—	140	—	—	—
700	6,600	—	—	140	—	—	—
5,600	5,600	—	—	140	—	—	—
5,600	6,700	—	—	140	—	—	—
4,000	9,590	—	—	140	—	—	—
6,700	11,210	—	—	140	—	—	—
5,890	12,485	—	—	140	—	—	—
6,320	17,300	—	—	140	—	—	—
7,480	35,000	—	—	140	200	—	200
9,820	40,000	—	—	140	300	—	500
25,180	40,000	—	—	140	200	200	500
20,820	40,000	—	—	140	800	800	500
103,710	—	—	—	—	1,500	1,000	—

表 7-18 つづ

年 月	計			大蔵省証券			食
	発行額	償還額	現在額	発行額	償還額	現在額	発行額
昭和 23. 4	25,780	30,880	41,240	—	5,700	—	25,180
5	16,390	16,410	41,220	3,000	—	3,000	11,890
6	24,690	27,690	38,220	—	3,000	—	24,090
7	25,390	13,390	50,220	12,000	—	12,000	11,890
8	31,690	33,690	48,220	6,000	9,000	9,000	25,090
9	28,780	17,390	59,610	13,000	3,000	19,000	12,890
10	51,910	37,390	74,130	9,000	12,000	16,000	41,610
11	68,100	25,100	117,130	9,000	7,000	18,000	56,910
12	119,890	60,390	176,630	37,000	12,000	43,000	81,590
24. 1	55,600	77,600	154,630	—	22,000	21,000	53,410
2	77,900	99,090	133,440	—	21,000	—	74,590
3	20,790	33,500	120,730	—	—	—	19,500
23年度計	546,910	472,520	—	89,000	94,700	—	438,640

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻，「統計」321—22ページ。

表 7-19 短期証券所有者別現在額

所 有 者	昭和 20年度末		21						大蔵省証券	
	食糧証券		大蔵省証券		食糧証券		計		大蔵省証券	
	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合
短期証券総額	3,020	100.0	24,500	100.0	6,300	100.0	30,800	100.0	5,700	100.0
1. 政 府	2,280	75.5	—	—	—	—	—	—	—	—
預 金 部	2,280	75.5	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 政 府 機 関	—	—	840	3.4	—	—	840	2.7	—	—
復興金融金庫	—	—	840	3.4	—	—	840	2.7	—	—
閉鎖機関整理委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 日 本 銀 行	740	24.5	23,660	96.6	6,300	100.0	29,960	97.3	5,700	100.0
4. 市 中 金 融 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銀 行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保 險 会 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 林 中 央 金 庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信 託 銀 行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 外 国 銀 行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には朝鮮食糧証券 140 百万円を含まない。

出所：『国債統計年報』昭和27年度，66—67ページ。

き

(単位 百万円)

糧 証 券		朝 鮮 食 糧 証 券			薪 炭 証 券		
償還額	現在額	発行額	償還額	現在額	発行額	償還額	現在額
25,180	40,000	—	—	140	600	—	1,100
15,910	35,980	—	—	140	1,500	500	2,100
24,090	35,980	—	—	140	600	600	2,100
11,890	35,980	—	—	140	1,500	1,500	2,100
24,090	36,980	—	—	140	600	600	2,100
12,890	36,980	—	—	140	2,890	1,500	3,490
24,090	54,500	—	—	140	1,300	1,300	3,490
15,910	95,500	—	—	140	2,190	2,190	3,490
47,090	130,000	—	—	140	1,300	1,300	3,490
53,410	130,000	—	—	140	2,190	2,190	3,490
76,590	128,000	—	—	140	3,310	1,500	5,300
29,500	118,000	—	—	140	1,290	4,000	2,590
360,640	—	—	—	—	19,270	17,180	—

(昭和20—23年度末)

(単位 百万円，%)

22						23					
食糧証券		薪炭証券		計		食糧証券		薪炭証券		計	
所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合
40,000	100.0	500	100.0	46,200	100.0	118,000	100.0	2,590	100.0	120,590	100.0
3,950	9.9	—	—	3,950	8.5	20,400	17.3	—	—	20,400	16.9
3,950	9.9	—	—	3,950	8.5	20,400	17.3	—	—	20,400	16.9
5,990	15.0	—	—	5,990	13.0	9,460	8.0	—	—	9,460	7.9
2,291	5.7	—	—	2,291	5.0	800	0.7	—	—	800	0.7
3,699	9.3	—	—	3,699	8.0	8,660	7.3	—	—	8,660	7.2
29,721	74.3	500	100.0	35,921	77.8	77,883	66.0	2,590	100.0	80,473	66.7
325	0.8	—	—	325	0.7	9,157	7.8	—	—	9,157	7.6
325	0.8	—	—	325	0.7	35	0.0	—	—	35	0.0
—	—	—	—	—	—	81	0.0	—	—	81	0.0
—	—	—	—	—	—	9,031	7.8	—	—	9,031	7.6
—	—	—	—	—	—	10	0.0	—	—	10	0.0
—	—	—	—	—	—	1,100	0.9	—	—	1,100	0.9
14	0.0	—	—	14	0.0	0	0.0	—	—	0	0.0

表 7-20 食糧証券発行状況
(昭和21—23年度) (単位 百万円)

年度	新規発行	借換発行	計
昭和 21	a) 26, 365	26, 480	52, 845
22	48, 500	b) 22, 200 66, 710	137, 410
23	139, 820	298, 820	438, 640

(注) a)は交付糧券, b)は法改正(昭和21法61)施行(22年2月1日)以前のもので外書。

出所: 大蔵省所蔵日本銀行資料。

内に償還する証券だけだったが、施行後は一年以内に償還する証券(改正法第三条第一項、同第四条第一項)と当該年度内に償還する証券(改正法第三条第二項、同第四条第二項)の二種類になった。改正法第三条第二項で、買入代金の支払上一時現金に不足のあるときは当該年度内に償還すべき証券を発行することができることとなったため、その借換えのための証券についても同様の規定が設けられた(第四条第二項)からである。

この時期の短期証券の領域で、もっとも特徴的な変化を示したのは大蔵省証券であろう。太平洋戦争中まったく発行されなかったこの証券が、昭和二十一年一月二十九日、五億円発行され、以後、表7-18にみるように、二一、二二、二三年度にわたって、毎年の発行をみた。大蔵省証券の復活は、既述のように、司令部の指令によって日本銀行からの一時借入金という方式が制限されたさい、短期証券が適用外となったことによる。また、二二年三月に制定された新「財政法」(二二年三月三十一日法律第三四号)においては、日本銀行からの一時借入金が可能とされた他、大蔵省証券についても、日本銀行引受発行にたいする制限は設けられていなかった(第七条第一項⁽¹⁷⁾)。なお、この「大蔵省証券及び一時借入金は、当該年度の歳入を以て、これを償還しなければならない」(第七条第二項)とされている⁽¹⁸⁾。

表7-18にみるように、二〇年度から三三年度までに二五七三億円の大蔵省証券が発行されたが、すべて日本銀行引受けによるものであった。金利は二三年五月発行分までは日歩六厘五毛、同年七月以降は一銭三厘であった。この時期の大蔵省証券は二三年一二月の発行分(二一〇億円)が最後で、二四年二月二八日には既存の証券は全額償還さ

れ、以後、昭和三四年度まで発行されることはなかった。

この時期の短期証券としては、上記二証券の他に薪炭証券がある。戦時中、木炭および薪の需給調節のため特別会計が設けられた(昭和一五年度から木炭需給調整特別会計設置、昭和一八年度から薪炭需給調節特別会計に改正)。資金ぐりのため当初は借入れをすることができたのだが、二二年一二月、特別会計法が改正されて(昭和二二年一二月四日法律第一四七号)、薪炭の買入代金と特別会計の一時的現金不足にあてるため証券を発行することができることとなった。実際の発行は二二年度から二四年度までの間で、二二年度一五億円、二三年度一九二・七億円、二四年度二三三・九億円の発行をみたが、薪炭の需給事情の好転にともない、二五年三月「薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律」(法律第三七号)が公布され(四月一日施行)、この証券も二五年四月には全額償還された。発行条件は上記二証券と同一で、当初、割引歩合は日歩六厘五毛、二三年七月以降は一銭三厘だった。

四 一時借入金

この時期の一時借入金の借入れ・償還・現在額を月別にみると表7-21のごとくである。この借入れと償還とを名称(会計)別にみると表7-22となり、借入先別にみると表7-23をうる。

全体の趨勢としては、終戦直後、臨時軍事費一時借入金を主体として借入額が急増するが、前述の司令部の指令によって新規借入額と残高の急減をみた。臨時軍事費一時借入金も二一年一月二五日の借入れを最後として、同年二月二八日には全額償還された。その後、二二年度は借入額は僅少だったが、二二年度から、新「財政法」の下で再び借入れの増大をみている。

表 7-22 一時借入金の名称別借入・償還および年度末現在額
(昭和20—23年度)

(単位 千円)

名 称	昭 和 20 年 度				21		
	年 度 首 現在高	借 入 額	償 還 額	年 度 末 現在額	借 入 額	償 還 額	年 度 末 現在額
台湾食糧管理	—	(37,000) 74,000	(37,000) 37,000	37,000	—	—	37,000
臨時軍需費	720,000	28,460,000	29,180,000	—	—	—	—
政府出資	—	(193,697) 405,547	(193,697) 405,547	—	—	—	—
新炭需給調節	—	(160,000) 315,000	(160,000) 315,000	—	(150,000) 450,000	(150,000) 450,000	—
農林家畜再保険	—	600	600	—	(8,960) 17,920	(8,960) 17,920	—
漁船再保険	—	1,480	1,480	—	—	—	—
鉄道収益	—	100,000	100,000	—	(1,100,000) 2,800,000	(1,100,000) 2,800,000	—
印刷局据置運転資本補足	—	75,000	—	75,000	—	75,000	—
燃料局据置運転資本補足	—	90,000	—	90,000	(90,000) 180,000	(90,000) 180,000	90,000
貿易資金	—	—	—	—	(1,500,000) 3,150,000	(1,500,000) 1,750,000	1,400,000
合 計	720,000	(390,697) 29,521,627	(390,697) 30,039,627	202,000	(2,848,960) 6,597,920	(2,848,960) 5,272,920	1,527,000
名 称	昭 和 22 年 度			23			
	借 入 額	償 還 額	年 度 末 現在額	借 入 額	償 還 額	年 度 末 現在額	
一般会計	7,000,000	—	7,000,000	(7,000,000) 7,000,000	(7,000,000) 7,000,000	7,000,000	
台湾食糧管理	—	—	37,000	—	—	37,000	
新炭需給調節	(900,000) 2,100,000	(900,000) 2,100,000	—	—	—	—	
農林共済再保険	(2,000) 9,400	(2,000) 9,400	—	(2,000) 7,000	(2,000) 7,000	—	
漁船再保険	3,000 (4,000,000)	3,000 (4,000,000)	—	(30,000) 60,000	(30,000) 60,000	—	
国有鉄道事業	9,500,000	9,500,000	—	(4,500,000) 17,700,000	(4,500,000) 17,700,000	—	
印刷局据置運転資本補足	—	—	—	300,000	300,000	—	
燃料局据置運転資本補足	—	90,000	—	—	—	—	
貿易資金	(4,500,000) 11,600,000	(4,500,000) 6,400,000	6,600,000	(10,600,000) 29,000,000	(10,600,000) 10,600,000	25,000,000	
国有林野事業	(324,000) 1,024,000	(324,000) 1,024,000	—	(878,000) 2,386,000	(878,000) 2,386,000	—	
自作農創設特別措置	(60,000) 120,000	(60,000) 120,000	—	80,000	80,000	—	
アルコール専売事業	(190,000) 400,000	(190,000) 400,000	—	—	—	—	
金 資 金	—	—	—	300,000	300,000	—	
不正保有物資等特別措置	—	—	—	500,000	(500)	500,000	
開拓者資金融通	—	—	—	(500) 1,000	(500) 1,000	—	
合 計	(9,976,000) 31,756,400	(9,976,000) 19,646,400	13,637,000	537,800 (23,010,500)	537,800 (23,010,500)	32,537,800	

(注) カッコ内は借換え分で内資。

出所：『国債統計年報』昭和24年度、第2部、317—19ページ、同昭和28年度、80—81ページ。

表 7-21 一時借入金月別借入・償還・現在額(昭和19—23年度) (単位 百万円)

年 月	借入額	償還額	現在額	年 月	借入額	償還額	現在額
昭和19. 4	—	—	—	21. 10	490	90	2,936
5	—	—	—	11	600	1,100	2,436
6	80	—	80	12	359	68	2,727
7	130	—	210	22. 1	50	50	2,727
8	1,072	620	662	2	1,300	1,100	2,927
9	3,215	3,000	877	3	1,090	2,490	1,527
				年度計	6,598	5,273	
10	1,813	1,810	880				
11	1,092	1,832	140	22. 4	576	—	2,103
12	4,413	3,718	835	5	1,490	—	3,593
20. 1	1,750	2,150	435	6	1,024	400	4,217
2	542	712	265	7	10,724	500	14,441
3	1,612	1,157	720	8	1,000	1,000	14,441
年度計	15,719	14,999		9	2,786	1,666	15,561
20. 4	880	760	840	10	3,780	2,214	17,127
5	—	760	80	11	460	400	17,187
6	1,994	870	1,204	12	1,406	400	18,193
7	1,185	2,060	329	23. 1	5,224	5,804	17,613
8	3,625	3,642	312	2	2,160	560	19,213
9	8,087	5,887	2,512	3	1,126	6,702	13,637
				年度計	31,756	19,646	
				10	4,600	6,084	1,028
				11	6,441	81	7,388
				12	2,315	—	9,703
				21. 1	250	—	9,953
				2	90	9,820	223
				3	55	76	202
				年度計	29,522	30,040	
				10	2,502	3,543	27,778
				11	9,700	7,380	30,098
				12	7,959	4,679	33,378
				24. 1	9,800	4,503	38,675
				2	350	4,130	34,895
				3	1,200	3,558	32,537
				年度計	57,872	38,972	

(注) 現在額のうち37百万円は、台湾食糧管理特別会計分(20年9月28日借入れ)で、償還期限(20年12月27日)は到来しているが、渉外負債に関する処理方針が未決定のため償還方法および手続きが未定で未整理となっているものである。

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」、327ページ。

表 7-23 一時借入金金の借入先別借入・償還および年度末現在額
(昭和20—23年度) (単位 千円)

年 度	区 分	総 額	借 入 先		
			預 金 部	日 本 銀 行	台 湾 銀 行
昭和 19	年 現 在 高	720,000	720,000	—	—
20	新 規 借 入	29,130,930	1,393,930	27,700,000	37,000
	(同 上 比 率)	(100)	(4.8)	(95.1)	(0.1)
	現 金 償 還	29,648,930	1,948,930	27,700,000	—
	年 度 末 現 在 高	202,000	165,000	—	37,000
21	新 規 借 入	3,748,960	1,158,960	2,590,000	—
	(同 上 比 率)	(100)	(30.9)	(69.1)	—
	現 金 償 還	2,423,960	1,323,960	1,100,000	—
	年 度 末 現 在 高	1,527,000	—	1,490,000	37,000
22	新 規 借 入	21,780,400	310,400	21,470,000	—
	(同 上 比 率)	(100)	(1.4)	(98.6)	—
	現 金 償 還	9,670,400	310,400	9,360,000	—
	年 度 末 現 在 高	13,637,000	—	13,600,000	37,000
23	新 規 借 入	34,861,300	5,500	34,855,800	—
	(同 上 比 率)	(100)	(0.02)	(99.9)	—
	現 金 償 還	15,961,300	5,500	15,955,800	—
	年 度 末 現 在 高	32,537,000	—	32,500,000	37,000

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』、第19巻「統計」、324ページ。

表 7-23 から、借入先について注目されることは、借入額の小さかった二一年度は預金部の比重は三〇・九%と高かったが、借入額の増大した二二、二三年度には、預金部からの借入れが急速に減少した結果、二二年度には一・四%、二三年度には〇・〇二%という比重を占めるだけとなり、日本銀行からの借入れの比重がふたたび増大するという推移を示したことである。

ここでは、この時期の特徴的な一時借入金をとりに上げて簡単に説明しておこう。昭和二二年度の一般会計の一時借入金七〇億円（表 7-22 参照）は臨時軍事費による国庫金繰替使用額補填のためのものである。臨時軍事費特別会計は司令部の指令（政府借入ならびに支出削減に関する件）一九四六年一月二日 SCAPIN 一六三五）にもとづいて、二二年二月末日限り終結し、同年六月末日までに仮決算をおこなうことになった（昭和二二年二月二八日ポツダム勅令第一一〇号）。その方式は次の如くであ

る。この会計の収入済歳入額および支出済歳出額は、それぞれ歳入事務管理庁および所管大臣において五月三十一日まで判明した額とするが、資金前渡官吏の支払明細が判明しない金額を支出済歳出額から控除することとした。この控除額は一般会計の歳計外の支出として整理し、同年六月一日以降、収納または支出の判明した額は一般会計に組み入れて整理することとした。その結果は次の如くである。

支出済歳出額	一五三、四四四百万円
収入済歳入額	一七三、五七六
差引歳入超過	二〇、一三二
一般会計へ移し整理した額	三八、一五五

したがって、一般会計においては三八一億円と二〇一億円との差額一八〇億円の収入不足を承継することとなった。この収入不足は、本来、公債または借入金によって補填しておくべきである（「臨時軍事費特別会計法」昭和二二年法律第八四号）が、司令部の指令によって急速にこの会計を終結する必要があり、しかも外地出納官吏との連絡不能による収支明細の不明という事情があったため、とりあえず、このような方法でその債権債務を一般会計で承継することとされたのである。

ところで、この一八〇億円の臨時軍事費の支出超過を国庫金の金繰りの面からみると、次のように、一一三・九九億円の円資金の支払超過となる。

臨軍歳出超過額	一八、〇二三百万円
内(イ)軍票による調達資金	三〇二
(ロ)外地向送金の支払未済額	六、三三二

差引円資金の支払超過額 一一、三九九 〆

軍票の未回収分三・〇二億円(イ)は、円資金としてはまだ支出となっていないし、また、前渡官吏に交付したが、外地向け送金の過程にあるため、隔地払いまたは各店間勘定に残留している額六三・二二億円(ロ)も円資金としては支払いとなっていないため、実際の円資金の支払超過額は(イ)、(ロ)を差し引いた額となる。

この一一三・九九億円の支払超過は、他の特別会計および特別勘定の残高を流用してまかなったものであるが、各特別会計および特別勘定の残高中、一応流用可能とみられる金額を控除した残額約七〇億円について借入金によって補填する必要があった。こうして、二二年七月一〇日、償還期限一カ年、利率三分六厘五毛という条件で七〇億円が日本銀行から借り入れられた。ところが、その後、在外関係の支払の確定が困難であったため、臨時軍事費関係の整理は進まず、借換えがくり返された末、政府当座預金にかなりの余裕を生じた昭和二六年四月二七日に全額繰上償還された。

次に貿易資金一時借入金をとり上げよう。この借入金は、表7-22にみるように、金額も大きい、何よりもこの時期の特殊な経済運営にかかわっている。戦後の貿易は司令部の管理の下におこなわれることとなり、二〇年一二月に對外取引を一元的にとり扱う日本側の機関として貿易庁が発足し、同時に政府のおこなう貿易決済のために、当時の「為替交易調整特別会計」の一九年度剰余金から〇・五億円を繰り入れて貿易資金が設置され(貿易資金設置に関する件)昭和二〇年一二月二一日法律第五三号)その後、二二年四月、一般会計から九・五億円の繰入れをえて合計一〇億円の資金となった。

この時期の貿易は、為替レートが存在しないまま、円貨の支払いと外貨の支払いとが完全に遮断され、前者が貿易資金、後者が司令部の管理する外貨勘定において、それぞれ独立に処理された点に特徴があった。米国側の発表によると、終戦以来、二三年度末までの輸出入実績は、輸出額六億五七六〇万ドル、輸入額一七億四一六三万ドル、差引き入超過一〇億八四〇三万ドルとなっている。⁽¹⁹⁾この巨額の入超は救済物資(ガリオア資金)および復興資材(エロア資金)の輸入によるが、円建勘定の運用である貿易資金としては、それだけ余裕を生ずるはずであるにもかかわらず、実際には膨大な支払超過となって、常に円資金の不足に悩み、相次ぐ借入限度の拡張をおこなわざるをえなかった。

それは、一つには単一為替レートの未設定と関係している。というのは、輸出貨資の買上げと輸入物資の売却は外貨価格とは無関係に国内統制価格によるのが原則だったが、食料や基礎資材を主とする輸入品は一般に国内価格が低く、概して加工度の高い輸出品は比較的高かったから、貿易資金は輸出貨資を割高に買い上げる一方、輸入品を低価格で払い下げ、その差損を自ら負担したことになる。その他にも、輸出貨資の公団保有滞貨の増大や輸入物資の払下代金の徴収の遅れ、あるいは、輸入諸掛、貿易物資取扱経費の負担という事情が重なって、この資金の赤字の原因となったのである。

かくして、表7-22にみるように借入れが累積し、二三年度末現在高は二五〇億円にのぼった。借入累計額四八七・五億円のうち、最初、二一年九月および一二月に預金部から借り入れた七・五億円を例外として、その後の借入れはすべて日本銀行からの借入れであった。その条件は、日歩八厘、ないし年利三分六厘五毛だった。

なお、この資金は上述のように、二〇年一二月二一日法律第五三号による設置の後、昭和二一年一月二二日法律第五四号「貿易資金特別会計法」により同会計に引き継がれたが、昭和二四年四月一五日限り同会計が廃止され、昭和二四年度から発足した「貿易特別会計」に整理替えされたため、この資金の借入金も同特別会計に引き継がれることになったが、その後逐次償還されて、昭和二五年三月一八日に完済された。

表7-22にみるように、以上の他にも各種の一時借入金がある。企業関係(鉄道収益、国有鉄道事業、国有林野事業、燃

料局据置運轉資本補足、アルコール専売事業、印刷局据置運轉資本補足)の一時借入金では、借入金の項で説明した国有鉄道事業の他は、国有林野事業一時借入金が比較的大きい。昭和二二年度に新設されたこの特別会計の収支は、伐採が季節的に左右される関係から上半期に支出超過、下半期に収入超過となるという事情による。アルコール専売事業特別会計(燃料局特別会計を改正)も黒字会計であるが、原料(乾甘藷、糖蜜等)の買付時期に一時的に資金の不足を生ずることによる。

資金関係(貿易資金、金資金)の一時借入金で、金資金特別会計の借入れは、昭和二三年八月に金銀等価格の大幅改訂をおこなったため、所要資金が増加したことによる。一般行政関係(薪炭需給調節、自作農創設特別措置、不正保有物資等特別措置、開拓者資金融通)の一時借入金では、薪炭需給調節一時借入金が大きい。薪炭の輸送事情の不円滑および買入れと売却の時期的ズレ等の事情によるものである。その他に、保険関係(農業家畜再保険、農業共済再保険、漁船再保険)の一時借入金があるが金額は僅少である。

(1) 以下の叙述は大蔵省所蔵日本銀行資料の記述に負うところが大きい。

(2) 日本銀行国債局作成の「電話国庫債券に関する解説(二三、七)」(大蔵省所蔵日本銀行資料)では、この考は昨年秋、追加予算提出当時から財源難打開の一法として採上げられていたもので、一種の受益者負担の思想である。

としているが、発行条件にかんして

発行価格をパーとし利率を年四分とその利回を一般の場合より幾分低くしたのは、公債引受者は利子の外に電話を利用出来るといふ利益が与へられる点を考慮したものである。

と説明している。

(3) 四分半利国庫債券の第一回分は昭和二三年三月三十一日建設院引受けで三〇〇〇万円発行され、同院はこれを「特別都市計画法」(昭和二二年九月法律第一九号)第四条の規定により、国庫補助として地方公共団体に交付したという特殊なもので

あった。

(4) 昭和二三年三月から四月にかけて、司令部が関係法案の成立を督促している事情が「渡辺武日誌」に散見される。

三月二日(金) Cohenは隠匿蔵物資に関する交付公債案の研究を要望

三月三日(水) Cohenより隠匿蔵物資に関する対価として交付国債を利用する案を至急提出せられ度との要望あり

四月一日(水) 隠匿蔵物資買上法案を急速にすすめる様希望された

なお、日銀国債局は昭和二三年四月二〇日付で次のような文書を回覧している(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

不正保有物資公債(仮称)に就て

一、四月十六日閣議で次の二法案が決定された。

「不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律案」

「不正保有物資等特別措置特別会計法案」

二、右はGHQの命令によるものであり、四月中に国会を通せと云うので当局は、予算案の出来次第国会に提出五月一日から実施したい意向である。

三、条件

年二分。十年。百円パー。譲渡(担保設定)禁止(法第二条)。此の条件は、おかしいが懲罰的だと云っている由。

(以下省略—引用者)

(5) この利率は、いうまでもなく発行準備当時の一般国債の利回りと同一である。既述のように、その後、二二年七月、一般国債の利率引上げ方針の決定にともない、農林省は農地証券の利率引上げを求めたが実現しなかったという(農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』、一九二二ページ)。

(6) 農林大臣官房渉外課『司令部覚書集』七四—五ページ。なお、この証券の償還が二カ年据置きとなったのもこの覚書の指示による。

(7) たとえば、前掲『農地改革顛末概要』一一四、一一九、一二三、一三一、一三三、一四三—四六、九九〇—九三ページ参照。

(8) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第六卷「国債」、四〇〇—〇二二ページ。

(9) 大蔵省理財局『国債統計年報』昭和四七年度、一七二—七四ページ。

- (10) この借入金は決算上は昭和二一年度の歳入として収納されている(『決算書』昭和二一年度)。
- (11) 「渡辺武日誌」では、二二年二月四日(火)の項に、ルカウントとの協議の内容として「二一年度追加見込(a)終戦処理費一〇〇億……(以上公債又ハ借入金)」とある。
- (12) 『第九十二回帝国議会衆議院予算委員会議録』(速記)第二回。
- (13) 主計局「第九十二回帝国議会提出法律案参考書」(大蔵省資料Z五二六―二〇―四)。
- (14) 「終戦処理費として百億円貸上を為すの件(昭和二二年三月七日営業総第一五号)」(大蔵省所蔵日本銀行資料)。
- (15) 「財産税等収入金特別会計及臨時軍事費による国庫金繰替使用額補填の為一般会計に対し貸上金を為すの件(昭和二二年七月九日営業総第七二号)」(大蔵省所蔵日本銀行資料)。
- なお、第二回の七五億円分の借入金に關し、「財産税等収入金特別会計に対して貸上金を為すの件(昭和二二年七月三日営業総第八八号)」(同前)は次のように説明している。
- 本件物納延納資産見返りの収入金は公債又は借入金により得る事となつてをり公債新条件決定せる今日新条件にて公債発行しても差支へない訳であるが新条件の公債は公募可能の額だけ発行する政府の方針であり、それ迄本件も一応本行よりの借入金にて賄ふ方針なること及本件は物納許可申請額を基準とする為右申請が不許可となり金納に変更された場合はそれだけ公債又は借入金を返済するを要する為この返済に便なる借入金によらんとするものである、従つて右許可申請額が確定した暁には本借入金を公債に振替へても支障なく政府としても今後の公債公募は逐次本借入金より振替へて行く方針である。
- (16) 二重金利制成立の事情については、本章第四節注(30)、六四二―四八ページ参照。
- (17) 「財政法」第七条は、旧「會計法」第六条そのままの規定であるが、二二年一月二二日の覚書と対比してみると、後述するように、国債の日銀引受発行が原則的に禁止された(同法第五条)中で、政府短期証券が例外とされたことになるから、覚書の趣旨がここで法制化されたともいえる。
- (18) 鉄道事業、通信事業の両特別会計等には、年度を越して償還することができるという例外的な規定を有しているものがある(平井平治『財政法逐条解説』昭和二二年、四七―七ページ)。
- (19) 『国の予算』昭和二四年、二九八―九〇ページ。
- (20) この数字には、便宜上、二四年四月二日の借入れ分五〇億円を含んでいる。なお、本章第二節、二、で触れた昭和二二年

度の日本銀行からの貿易資金借入金一八八・七万円(表7―14、15、16参照)は諸経費支払いのためのもので、長期借入金として処理されているので上記金額には含まれていない。

第三節 国債の償還

この時期の償還問題の特長は、制度面において若干の改正がおこなわれたことと、実態面においては、財産税法等による納税にさいして、国債の物納が認められ、それによる特別消却がなされたことであろう。

まず、償還制度の改正問題についてみよう。国債の償還は、明治三九年以来、国債整理基金特別会計をつうじておこなわれてきた。大正四年度以降は、前年度首における国債総額の万分の百十六以上を償還財源として繰り入れることとされていたが、昭和七年の改正（昭和七年度以降国債償還資金ノ繰入ノ一部停止ニ関スル件）昭和七年六月一八日法律第八号）によって、「万分ノ百十六ニ相当スル金額ノ三分ノ一以上」と改められていた。また、昭和二年に、前々年度の一般会計歳計剰余金の「四分ノ一ヲ下サル金額」を新たにこの特別会計に繰り入れることとなった（昭和二年三月三〇日法律第四号）のを、この昭和七年の改正（昭和七年法律第八号）によって、その繰入れを停止することとされた。また、昭和一四年度以降、割引国債が発行されることとなって、この特別会計法の一部改正がおこなわれた（昭和一四年度法律第五三号）。それは、国債総額の計算にさいしては発行価格をもって額面金額とみなし、かつ、毎年度の繰入額には割引差額の年割額に相当する金額を増額することとするというものであった。これは、償還期日に一時に多額の割引差額を負担することを避けるためである。

終戦の時点における国債償還の制度は以上の如くであった。戦時の国債問題の特殊な状況が償還制度に一定の歪みをもたらしただといえるが、戦後、国債問題の転換とともに償還制度の見直しがおこなわれることになる。起債政策の転換と新「財政法」制定の経緯については後述するので、ここでは償還制度の変化の要点だけを説明しておこう。

二三年三月制定の「財政法」は、国債償還に関して次のような規定を設けている。⁽¹⁾

第六条 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌年度までに、公債又は借入金金の償還財源に充てなければならない。前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

第二項にいう政令とは「予算決算及び会計令」（昭和二二年四月三〇日勅令第一六五号）をさし、同令第一九条において、「財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度においてあらたに生じた剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除してこれを計算する。」と規定されている。また、ここで「他の法律によるもの」としているのは「国債整理基金特別会計法」および「昭和七年法律第八号」のことで、国債総額の万分の百十六の三分の一の繰入れ制度をさしている。⁽²⁾ なお、「財政法」の制定にもなって、この特別会計法の第二条ノ二の規定、すなわち、前々年度の歳計上の新規剰余金の四分の一を下らざる金額を繰り入れるという規定は削除された（「公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律」昭和二二年三月三一日法律第四二号）。

以上が、償還制度改革の概要である。つまり、従来の償還制度のうち、国債総額の万分の百十六の三分の一繰入れの制度（「国債整理基金特別会計法」第二条および「昭和七年法律第八号」）は存続し、昭和七年度以降停止中であった歳計剰余金の四分の一繰入れの制度（「国債整理基金特別会計法」第二条ノ二）が復活して、その割合は二分の一に引き上げられて、「財政法」に規定されることとなった。かくして、国債償還については「国債整理基金特別会計法」と「財政法」の二本建ての規定によることとなった。この制度改革の考え方について、石原周夫主計局法規課長（当時）は次のように説明している。⁽³⁾

表 7-24 戦時補償特別税・財産税の国債納付価格一覧 (日本銀行)

国債名称	記号	納付価格
五分利公債	各記号共	百円=付 100円
甲号五分利公債	〃	100
第一回四分利公債	〃	100
第二回四分利公債	〃	100
四分利公債	〃	100
四分利国庫債券	〃	100
三分半利公債	い	96
〃	ろはにほへとちりぬる	96
三分半利国庫債券	いろはにほへとち	98
〃	りぬる	98
〃	ぬる	98
〃	わか	98
〃	かよ	98
〃	たれそつ	98
〃	ね	98
〃	ならむうのくやま	98
〃	ふこえて	98
〃	あさき	98
〃	ゆめ	98
〃	みもせす自一回至十二回	98
支那事变国庫債券	いろは	98
〃	に	98
〃	ほへとちりぬるをわかよ	98
〃	たれそつねな	98
〃	らむうのくや	98
支那事变特別国庫債券	自一回至五回	十円=付 9
大東亜戦争国庫債券	いろは	百円=付 98
〃	に	98
〃	ほへとちりぬるをわかよ	98
大東亜戦争特別国庫債券	いろはにほ	100
三分半利特別国庫債券	い	100
支那事变割引国庫債券	自一回至十六回	十円=付 7
大東亜戦争割引国庫債券	特一号自一回至二十二回	7
特別割引国庫債券	一回	7
特殊国庫債券	い	百円=付 100
四分利付仏貨公債		258法ニツキ100

(原注) 1. 納付申出日ニ於テ渡期未到来ノ利札ハ必ス附属セシメルコト。
 2. 経過利子ハ計算セサルコト。
 出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

この規定(万分の百十六の三分の一繰入れのこと―引用者)は現在再検討する時既に参つてはいるのでありますが、何分にも現在ありますところの公債の金額は非常に大きいのでありまして、これをどういう風に処理をいたすかということにつきましては目下のところ尚正確な見透しを立て得る時期でないであります。従いまして現在あります万分の百十六という減債基金制度というものの再検討につきましましてはその整理方針の樹立せられます時にこれを譲りまして、本条としては副次的な性質を持ちます毎年度の剰余金からの国債整理基金に繰入れられます金額の問題を扱つたわけであります。即ち国債整理基金特別会計には年度の期首における公債金額の万分の百十六の所に前年度剰余金の四分の一を国債整理基金特別会計に繰入れるという規定が従来あつたのであります。(中略―引用者)それをこの際復活して、その割合を四分の一を二分の一に上げまして、これに依つて、いささか微温的ではありませんが、現在非常に累積しつつあるところの公債というものの償還の一助にしたいという意味におきましてこの第五条(財政法第六条―引用者)を設けたのであります。

次に、この時期の国債償還の特長となつた財産税法等による国債の物納の問題について説明しておこう。第三章において触れたように、二一年秋、「財産税法」(昭和二十一年一月二日法律第五二号)、「戦時補償特別措置法」(昭和二十一年一月九日法律第三八号)が制定されたが、財産税および戦時補償特別税の納付にさいして、金銭のみによる完納を困難とするときは、国債による物納の申請が認められた。この場合、物納国債の収納価格は、三分半利国債、割引国債については発行価格、四分利以上の国債および特殊国庫債券(い号)については額面金額とされた。また、四分利付仏貨公債については、当初、額面金額(同証券約款所定の換算率により換算―昭和二十二年五月二日蔵税第一三三三号主税局長通達)とされたが、二十二年五月二十八日および六月一六日付主税局長通達によつて、五月二日付通達はとり消され、財産税の課税ないし物納等の処理は停止された。なお、四分利付仏貨公債以外の外貨債については評価の算定不能のため、物納できないこととされた。納付価格の一覧表を示せば表7-24の如くである。

表 7-26 国債償還資金使用額 (昭和21—23年度) (単位 千円)

区 分	年 度		
	昭 和 21	22	23
国債償還資金	2,061,215	2,211,892	2,657,237
前年度より繰越額	447,742	447,363	576,560
当該年度繰入額	1,613,473	1,764,529	2,080,677
使 用 額	1,613,852	1,635,332	2,527,840
内 国 債	1,613,852	1,635,332	2,527,840
満期償還額	—	—	1,254,312
繰上償還額	—	—	—
買入消却額	199	240	1,035
借換公債募集金不足補填額	180	—	—
財産税等収入金特別会計収入国債消却額	1,613,473	1,524,656	1,082,393
国債整理基金保有国債消却額	—	110,436	190,100
外 国 債	—	—	—
差引翌年度繰越額	447,363	576,560	129,397

出所：『財政金融統計月報』第91号，87ページ。

この物納国債は財産税等収入金特別会計から国債整理基金特別会計の所属に移された上で消却されたが、この場合、一般会計から収納価格に相当する国債元金償還資金の繰入れがあったものとみなされた（「財産税等収入金特別会計法」第三条）。この時期の国債償還の制度と仕組みの主要な問題は以上の如くである。償還資金繰入れの状況を算定すると表7-25のように推定され、国債償還への使用状況は表7-26にみる通りである。この表から、財産税等の物納国債の消却がこの時期の国債償還に大きな役割を果たしたことが分かる。なお、昭和二三年一二月一日満期の三分半利国庫債券（り号）および（を号）は全額現金償還となった。

各年度の償還の状況を、償還方法別・金利別、および、償還方法別・銘柄別にみると、表7-27、および表7-28をうる。また、二〇年度から二三年度までの償還状況を総括すると表7-29となる。償還方法別にみると、この時期の特徴である財産税法等による物納という特別消却によるものが四九・一％を占めている。この方法によって償還された国債を金利別にみると、全体として三・五％債が八割を占めているが、残

表 7-25 国債償還資金予算額・繰入額 (昭和21—23年度) (単位 千円)

区 分	昭 和 21 年 度		22		23	
	予 算 額	繰 入 額	予 算 額	繰 入 額	予 算 額	繰 入 額
1. 国債整理基金特別会計法による 116の1/3以上 10000の1/3以上 分(a+b)	2,970,000	1,613,473	510,314	1,737,970	642,503	1,224,896
a 財産税等収入金特別会計からの繰入分	a) 2,970,000	b) 1,613,473	a) 297,000	c) 1,524,657	a) 500,000	c) 1,082,393
b 一般会計からの繰入分	—	—	213,313	213,313	142,503	142,503
2. 割引国債の発行 価格差減額分	—	—	26,559	26,559	26,547	26,547
3. 歳計剰余金分	—	—	—	—	829,234	829,234
合計(1+2+3)	2,970,000	1,613,473	536,873	1,764,529	1,498,284	2,080,677

- (注) 1. 予算額は最終予算。
 2. a) は財産税等収入金特別会計の歳入予算中財産税および戦時補償特別税の国債収入を加えたもの（「決算書」昭和21, 22, 23年度）。b) は財産税等収入金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入額中国債償還分の決算額。ただし、これに見合う予算額は12,374百万円となっており、a) に、政府特殊借入金収入9,404百万円を加えた額となっている。また、その決算額は、a) に見合う分は117,479千円で、政府特殊借入金収入は1,844,217千円であるから、b)の金額中には、政府特殊借入金償還分も含まれているのではないかと推定されるが『国債統計年報』はこの計数をとっている。一応これを掲げた（「決算書」昭和21年度）。c)は『国債統計年報』の計上計数であるが、財産税等収入金特別会計から国債整理基金へ繰入額中借入金返済、同利子および政府特殊借入金を控除した額（各年度「決算書」中の「国債元利償還支払表」により計算）にほぼ符合するので、予算額に対応する現物国債収入の繰入額と推定される。他は、繰入額は『国債統計年報』昭和28年度，56ページにより、予算額は繰入額と同額を計上して計算した。
 3. 昭和20年度分は資料不足により不明。
 4. 大蔵省財政史室調べ。国債元金の償還資金繰入額は「予算書」「決算書」に明示されないが、『国の予算』昭和24—27年版、『国債統計年報』昭和26—28年版の計数に「予算書」「決算書」の計数を照合して推定。

表 7-27 内国債償還方法別・金利別償還額

年度	利率	特別消却		買入消却		期限償還	
		金額 (A)	($\frac{A}{E+F}$) %	金額 (B)	($\frac{B}{E+F}$) %	金額 (C)	($\frac{C}{E+F}$) %
昭和20	5.0	—	—	—	—	—	—
	4.5	—	—	—	—	315,000	100.0
	4.0	—	—	—	—	—	—
	3.65	—	—	54	0.0	—	—
	3.5	—	—	1	0.0	—	—
	割引	—	—	—	—	—	—
	計 (百分比)	—	—	55 (0.0)	0.0	315,000 (100.0)	0.2
21	5.0	2,116	0.1	88	0.0	—	—
	4.0	1,417	0.0	585	0.0	—	—
	3.65	—	—	—	—	—	—
	3.5	17,656	0.0	20,179	0.0	—	—
	割引	285	0.0	123	0.0	—	—
	計 (百分比)	21,474 (50.6)	0.0	20,975 (49.4)	0.0	—	—
	22	5.0	158,639	7.2	525	0.0	—
4.5		—	—	—	—	—	—
4.0		101,005	0.9	18,254	0.2	—	—
3.65		76,853	0.3	1,218	0.0	—	—
3.5		1,191,852	0.7	90,074	0.1	—	—
割引		16,978	1.9	6	0.0	—	—
計 (百分比)		1,545,327 (93.4)	0.7	110,077 (6.6)	0.1	—	—
23	5.5	—	—	—	—	—	—
	5.0	17,714	0.1	17,509	0.1	—	—
	4.5	—	—	—	—	—	—
	4.0	8,555	0.0	161	0.0	—	—
	3.65	123,827	0.4	10,084	0.0	903,535	2.8
	3.5	983,599	0.6	164,518	0.1	1,267,401	0.7
	2 割引	13,891	1.6	△ 3 3	0.0	—	—
計 (百分比)	1,147,586 (32.7)	0.4	192,273 (5.5)	0.1	2,170,936 (61.8)	0.8	

- (注) 1. 償還方法別は日本銀行国債額明細帳の表示による。
 2. △は発行取消し、更正、資金返納であって、外書。
 3. 特別消却額は記帳が翌年度であっても、取引が実際おこなわれた年度に算
 4. この時期に買上償還、繰入償還はおこなわれなかった。
 5. 日本銀行国債局調べの計数により作成。

(昭和20—23年度)

(単位 千円)

償還額計			年度首残高		年度内発行額	合計	
($\frac{D=A+B+C}{E+F}$)	百分比	($\frac{D}{E+F}$) %	(E)	百分比	(F)	(E+F)	百分比
—	—	—	2,218,755	2.1	6	2,218,761	1.6
315,000	100.0	100.0	315,000	0.3	—	315,000	0.2
—	—	—	3,304,930	3.1	0	3,304,930	2.4
54	0.0	0.0	920,501	0.9	33,861	954,362	0.7
1	0.0	0.0	99,093,032	92.8	33,456,269	132,549,301	94.5
—	—	—	892,438	0.8	4,727	897,165	0.6
315,055	100.0	0.2	106,744,656	100.0	33,494,863	140,239,519	100.0
(100.0)							
2,204	5.2	0.1	2,218,761	1.6	5	2,218,766	1.3
2,002	4.7	0.1	3,304,931	2.4	—	3,304,931	1.9
—	—	—	954,308	0.7	1,960,282	2,914,590	1.7
37,835	89.1	0.0	132,549,301	94.7	30,394,683	162,943,984	94.6
408	1.0	0.0	897,165	0.6	—	897,165	0.5
42,449	100.0	0.0	139,924,466	100.0	32,354,970	172,279,436	100.0
(100.0)							
159,164	9.6	7.2	2,216,562	1.3	—	2,216,562	1.1
—	—	—	0	—	30,000	30,000	0.0
119,259	7.2	1.0	3,302,929	1.9	8,500,000	11,802,929	5.6
78,071	4.7	0.3	2,914,590	1.7	21,898,759	24,813,349	11.8
1,281,926	77.4	0.8	162,906,149	94.6	7,533,000	170,439,149	81.1
16,984	1.0	1.9	896,756	0.5	—	896,756	0.4
1,655,404	100.0	0.8	172,236,986	100.0	37,961,759	210,198,745	100.0
(100.0)							
—	—	—	0	—	14,484,383	14,484,383	5.1
35,223	1.0	0.1	2,057,397	1.0	23,700,000	25,757,397	9.1
—	—	—	30,000	0.0	22,381,719	22,411,719	7.9
8,716	0.2	0.1	11,683,669	5.6	5,651,385	17,335,054	6.1
1,037,446	29.6	3.2	24,735,277	11.9	△19,581	32,255,090	11.4
2,415,518	68.8	1.4	169,157,222	81.1	7,539,394	169,157,156	59.9
—	—	—	—	—	△66	11,749	0.0
13,892	0.4	1.6	879,772	0.4	—	879,772	0.3
3,510,795	100.0	1.2	208,543,337	100.0	73,748,983	282,292,320	100.0
(100.0)							

入して計上した。

表 7-28 内国債償還方法別・銘柄別償還額

年 度	名 称	特別消却		買入消却		期限償還	
		金 額 (A)	($\frac{A}{E+F}$) %	金 額 (B)	($\frac{B}{E+F}$) %	金 額 (C)	($\frac{C}{E+F}$) %
昭 和 20 年 度	五 分 利 公 債	—	—	—	—	—	—
	甲 号 五 分 利 公 債	—	—	—	—	—	—
	第 一 回 四 分 利 公 債	—	—	—	—	—	—
	第 二 回 四 分 利 公 債	—	—	—	—	—	—
	第 四 分 利 公 債	—	—	—	—	—	—
	三 分 半 利 公 債	—	—	—	—	—	—
	四 分 半 利 国 庫 債 券	—	—	—	—	315,000	100.0
	四 分 利 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—
	三 分 半 利 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—
	三 分 半 利 特 別 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—
	支 那 事 変 特 別 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—
	支 那 事 変 特 別 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—
	支 那 事 変 割 引 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—
	大 東 亞 戦 争 特 別 国 庫 債 券	—	—	0	0.0	—	—
大 東 亞 戦 争 特 別 割 引 国 庫 債 券	—	—	1	0.0	—	—	
大 東 亞 戦 争 割 引 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—	
特 殊 割 引 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—	
賜 金 国 庫 債 券	—	—	54	0.0	—	—	
計	—	—	55	0.0	315,000	0.2	
(百 分 比)			(0.0)		(100.0)		
昭 和 21 年 度	五 分 利 公 債	992	0.1	19	0.0	—	—
	甲 号 五 分 利 公 債	1,124	0.3	69	0.0	—	—
	第 一 回 四 分 利 公 債	311	0.2	235	0.1	—	—
	第 二 回 四 分 利 公 債	192	0.2	39	0.0	—	—
	第 四 分 利 公 債	193	0.2	4	0.0	—	—
	三 分 半 利 公 債	1,829	0.1	230	0.0	—	—
	四 分 利 国 庫 債 券	721	0.0	306	0.0	—	—
	三 分 半 利 国 庫 債 券	2,748	0.0	2,032	0.0	—	—
	三 分 半 利 特 別 国 庫 債 券	3	0.0	—	—	—	—
	支 那 事 変 特 別 国 庫 債 券	4	0.0	2	0.0	—	—
	支 那 事 変 特 別 国 庫 債 券	4,267	0.0	1,709	0.0	—	—
	支 那 事 変 割 引 国 庫 債 券	55	0.0	28	0.0	—	—
	大 東 亞 戦 争 特 別 国 庫 債 券	6,330	0.0	13,985	0.0	—	—
	大 東 亞 戦 争 特 別 割 引 国 庫 債 券	2,476	0.2	2,222	0.2	—	—
大 東 亞 戦 争 割 引 国 庫 債 券	230	0.0	95	0.0	—	—	
特 殊 割 引 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—	
賜 金 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—	
計	21,475	0.0	20,975	0.0	—	—	
(百 分 比)	(50.6)		(49.4)				

(昭和20—23年度)

(単位 千円)

償 還 額 計			年 度 首 残 高		年 度 内 発 行 額	合 計	
($\frac{D=A+B}{B+C}$)	百 分 比	($\frac{D}{E+F}$) %	(E)	百 分 比	(F)	(E+F)	百 分 比
—	—	—	1,822,069	1.7	6	1,822,075	1.3
—	—	—	396,686	0.4	—	396,686	0.3
—	—	—	164,209	0.2	—	164,209	0.1
—	—	—	94,340	0.1	—	94,340	0.1
—	—	—	82,851	0.1	0	82,851	0.1
—	—	—	1,632,677	1.5	28,219	1,660,896	1.2
315,000	100.0	100.0	315,000	0.3	—	315,000	0.2
—	—	—	2,963,530	2.8	—	2,963,530	2.1
—	—	—	25,975,223	24.3	26,680,550	52,655,773	37.5
—	—	—	0	—	59,000	59,000	0.0
—	—	—	17,447	0.0	—	17,447	0.0
—	—	—	16,816,858	15.8	—	16,816,858	12.0
—	—	—	226,346	0.2	—	226,346	0.2
0	—	—	53,564,479	50.2	6,500,000	60,064,479	42.8
1	0.0	0.0	1,086,348	1.0	188,500	1,274,848	0.9
—	—	—	666,092	0.6	3,630	669,722	0.5
—	—	—	—	—	1,097	1,097	0.0
54	0.0	0.0	920,501	0.9	33,861	954,362	0.7
315,055	100.0	0.2	106,744,656	100.0	33,494,863	140,239,519	100.0
(100.0)							
1,011	2.4	0.1	1,822,074	1.3	5	1,822,079	1.1
1,193	2.8	0.3	396,686	0.3	—	396,686	0.2
546	1.3	0.3	164,209	0.1	—	164,209	0.1
231	0.5	0.2	94,340	0.1	—	94,340	0.1
197	0.5	0.2	82,851	0.1	—	82,851	0.0
2,059	4.9	0.1	1,660,897	1.2	—	1,660,897	1.0
1,027	2.4	0.0	2,963,530	2.1	—	2,963,530	1.7
4,780	11.3	0.0	52,655,773	37.6	30,394,683	83,050,456	48.2
3	0.0	0.0	59,000	0.0	—	59,000	0.0
6	0.0	0.0	17,447	0.0	—	17,447	0.0
5,976	14.1	0.0	16,816,858	12.0	—	16,816,858	9.8
83	0.2	0.0	226,346	0.2	—	226,346	0.1
20,315	47.9	0.0	60,064,479	42.9	—	60,064,479	34.9
4,698	11.1	0.4	1,274,848	0.9	—	1,274,848	0.7
325	0.8	0.0	669,722	0.5	—	669,722	0.4
—	—	—	1,097	0.0	—	1,097	0.0
—	—	—	—	—	1,960,282	1,960,282	1.1
—	—	—	954,308	0.7	—	954,308	0.6
42,450	100.0	0.0	139,924,465	100.0	32,354,970	172,279,435	100.0
(100.0)							

表 7-28 内国債償還方法別・銘柄別償還額

年 度	名 称	特別消却		買入消却		期限償還	
		金 額 (A)	($\frac{A}{E+F}$) %	金 額 (B)	($\frac{B}{E+F}$) %	金 額 (C)	($\frac{C}{E+F}$) %
昭 和 22 年 度	五分利公債	77,407	4.3	525	0.0	—	—
	甲号五分利公債	81,232	20.5	—	—	—	—
	第一回四分利公債	25,182	15.4	1	0.0	—	—
	第二回四分利公債	12,084	12.8	3,479	3.7	—	—
	四分利公債	5,183	6.3	3	0.0	—	—
	三分半利公債	83,320	5.0	54,489	3.3	—	—
	四分半利国庫債券	—	—	—	—	—	—
	四分利国庫債券	58,557	2.0	14,772	0.5	—	—
	三分半利国庫債券	176,962	0.2	2,532	0.0	—	—
	三分半利特別国庫債券	331	0.6	—	—	—	—
	支那事变特別国庫債券	196	1.1	423	2.4	—	—
	支那事变国庫債券	211,402	1.3	3,123	0.0	—	—
	支那事变割引国庫債券	5,530	2.4	1	0.0	—	—
	大東亜戦争国庫債券	588,642	1.0	1,582	0.0	—	—
	大東亜戦争特別国庫債券	130,999	10.3	27,925	2.2	—	—
	大東亜戦争割引国庫債券	11,444	1.7	5	0.0	—	—
	特別割引国庫債券	4	0.4	—	—	—	—
	特殊国庫債券	76,853	0.3	1,218	0.0	—	—
	復興四分利国庫債券	—	—	—	—	—	—
	賜金国庫債券	—	—	—	—	—	—
	計 (百分比)	1,545,328 (93.4)	0.7	110,078 (6.6)	0.1	—	—
	昭 和 23 年 度	五分利公債	9,031	0.5	16,050	0.9	—
甲号五分利公債		8,683	2.8	1,458	0.5	—	—
第一回四分利公債		2,730	2.0	114	0.1	—	—
第二回四分利公債		1,380	1.8	—	—	—	—
四分利公債		958	1.2	3	0.0	—	—
三分半利公債		6,692	0.4	35,837	2.4	—	—
四分半利国庫債券		—	—	—	—	—	—
四分利国庫債券		3,487	0.1	4	0.0	—	—
三分半利国庫債券		22,704	0.0	4,091	0.0	1,267,401	1.4
三分半利特別国庫債券		22	0.0	53,897	91.9	—	—
支那事变特別国庫債券		115	0.7	710	4.2	—	—
支那事变国庫債券		177,014	1.1	475	0.0	—	—
支那事变割引国庫債券		5,641	2.6	△ 30	0.0	—	—
大東亜戦争国庫債券		758,457	1.3	2,372	0.0	—	—
大東亜戦争特別国庫債券		18,597	1.7	67,136	6.0	—	—
大東亜戦争割引国庫債券		8,250	1.3	3	0.0	—	—
特別割引国庫債券		0	0.0	—	—	—	—
特殊国庫債券		123,827	0.5	—	—	—	—
二分利国庫債券		—	—	—	—	—	—
電話国庫債券		—	—	40	0.0	—	—
復興四分利国庫債券		—	—	—	—	—	—
復興五分利国庫債券		—	—	—	—	—	—
五分半利国庫債券	—	—	—	—	—	—	
農地証券	—	—	—	—	—	—	
賜金国庫債券	—	—	10,084	1.1	903,535	94.7	
計 (百分比)	1,147,588 (32.7)	0.4	192,272 (5.5)	0.1	2,170,936 (61.8)	0.8	

(注) 前表と同じ。

(昭和20—23年度) つづき

(単位 千円)

償還額計			年度首残高		年度内発行額	合計	
($\frac{D=A+B+C}{E+F}$)	百分比	($\frac{D}{E+F}$) %	(E)	百分比	(F)	(E+F)	百分比
77,932	4.7	4.3	1,821,068	1.1	—	1,821,068	0.9
81,232	4.9	20.5	395,493	0.2	—	395,493	0.2
25,183	1.5	15.4	163,663	0.1	—	163,663	0.1
15,563	0.9	16.5	94,109	0.1	—	94,109	0.0
5,186	0.3	6.3	82,654	0.0	—	82,654	0.0
137,809	8.3	8.3	1,658,838	1.0	—	1,658,838	0.8
—	—	—	0	0.0	30,000	30,000	0.0
73,329	4.4	2.5	2,962,503	1.7	—	2,962,503	1.4
179,494	10.8	0.2	83,045,676	48.2	7,533,000	90,578,676	43.1
331	0.0	0.6	58,997	0.0	—	58,997	0.0
619	0.0	3.5	17,441	0.0	—	17,441	0.0
214,525	13.0	1.3	16,810,882	9.8	—	16,810,882	8.0
5,531	0.3	2.4	226,262	0.1	—	226,262	0.1
590,224	35.7	1.0	60,044,164	34.9	—	60,044,164	28.6
158,924	9.6	12.5	1,270,150	0.7	—	1,270,150	0.6
11,449	0.7	1.7	669,397	0.4	—	669,397	0.3
4	0.0	0.4	1,097	0.0	—	1,097	0.0
78,071	4.7	0.3	1,960,282	1.1	21,898,759	23,859,041	11.4
—	—	—	—	—	8,500,000	8,500,000	4.0
—	—	—	954,308	0.6	—	954,308	0.5
1,655,406 (100.0)	100.0	0.8	172,236,984	100.0	37,961,759	210,198,743	100.0
25,081	0.7	1.4	1,743,137	0.8	—	1,743,137	0.6
10,141	0.3	3.2	314,261	0.2	—	314,261	0.1
2,844	0.1	2.1	138,480	0.1	—	138,480	0.0
1,380	0.0	1.8	78,547	0.0	—	78,547	0.0
961	0.0	1.2	77,468	0.0	—	77,468	0.0
42,529	1.2	2.8	1,521,028	0.7	△ 66	1,520,962	0.5
—	—	—	30,000	0.0	22,381,719	22,411,719	7.9
3,491	0.1	0.1	2,889,174	1.4	—	2,889,174	1.0
1,294,196	36.9	1.4	90,399,182	43.3	—	90,399,182	32.0
53,919	1.5	91.9	58,666	0.0	—	58,666	0.0
825	0.0	4.9	16,822	0.0	—	16,822	0.0
177,489	5.1	1.1	16,596,358	8.0	—	16,596,358	5.9
5,639	0.2	2.6	220,731	0.1	—	220,731	0.1
760,829	21.7	1.3	59,453,939	28.5	—	59,453,939	21.1
85,733	2.4	7.7	1,111,227	0.5	—	1,111,227	0.4
8,253	0.2	1.3	657,948	0.3	—	657,948	0.2
0	0.0	—	1,093	0.0	—	1,093	0.0
123,827	3.5	0.5	23,780,969	11.4	922,974	24,703,943	8.8
—	—	—	—	—	11,749	11,749	0.0
40	0.0	0.0	—	—	3,391,385	3,391,385	1.2
—	—	—	8,500,000	4.1	2,260,000	10,760,000	3.8
—	—	—	—	—	23,700,000	23,700,000	8.4
—	—	—	—	—	14,484,383	14,484,383	5.1
—	—	—	—	—	△ 19,581	6,596,839	2.3
—	—	—	—	—	6,616,420	6,616,420	2.3
913,619	26.0	95.7	954,308	0.5	—	954,308	0.3
3,510,796 (100.0)	100.0	1.2	208,543,338	100.0	73,748,983	282,292,321	100.0

表 7-29 内国債償還方法別・金利別・銘柄別償還額総括表
(昭和20—23年度計) (単位 千円)

区 分	特別消却		買入消却		期限償還		償還額計		
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
金 利 別	五 分 利	178,469	6.6	18,122	5.6	—	—	196,591	3.6
	四 分 半 利	—	—	—	—	315,000	12.7	315,000	5.7
	四 分 利	110,977	4.1	19,000	5.9	—	—	129,977	2.4
	三 分 六 厘 五 毛	200,680	7.4	11,356	3.5	903,535	36.3	1,115,571	20.2
	三 分 半 利	2,193,107	80.8	274,772	85.0	1,267,401	51.0	3,735,280	67.6
割 引	31,154	1.1	[△] 3133	0.0	—	—	31,284	0.6	
計	2,714,387	100.0	323,380	100.0	2,485,936	100.0	5,523,703	100.0	
銘 柄 別	五 分 利 公 債	87,430	3.2	16,594	5.1	—	—	104,024	1.9
	甲 号 五 分 利 公 債	91,039	3.4	1,527	0.5	—	—	92,566	1.7
	第 一 回 四 分 利 公 債	28,223	1.0	350	0.1	—	—	28,573	0.5
	第 二 回 四 分 利 公 債	13,656	0.5	3,518	1.1	—	—	17,174	0.3
	四 分 利 公 債	6,334	0.2	10	0.0	—	—	6,344	0.1
	三 分 半 利 公 債	91,841	3.4	90,556	28.0	—	—	182,397	3.3
	四 分 半 利 国 庫 債 券	—	—	—	—	315,000	12.7	315,000	5.7
	四 分 利 国 庫 債 券	62,765	2.3	15,082	4.7	—	—	77,847	1.4
	三 分 半 利 国 庫 債 券	202,414	7.5	8,655	2.7	1,267,401	51.0	1,478,470	26.8
	三 分 半 利 特 別 国 庫 債 券	356	0.0	53,897	16.7	—	—	54,253	1.0
	支 那 事 変 特 別 国 庫 債 券	315	0.0	1,135	0.4	—	—	1,450	0.0
	支 那 事 変 国 庫 債 券	392,683	14.5	5,307	1.6	—	—	397,990	7.2
	支 那 事 変 割 引 国 庫 債 券	11,226	0.4	[△] 330	0.0	—	—	11,253	0.2
	大 東 亞 戦 争 国 庫 債 券	1,353,429	50.0	17,939	5.5	—	—	1,371,368	24.8
	大 東 亞 戦 争 特 別 国 庫 債 券	152,072	5.6	97,284	30.1	—	—	249,356	4.5
大 東 亞 戦 争 割 引 国 庫 債 券	19,924	0.7	103	0.0	—	—	20,027	0.4	
特 別 割 引 国 庫 債 券	4	0.0	—	—	—	—	4	0.0	
特 殊 国 庫 債 券	200,680	7.4	1,218	0.4	—	—	201,898	3.7	
電 話 国 庫 債 券	—	—	40	0.0	—	—	40	0.0	
賜 金 国 庫 債 券	—	—	10,138	3.1	903,535	36.3	913,673	16.5	
計	2,714,391	100.0	323,380	100.0	2,485,936	100.0	5,523,707	100.0	
(百 分 比)		(49.1)		(5.9)		(45.0)		(100.0)	

(注) 前表と同じ。

高にたいする比率(表7-27 A/E+F)でみると、消却のもっとも進んだ二二年度では、五%債、四%債という高利債の比率が七・二%、〇・九%となっていて、平均の〇・七%を上回っている。

- (1) 石原周夫(当時主計局法規課長)は、この規定について、同法四条、五条と比較して次のようにいっている。「第六条は、今までの四条、五条のような思想的な背景はないので、むしろ単純な健全財政主義と言ってもいいのかもしれない。」(石原周夫口述「財政法、会計法改正の経緯」昭和二八年五月一日—「戦後財政史口述資料」第二分冊、一七ページ)。
- (2) なお、昭和七年法律第八号によって「国債総額ノ万分ノ百十六ニ相当スル金額ノ三分ノ一以上」を償還資金として繰り入れられることとなっていたのを、昭和二二年三月の改正(法律第四二号)で、「三分ノ一」と改められた。
- (3) 内務省大臣官房会計課「財政会計等諸法規の解説と資料」昭和二二年、一六二—一六三ページ。

第四節 国債政策の推移

国債の発行と償還の状況を種類別に概観すると以上の如くである。以下では、上述の過程の背後にある政策上の主要問題をとり上げる。国債形態の問題についてはすでに触れたから、起債方法の転換にかかわる問題がここでの中心論点となる。

一 起債政策の転換

本章第一節においてすでに紹介したように、二一年一月二一日付覚書「政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件」は、国債の日本銀行引受発行を制限し、これを「最後ノ手段」として位置づけた。この制限が国債の形態別に異なっていたことから、その後の発行国債の形態に一定の影響を与えたという事情については既述の通りであるが、一般国債については、この覚書によって発行方法の転換が模索されることになる。一月三〇日付の「重要懸案事項」⁽¹⁾(大蔵事務次官引継書類)中の金融局作成文書は「政府支出削減ニ関スル連合軍最高司令部ノ指令ニ基キ臨時軍事費特別会計及一般会計ノ一時借入金制度ハ廃止セラレ且公債発行ハ第一次的ニ国民ノ蓄積資金ヲ対象トスベキコトヲ為リタルニ付従来ノ日本銀行引受ニ依ル公債発行方法ハ全ク新ナル構想ニ基キ之ヲ改訂スルノ要アリ具体的ニ研究中ナリ」としている。

ところで、既述のように、二一年三月には、国債の発行が必要となつて、金融機関および預金部の引受けによって発行されたが、この時期の対応は二月一七日に実施された金融緊急措置という特殊事情の影響を強く受けている。三月二一日付の理財局作成文書によって説明すると次の如くである。⁽²⁾

今次の金融緊急措置の実施に伴ひ前月中最高発行高六一八億円に上つた日銀券は大幅に収縮し金融機関の手許に預貯金として還流し来り多額の資金の余力を生ずることとなるが、政府は金融機関に於ける此の蓄積資金を以て、先づ日銀借入金の返済に充てしめ尚余力あるものに付ては之を国債の消化産業資金の供給等に充てしめることとした。

(中略—引用者)

今次の金融緊急措置に依り預金部並に一般金融機関に生ずべき資金余力の状況を推定すると、先づ特別銀行及大銀行は多額の日銀借入金を擁する為今回の増加資金を以てしても尚日銀よりの借入金が相当額残ることとなり従て資金の余力を生ぜざる見込であり結局資金の余力は地方銀行筋農林中央金庫及預金部等に集積せられたるものと思はれる。従て之等金融機関が前述の国債並に日銀手持国債の消化に当ることとなるが、之等金融機関に生ずべき資金の余力は大体に於て此の国債消化必要額を満たすこととならう。(中略—引用者)今後之等の国債並に食糧証券の発行は国庫金の状況及金融情勢の推移に依り随時適当なる時期に適当なる額を按配して発行する方針であるが、特に国債発行方法としては日銀引受の方法を廃し一般金融機関又は預金部の引受けに依ることとした。

一月二一日付の前記「覚書」が、日本銀行借入金を有する普通銀行からの資金調達をも制限していたという事情がこの対策のうちに表現されている。⁽³⁾

この時期におけるより長期的な政策の模索状況は、三月二三日付理財局国庫課作成の文書「当面ノ国債処理ニ関スル問題」⁽⁴⁾に見出される。そこでは、「今後ニ於ケル歳入補填方策ニ関スル問題」として、交付国債、短期国債の活用という問題の他に、次のような論点をあげている。

新規国債ノ発行方法（政府ノ封鎖支払ニ依ル蓄積資金ノ活用等）

今後ノ国債発行ニ付テハマ司令部ノ指令モアリ凡テ公募ニ依ラザルヲ得ザル処現下ノ金融情勢等ヨリシテ差当リ貯蓄ノ増強ヲ期待シ難ク公募ノ実行ハ極メテ困難ナルモノト認メラル、仍テ本問題ニ関シテハ左記ノ諸措置ヲ実施スルコトヲ要ス

- (1) 歳出ヲ極力縮減シ国債ノ発行ヲ少額ニ止ムルコト
- (2) 今後ノ国債応募資金トシテ金融機関ノ現在ノ余裕金ヲ留保シ置クコト
- (3) 政府ノ封鎖支払其ノ他金融緊急措置ニ依ル封鎖支払ヲ徹底シ之ヲ国債応募資金トシテ活用スルコト
- (4) 金融機関ヲ網羅セル国債応募引受機構ヲ整備スルコト

また、四月一六日付の同課作成文書「昭和二十一年度国債消化見込ニ関スル件」⁽⁵⁾では、国債消化可能額の推定にあたって、産業資金の統制が必要だという考え方を述べている。「産業資金ノ統制、国債優先ノ方策ヲ講ズルヲ必要トス」と。

ところで、同年一〇月、通信および鉄道事業費等の財源として、三分半利国庫債券を発行することになったが、自由預金の伸びが進展しないにもかかわらず、封鎖預金の引出しがおこなわれた結果、国債に投じうるような遊資の蓄積が枯渇し、「最後ノ手段」たる日本銀行引受けによって発行することを余儀なくされた。このような状況の下で、国債公募問題の具体的検討がおこなわれることとなる。

国債公募の原則の法制化への模索は、二二年一二月二日付の次の文書⁽⁶⁾（銀行局作成と推定）にも見出される。

第一 通貨発行の規制に関する件

一、公債公募主義の断行

今後発行する公債は公募によることとし左の要旨の法律を制定すること。

「日本銀行法の規定に拘らず爾今日本銀行引受の方法によつて公債を発行する事を得ない。但し、この法律によつて特に例外を認めた場合は此の限りでない。」

（備考）

- (1) 公債公募が出来ないため政府資金が不足するときは、政府の支払を削減すべきを明かにすること。
- (2) 単独法の制定によるか日本銀行法の改正によるかを研究すること。
- (3) この法律の改廃が極めて困難となる方法を考究すること。
- (4) 国債不安感の解消方法を考究する。

また、同月一七日付で銀行局が作成したと推定される文書では、国債にかんする基本的考え方が三項目に具体化されている。ここでは、国債発行について、公募を原則としながら、日本銀行引受けを一定の条件の下に認めようという考え方の他に、歳入補填公債と事業公債とを区別しようという考え方等が述べられている。次の如くである。⁽⁷⁾

今後の公債発行政策について

- 一、鉄道、通信等の事業公債及び終戦処理のため特に必要とする公債の外、今後歳入補填公債は発行しないこと。
- 二、公債の新規発行は、原則として公募により、日本銀行引受によるのは、特に議会の協賛を経た場合に限ることとし、この場合に於ても日本銀行は、引受総額の一定割合以上を一年を超え保有することは出来ないものとする。
- 三、国庫剰余金、国有財産（物納財産を含む）の処分収入の総額及び租税収入の一定割合は、毎年度これを減債基金に繰入れ国債整理制度を確立すること。

備考

本件は法律を以て明定するものとする。

この時期に、国債公募の具体的方策を検討したものとしては、右に紹介した文書と同時に作成されたと考えられる

銀行局の文書「国債消化に関する件」⁽⁸⁾の他に、同日付の理財局作成の文書「新規公債の発行について」⁽⁹⁾が見出される。次の如くである。

国債消化の促進に関する件（銀、昭二一、一二、一七）

国債公募を容易にするため左の措置を講ずること

- 一、国債の破棄又は利下等を行はない方針を再確認するとともに、右について社会党の協調を求め、国債不安を解消すること。
- 二、市中銀行等の実際経費と釣合がとれる新利率の短期蔵券及び中期国債を発行することとともに国債シンジケート又はこれに準ずる機構の整備を図ること。

新規公債の発行について（理、昭二一、一二、一七）

- 一、財政資金及び産業資金調整のため、強力に資金の統制を行ひ、国債は総て公募によることとし、その実施を前提条件とし、金融機関の採算状況等を勘案した国債発行条件を変更する。

(註)一 現下の最重要基礎産業の所要資金を優先的に確保し、不要不急産業への資金融通を極力抑制して、生産の均衡的發展を図り経済の復興を促進する。

二 これがため、現下の資金蓄積と財政及び産業資金の需要の状況より勘案して、産業資金総額を概定し、資金蓄積額の概ね五割の範囲内にこれを止めることとし、資金蓄積額の他の五割は優先的に国債を保有せしめる。

三 資金の吸収を促進し、日本銀行借入への依存を排すると共に、シンジケートの結成、金融機関相互間の資金疎通を行はしめ金融秩序の回復と金融の正常化を図る。

四 日本銀行は各金融機関につきその預金総額の一定割合に相当する額を最高限度とし、これを超える貸出は厳にこれを抑止することとし、スタンプ手形等特殊手形制の活用により積極的に市場操作を行ひ資金の効率的利用及び調整を図る。

- 五 資金の運用については一定の準則の下に、可及的に金融機関をして自主的に調整せしめると共に他面これが実施状況の監査を徹底的に実施する。
- 二、国債発行条件を次のやうに変更する。

(一) 金融機関の資金コスト収益率等を勘案して利率を年四分二厘とする。

(二) 予算を簡明化するため、発行価格を額面額とする。

(三) 国内的及び国際的に経済情勢の安定し得る予想時期等を勘案し且現存国債の償還年次との競争を避けるため償還期限は五年前後の中期債とする。

(註)一 資金吸収の有効手段として丈でなく、国債公募の基礎条件を熟成しインフレ抑制に端的に寄与せしめるため、金利の現況に照応し、国債等の証券貸出等諸利率を適正に配置する。

二 金利水準に於ける国債利率の地位が将来国債の低利借換を必要とするに至つた場合を考慮し、国債利廻を発行価格及償還期限により調整することも考へられる。

三、前項の国債発行条件の変更は自由預金を対象とする公募国債よりこれを実施することとし、其の時期は概ね昭和二十二年三月以後を予定する。

(註)一 預金保証及び戦争保険関係補償公債等の交付公債は現行条件による。

二 現行預金封鎖制度は当分これを継続することとし、封鎖預金の自由払戻は、社会政策上已むを得ない場合の外、原則としてこれを認めないこととする。

三 所謂新生産所得及び最重要産業の所要資金は新円でこれを供給する。

四 大蔵省証券其の他の融通証券の割引を八厘程度に引上げその市場消化を図ることとし、昭和二十二年早々から実施する。

これに伴ひ、各会計の一時借入金についても、その証券化を図ることとし、所要の法制的措置を講ずる。

- 五 国債発行条件の変更に伴ひ、既発国債に相当の減価を生ずるが金融機関の資産内容悪化が今後の資金吸収に及ぼす影響を考慮し法制的に現帳簿価格による擬制評価を行はしめると共に、日本銀行の担保掛目も現状通りとする。
- 六 既発国債の元本及び利子に対しては切捨、利下其の他何等の措置を講じない。
- 七 日本銀行は、国債の買取を廃止し国債を担保に徴する場合は、封鎖預金払出預金融通のため特に必要と認められると
きの外三による新規国債を優先的に取扱ふ。

備考 新規国債の条件を現行通りとし、資金蓄積額の半額を優先的に国債消化に配分する代りにその資金を預金部に集中して預金部をして国債を購入せしめ預り金コストと現行国債利率との差額は別途に国庫より補填する方法も考へられる。

(別表省略—引用者)

国債公募のための具体的方策として、ここで論及されているのは、三月二三日付理財局文書にもあった国債応募引受機構の整備の構想(銀行局、理財局)の他、四月一六日付理財局文書にみられた資金統制の考え方の具体化(理財局)や国債発行条件の改訂(銀行局、理財局)等の構想である。これらの論点は、それぞれ、その後、検討が深められることとなる。以下では、これらの問題点を個別にとり上げることしよう。

まず、国債発行にかんする原則の法制化という銀行局の文書に示されていた課題は、単独法の制定でも「日本銀行法」の改正でもなく、⁽¹⁰⁾かねてから主計局法規課において立案作業が進められていた「財政法」(昭和二年三月三十一日法律第三四号)に盛りこまれるという形で立法化が実現した。すなわち、「日本国憲法の制定施行に伴い……財政処理の方則についても、この際根本的な改革を行う必要が生じた」が、「財政処理の基本的原則を明らかに」⁽¹¹⁾するものとして、会計法とは別に、財政法が制定されることとなったが、同法四条、五条および六条において、公債のあり方が規定された。六条については既に紹介したが、四条と五条は次の如くである。

第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

前項但書の規定により公債を発行し又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならない。

第一項に規定する公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

第五条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。

この条文を、先に紹介した一二月一七日付の銀行局作成(推定)の文書「今後の公債発行政策について」と比較すると、四条において前記文書の第一項の趣旨がほぼ活かされているといつてよい。原則として歳入補填公債を発行しないという趣旨はより徹底したものとなって「終戦処理のため特に必要とする公債」という考え方も、ここでは欠落している。そして、公債発行が認められる場合としては、「鉄道、通信等の事業公債」という考え方から、「公共事業費、出資金及び貸付金の財源」に拡張されている。また、五条は、その第二項の前段の考え方と実質的に同一である。日本銀行による「引受総額の一定割合以上を一年を超え保有することは出来ないものとする」という後段の考え方は、昭和七年以来の発行方式を念頭においたものといえるが、この法律には見受けられない。なお、前記文書で償還制度をとり扱った第三項は、同法では、歳計剰余金の二分の一を公債の償還に充てるという第六条の規定となっている。

なお、四条、五条の趣旨について、財政法成立当時、石原周夫主計局法規課長は次のように説明している。⁽¹²⁾

第四条の趣旨は所謂健全財政の一つの面であります。(中略—引用者)その具体的な出し方というものはその時々インフレーション、デフレーションの状態、或は国民経済の一般の状態というものに依って左右されることは申すまでもないのでありますので、第四条の趣旨は逆に公共事業費、出資金及び貸付金につきましては凡て公債で何時でも出してよろしいという意味では固よりないのであります、こういうような生産的な支出、資本的支出というものは、それ自身の経費の支出に依りまして将来

の国の財政力が直接或は間接に増加せられるわけであり、一般の財源の喰込みというものを生じない意味で公債を出してよろしいのであるという一般的な考え方であり、(中略—引用者)

(また、第五条の趣旨は、健全財政という観点から—引用者)原則として日本銀行引受に依つて公債を出すことを禁止したのであります。しかしながらそこに但書を設けましたのは一つは現在の如く民間資金の蓄積著しく不十分であるが経費の要求というものはまた非常に緊迫をしているという状況におきましては、特に国会の議決を経まして、その範囲内では日本銀行をして引受けしめることがどうしてもやむを得ないのではないかとということが第一であります。

第二の点は、恐らく近い将来におきましては、そういうようなことが起るかということとは若干疑問ではありますが、丁度現在のような状況と逆の経済の状況が生じた際に、景気の回復を図るために政府が一種の放出政策を採る必要が生れて来ることは考えられるのであります。即ち景気政策の見地から、政府が自ら信用を造出して、それに依つて景気の回復を図るということは考えられるのであります。一応この但書をおきました意味は、差当つての問題として已むを得ないところの例外であるという風に考えていただきたいのであります。

ところで、石原は、後年(二八年五月)、四条と五条の考え方について、若干異なったニュアンスで次のように回想している。⁽¹³⁾

それから、第四条は国の公債政策というものを書いておるわけであり、これは、公共事業費、出資金、貸付金の財源以外には公債、借入金を出してはならないという規定であります。主計局の中でこれを立案いたしますときにいろいろな議論をいたしましたもの一つであったわけであり、御承知のように一九三〇年代の後半におきまして、北欧スウェーデンとか、ノールウェーとかいう国におきましては、複予算といいますが、ダブル・バジェット、御承知のように中立貨幣論というように考え方がありまして、景気の消長というものを財政をもって調整して行く。非常に好況のときには政府がどんどん金を吸い上げて、金をためておいて、不況なときにはたまつた金を出して行って、不況を緩和する、こういうような一つの貨幣政策、貨幣理

論から来る財政政策の考え方があるわけですが、そういう複予算といいますが、ダブル・バジェットというものがありまして、経常予算と資本支出との二つのものを置いて、資本支出を調整する。それを大きくしたり、小さくしたり、その財源を公債に求めたり、あるいは一般会計から繰入れたりするという形で、景気の消長を、政府の資本投資というものの動かし方で調整して行くという考え方、この考え方は積極面であり、この四条を入れましたときには、そういうような積極面から財政政策というものが、一つの景気政策的な動かし方をして行くのだという考え方に對しまして、もう一つは、当時も非常に強い議論であつたのであります。戦時中の公債政策というのはいかぬじゃないか、この際、財政を通ずる根本の立て方をするときには、赤字公債を出さないということを明らかにしようじゃないかという両方の議論を取入れて——これは今申上げたダブル・バジェットのような積極的な意味における表現になっておりませんが、これは両方に動き得るということを考えて、この条文がつくつてあるわけであり、(中略—引用者)

第五条は、第四条と関連いたしましたして、なかならず公債を発行する場合に、日本銀行に引受けさせてはならない。但書がありまして、国会の議決を経た金額の範囲内ではこの限りではない。今申し上げましたように、公債政策というのは表裏の二面を持つておいて、一方では赤字公債を出さないというような政策と、他方では景気政策的に、ある通貨操作というものを公債政策を通じてやるといふ両面をもっておりますので、四条、五条を通じて両方に動き得るような書き方をとっておるわけであり、

先に引用した説明との相違は、景気政策的運用という観点がここでは強調されているようにみえること、また、具体的論点としては、日本銀行引受発行が許容される場合として、前者においては、景気政策的運用——もっとも、ここでは高橋財政期のような状況を念頭においているようにみえるが——のほかに、資金の蓄積が不十分な場合という当時のような状況が想定されていたのに、後者の説明においては脱落しているということであろう。

ところで、「財政法」の立案過程において、この問題にかんしては司令部からの指示はなかったというが、二〇年⁽¹⁴⁾一月二四日、ならびに二一年一月二二日の覚書の制約下での立案であつたし、事実、五条に限っていえば、二一年

一月二二日の覚書の趣旨がここで法制化されたともいえる⁽¹⁵⁾。そして、公債に財源を求めうる場合を限定した四条ととも、より一般的な意味づけを与えられることになった。もっとも、「財政法」中に四条、五条、六条がおりこまれた経緯は、必ずしも明らかではないが、その点はともかくとして、公債にかんする一般的な原則が、戦後財政運営の一つの基準として法的に確立されることになった。

新「財政法」は二二年四月一日施行となつてはいたが、四条と五条については二三年度以後の予算に計上される公債と借入金に適用されることとなつていた（附則第一条第二項）。そして、すでに述べたように（本章、第二節、一）、三分半利国庫債券の日本銀行引受けによる発行は、二二年一〇月から二二年七月まで持続し、実際の公募発行がおこなわれるにいたつたのは二二年九月からである。そして、公募の原則の決定以来、実施にいたる間に、そのための諸方策が検討され、準備された。

国債の発行方式については、上記の諸文書中にシンジケート団結成の構想もあつたが、最終的には金融機関直接引受方式が採られることになった。二二年二月の時点で、各種の方式を比較検討した日本銀行国債局作成の文書を紹介しておこう。⁽¹⁸⁾

国債発行の方式に就て（昭和二二年二月国債局）

国債発行の最も正統的方法たる一般募集は普通個人等の直接投資に多きを期待し難い現状では事務煩瑣となるのみで殆ど実益に乏しい。従て以下は国債消化の主流をなす金融機関の引受に依る諸案に付比較検討することとする。

一、第一案 金融機関直接引受に依る案

目今の情勢として金融機関をして資金蒐集に努力させ之に依り個々に直接国債を引受させる所謂直接引受の方法が手近な遣方であり形式的にも一応公募と見られ好ましき方法とされる。然し此方法にては

- (一) 積極性に乏しいこと、従て目今の情勢上大量消化は望み得ないこと
- (二) 証券業者等を介入せしめ之に活躍せしむる余地に乏しいこと等の憾がある

（原注） 昨二十一年三月新旧円切換の際金融機関流込資金を以て此方法に依り約五拾億円を消化した但内五割は農中の引受である

二、第二案 本行に資金をプールする案

之には次の二方法が考へられる

(A)案 本行に「国債引受特約預金」の如き勘定を設け例へば左記要領に依り各金融機関の資金を取入れること

- (イ) 預入者 各金融機関
- (ロ) 預入額 金融機関の手許状況に依るも大体増加預金の五〇％程度とすること
- (ハ) 期限 (a) 無条件もの
(b) 三ヶ月以上もの
- (ニ) 利率 (a) に対しては蔵券割引率と同率
(b) に対しては国債利廻と同一

(B)案 (A)と同趣旨なるも預金に代へ「本行振出手形」の売出に依り各金融機関の資金を取入れること、実施要領は大体(A)案に同じ

右両案共金融機関の専ら短資を狙ふこととなり量の多きを期待し得ざる憾ある外何れも本行が国債を引受ける形となるものであるから公募移行を建前とする現段階に於ては好ましくないものとされる

三、第三案 国債引受会社を設置し之に引受売却を為さしめる案

(一)要 領 全金融機関及証券引受会社の出資に依り国債引受専門の一会社を設立し之に(イ)各金融機関の資金を導入し引受けを為さしめるか或は又(ロ)之が引受たる国債を主として各金融機関に売却せしめるかの方法を講ずること

(イ) 構成 (イ) 出資は普銀、特銀、生保、信託、農中及証券引受会社等とし資本金は差当り五千万円程度とすること

(ロ) 運営は本行と密接なる関係を保たしめる為め出来得れば本行内に主たる事務所を設置せしめること
 本案に依り金融機関の増加預金中の一定割合を優先的に確保するときは国債消化は極めて計画的に而もスムーズに行き得るものと考へられるが行き方としては相当思ひ切つたものであり独占的、強制的色彩も伴ふものであるから四團の状況等よりして一挙に本案に飛躍する事は困難と見なければならぬ

四、第四案 シ団を結成せしめ之に全額引受及売却を為さしめる案

国債引受シ団を結成せしめ之に引受並に売却を為さしめる案であるが引受各機関の自主性を發揮せしめ得るから前記諸案中最も時宜に適したものと謂ふべきであるが之が成功を期するには矢張り或程度圧力を加へる必要がある事勿論である

シ団(国債引受団)の結成並に運営要領左の如し

(一) シ団の構成

従来のメンバーを拡大し銀行、信託及生保の全部、之に農中を加へ尚証券引受会社(五社)は下受とすること

(二) 結成方法

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松、札幌、仙台の本行本支店をして各地区の各社社の代表者を同日一斉に招集結成せしめ之に条件を内示し引受額を定めること

(三) 引受の標準

前半期又は四半期に於る増加預金(純増)又は之に準ずる資金の五割を標準とし之に各社社の手許状態を勘案し各地区に在る本行本支店に於て定めること

(四) 手数料

引受手数料は額面百円に付三十銭とし証券会社経由分は之に尚二十銭増すこと

(五) 時期

引受に依る発行は大体年二回(又は四回)とし第一回は来る三月十五日(仮定)と予定すること

(以下別紙省略—引用者)

ここでは国債引受シンジケート団の結成が「最も時宜に適したもの」とされているが、同年七月にいたって、市中消化を前提とした発行および消化方式の細目が大蔵省と日本銀行との間で協議され、直接引受方式を採用するという方針が決定された。二二年七月二四日の「協議の概要」⁽¹⁹⁾では次のようになっている。

二、発行及び消化方式

(一) 公募移行の主旨を体し、新規債の発行は市中直接引受の方式によるものとし、且つその限度に止め、その余の不足は日銀借入金で賄うものとする。

但し、目先猶消化可能見込ある時は、それに相当する金額を新規債の形で日銀引受(ランニングストックとして)とすることが出来る。この部分については旧条件との利鞘を日銀から政府へ納付する二重金利措置を採らない。

(二) 消化方法は日銀本支店中心の個別的指導斡旋による(その要領は別に立案)。差当りシ団等の組織は設けない。要すれば起債調整協議会の機能を利用する。

(三) 毎月一回市中引受額を確定し一定日(一応二十日を予定)に直接引受の形で発行する。(中略—引用者)

(四) 右の外既述日銀引受分がある時は市中手許状況により随時その消化を図る。

この協議後の大きな変更点は、証券業者をも直接引受けに参加させることに改められたことで、九月二五日、この新態勢の下で、復興四分利国庫証券一〇億円が金融機関および証券業者の直接引受けの方法で発行された。参考までに、引受状況を示すと表7-30の如くである。こうして、いちおう、国債の新しい発行方式が形成された。

ところで、この直接引受けによる方式は、前掲の日本銀行国債局の検討文書においては、「積極性に乏しく、」目下の情勢上大量消化は望み得ない」と特徴づけられているが、このような弱点を補う役割を果たしたのが資金統制であ

表 7-30 復興四分利国庫証券
引受状況(昭和22年9月)
(単位 千円)

引 受 先	金 額
銀行	913,500
証券会社	30,000
農林中央金庫	30,000
預金の他計	25,050
その他	1,450
合 計	1,000,000

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

る。先に紹介した二一年一月七日付の理財局作成文書は、国債の公募と同時「強力に資金の統制を行」うことを提案していた。このような資金統制の構想は、主として、当時の二つの政策上の課題に対処しようとしたものである。その一つはインフレの抑制で、二一年二月に実施された金融緊急措置によってインフレションの高進は一時的には抑制されたが、間もなく、通貨の増発とインフレの再高進をみつめた。もう一つは、後に傾斜生産方式として結実する課題で、経済復興の緊要度に応じて産業資金を割り当てようという構想が、生産面における重点主義の構想とともに、この時期に形作られてくる。

このような課題に應えるために、政府は、「金融緊急措置令」にもとづいて、二二年三月一日、「金融機関資金融通準則」(大蔵省告示第三七号)を公布施行した。

これは、従来金融機関が自主的におこなってきた融資の規制措置を法制化したもので、その後、昭和二四年四月にいわゆるドッジ・ラインが実施されるまで重要な役割を果たした。そのねらいは、①市中金融機関による産業資金の供給について、自主的申合わせによる融資限度(銀行は増加預金の五〇%)を設け、原則としてその蓄積資金の範囲内に局限させることによって、通貨の膨脹を阻止するとともに資金の量的統制をはかり、②市中金融機関の貸出しを設備資金・運転資金別に産業の種類にわけて、高順位のものに優先的に貸出しをおこなうことによって、資金の質的統制をおこなおうというものであった。なお、①にかんしては、その後、二二年七月になって、産業資金の融資限度を自主的申合わせによることを改めて法規により設定することとし、また、この限度の算定方法について、一般自由預金増加高の一定割合という方法を改め、一般自由預金に第一封鎖預金および公金預金を加えたものを算定基準として、

その増加目標額の一定割合(当面、銀行は五〇%)によることとされた。さらに、国債・地方債・復金債への投資、日本銀行借入金返済、産業資金枠外融資などはこの限度外とされた(昭和二二年七月二一日大蔵省告示第一五四、一五五、一五六号)。以上が、この時期の資金統制の概略である。

そして、既述の公募国債の金融機関引受けという方式は、この「金融機関資金融通準則」による融資限度外の資金運用において、国債投資に一定の割合を設定するという形でおこなわれたのである。二二年九月八日の大蔵省銀行局長通達⁽²⁰⁾は、各金融機関の引受基準について、第二四半期資金増額のおおむね五%とされたいというものであったが、銀行協会側においては、八月分資金純増額の一〇%を基準とすることとし、⁽²¹⁾以後の発行においても、銀行の国債引受基準を資金純増額の一割とするという基準が踏襲された⁽²²⁾。国債の発行が直接引受方式となったのはこのような資金統制の強化を背景としたものであった。

ところで、国債公募のための具体的方策の最大のもは、国債発行条件の改訂問題である。具体的には、国債金利の引上げと償還期限の短期化とであるが、とりわけ、前者が中心の課題であった。この時期の金融政策の一つの特徴は、インフレションの高進にもかかわらず、公定歩合の引上げに消極的であったことにある。戦後のこの時期においても、低金利政策が維持されたのは、金利水準の上昇が国債利子の上昇をもたらして、国債費の増加を招き、既発国債の価格を引き下げるといふ意見は強かったし、原価計算によって定められていた公定価格の引上げをもたらすことになるという考慮からする反対もあった。さらに、そもそも、統制経済下のインフレション進行期には金利政策の効果にはおのずから限界があるという事情があった。しかし、このような政策と仕組みの下においても、公募を實行しようとするれば、国債金利の引上げを考慮せざるをえないという事情が形成されてくる。二二年一月一三日に、日本銀行国債局長から大蔵省理財・銀行両局長に提出された「新規国債ノ発行条件ニ関スル提案」⁽²³⁾は次のように述べて

いる。

新規国債ノ発行条件ニ関スル提案

(昭和二十二年一月十三日付をもつて大蔵省理財・銀行両局長に国債局長より提出)

一、要旨

(イ) 一般国債ニ在リテハ応募者ノ利廻四分二、三厘ヲ目途トシ左ノ如ク定ムルコト。

	新条件	現条件
利率	四分	三分半
発行価格	九八円五〇	九八円〇〇
期限	七年	十七年
利廻	四分二四	三分六五

(原注) 但シ公募ノ場合ニハ五〇銭程度ノ手数料ヲ交付スルコト(此ノ場合實際利廻四分三三)。

* 尚将来ノ人件費昂騰ニ対シテハ手数料ノ引上乃至政府関係事務取扱手数料ノ交付ニヨリ調整スルモノトス。

(ロ) 大蔵省証券ニ在リテハ割引日歩ヲ八厘五毛トスルコト。(コール中心金利無条件一銭乃至一銭一厘)

二、説明

(イ) 金融機関ニ於テハ最近ノ人件費膨脹並ニ預金伸悩ミニ基ク経費率増大ノ為預金原価増嵩シ現在ノ国債金利ニテハ多クノ資金ヲ之ニ振向クルコト困難ナル実情ナリ、尚既ニ引揚ラレタル貸出並ニ社債ノ金利トノ均衡ヲモ考慮スル要アリ、国債完全消化ノ建前ヨリスルモ此ノ際ノ金利引上ハ或ル程度已ムヲ得ザルベシ。

(備考) 将来若干ノ長期預金引上考慮セラルルトモ此ノ分ハ短期預金漸増ノ振合ナルヲ以テ預金原価ハ差シテ上昇セザルモノト見込ム。

(ロ) 預金原価トノ関係

(A) 全国普銀ニテハ

	利率	経費率	計
昭二〇・上	二・四一%	〇・六五%	三・〇七%
二〇・下	二・一八	〇・八〇	二・九八
二一・上	二・〇〇	〇・九四	二・九四

(以上実績)

利率率ハ短期預金ノ比重増加ニ依リ当面ノ見透シトシテハ寧ロ低下ノ傾向ニアルモ人件費ヲ主トスル経費率ノ膨脹著ク之ヲ昭和廿一年上期ノ仮ニ倍増トスレバ預金原価ハ三分八、九厘見当ニ上ルコトナルベシ。

(B) 預金部ニテハ昭和廿年実績ハ利率率二分二厘経費率五厘程度ニテ昨今ノ経費率ヲ右ノ二倍半ト踏メバ預金原価ハ三分五厘見当トナルベシ。

(C) 農中ニテハ

	利率	経費率	計
昭二〇・下	三・五九%	〇・一一%	三・七一%
二一・上	三・四九	〇・一四	三・六四

(特配中止)

(以上実績)

当面ノ見透	三・六四	〇・二〇	三・八四
-------	------	------	------

(特配復活)

(原注) 特配トハ府県農業会ヘノ戻シニシテ〇・一四九%ナリ

(D) 貯銀ニテハ

	利率	経費率	計
昭二〇・下	二・九二%	一・〇九%	四・〇一%
	(実績)		

当面ノ見透シトシテハ利率ハ相当低下シ居ル模様ナルモ経費率膨脹シ預金原価ハ右ノ四分ヲ若干上廻ルヤト推測セラル。

(E) 以上綜合スルニ預金原価ハ普銀ニテ三分八、九厘貯銀ニテ四分余トナルヲ以テ或ル程度ノ資産償却ヲ見込ムトキハ新規国債利廻ハ大体四分二、三厘程度ニ引上グルコト必要ナルベシ。因ニ戦時中ノ預金原価ハ普銀ニテハ大約三分四厘前後ニテ国債利廻トノ差ハ二、三厘ナリキ。

(F) 貸出金利トノ関係

戦時中ノ貸出金利ハ四分五厘見当ナリシガ昨今ハ概ネ五分五厘以上ニ引上ゲラレ居リ預金原価トノ差モ戦時中ノ一分一厘前後ガ現在ニテハ一分六厘以上ニ拡大セラレ居レリ。又国債金利トノ開キハ従来八厘前後ナリシガ今国債ヲ四分二厘トスルモノノ差ハ一分三厘以上トナル。(貸出金利ト社債金利トノ開キニツイテモ同様ノ現象アリ) 右ハ貸出金利ガ他ノ金利ニ比シ既ニ相当高位ニアルヲ示スモノナルガ貸出金利ハ債券金利ト異リ素々弾力性ヲ持ツト共ニ融資ノ危険性多キ現状ナレバ右現象ハ或ル程度已ムヲ得ズ国債金利ヲシテ必ズシモ従来ノ開キヲ以テ右貸出金利ニ近接セシムルノ要ナキモノト思ハル。

(G) 社債金利トノ関係

一流事業債ハ戦時中四分三厘 パー 十二年 戻シ一〇銭利廻四分三厘一毛ナリシガ昨今ハ四分四厘九角五分〇 十二年 戻シ一〇銭利廻四分四厘六毛(将来ノ見透シトシテハ四分五厘迄ハ已ムヲ得ズ)ニ引上ゲラレタルガ売行ハ先ヅ良好ナリ。之ト国債トノ開キヲ見ルニ戦時中ハ六厘五毛(但シ以前ノ税引ニテハ三厘程度)ナリシガ今回国債、社債ノ懸隔ヲ緩和スル

意味ニテ兩者ノ開キヲ二、三厘程度マデニ縮ムルモノトセバ国債利廻ハ四分二、三厘見当トナルベシ。

因ニ金融債ハ戦時中四分二厘 パー 十五年 戻シ一〇銭利廻四分二厘一毛ニテ先般ノ勸業大券ハ略前条件(但シ期限ハ十年ニ短縮 戻シ二〇銭)ニテ売行良好ナリシガ右ハ主トシテ品不足ノ為ニテ実勢トシテハ若干ノ引上ヲ予想セラレ居レリ。

(H) 蔵券ノ金利ニツキコル利率トノ関係ヲ見ルニコール利率ハ先般翌日物八厘(従前七厘)ニ引上ゲラレタルガ中心ハ無条件物ニテ既ニ一銭一厘見当トナリ居リ之等トノ均衡ヲ図リ市場消化ヲ考慮スレバ八厘五毛以上ヲ適当トスベキモ国庫負担トノ関係ヲ勘案セバ八厘五毛程度トナス要アルベシ。

因ニ短期金融債ハ従来割興八厘二毛五糸ナリシガ先般ノ割興ハ一銭二厘ト跳上ゲタルモ、右ハ稍異例トスベキモノナルベシ。

三、既發債ノ処理

新利廻四分二、三厘トスレバ既發債ハ九〇円程度ノ採算現価トナルベキ処、右ニ就テハ償還期迄全部擬制評価ノコトシ金融機関ノ記帳価格並ニ日銀ノ買取価格乃至担保価格ハ現在通りトスルノ外ナカルベシ。

一連の金利体系との関連で国債利子が検討されているが、インフレーション下の経費率の膨脹の結果、金融機関の預金原価が上昇しているという事実を根拠に、国債金利の引上げを主張しようというのが中心の論点である。⁽²⁴⁾

大蔵省においても、「国債の公券を円滑に実施し得るやう」という観点から、この日本銀行提案の趣旨をほぼ受け容れた一案が作成されている。二二年一月二〇日付の理財局作成文書「新規国債の発行条件について(案)」⁽²⁵⁾がそれである。ここでは、利率四分、発行価格は、第一案九九円、第二案九八円五〇銭、期限五年という条件で、三月以降の発行を予定するというものであったが、その趣旨として次のように説明している。

一、公募と言つても差当りは、金融機関による間接消化を主とせざるを得ない以上、国債の利廻りは現状の金融機関の預金コス

ト四分前後と若干の利鞘を加算したものであることが必要である。

二、預金利鞘については、国債は日本銀行における担保力が大きいこと及び自己資本に対する収益率等の点から考へ、戦時中の実績たる二乃至三厘程度にて充分と考へられる。

三、理論的には兎も角、国債利子は実際上それが金利水準の決定に指導的な地位を占めてゐる点を考慮しつつ、諸金利を適正に配置し得るやう決定する必要がある。

金利配置表

		(戦時中)
預金コスト	四分	三分四厘
国債利廻	四分三厘前後	三分六厘五毛
貸出利率	五分五厘	(平均)四分五厘
一流社債	四分五厘	四分三厘パー

四、利率は四分二厘又は四分三厘とするよりも、区切りよく四分とし、発行価格等で調節する方がすつきりしてゐるし、発行価格としても日本銀行の担保価格との関係上大幅に変更しない方が適當である。

五、期限は、国民経済の国内的にも国際的にも安定を予想し得る時期、現存国債の償還年分布、及び財産税等収入金特別会計の存続期限を勘案して五年とするのが適當であると認められる。

また、金融機関にたいして資金純増額の一定部分を国債に投じることが法的に強制するといふ、前述の「金融機関資金融通準則」の改正は、金融機関の側からの条件改訂への要請により強い根拠を与えることとなつたといえる。⁽²⁶⁾

ところが、司令部の承認がおくれたために、条件改訂の実現は遅延した。「渡辺武日誌」は、二三年三月一八日の項で、「午后 Reed. LeCount に面会 (1) 国債利子引上ハ司令部不同意……」と記している。五月二日付の理財局作

成文書「財産税公債の発行について」⁽²⁷⁾の文中に、「新規公債の発行条件の変更方については、曩に省議決定を経た条件により目下連合軍總司令部当局と内交渉中であるので」云々という記述があるが、折衝の様子は「渡辺武日誌」にも散見される。

六月二四日(火)

Waller 国債利子引上は自分は賛成なるもまだすぐ行かぬ

七月三日(木)

午后 Reed に面会

国債利子引上の件提出の形式に付打合せ

七月一六日(水)

Replat に面会 国債利子問題は本日返事出来ず

また、日本銀行も大蔵省と打合わせの上、司令部に次のような意見を提出している。⁽²⁸⁾

国債利率に付て(昭和二二年六月二二日)

国債利率引上に付ては五月十六日附を以て、本行總裁より詳細なる意見を具陳したが更に右意見の一部を敷衍して、本件に付ての格別なる御考慮を御願ひ申上たい。

一、五月十六日附意見の概要

(1) 国債を従来如く日本銀行の引受に依る信用造出に依つて発行することは健全財政の見地より許されない。インフレ抑制の爲め公募の原則を厳守すべきである。

(2) 貸出規制の全面的な効果は今後期待されると思はれる。其の結果金融機関としては国債の消化を義務として遂行せねばならぬが国債を公募する爲めには国債の条件が金融機関として最少限我慢しうる処の「ペイ」し得るものでなくてはならぬ。

- (3) 今日の国債条件は戦争遂行の爲め無理に定められた点が強く、金利全般の構想からしても今日之を四分の利率四分半の利率に戻すことは妥当を欠くものでない。
- (4) 今日の状勢に於ては金利も又自由に放任すべきでない。此の爲めには基準金利たる国債の利率が適正に定められなくてはならぬ。基準金利が定められぬ爲め、地方債、社債、貸出等他の金利が夫々勝手な動きを示し反つて無統制となり延いて金利昂騰の原因となつてゐる。

二、国債利率の早期調整を不可欠とする其の他の重要状況

- (1) 最近地方債（又は地方公共団体借入金）及貸出の利率が昂騰して居るが其の一つの重要な原因に国債の基準金利が未決定で金利決定の明確な拠り所がないことが挙げられねばならぬ。実際上の問題として此の点は極めて重要な点である。
 - (2) 社債の発行が殆んど見られない大きな原因も発行基準の拠り所がなく強ひて発行せんとすれば可成り「アービトラリー (Arbitrary 独断)」なものとなる爲めである。
 - (3) 地方債、社債の発行を適切に調整する爲め過般日銀が中心となつて起債調整協議会を設けたが其の第一の仕事として起債条件の基準の大綱を協議する必要に迫られてゐる。而して、地方債、社債の条件は国債の条件と密接な関連にあり、後者の決定が先決問題である。
 - (4) 貸出利率の高騰を抑制しなければならぬが其の際にも我國の現状では国債の利率を決定して之を基準とすることが具体的にあり且適當である。又国債の利率が現状の儘に据置かれるとすれば之が考慮に入れられて「カバー」の意味で反つて貸出の利率を不必要に高める結果ともなつてゐる。
- 三、以上の理由に依り此際国債の条件を至急決定したいと思ふが、其の基準は利率年四分利廻年四分半が適當と思はれる。若し他の見地から此の新条件に依る発行が今直ちに望み得ないとしても此際基準は之を決定し其の新条件に依る発行は之を日銀の適當と認むるとき迄見送ることとして置くことも一案と思はれる。

国債利率の引上に付て（昭和二年六月二日）

今後国債公募の原則を遵守する爲めには国債の条件が金融機関として最少限我慢しうる所のペイし得るもの、即ち尠くとも利率年四分、利廻四分五厘見当に引上げられなくてはならない、殊に次の様な事情から此際国債の条件を確立して金利全体の昂騰を抑制したいと思ふ。

- (1) 価格、貸銀等経済全体の安定が求められてゐる際金利に於ても基準金利たる国債の条件を適正ならしめて金利の安定点を求めなくてはならぬこと。
- (2) 国債金利を現状の儘放置すれば銀行經理の要請上貸出金利は昂騰する。之を抑制する爲めにはまづ国債の条件を確立し之を基準として社債、地方債の条件並に貸出金利を適正に調整しなくてはならぬこと。
- (3) 貸出規制の全面的な効果は今後に期待されるが、その当然の結果として金融機関は国債を消化しなくてはならぬ。従つて新規国債の消化は實際に可能となる。

以上の理由に基き此際是非国債利率の引上を爲すことが必要であると思はれるので資料を添へて本件に関する格別の御配慮を御願ひする次第である。

(附記) 本件に付ては大蔵省とも打合中であり大蔵省から近く正式に要求書を提出される事と思ふ。

(資料)

新国債利率と他の諸金利との關係並に調整

- (1) 従來の国債利率と他の諸金利との關係は概ね左の如くであつた。

	表面利率	期限	発行価格	利 廻
国 債	三分五厘	十七年	九八円	三分六厘八毛
地方債	自四分二厘 至四分三厘	十八年	一〇〇円	自四分二厘 至四分三厘
一流社債	四分三厘	十二年	一〇〇円	四分三厘

貸出 自四分
至四分七厘

(2) 現在に於ては国債は従前のまま据置かれてゐるのに反してその他の諸金利は左の如き昂騰を示し且之を放任すれば更に昂騰の傾向にある。

地方債 最高七分五厘 中心七分
社債 最近発行なし
貸出 最高九分見当 中心七分三厘見当

(3) 斯る昂騰を抑制するため国債の利率を引上げることによつて国債利率が不当に低い為め之を「カバー」する意味で他の利率が不必要に昂められるのを防止すると共に、地方債及社債の条件及貸出率を大体左の線に抑制することが適当と思はれる。

一流地方債 利率六分 利廻六分五厘前後
一流社債 利率六分五厘 利廻七分前後
貸出 最高八分 中心七分三厘

(4) 国債利率四分、利廻四分五厘は地方債、社債及貸出の利率との均衡上相当低いが、吾国現在の財政状況からみて国債の利率は他の諸条件との総合的見地に於て金融機関が之を保有し得る最低限に置くことが必要である。

(5) 地方債、社債の条件及貸出金利調整の方法

A 地方債社債に付ては過般日本銀行を中心として結成された起債調整協議会の運営に依つて前記基準条件の勵行を図る。

B 貸出利率に付ては金融機関に於て自主的申合せを為し之が違反に付ては自主的申合せの定むる処に依つて制裁すること。尚貸出利率の違反に付て自主的制裁で不十分な場合は日本銀行は取引關係に於て考慮することとする。

(備考) 前述の諸金利が遵守される為めには他の經濟綜合対策が強力に遂行されることが必要である。

司令部の承認が遅延した理由は、七月一日におこなわれた日本側との折衝の記録⁽²⁹⁾(日本銀行総務部作成)からうかが

うことができる。

国債利率引上に関する司令部の意向について(昭和二二年七月一日)

本日司令部より招電があり、西原銀行課長と同席ビープラット、フィリップ、ロビンソン氏に面接せし処国債利率引上の問題について種々の質問があり、結局結論は得られなかつたが、右両氏の考としては、今国債利率の引上を要する理由が充分に呑み込めず、寧ろ現状の儘として置いて支障があるとは思へないと云ふ如き意向のやうに看取せられた。

本件に關しては更に必要ならば資料の提出を依頼することであつた。三氏の質問の要点は概ね左の二点である。

一、昨年八月以降本年二月迄の九大銀行及地方銀行の損益勘定では二行の特殊の場合を除いて相当利益をあげてゐる故、採算上国債の利率を引上げる要があらうか

右に對しては三月迄は兎も角今後銀行の人件費並に物件費は相当増大し、採算は急速に悪化すべき旨を答へ、経費の増大すべき点は諒解された。

二、今後と雖も銀行は国債はそれ程購入せず従つて利率を一分程度あげても採算の点に左程影響を与へないではないか

右に對しては今後融資規制強化によつて銀行は余裕資金を以つてどうしても国債を相当額買入れなければならなくなる。この際仮令一分でも利率を引上げるとは採算をそれだけよくすることであり、又利率の引上によつて国債を消化せしめ易くすることは否定出来ないと思はれたが、この点は充分には納得がゆき兼ねてゐる様に見えた。

本件に關しては實際資金計画から見れば金融機関が国債に投資し得る余力は殆んどないこととなつて居り、その大部分は日銀手持になることとなつて居るので強弁はなし得ない。

要之大藏省よりは司令部に對し銀行採算と云ふ点に重きを置いて説明して居るのであり、司令部も又この点に重点をおいて考へてゐるが、本件は右の如く銀行の国債消化余力が殆んどないとすれば極めて理由薄弱となる。

従つて小職は国債利率を以つて諸金利の基準となすべきにつき、その利率を此際適正な処に定め社債、地方債、貸出等の金利を安定せしむるため、一分程度の引上を必要とする所以を説明したが、三氏はこの点については多少納得のゆき兼ねるやう

に見受けられた。

このような折衝の後、司令部の同意をえて、七月二三日、大蔵省と日本銀行から国債利率の引上げが発表された。そして、翌二四日の大蔵省と日本銀行との協議の結果、次のような条件が設定された。⁽³⁰⁾

- 一、細目的条件及び手数料
 - (一) 長期債 利率 四 %
 - 発行価格 九八円 利廻 ^(単)四・四八九 %
 - 期 限 五年 ^(復)四・四五〇 %
 - (二) 短期債 対日銀割引歩合 六厘五毛 (日銀における利鞘計算整理方立案中)
 - 対市中 \searrow 一銭一厘
 - (原注)(イ) 日銀以外のものは凡て市中として取扱ふ、以下同じ。
 - (ロ) 市中消化が相当進捗するやうな状況になれば速かに新金利一本に切替へるやう予め申入れておき度い。
 - (三) 長期債市中引受の場合の手数料
 - 当面考慮しない、但し情勢の推移により概ね五十銭以内の幅で引受手数料を交付し利廻の調整を図る。五十銭とした場合の利廻
 - (単) 四・六一五 %
 - (復) 四・五六四 %

その後、発行方式の細目等の検討をへて、九月二五日、新条件の復興四分利国庫証券の発行をみた。ところが、その後、物価と賃金の騰貴による銀行の資金コストの上昇と他の諸金利の改訂等のため、翌二三年四月には再び国債金利の引上げが課題となった。四月六日、日本銀行から大蔵省にたいして、表面利率五分、利回り五分五厘程度への引上げが妥当だとする意見が提出され、⁽³¹⁾大蔵省もこれに同意する。四月一二日付の理財局作成文書「国

債利率の引上について⁽³²⁾」は、日本銀行提案の趣旨を、ほぼ、そのままくり返しつつ次のように述べている。

国債利率の引上について(昭二三、四、一二理財局)

一、インフレーションを抑制するための国債公募の原則が確立され(財政法第五条)、これに伴って一般金利水準の昂騰、金融機関の資金コストの上昇事情等を汲み、昨年九月以降国債の金利を金融機関において最少限ベイしうる水準を目途として利廻年四分五厘に引き上げ、これと共に融資規制の運用として各銀行に対し資金純増の一割を引受けさせることとし、又一般大衆に對しては有価証券業者を通じて公募することとし、国債公募の新態勢を一応整えた。これにより昨年九月以降本年三月末までに国債消化額八五億円に達する成績を収めた。

二、その後銀行資金コストは引続き上昇しており(資料一参照)、又地方債、社債、貸出等他の諸金利も最近夫々改訂を見たので、独り国債の金利のみが一般金利水準からかけ離れて取り残された実情にある(資料二参照)。従つて昭和二十三年度において財政面よりインフレーションを抑制するため、国債公募の原則を厳守するには、この際現行国債金利について再検討を加える必要がある。

三、国債金利の新水準は、次の理由により、表面利率を年五分利廻年五分五厘程度とし、これに伴い政府短期証券の割引利率をコール(無条件物)並みとし、大体日歩一銭三厘(現行市中引受一銭一厘、日銀引受六厘五毛)程度が妥当と考えられる。

表 面 利 率	四 分	改 訂	現行条件	案
			戻し二五銭の場合	戻し〇の場合
發 行 価 格	九 八 円	五 分	九 八 円	五 分
期 限	五 年	五 分	五 年	五 分
引受料(実質は戻し)	二 五 銭	二 五 銭	〇	〇

利	廻(単)	四分五五二	五分五七五	五分五一〇
レ	廻(複)	四分五〇七	五分五二一	五分四六一

(備考) (1) 引受料は一応現行通り二十五銭とする。

(2) 将来更に一般金利の昂騰する場合は或る程度引受料の増額により調整する(資料三参照)。

(一) 国債消化については将来証券民主化の線に副つて一般大衆消化を企むべき必要はあるが、当面は未だ多くを期待し得ないから勢い金融機関特に普通銀行の引受に俟たねばならない。従つて国債金利は引受銀行の資金コストを割らぬ程度を用途として定める必要がある。

銀行資金コストは、二十一年度下期(実績) 三分四厘五、二十二年上期(実績) 四分五厘六、同年度下期(推定) 五分、同年度第四・四半期(推定) 五分三厘となつており、二十三年度上期には物価賃銀の改訂の次第もあり、五分五厘見当と推測される。

(二) 過般改訂された諸金利の引上度は、

(イ) 貸出最高利率は約七厘上げ(年利)

(ロ) 金融債は約五、六厘上げ(年利)(復金債は利廻約六厘上げ)

(ハ) 社債は約二分上げ(年利)

(ニ) 地方債は約一分五厘上げ(年利)

これら諸金利引上の均衡上、国債金利の一分引上は先づ妥当の処と認められる。

(三) 国債金利は短期間にしばしば改訂することは本来避けるべきであるが、この変動期においては半年程度の改訂は或る程度已むを得ない。今後の見透しとしては、できれば向う一ケ年、少くとも半ケ年は維持し得ることを用途とすべきである。

四、なお財政金融政策の一環としての公債政策としては、生産公債又は金利スライド制等の案も考えられるが、

(一) 生産公債と雖も、結局資本の蓄積以上に消化しうるとは考えられず、現下の資本蓄積状況の下においては、なお研究の余地がある。

(二) 金利スライド制を加味した一案として金利を固定的のものとせず国債の発行後においてその金利改訂を行った場合には、この制度によつて発行した既発債もこの改訂金利に均霑しうるものとする案が考えられるが、

(イ) これは安定価値計算制までには到らぬ中間的便宜的制度であり、元本には何ら触れる処がないから、直接投資の誘導には左程有力とは思えない。唯金融機関にあつては預金債務に安定価値計算を実施するのでない以上当面の資金コストを賄えば一応足るのであるから、この程度のもので稍々魅力となることも考えられる。

(ロ) 然し国債金利水準の採り方如何が相当広い影響を持つことになるから、その決定については何らかの合理的な方式、機構を必要とし、

(ハ) この方法の採用が全般的な安定価値計算制移行の暗示、延いては通貨信用の悪化等をもたらす危険もあり、

(ニ) 又かかる国債は条件が一定せず適正な売買価格の決定が困難であり有価証券として適当なりや否やの疑問を生ずる。

五、国債金利引上げに伴い考慮すべき事項

(一) 現在の金融機関の国債引受基準が資金純増の二割であるのを、一割五分に引き上げる問題(これによつて昭和二十三年度予算における公債発行見込額の全額消化を用途として消化を促進すること)。

(二) 鉄道、通信兩特別会計の損益勘定の赤字(借入金)を民間蓄積資金により消化する問題

(三) 二重金利の廃止の問題

(四) 日銀の国債担保貸出等の引上の問題

(五) 国債金利引上の実施期日の問題

(六) この国債金利引上により増加する国庫負担は、二十三年度市中消化を仮りに二〇〇億円とすれば年間約二億円、市中消化を一八〇億円とすれば約一億八千万円である。(政府短期証券を除く。)

資料一 普通銀行資金コスト(考査局調)

預金借用金平均利率 経費率 合計(資金コスト)	昭和二一年度下期実績	昭和二二年度上期実績	昭和二二年度下期推定	昭和二二年度第四、四半期推定
	五大銀行	五大銀行	五大銀行	五大銀行
	地方銀行	地方銀行	地方銀行	地方銀行
	二・四八〇	一・九八一	一・九二七	一・八八〇
	一・三二六	二・五九四	三・〇四〇	三・四二六
	三・八〇六	四・五七五	四・九六七	五・三〇六
	平均三・四五			

資料二 債券等新旧利廻比較(応募者利廻)

地方債 勸業債 (割)興業債券 (割)復興金融債券(最終) (割)商工債券 一流会社債 貸出(最高)	新	旧	比較
	九・二四 八・七六 六・六九 六・五九 六・六五 六・七一 九・〇七 九・一三	七・九四 六・九〇 六・一九 五・九九 六・〇八 六・一一 七・〇三 八・四〇	十一・三〇 十一・八六 十・五〇 十・六〇 十・五七 十・六〇 十二・〇四 十・七三

参考 過去における諸金利の均衡

定期預金(六ヶ月)	(日二錢五厘)	(日二錢三厘)	十・五〇
コール(無条件最高)	日一錢四厘	日一錢二厘	
日銀国債担保貸出	日一錢一厘	日一錢一厘	

資料三 引受交付による利廻の変化(単利)

国債利廻	三分半利率(昭二五、一、九頃)	四分利率(昭九、九頃)	四分半利率(昭七、七頃)	五分利率(昭三、四頃)
社債利廻	四・三	四・五前後	六・〇前後	六・五前後
地方債利廻	四・二	四・五前後	六・〇前後	六・五前後
貸出利率(東京分)	五・六前後 (軍需融資四・六)	七・三前後	八・〇前後	八・五前後
短期国債割引率	(日)〇・六五	(日)〇・七	(日)一・四一〇・七五	(日)〇・九一・二
コール割引率	(日)〇・七	(日)〇・七	(日)一・二一〇・九	(日)一・一
日銀国債担保貸出利率	(日)〇・九	(日)一・一	(日)一・九一・三	(日)一・六

引受料額 (額面百円ニ付)	五分 九八円 五年利
〇錢	五・五一〇

二五	五・五七五
五〇	五・六四一
一〇〇	五・七七三
一五〇	五・九〇六

この件は、四月一四日の大蔵省議において、引受手数料は差し当たりつけないこととして、ほぼ原案通り決定され、司令部の許可をまっぴら実施することとされた。ところが、今回も司令部の承認は遅延した。この間、六月二四日付で大蔵省から司令部へ提出した資料「国債利回及び政府短期証券の割引日歩引上げの申請について」⁽³³⁾の中で、第二四半期には、五大銀行の資金コストをみると、改定後の国債利回りでも逆鞘になること、その対策として、復金債と国債との抱合せ消化をはかるという計画が述べられているので紹介しておこう。

次に今次物価改訂を織り込んで昭和二十三年度第二、四半期における五大銀行の資金コストを見込むと、別紙第二(省略—引)の通りであります。

(一) 右の見込によると、昭和二十三年度第二、四半期における五大銀行の資金コストは、大体六分一厘六毛程度と推定せられ、さきに貴司令部に申請した国債利廻年五分五厘では、既に低きに過ぎることとなるが、左の理由によつて今回は、差当りさきの申請案通り表面利率年五分、発行価格九十八円(利廻年五分五厘)とし、金利情勢の推移を参酌して引受手数料の増額により調整することと致したい。

(二) 第二、四半期の五大銀行資金コストが六分一厘六毛程度と見込まれるに拘らず、国債の金利改訂を年利廻五分五厘程度に止めた理由は、次の通り。

- (1) 現行国債利廻年四分五厘から一挙に年六分乃至それ以上に引き上げるとは、余りに急激に過ぎると考えられること。
- (2) 国債の金利は、地方債、社債、貸出等の金利に比し相当低いのは事実であるが、現在の国家財政の状況から見て、できる

だけ金利負担を軽くしたいこと。

- (3) 国債を引き受ける銀行等金融機関においても、他の企業と同様に経営を一段と合理化し経費節約、預金吸収等に努力せしめ、以て資金コストの騰勢を阻止するよう指導することを要すること。
- (4) 復金債の利廻は、現在年六分六厘五毛で、近く若干引上げられる見込であるが、その場合復金債と国債とを混合して引き受けしめることとすれば、総合利廻としては前記推定資金コスト六分一厘六毛を償う程度に達するものと考えられること。

このような経緯の後、七月六日、大蔵省は条件改訂を発表した。発行価格は九八円、利率年五分、期限五年で、引受手数料一〇〇円につき二五銭を付することとなった。また、政府短期証券の割引歩合を一銭三厘に引き上げ、それまでの二重金利制を廃止し、日本銀行引受け分についても一律に新利率とした。こうして、二三年七月、復興五分利国庫証券が発行される運びとなった。なお、銀行の国債引受基準は、従来同様、資金純増額の一割とされ、復金債との抱合せとされた。⁽³⁴⁾

こうして、国債公募のための具体策の中心である発行条件の改訂も実現した。しかし、利率引上げは金利機能の全面的回復の下で実現したのではなく、統制機構の再編成の下で、資金統制という条件に支えられて実現したという点特徴的である。日本銀行引受発行から公募発行へという「戦時財政より戦後財政への切替」は、このような特徴的な条件の下でおこなわれたのである。

二 その他の諸政策

この時期の国債政策の中心的な問題は、上述の起債方法の転換という点にあるが、戦時から戦後への国債問題のあ

り方の変化にもなつて、その他にも、いくつかの特徴的な政策上の諸変化がみられる。

1 国債担保貸付利率

その一つは日本銀行の国債担保貸付利子歩合の優遇措置の廃止である。国債担保貸付利子は、昭和十二年七月一日、日華事変勃発直後に、一厘引き下げて、商業手形割引歩合と同一の日歩九厘（年利三分二厘九毛）とした。当時、国債の利率は三分五厘であったから、市中金融機関にとっては、国債を担保として日本銀行から資金の融通を受けても、なお、若干の順翰となった。つまり、この措置のねらいは、日本銀行引受国債の市中金融機関にたいする売却を円滑に進捗せしめる点にあったといえるから、戦時金融の下で、日本銀行引受けという特徴的な国債発行方式を支える上で重要な役割を果たしたといえる。そしてまた、市中金融機関は資金難から国債を市中に売却する必要がなくなるから、国債の市価維持にも役立つたのである。⁽³⁵⁾

このような金利体系が終戦後にいたるまで維持されたのであるが、上述のように、事態が一変したので、この措置を廃止することになり、二一年四月九日から国債担保貸付利子歩合を一厘引き上げて、日歩一銭以上として、変態的な金利体系は是正されることになった。二一年四月四日付の大蔵大臣あて日本銀行総裁認可申請書案「基準ト為ルヘキ割引歩合及貸付利子歩合変更ニ関スル稟申案」⁽³⁶⁾はこの点について次のように説明している。

戦時中ニ於テハ国債消化ハ戦費調達、生産資金ノ供給上不可欠ノモノナリシタメ本行ノ貸出ニ当リテモ資金供給ノ主流ヲ国債担保貸付ニ置クト共ニ其利子歩合モ商業手形ト同様ニ日歩九厘ト特ニ優遇シタルモ終戦後ニ於テハ事情一変セルヲ以テ本行ハ極力貸出ヲ引縮ムル方策ヲ採リ国債担保貸出ハ金融機関ノ一時的繋キ資金ヲ供給スルニ止メ且ツ金利上ノ優遇モ廃止セントスルモノナリ

2 公開市場操作

国債をめぐる日銀と市中金融機関との関係としては、一種の公開市場操作がこの時期にもおこなわれたので簡単に触れておこう。上述のように、占領軍の指令によって、戦時の国債発行方式に歯止めがかけられてから後、「金融緊急措置令」の実施による旧券の還流にもなつて金融機関の預金増約五〇〇億円がみられたが、市中金融機関は新規国債五〇億円を消化した後、二一年三月には、日本銀行所有の国債約五〇億円を買い入れた。しかし、このような事態は一時的現象で、インフレの再発につれて預金が引き出される一方、新規預金の増加は大きなものではなく、他方で、新規貸出しは増加したから、市中は金繰り難となった。このため一部地方銀行の要請によって、日本銀行は二一年夏頃からこれら地銀の所有国債の買上げをおこなった。この場合、買上国債は「日本銀行券預入令」の施行後、日本銀行が売却した銘柄、または引き受けた銘柄にかぎられ、また、その買上代金は日本銀行からの借入金金の返済に充てることとされた。

また、戦後処理に関連して必要となつた特殊な問題として、戦争保険関係補償国債の買上問題がある。それは、本章第二節、一、の2で述べたような経緯で「戦時補償特別措置法」にもとづいて交付された国債を市中銀行が抱え込んだことによって、再建途上の市中銀行の経理を圧迫したため、日本銀行が買上措置をとつたものである。二一年二月二三日付の日本銀行本店から支店宛の通知「戦保関係補償国債買上方針ニ関スル件」⁽³⁷⁾は次のように述べている。

市中銀行ノ担保及生保ニ対スル所謂戦保関係貸出金ハ今般実施セラレタル戦時補償特別措置法ニ基キ特殊預金ト相殺決済セラレヘキ部分ヲ除キ今後支払ハルヘキ未払保険金支払ノ為メノ新規融通予定分ト共ニ市中銀行ハ其ノ元利金金額ヲ政府ヨリ保険会社若ハ保険中央会ニ対シ補償ノ為メ交付セラルル国債ノ引取りニヨリ回収スルノ外ナキ状況ト相成候処右国債ノ抱込ミハ再建途

上ニ在ル市中銀行ニトリ經理上多大ノ負担ト相成趣ヲ以テ今回本行ニ対シ将来前記交付国債ヲ取得シタル場合ニハ之カ買取方ニ関シ特ニ懇請有之本行トシテモ市中銀行新勘定ノ育成ニ資シ併テ巨額ニ上ル本行貸出金ノ回収促進ノ為メ右国債ノ買取ハ或ル程度已ムヲ得サルモノト認メ左記方針ニ抛リ之カ買上実行ノコトニ決定相成候

政府は二二年四月二五日、損害保険中央会、損害保険各社および生命保険中央会にたいして、二一〇億円の補償を交付国債によっておこなったが、それにともない、日本銀行は、前記方針にしたがって市中銀行保有国債の買上げをおこない、同時に、資金繰りに窮した生命保険一八社からも売戻し条件付で、補償国債の一部買上げをおこなった。その他にも、特別融通整理ないし再建整備促進等のために個別の金融機関から日本銀行が国債を買い上げた事例は若干ある。農林中央金庫から国債額面一〇億円の買上げ(昭和二年一月)、旧日本証券取引所から同八〇〇万円の買上げ(二二年五月)、資金統合銀行にたいして出資金を有していた金融機関から同約三・二億円を買い上げ、復興金融庫債券を売却(二二年九月)、関彦信用組合から損失補填援助のため同六五〇万円を五年以内に売り戻すという条件で買入れ、復金債を売却(二三年一月)、東京銀行から横浜正金銀行の不動産および仏印軍費政府貸上金の引取りにともない同一二億円を買い上げ(二三年二月)、東京短資(株)発足にともない柳田・早川両短資(株)から同約四九六万円を買い上げ(二四年一月)等のことがあった。

また、日本銀行による政府機関からの国債買上げの事例もある。金融緊急措置によって預金部の資金繰りが一時的に緩和したことは市中金融機関の場合と異ならないが、その後、インフレの高進とともに郵便貯金の引出しが続いて年度末には資金繰りに苦しむようになった。そこで、預金部所有国債の日本銀行買上げがおこなわれた。二二年三月三一日額面四・八億円、四月一六日六億円、同三〇日三・五億円の買上げが実行され、さらに、二三年九月にも、資金繰り難解決のため、一七・二三億円を売戻し条件付で買上げている。また、金資金特別会計からも新産金買上げのための不足資金調達のため、二二年七月額面三〇〇〇万円、同年一〇月一億円の国債買上げがおこなわれた。

3 国債貯蓄制度・小口国債買上制度

次に、第二次大戦中、国債の大量消化を推進するために設けられた国債貯金制度と小口国債の売買制度の帰趨について触れておこう。国債貯金制度は、「昭和二〇年二月二〇日大蔵・農林省令第一号」によって廃止されたが、小口国債の買上制度は、戦後の異なった状況の下においても暫く存続した。この制度は、もともと、第二次大戦中、郵便局売出しや隣保消化という方式での消化促進のために設けられたもので、国債の消化が強制的色彩を強くするのにともない、小口国債の投売り傾向が顕著となったことに対処するためであって、昭和一二年から郵便局で、昭和一七年から日本銀行で、また昭和一八年から全国金融機関で、小口国債を買い上げるといふものであった。戦後、国債の大衆消化推進のためという制度本来の課題はなくなったが、終戦後の経済的混乱とインフレーションの下で、とくに個人所有の小口国債の投売りの傾向があり、他方、国債市場は再開されず、不当の安値で多額の国債が市場外で取引きされるという状態にあった。このため、この制度は戦後も暫く維持されることとなったのである。

戦後は、買上価格の算定方式について何度か改訂があり、買上銘柄の範囲についても、二〇年八月から日本銀行買上げ分については制限を付さないこととされたが、二三年八月からは郵便局と同一銘柄に制限され、買上機関も二三年九月からは全国銀行の取扱いが廃止されて郵便局と日本銀行だけとなり、また、買上げの対象も二三年九月からは、主として生活困窮者とし、買上限度も一世帯一カ月二〇〇〇円以内(昭和二〇年八月からは一人一〇一〇〇円以内)とする等、制度の内容や目的に一定の変化がみられた。ところが、後述するように、昭和二五年四月から、ドッジ・ライン下の償還政策の下で、一般個人等所有内国債の無制限の買上償還がおこなわれることになり、この制度存続の意義

がなくなったため、同年九月かぎりで廃止された。

4 税 制

国債にかんする諸政策の一つとして、国債をめぐる税制の推移について付け加えておこう。第二次大戦中の国債課税上の特徴は、一方における増税の進行過程の中で、国債消化促進のために各種の優遇措置が設けられたことにある。終戦に近い時点についてみると、配当利子所得にたいする分類所得税の税率は、昭和二〇年四月以降、国債利子にたいして、従来の一三%（地方債一九%、社債二〇%）から一六%（地方債二二%、社債二三%）へと引き上げられているが、地方債と社債にたいする税率の格差は維持されていた。さらに、臨時租税措置によって、個人所有の国債で三年以上引き続き登録または郵便官署に保管されたものや、金融機関所有の登録国債等に、軽減税率を適用するという措置がとられていた。なお、金融機関所有の登録国債については一九年度の改正で免税となっている。総合所得税については、一九年度の改正で控除率の引下げをみたとはいえず、利子所得について所得金額の三割を控除する（昭和一五年税制では四割控除）こととされていたし、源泉課税を選択した場合は、一九年度改正で三〇%の税率（一五年税制では一五%、一七年度改正で二五%）とされていた。

また、配当利子特別税と有価証券移転税は二〇年八月一日から課税停止とされた。法人税にかんしても、国債利子額の七割相当額を所得から控除する制度（「法人税法」昭和一五年四月施行、ただし昭和一九年法律第七号改正で、昭和一九年から金融機関にたいして適用除外）や、各事業年度の所得中、国債（または設備の拡張）に運用した金額の三割を所得から控除する（昭和一九年度、「臨時租税措置法中改正」）等の措置がとられていた。

総じていえば、戦時の増税過程にあって、貯蓄の増強、国債消化の推進のために、国債課税の優遇に傾斜した一連の税制が形作られたといえる。終戦の時点における国債にかんする税制はこのようなものであった。そして、戦後の過程は、このような一連の優遇税制の解体の過程だといえる。

国債にかんする税制の戦後最初の改正は、二一年九月に実施された。この改正にいたる足取りをみると、この時の改正は、二一年度予算の編成過程にみられる曲折とともに試みられた何度かの税制改正への動きの結果だといえることが分かる。最初の試みは二〇年一月三〇日付の「税制改正案要綱」⁽³⁸⁾であろう。第二章において述べたように、この時期に戦後の財政再建の根本的方針が模索された結果、財産税と財産増加税を軸にした「財政再建計画大綱要目」⁽³⁹⁾が一月五日閣議了解されるが、この計画の中には臨時税だけではなく、經常税についても増税の必要が説かれていた。すなわち、「今後当分ノ間毎年度ノ經常歳入ヲ増加シ財政ノ収支ヲ均衡セシムル為資産所得及嗜好品等ノ重課ヲ趣旨トスル税制改正ヲ行フコト」⁽⁴⁰⁾とされ、資産所得重課という方針について、具体的には「不動産、配当利子等資産所得ニ重課シツツ分類所得税ヲ増徴シ」⁽⁴⁰⁾（「財政再建計画大綱説明要旨」昭和二〇、一一、五）と説明されている。一月三〇日付の「税制改正案要綱」がこのような財政再建計画の一環として立案されたものであることは、その「方針」の説明から明らかである。

第一方針

国庫収入ノ増加ニ因リ戦後ニ於ケル財政ノ均衡ヲ図ルト共ニ悪性インフレーションヲ防止シテ国民経済ノ再建ヲ促進セシムル為左ノ方針ニ依リ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行フモノトス

- 一、国民負担ノ均衡ヲ図ル為資産所得ニ重課スルコト
- 二、浮動購買力ノ吸収ヲ図ル為嗜好品等ニ重課スルコト
- 三、極力税制ノ簡素合理化ヲ図リ納税及徴税ノ手続ヲ簡易ナラシムルコト

表 7-31 分類所得税の税率改正案推移 (昭和20年8月—21年7月) (単位 %)

区 分	配当利子所得			不動産所得	事業所得		勤 労 所得
	国債	利子	配当		甲種	丙種	
(1) 終戦時現行法	16	23	22	23	21	18	18
(2) 20年10月30日案	23	28	28	28	25	20	20
(3) 21年1月6日案A	23	28	28	28	25	20	20
(4) 21年1月6日案B	28	33	33	33	30	25	25
(5) 21年1月15日案	20	23	30	30	26	20	20
(6) 21年4月1日案	20	25	30	30	25	20	20
(7) 21年5月19日案	30	30	30	30	25	20	20
(8) 21年6月27日案	30	30	30	30	25	20	20
(9) 21年7月10日案 (21年9月1日施行法)	30	30	30	30	25	20	20

- 出所：(2) 「税制改正案要綱」(大蔵省資料 Z 603—18).
 (3) 「税制改正案(直接税)第二案」(大蔵省資料 Z 603—22).
 (4) 「税制改正案(直接税)第三案」(同上).
 (5) 「税制改正案要綱(未定稿)」(同上).
 (6) 「税制改正案要綱(未定稿)」(大蔵省資料 Z 603—21).
 (7) 「増税案要綱(第一案)」(大蔵省資料 Z 511—54).
 (8) 「税制改正法律案及び租税特別措置法案」(大蔵省資料 Z 511—137).
 (9) 「税制改正に関する法律案要綱」(大蔵省資料 Z 526—21—2).

この「方針」中、一ないし三が国債課税にかかわってくるが、ここでの考え方の大筋は二十一年九月の改正にいたるまで維持されたといつてよい。ただ、この時の改正案では、国債にかんする部分は分類所得税の税率改正だけで、表 7-31 にみるように、資産所得重課という方針の下に、配当利子所得の税率の引上げ幅が大きいこと、また、なかでも、国債の税率の引上げ幅が大きく、戦時の国債優遇税制の転換の兆しが示されていて、税率の体系に大きな変化が意図されていたことが分かる。

この後の税制改正への動きは、二十一年一月初め、「昭和二十一年度歳入歳出概算」が閣議決定をみた時期、および、四月一日の「昭和二十一年度歳入歳出修正概算」の閣議提出のさい、ならびに、吉田内閣成立の頃、改定予算の準備作業として、そして最後に、七月一〇日、戦時補償債務の処理問題に決着がついて「昭和二十一年度改定予算

案」の閣議決定をみた時期、等の諸段階にみられる。

二十一年一月一五日付の「税制改正案要綱(未定稿)⁽⁴¹⁾」は、一月六日付の「税制改正案(直接税)⁽⁴²⁾」第二案、および同第三案⁽⁴³⁾、一月二日付「税制改正案要綱⁽⁴⁴⁾」をへて作成されたものである。この「要綱」(二十一年一月一五日)は、その「方針」に「公正ナル国民負担ノ実現」を謳い、「直接税ニ在リテハ分類所得税ノ増徴ニ主眼ヲ置キ個人ノ資産所得ニ重課シ」としている点が、前記の一〇月三〇日案の方針を踏襲している。ただ、国債利子に対する分類所得税の税率の引上げ幅は、表 7-31 にみるように、他の諸案にくらべて大きくないが、ここでは勤労所得や事業所得の基礎控除の大幅引上げが提案されている。国債課税にかんして見た時、一月一五日案の特徴は、総合所得税の源泉選択税率を百分の三十二(現行百分の三十)に引き上げようとしていること、および、「税制ヲ可及的ニ簡素化シツツ現情勢下ノ負担力ニ応ズル課税ヲ行フ等ノ為」配当利子特別税、有価証券移転税の廃止を提案していること、さらに、法人税について、国債利子の七割控除の廃止を掲げていること等であろう。

四月一日付の「税制改正案要綱(未定稿)⁽⁴⁵⁾」の特徴は、総合所得税の源泉選択税率を百分の三十五に引き上げたこと、また、配当利子特別税について税制の簡素化の趣旨から廃止提案をしている点では一月一五日案と同様であるが、有価証券移転税については「最近ニ於ケル物価及取引ノ状況ニ顧ミ負担力ニ応ズル課税ヲ為ス等ノ為」という理由で、逆に復活と増徴を提案している等の点にある。そして、国債については、万分の二ないし十(現行万分の一ないし四)の税率を示している。

五月一九日付の「増税案要綱⁽⁴⁶⁾」(第一案)の特徴は、分類所得税において配当利子所得の税率を一律に百分の三十とするという構想を示して、それまでの国債優遇の税率体系を一掃した点にある。第四章で述べたように、この時期には、国債利子の引下げ問題が現実的な政策課題となっていたという事実が背景にあると考えられる。なお、四月一日

案では、国債利子の税率上の優遇措置は従来通りであったが、四月一日に閣議に提出された「歳入歳出修正概算」においては、利子引下げの方針の下に国債費が計上されていたことは既述の通りである。

六月二七日付の「税制改正法律案及び租税特別措置法案要綱(案)⁽⁴⁷⁾」の特長は、総合所得税において、源泉選択税率を四月一日案、五月一九日案よりも、さらにいっそう引き上げて四五%とした他、公社債および預金の利子等にたいする三割控除の廃止を新たに盛りこんで、資産所得重課の方針をいっそう徹底させた点にある。また、有価証券移転税については、四月一日案の復活方針を踏襲した上で、国債とその他の有価証券の税率格差を撤廃し、また、税率をさらに引き上げるといふ提案を盛りこんでいる。

このような経緯をへて、七月一〇日付の「税制改正に関する法律案要綱⁽⁴⁸⁾」が形作られた。分類所得税の税率については配当利子所得一律百分の三十という五月一九日案以来の考え方を踏襲し、総合所得税の源泉選択税率の四五%への引上げ、三割控除の廃止、有価証券移転税の税率引上げについては六月二七日案の構想にたがっている。配当利子特別税の廃止、法人税における国債利子の七割控除廃止の方針は一月一五日案通りである。

なお、ここで、「臨時租税措置法」を「租税特別措置法」に改めて、特例の整理をすることが提案されているが、国債にかんしては、個人名義の登録国債の利子にたいする分類所得税の軽減措置が廃止され、金融機関の登録国債の利子および貯蓄銀行の供託した国債利子にたいする分類所得税の免除規定は存置されることとされた。

以上の諸点は、「所得税法の一部を改正する等の法律案」(修正可決)(昭和二十二年八月三〇日法律第一四号)、および「臨時租税措置法を改正する法律案」(原案可決)(昭和二十二年九月一日法律第一五号)に盛り込まれ、九月一日実施の運びとなった。この改正にいたる足取りは、終戦直後に設定された方針、つまり、増税の必要性の認識の上で、「負担の均衡」ないし「負担の公正」といふ原則の下で資産所得の重課をはかること、また、税制の簡素化の観点から税制の整

理をおこなうこと、という大方針の下で、大量国債の発行という戦時の財政課題の解消と、国債利子引下げ構想や七%課税案が政策課題になるといふ事態とを背景に、国債優遇措置の解体が徹底する方向で具体化されてきたことを示している。この改正においても若干の租税特別措置や総合所得税における源泉選択課税という方式を残してはいないが、戦時に形成された国債課税優遇の一連の措置の多くがここで解体されたのである。

この後、二二年三月に所得税を中心とする大規模な税制改正が実施され、国債関係の税制についても若干の改正がおこなわれた。司令部側は二一年九月の改正税制にたいして根本的な疑問を抱いていたようであるが、二二年春の改正は、司令部のこのような意向による所が大きい。

司令部の考え方と所得税制改正にかんする具体的な方針は、一月一六日付のシャベル H. Shavell の「日本個人所得税改正に対する原則と勧告」⁽⁵⁰⁾にみる事ができる。ここでは、「現行日本所得税法は、日本における民主的な組織及び制度の確立を目指す占領目的に合致しないことが明らかにされた。特に、現行所得税法は、納税義務者の担税力に応じて公正に賦課さるべき民主的な課税原則に十分基礎を置いておらず、従って基本的占領命令の中に述べられてある所得の広範囲な配分政策に合致しない。所得税法とその運用については、以下述べる多くの点で応能負担の観念に副つておらず」として、批判点を列挙するが、国債課税に関連するものとしては、

(B) 比較的高率な分類所得税の税率と累進の緩慢な総合所得税の税率とを組合せておることにより、課税における累進的負担の効果が減殺されておる。

(D) 利子所得者に対し一律に四十五%の比例税率で、源泉選択を許しその結果かかる所得を総合課税から除外することにより、利子所得者を、不当に優遇し合法的に租税を回避せしめておる。又、五〇〇〇円以下の元本の銀行預金から生ずる利子所得を課税から除外する規定は、普通銀行業務を不公正ならしめ且つ不当な優遇となつておる。

という諸点を指摘している。そして、「必要な立法に当つての参考」として、申告納税制度と予算課税主義を骨子とする一連の提案をおこなっている。そこには、

- (A) 税の種類と規模——現行通り、所得税は二つの要素から成る——普通税及び附加税(従来の分類所得税と総合所得税)。しかし、以下の諸点について改正を必要とする。
- (1) 普通税は、その八分類を廃止しなければならない。税率は同一とし、所得源の如何にかかはらず、一定の控除額を超えるすべての純所得に対して適用される。例外としてすべての勤労所得(俸給及び賃銀の所得)については一五%の控除を認める。
(中略—引用者)

(2) 附加税は一定の控除額を超えるすべての純所得に対して課税される。

(3) 普通税の純所得と附加税の純所得とは勤労所得の一五%控除の場合を除いては、同一である。

(D) 普通税率——普通税率は一〇%としすべての普通税の純所得に適用あるものとする。

という構想が含まれていた。

二一年九月の改正を支えた根本方針との関係でいえば、分類所得税重課の方針が批判されたことが注目される。また、利子所得にたいする源泉課税選択制度が残された点も批判の対象となっている。

この勧告を受けて、一二月五日付の「改正所得税試案」⁽⁵¹⁾、および一二月一八日付の同名の「試案」⁽⁵²⁾が作成されている。前者は、所得税を普通所得税と超過所得税に分け、普通所得税の税率を百分の二十五(ないし百分の二十)とする一方、超過所得税について「源泉選択の制度を当分のうち存置し、税率を三十五%程度とする」という構想であった。後者は、所得税を普通所得税と総合所得税に分ち、普通所得税の税率を百分の二十五とするが、源泉で徴収する配当利子所得の税率は百分の三十とするとしている。総合所得税について源泉選択の制度を存置(三五%とするとい

う構想は前者と同様である。

この両案は大綱においてシャベルの勧告を受け入れながら、普通所得税の税率を比較的によく定めている点や、利子所得の源泉選択の制度を「当分のうち存置」することとし、しかも税率を現行よりも引き下げようとした点が注目される。序でにいえば、一二月二四日の税制調査会(会長吉米地義三)⁽⁵³⁾第一回答申が、

尚一般的の問題として銀行預貯金等に対する課税に付ては

(イ) 預貯金の秘密保持

(ロ) 他の所得に対比して預金課税が過重とならざる様特別の考慮を払ふこと

右は我国現下の財政経済事情下に於ける国民貯蓄勧奨上極めて重要な関係を有する案件であるから税制上の見地に於ける一方的要求に捉はるることなく深甚の考慮を必要とするものであるとの要望がありました。

としているのは、銀行預金に主として注目したものだとはいえ、利子所得一般の課税のあり方にもかかわるもので、シャベルの利子所得の優遇廃止構想にたいして国内に根強い抵抗があったことを示している。⁽⁵⁴⁾

前尾繁三郎(当時主税局国税第一課長)によると、この勧告をめぐる折衝は難航したようであるが、ヘンリー・シャベルとステュアート・バロン S.T. Baron による二月四日付主税局長宛覚書「一般税制改正についての勧告」⁽⁵⁵⁾は、「利子及び配当の源泉課税はフラットの税率(例へば三十%位か)で課税し、後に其の年の所得の最終申告において清算することとする。」と述べ、これにたいする翌五日付の主税局長の回答「一般税制改正に関する暫定案」⁽⁵⁷⁾では、個人所得税について、普通所得税と総合所得税の二本建の案と、一本建の案の二案が示され、前者では普通所得税二五%(ただし、配当利子所得については三〇%)、後者では源泉徴収率三〇%とし、また、両案とも「預金利子等に対する源泉選択課税は、当分のうち、これを認めること。」としていた。また、増税をおこなうべきその他の諸税として有価証

券移転税があげられていた。

この後に作成された諸案、二月一日付「税制改正要領(案)」⁽⁵⁸⁾、二月二二日付「税制改正に関する法律案要綱(案)」⁽⁵⁹⁾、二月二五日付「税制改正の要綱」⁽⁶⁰⁾、および二月二八日付「税制改正に関する法律案要綱(案)」⁽⁶¹⁾は、いずれも、所得税について総合課税一本建の方針の下に立案され、配当利子所得については二〇%の率で源泉徴収すること(源泉徴収した税額は還付しない——二月二八日案)、また、当分のうち、六〇%の税率により源泉選択課税を認めることとされていた。そして、有価証券移転税については、税率を第一種千分の一(現行万分の五)、第二種千分の二(現行万分の十)、第三種千分の四(現行万分の二十)に引き上げることとしていた。

こうして、司令部の強い意向の下に、所得税法改正法律等の関係法律が三月末に可決され、国債にかんする税制も再び改正されることとなった。

ところで、二三年度にも取引高税の創設を含む税制改正がおこなわれたが、国債にかんする税制については小規模なものにとどまった。一つは、外国人および外国法人にたいする税率の引下げにかんするものであり、他は特別法人税を法人税に統合することにもなう改正である。前者は、二三年三月一〇日成立した芦田内閣の外資導入政策を税制面から裏付けるものである。この時期、外資導入問題が話題となるとともに、この見地から税制のあり方が見直されるようになるが、その場合、まず法人税が問題とされた。たとえば、三月三日、ヘンリー・シャベルは記者会見において、超過所得税が高いことと外国法人の普通所得にたいする税率が四五%に上ることは外資導入の障害になっている、と指摘している。⁽⁶²⁾

芦田内閣の下での税制改正作業のうちにかかる政策課題がどのように具体化していったかという点、まず、三月一五日付の「税制改正に関する法律案要綱」⁽⁶³⁾に掲げられた「方針」は次のように謳っていた(傍点引用者)。

- 二、法人税については産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資するため法人税の負担を軽減すること。
- 三、特別法人税法を廃止し、特別の法人に対しても一般の法人税を課税することに改めること。

同日付の「税制改正の要領」⁽⁶⁴⁾において、特別法人税の廃止に関連する措置として、「租税特別措置法」関係において、「農林中央金庫、商工中央金庫及び市街地信用組合にも登録公社債に対する所得税の免除を行うこと。」という方針が掲げられており、その後の改正試案においても同様であった。ところが、この「要領」では、外資導入に関連するものとしては、超過所得の税率の引下げや資本にたいする課税の廃止が盛られるにとどまっていた。外資導入を促進するものとして外国法人にたいする普通所得の税率改正が盛られたのは、三月二二日付の「税制改正に関する法律案要綱」⁽⁶⁵⁾においてであって、「外国法人に対する普通所得の税率を内地法人と同様、百分の三十五とすること(現行百分の四十五)」とされた。外資導入にたいする配慮が国債にかんする課税にも影響をもってくるのは、五月二四日に閣議に提出された「要綱」⁽⁶⁶⁾においてであった。ここでは、「外国人及び外国法人に対する利子所得、配当所得等の税率を内国人及び内国法人と同様百分の二十とすること(現行百分の三十又は百分の二十五)」という一項が付け加えられた。

すなわち、二三年の国債課税にかんする税制改正は、特別法人税にかんする改正を別にすれば、芦田内閣の外資導入政策を税制面から裏付けようという努力が試みられたのが特長といえるが、⁽⁶⁷⁾この考え方が立案作業の過程で、法人税制、所得税制に徐々に浸透するという形で改正案が形作られたといえる。なお、この時、株券にたいして有価証券移転税が一〇割程度増徴されることになった。こうして、「所得税法の一部を改正する等の法律」(昭和二三年七月七日法律第一〇七号)が可決成立の運びとなった。

- (1) 大蔵省資料Z二〇二一。
- (2) 「借換国債の発行に就いて(昭和二一、三、一一大蔵省発表)」に添付された参考資料「口頭説明に代ふ(昭二一、三、一理財局)」(大蔵省資料Z五一一二一一)。
- (3) この方針は、三月四日付理財局作成文書「金融緊急措置ニ伴フ資力ノ配分殊ニ国債消化方策ニ関スル方針」(大蔵省資料Z五一一二一一)においても、数値をあげて、次のように説明されている。

三、金融機関別ノ要措置事項

(イ) 預金部

- (A) 司令部ノ指令モアリ今後発行スベキ国債ハ民間金融機関ニ優先シ努メテ預金部ニ於テ引受ケシムル方針ヲ採ルコト
- (B) 今後ニ於ケル預金部ノ資金余力ノ情勢ニ即応シ預金部資金ヲ概ネ左ノ如ク運用スルモノトスルコト

資金余力	一三〇億円(推定最高額)
右ニ対シ	
国債	一一三億円
内訳	
新規発行	九七億円
臨軍一時借入金振替	一六億円
食糧証券	一六億円
余力ノ残	一億円

(中略—引用者)

(ロ) 民間金融機関

- (A) 現ニ日銀ヨリノ借入金ヲ有スルモノ(即チ特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行及信託会社)ニ対シ先ヅ日銀ヨリノ借入金三四六億円ヲ返済セシムルコト
- (B) 右ノ日銀ヨリノ借入金返済後ニ於ケル資金余力ヲ生ズベキモノ(即チ五大銀行以外ノ普通銀行及信託会社)並ニ日銀ヨリノ借入金ヲ有セザルモノ(即チ保険会社、農業会、市街地信用組合、無尽会社等)ニ対シテハ概ネ左ノ如ク

ク其ノ資金余力ニ応ジ之ガ資金ヲ国債消化並ニ産業資金ニ充当セシムルコト

資金余力	一八八億円(三月九日)
普通銀行(五大銀行ヲ除ク)	一一三億円
信託会社	四億円
保険会社	四億円
農業会	六〇億円
其ノ他	七億円
右ニ対シ	

国債	一三八億円	内訳	六三	日銀手持国債
			七〇	臨軍一時借入金振替
			五	日銀ノ預金部手持買戻分
食糧証券	三三億円	内訳	一八	日銀ノ預金部手持買戻分
			一五	新規発行農中引受分
大蔵省証券	五億円(日銀ノ預金部手持買取分)			
産業資金等	一二億円			

(註) 今後ニ於ケル預金引出ニ対応シ要スレバ糧券蔵券ノ日銀買戻ヲ実施スルモノトシ尙臨軍追加発行予定ノ国債五〇億円ノ公募ノ為日銀手持国債ノ売却分六三億円ノ日銀買戻ヲ実施スルノ已ムヲ得ザルコトアルベシ。

- (4) 大蔵省資料Z五一一二二三。
- (5) 大蔵省資料Z五一一二一一。
- (6) 大蔵省資料Z五二六—七—一〇。
- (7) 大蔵省資料Z五二六—二五—三。
- (8) 同前。
- (9) 同前。

(10) 日銀の公債引受問題にかんしては、戦後、さまざまの機会に検討されてきた。戦後通貨対策委員会においては、中山伊知

郎委員が、その意見書〔発券制度及銀行制度ノ改革(昭和二〇、一〇、二八)〕、および「通貨制度ノ改革(昭和二〇、一一、一〇)」——大蔵省資料Z六〇四—三〇)において公募主義への移行促進方を主張し、第二部意見書(同前)の基礎となっている。また、二〇年一月十九日、大蔵省内に設置された日本銀行制度改正準備委員会においては、二〇年一月七日の第四回幹事会において、国債の応募引受けについての論議の結論として、「本条項ハ其儘存置シ實際ノ運用ニ於テ適宜判断ノ上応募引受けヲ為スコト」とされ、同委員会作成の二月七日付の「日本銀行法改正要綱」においては、

二、国債ノ応募引受

現行法第二十二條第二項ハ其儘存置シ實際ノ運用ニ付キ改善ヲ加フルコトとされるにとどまった。

二〇年一月五日、省議決定によって設置された金融制度調査会(第一次)においても、この問題が論議され、日本銀行の国債引受けに一定の制限を課すべきだという大内委員の意見も述べられた(二一年一月一日の第一部会での論議——大蔵省資料Z五一九—一)が、同日付で第一部会で決定された「日本銀行法改正要綱」(大蔵省資料Z五三一—六—四一)では、

三、国債ノ応募引受

現行法第二十二條第二項ハ其儘存置シ實際ノ運用ニ付改善ヲ加フルコト

(備考)

右三ニ関シ改善ヲ加フヘキ点左ノ如シ

(一)国債ノ発行ハ極力一般公募ノ方法ニ依ルモノトシ、日本銀行ニ依ル引受ハナルヘク之ヲ避クルコト

(二)国債ノ応募又ハ引受ノ時期ニ付テハ一般金融情勢ト睨ミ合セ適宜調整ヲ加フルコト

とされていた。

その後、二一年一月一日、第二次金融制度調査会の設置とともに、この問題にたいする関心が再び高まる。本文で紹介した銀行局作成の文書はこの時期のものであるが、この文書の趣旨にそった模索の一つの方向は、「通貨審議会設置案(二一、一一、一九)」(大蔵省資料Z五二六—五—一九)にみることができる。それは、「通貨並ニ経済ノ安定ヲ促進スル為メ日本銀行ノ赤字公債引受応募又ハ政府貸付ヲ規正スル目的ヲ以テ通貨審議会ヲ設クルコトトシ、之ガ為メニ法律ニ依リ日本銀行法ノ特例ニ関スル件ヲ定ムルコト」を目的とし、「日本銀行ガ日本銀行法第二十二條ニ依リ政府ニ対スル貸付、国債ノ

応募又ハ引受ヲ為ス場合ハ通貨審議会ノ議決ヲ経ルコト」を権限の一つとするという構想であった。しかし、この構想は沙汰止みとなり、「日本銀行法の一部を改正する等の法律」(昭和二年四月一日法律第四六号)によって設置された通貨発行審議会にはこのような権限は与えられていなかった。

(11) 昭和二年三月二〇日、衆議院委員会における野田政府委員(主計局長)の説明(「第九十二帝國議會衆議院財政法案外一件委員會議録」第二回)。

(12) 石原法規課長講述「財政法、會計法」(内務省大臣官房會計課『財政會計等諸法規の解説と資料』、昭和二三年二月)、一五九—六二ページ。

(13) 石原周夫口述「財政法、會計法改正の経緯」、昭和二八年五月一四日(「戦後財政史口述資料」第二分冊)、一五—一七ページ。

(14) 石原周夫口述、昭和四七年七月二八日(大蔵省資料Z一〇六—三六)、二二—二三ページ。

(15) 「SCAP民政史」は、この時期の国債政策にかんして次のように記述している。二一年一月二二日の指令にもかかわらず、日本政府が歳出の効果的な統制に失敗し、借入れを継続したため、二一年一月三〇日、中央の財務統制確立の指令(SOCCAPIN一四三〇)が発せられたが、翌三月の財政制度改革立法において、その意図が達成せられたと(History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan 1945 through March 1951, Vol. XIII, p. 170——大蔵省資料Z七〇—一三七)。「財政法」の公債関係の条項の挿入について司令部の介入はなかったにせよ、財政制度改革のあり方が、一連の覚書によって示された司令部の一般の方針の制約下にあったといえることはできるであろう。念のためくり返せば、覚書発出以前においては、公募問題について、国内でさまざまな議論がありはしたが、法改正に導くものではなかったのである。

(16) 財政運営の方針として、公債の発行を認める場合を確定しようという構想はしばしば語られた。たとえば、戦後通貨対策委員会において、高橋亀吉委員は、普通歳出と復旧復興費とを分けて、後者について公債発行を認めようという内容の「意見書(二〇、九、八)」(大蔵省資料Z六〇四—二九)を提出しており、この構想は、後に委員会の正式の答申「財政緊急対策(二〇、一〇、五)」(大蔵省資料Z六〇四—三〇)となっている。また、石橋湛山委員は、わが国の財政を一般会計(A)、終戦会計(B)、賠償会計(C)、復興会計(D)に分け、CとDについては国債によるという意見書「財政ニ関スル意見(二〇、一一、七)」(大蔵省資料Z六〇四—三〇)を提出している。

ところで、戦前からのわが国の起債は、特別の根拠法令にもとづくものと、年々の歳入補填公債とがあった。これらの根拠法令としては、「事業公債条例」(明治二十九年三月三〇日法律第五九号)、「道路公債法」(大正九年八月一日法律第五九号)、「電話事業公債法」(大正六年七月二一日法律第一一号)、「電信事業公債法」(大正九年八月五日法律第四二二号)、「通信事業特別会計法」(昭和八年四月一日法律第四一〇号)等の事業関係の各種の法令、「震災善後公債法」(大正十二年二月二四日法律第五六号)等の震災関係や、「政府出資特別会計法」(昭和十五年三月二七日法律第一〇号)等の政府出資関係等々という一連の法令があった。このようなわが国の起債の根拠法令の体系の歴史の上に、本文で紹介した主計局内における北欧諸国の事例の検討が、四条但し書きに整理されたといえるのかもしれない。

なお、公共事業費という表現は、当時、新しいもので、二十一年五月二二日、司令部から二十一年度予算に六〇億円の計上が指令されたことから具体的な問題となった。ただ、当初の公共事業費の範囲にかなり広いものであったことに留意する必要がある(鹿野義夫『公共事業——戦後の予算と事業の全貌——』昭和三〇年、九—一一ページ)。

(17) 当時立案の衝にあたった石原周夫(当時主計局法規課長)は、「段階的に申しますと、臨時法制調査会の時期が第一段階、主計局で案をつくった段階が第二段階、司令部で審議せられたのが第三の段階、それからあとは成案を得て、枢密院、国会という第四の段階」を経たと説明している(石原周夫口述「財政法、会計法改正の経緯」——「戦後財政史口述資料」第二分冊、六ページ)。そして、本文で紹介したように、石原は、四条、五条について、北欧諸国の事例を参考にしたと説明しているし、事実、「歳計予算均衡の問題」(大蔵省資料Z五二一—三九)という、スウェーデン予算制度とそれをめぐる議論を紹介した文書も作成されている(二十一年六月下旬作成と推定)から、立案作業の初期から多角的な検討がおこなわれていたのであろう。しかしながら、資料の上から、この間の経緯を明らかにすることは困難である。

臨時法制調査会の作業は、実質的には、石原と宮内(当時法制局第二部長)とが、幹事として担当したというが(石原口述——前掲「戦後財政史口述資料」、二ページ)、二十一年一〇月二二日に内閣総理大臣に報告された「財政法案要綱(案)」(内務省編前掲書所収)には、四、五、六条の考え方は含まれていない。他方、この調査会の作業と並行して主計局内で立案作業が進められていたが、「財政法案要綱(二一、八、六)」(大蔵省資料Z五二六—二〇—三)、およびこれを若干修正した同名の「要綱(二一、八、一五)」(同前)は、臨時法制調査会の要綱とほとんど同文で、もとよりここにもこの考え方はない。

司令部の担当官と逐条審議をおこなったのは二十一年二月五日が第一回と考えられる(「司令部関係重要折衝事項(第七報)二月二日—二月八日」——大蔵省資料Z五二六—二—二)。ここで審議の対象となった要綱の内容は不明であるが、「司令部関係重要懸案事項(二〇、二六現在)」(同前)中に、「GHQの方へは一、二ヶ月前よりその要綱を提出し」とあるから、前記の八月一五日付の「要綱」と大きく異なる所はないと考えてよいであろう。また、このことは二月五日の折衝の記録「財政法案ニ関スル司令部意見」(大蔵省資料Z五二一—四〇)からも想像できる所である。

そして、四、五、六条の考え方もりこまれていた主計局作成の法案で、日付の確認ができるのは二十二年二月二日付の「財政法案」(大蔵省資料Z五二六—二〇—一〇)においてである(同案、五、六、七条)。

以上のような諸事実を念頭におくならば、四、五、六条に相当する考え方は、主計局において準備されつつあった財政法案には、当初は含まれていなかったが、省内の最終的な検討過程で付け加えられたと考えるのが自然ではなからうか。石井茂樹によると、省内での本格的検討は二十二年一月に入っておこなわれたというから(前掲石原口述——「戦後財政史口述資料」、四六ページ)、この過程で銀行局文書にみられるような構想が「財政法案」の中に挿入されることとなったのではあるまいか。

なお、文書作成の日付は不詳であるが、「財政法案に追加すべき総則的規定(其二)」(大蔵省資料Z五二一—四〇)という文書に、次のような記述があるので紹介しておく。

第三節 公債

- 一、国債については其の償還計画を明白にしなければならない
 - 二、国債の金利は金融界の情勢と国庫負担の見地とを併せ考慮しなければならない
 - 三、国債は原則として資本支出及事業的支出の財源としてのみ認められる
 - 四、国債は原則として公募されなければならない、この為資金の蓄積に有効なる手段がとられなければならない
- また、同じく日付不詳の「財政法案」(大蔵省資料Z五二六—二〇—一〇)では、

第三条 国の歳出は公債又は借入金以外の歳入(以下普通歳入と称する)でこれを支弁することを要する。但し公共事業に關する経費及び直接国の資産として残る経費については当該経費を支弁するに必要な金額の範囲内で必要な公債を発行し又は借入金により歳入を調達することができる。

国家経済の状態が異常で前項但書の方針によることができなない場合に於てはその状態が続く間に限り歳入補填のため公債又は借入金により歳入を調達することができる。但しこの場合においては将来一定の期間にこれを償還し得る様に

財政計画を定めなければならない。

国が資産の買収出資及び損失補償をする場合で現金で交付する必要があるときは予算（総予算及追加予算を含む以下同じ）の定めるところによつて公債で決済するため公債を起すことができる。

第一項の公共事業及国の資産として残る経費の範囲は毎年度予算で之を定める。

となつていて、公共事業費の他に、「直接国の資産として残る経費」があげられている。

(18) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(19) 「国債利上実施に伴う諸事項(二二、七、二四)——大蔵省理財局(国庫課)と日本銀行関係局と協議の概要」(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

(20) 大蔵省所蔵日本銀行資料。内容は次のとおり。

金融機関資金融通準則による融資限度外の資金運用について依頼の件

(昭和二二年九月八日各銀行あて大蔵省銀行局長通達銀秘第三二二六号)

金融機関資金融通準則に基く融資の規正については既に各金融機関の積極的な御協力によつて逐次効果を挙げつつある次第であるが、財政金融状況の実情に鑑み首題の件に関して左記について一層の御協力を御願ひ致したい。

記

一、貴行において本年度第二四半期に於ける金融機関資金融通準則による融資限度を超える五〇%の資金を運用せられるにあつては、純資金増加額に対して概ね左の割合を基準として運用されるように願ひたい。

国債投資	5%
地方債投資	
復金債投資	
日銀借入金の返済	四五%
産業資金枠外融資	
支払準備金	

(以下省略—引用者)

(21) 昭和二二年九月一二日付の日本銀行国債・考査両局長から支店長あて通知は次のように述べている(大蔵省所蔵日本銀行

資料)。

第一回新規国債公募に関する件

第一回新規国債の各金融機関引受基準については大蔵省から別紙の通り各銀行に対し、第二四半期資金純増額の概ね五%とされたい旨依頼せられましたが、銀行協会側においては八月分資金純増額の一〇%を基準として本行本支店と協議することとなりました。(以下省略—引用者)

なお、この間の経緯について、大蔵省作成文書は次のように説明している(大蔵省資料Z五二六—二五—三)。

九月発行国債消化について(昭二二、九、二二)

一、九月発行予定国債の消化については、金融機関の資金融通限度外の資金の運用計画について、二次に互り主要銀行企画課長と協議し、又前週金曜日銀行協会一般委員会において、別紙の通り大蔵省より各銀行宛依頼状を差し出すことに諒解を得たのでありますが、昨日曜日銀行協会理事会において、佐藤理事長から、日銀総裁との間において、十億円のうち六億円の国債を引受けよという事故、大体八月中の増加預金の一〇%相当額の国債を引受けようとの話あり、他の理事からは何らの発言なく、結局右六億円引受が理事会の申合せのようになったことである。

然し、銀行以外に国債を引受け得るところは農中(一億円の予定)及び生保(若干可能程度)だけであるから、九月発行十億円の国債を完全消化するためには、左の割合により引受けて貰うこととし、万一引受不可能の額があれば、これを預金部等にて処理することとする必要がある。

(22) 「第三、四半期国債公募方針について(昭和二二、九、二三理財局)」「国債引受基準についての銀行協会回答要旨(昭二二、一〇、三)」「(大蔵省資料Z五二六—二五—三)。

また、二三年七月には、「金融機関資金融通準則」の一部改正がおこなわれて、運用資金の増加見込額の一定割合を財政資金に優先的に確保して、その残余を一般企業への融資に充てることとされた。銀行の場合は、財政資金に三五%、うち国債については一〇%とされた(昭和二三年七月二一日大蔵省告示第二二七号、同第二二九号)。

(23) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(24) 二二年二月六日付の日本銀行総務部作成の文書「新規国債ノ発行条件ニ付テ」(大蔵省資料Z五二—二二—二二)においては、条件改訂の根拠を、もっぱら、金融機関の預金コストとの比較において、現条件の国債では逆鞘となるという点に求められている。

(25) 大蔵省資料Z五一―二二二。
 (26) この点について、七月二三日付の「国債利廻等の改訂について」(大蔵省所蔵日本銀行資料)という大蔵省発表文中に次のような説明がある(傍点引用者)。

物価賃金等の安定方策と照応して金利の昂騰を抑制し之を適正水準に安定させる必要があり、他方融、資、規、制、の、改、正、に、よ、り、今、後、金、融、機、関、は、そ、の、増、加、資、金、の、一、部、を、必、ず、財、政、資、金、に、振、向、け、な、け、れ、ば、な、ら、な、い、こ、と、な、る、の、で、資、金、コ、ス、ト、の、現、状、等、か、ら、見、て、先、づ、金、利、の、基、準、と、な、る、国、債、利、廻、を、四、分、五、厘、に、引、上、げ、之、に、伴、つ、て、地、方、債、利、廻、を、年、六、分、五、厘、乃、至、七、分、程、度、に、同、一、流、社、債、を、年、七、分、基、準、に、復、金、債、そ、の、他、の、金、融、債、に、つ、い、て、も、夫、々、一、分、程、度、の、引、上、げ、を、実、施、す、こ、と、と、し、た。

また、同日付の日銀総裁談「国債利率の引上について」(同前)においても次のように述べられている。

通貨政策の面から見て国債は公募によるを原則とすべきはいうまでもないことであり、融資規制の上からも金融機関は国債等定められたものを買入れなくてはならぬようになっていいる。然し従来のような国債金利ではその経理面に響く度合が強過ぎるので今回これを合理的な水準に引上げられたともいえる。

(27) 大蔵省資料Z五二六―二五―三。

(28) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(29) 同前。

(30) 「国債利上実施に伴う諸事項(二二、七、二四)——大蔵省理財局(国庫課)と日本銀行関係局と協議の概要」(同前)。

なお、この時、短期債において二重金利が成立した事情を簡単に説明しておこう(大蔵省所蔵日本銀行資料による)。本文で述べたように、二二年一月一三日の日銀提案「新規国債ノ発行条件ニ関スル提案」を大蔵省側も原則的に了承し、実施に向けて各種の検討がおこなわれたが、その間、大蔵省と日本銀行との間に国債の二重金利問題について、次のようなやりとりがあった。

まず、二月に理財局から、「今後の国庫金調達方式について(案)」なる一案が示された。

- 一、資金の統制を強力に実施し新規蓄積資金の概ね半額は、財政資金として確保する。
- 二、公債の発行は総て公募によることとし、その発行額は、前項によつて確保した財政資金の限度に止める。
- 三、公債の発行によつて調達することの出来ない財政資金は、日本銀行からの借入金による。(国庫金出納上の必要に基くものは大蔵省証券による)

四、第二項の公募を可能ならしめるため、新規公債(交付公債を除く)の発行条件を金利の実勢及び金融機関の資金コスト等を勘案して次のように変更する。

利 率	四分
発行価格	九八円五〇銭
期 限	五年
利 廻	単利 四分三六五 複利 四分三三六

(備考) 外に手数料五〇銭以内を交付することとし所要の予算的措置を講ずる。

尚右に伴つて諸金利の適正配置を行う。

五、公債の発行方法としては、毎月一定の日(例えば二十日)を発行日とし当日発行条件を引受団に呈示し一定期日(二十五日又は月末とする。)迄に引受額を払込ましめることとし、その引受額を以て、発行額とする。

(原注) 資金の蓄積実績に応じその約半額を毎月着実に財政資金として確保するためには、金融機関をして、資金増加に応じてその一部を予め留保せしめる(例えば、国債引受預金の如き形において)必要があるもので、発行日は募入金払込期日より若干遡らせこの留保資金の金利をみてやるのが適当であろう。——(郵便局売出公債の例に倣う)

六、前月までの公債発行によつて補填し得なかつた財政資金の不足は大蔵省証券の発行又は日本銀行借入金(原注)により補足し置き、これを翌月以降の公債発行により借換償還し、大蔵省証券の年度末未償還残額は日本銀行借入金により借換償還を行う。

大蔵省証券の割引歩合は新年度以降発行の分より、金利の実勢に即応する如く改訂する。

(原注) レートは既発債並

七、引受団に公債の発行予定額を超えて引受余力を生ずるに至つたときは、前項による日本銀行借入金を公債によつて借換える。

この構想をめぐって、日本銀行内で検討がおこなわれる。二月二〇日付考査局作成の「今後ノ国庫金調達方式ニ関スル理財局案ニ対スル意見」は次のように述べている。

抑々インフレーションノ進展下ニ於ケル中央銀行ノ政府ニ対スル態度トシテハ融資ヲ断乎トシテ拒絶スベキデアリ万一ソレガ不可能ナ場合ニ於テモ中央銀行ヨリノ借入ヲ困難ナラシメル条件ヲ固執スベキデアルト考ヘル。斯ル見地カラ理財局ノ新方式ヲ批判スレバ現行制度ヨリ劣ルモノト結論セザルヲ得ナイ。ソノ理由トシテハ次ノ三点ガ挙げラレル。

(1) 本行ヨリノ借入ヲ低利率ニ据置クコトニヨリ政府ハ市中金利ノ昂騰ト関係ナク低利安易ニ赤字財政ヲ続行シ得ル。

(2) 公債発行ガ借入金ノ後始末ナルコトニヨリ政府ハ市中消化ニ対スル熱ヲ失ヒ(原注)消化ノ為ノ金利引上ヲ渋ル結果トナリ本行借入金ガ固定化スル虞ガアル。

(原注)

新方式ニヨレバ市中消化ガ促進スル程政府ノ金利負担ハ増加スル
 (3) 最後ニ本行の収支面カラ考察スレバインフレーションノ進展ニヨル経費ノ膨脹ニヨリ現行金利ニテハ收支相償ハヌ時期モ遠カラズ到来スルモノト想像サレル。ソノ際公債ノ金利ガ一本デアアルナラバ公募不能ヲ理由トシテ容易ニ之ガ引上ヲ主張シ得ルニ対シテ一旦公債ノ二重金利ヲ容認シタ場合ニハ之ガ引上ノ理由トシテハ本行ノ収支ノ問題ノミトナリソノ実現ニ困難ヲ来ス虞ガアル。

また、国債局作成の「今後ノ国庫金調達方式ニ関スル理財局案ニ対シテ(昭和二二、二、二四)」は、理財局との折衝の模様を整理して、対立点を明らかにしている。

一 右案ニ依レバ主トシテ予算面利払額縮減ノ見地上今後公債(利上ヲ予想)形式ニ依ルノハ現実ニ公募シ得ル限度ニ止メ他ノ所要資金ハ日銀依存ノ外ナイガソノ引受ノ形式トシテハ原則トシテ借入金ニ依ルモノトシテキル(尤モ国庫金出納上ノ必要ニ基クモノ乃至市中ノ短資運用トシテ目先消化可能見込ノモノハ蔵券ノ形式)

二、右ニ対シ当方意見トシテ

イ、抑々二重金利息思想ハ建前トシテ好マシクナイコト

ロ、特ニ低利借入金主義ハ其ノ期限ノ定メヤウニモ依ルガ資金調達ヲイージーナラシメ且ツ固定化ノ虞アルコト

ハ、從テ日銀保有形式ヲ公債トセザルコトニ一応譲ルモ、セメテ蔵券ノ形トセラレ度キコト等申述ベタ

三、之ニ対シ理財局ハ

イ、本案ハ主計局ノ強硬意見トノ調整ヲ試ムルニ努メタルモノナルコトヲ諒トセラレタイコト

ロ、借入金トスルモ翌月以降市中ニ余裕出来次第公債ヲ発行シテ期前返済スルカラソノ点却テ蔵券ヨリモ扱ヒ易イコト

ハ、借入金トスルモ利率ハ必ズシモ現蔵券並ミ(日六・五、年二・三七)デナク現公債並ミ(年三・六五、税引二・五九、借入金ニスレバ無税)デヨイ 即チ公債ノ身代リデ日銀引受分ダケ利率ヲ据置ク趣旨ノ二重金利ナルコト(蔵券系トハ一応別ノ觀念)

ニ、蔵券トスレバソノレートハ時々ノ市況ニ或程度順応サセネバナラズ目先日一・二(年四・三八)程度ニ迄モ上ゲネバナラスカモ知レスガズル金利ノモノヲ日銀ニ多量ニ且長ク持タセルコトハ好マシクナイコト等ヲ理由トシテ譲ラナイ

四、右ニ対シ当方ノ態度トシテハ

イ、利率ノ点ヨリスル反対ハ余リ固執セヌ方ガヨイト思ハレル(日銀資金コストハ廿一年上一・二六%(但シ対稼動資産比デハ一・六六%)当面相当上ツタト見テモ猶二%乃至二・五%程度カ)

ロ、從ツテ借入金主義トスルモ已ムヲ得ナイガ但シ期限ヲ三―六ヶ月位ニ切ツテ政府ノ資金操作ヲイージーナラシメナイヤウ牽制スルコトガ望マシイコトノ中入ヲスルコトニヨツテ本件ハ結着ヲツケタイ

そして、三月八日、日本銀行は次のように意見をとりまとめ、長期貸上金構想に反対する。

国庫金調達方式に關する理財局案に對する当局意見(昭和二二年三月八日營業局)

別紙理財局案は結局財政赤字資金を本行よりの長期貸上金の形式を以て調達する原則を採つて居るが、当局は左の諸理由より長期貸上金の形を排し、本行が已むを得ずかかる資金を賄ふ場合には市場公募と同一条件の国債を引受ける(或は一時大蔵省証券引受の後年度末に於て国債に振替へる)を適當と考へる。

(理由)

(一) 中央銀行の資産は可及的に流動的であるべきを本則とするに不拘本行は貸上金の形を以てしては市場操作の具に供し得ないこと。

(二) 政府貸上金に付ては一応予算上最高限度はあるが、貸上金の形式を採る場合は政府をして資金調達に付き安易感を持たしめその使用振をルーズにならしめ易いこと。

(三) 本案の如く国債、大蔵省証券より低金利(既發債と同じく三分六厘五毛)の長期貸上金を認めるときは政府は勢ひ低金利の本行貸上に傾る傾向を生ずること。(本行引受国債が市場公募同様の条件であつても、納付金に依り結局国庫の負担加重とはならない筋合である)

(四) 長期貸上金の実行に依て政府のみならず市中金融機関をして一応問題は解消したとの印象を得せしめ惹て双方に於け

る国債消化への努力を共に鈍らせる惧があること。

(四) 明年度予算は一応均衡を得て居るが、将来財政均衡化が破れるが如き場合も予想し得ざるにあらず、斯の如き長期貸上金の制度を開いて置くことは将来悪用せられる途を予め開いて置くことにならぬとも限らぬこと。

その後、新「財政法」制定という条件の下で、金利引上げにともなう細目が検討されるが、七月二四日付の日本銀行作成文書「国債、大蔵省証券の二重金利について」は、この時点で、大蔵省内に、国債、大蔵省証券の両者について、日本銀行引受け分と市中買入れ分とを区別しようという考え方が存在し、日本銀行がこれに反対しながら、政府貸上金構想には譲歩の姿勢を示すという事情が説明されている。政府貸上金についての日本銀行の態度軟化は、資金統制による市中消化の実施という、背景の事情の変化が一因であろう。

国債、大蔵省証券の二重金利について (昭和二十二年七月二四日総務部)

一、国債並に大蔵省証券については今回利上が決定したのであるが、大蔵省特に主計局の意向としては、予算の表面的膨脹を避くると云う見地から、その日銀引受分と市中金融機関買入分と金利を区別し、後者についてのみ新利率を適用すると云う考え方をしてゐる。

二、理論上は市中公募分と日銀引受分と判然と区別されてゐれば兎も角日銀引受分を漸次市中に売却する方式をとる限り、日銀引受分と市中買入分とを金利上差があると云ふことはあり得ない。日銀がその手持証券の利上によつて利益を得ても、納付金によつて政府に納付するのであるから政府歳出に变りない筈である。

三、国債については市中の買入額並に日銀の市中への売却見込額相当額だけ新条件による国債を発行し、市中に消化見込の立たぬ分は日銀より政府貸上金をすると云う方法によつて、二重金利の問題は解決し得る。

四、大蔵省証券については、仮に日銀引受分は六厘五毛、市中売却分は一銭一厘と云うことに定まれば、日銀は市中に売却する場合に損失を生じ、又市中より買入をなす場合には利益を生じ差引損失は政府より補償されると云うが如き計理上極めて面倒なこととなる。

この方法採用が一時的なものならば、或いは已むを得ぬかも知れぬが、制度として今後続行されると云うことであれば、頗る不適當であると思われる。即ち此際日銀引受分も一銭一厘とし、それより生ずる利益は納付金で見ると云うことにすべきであると思われる。

(原注) 此ノ問題ハ此程度ニテ打切ノコト

そして、本文で引用した「協議の概要」にあるように、最終的には、短期債について二重金利を認めるにいたる。この「協議の概要」では、本文で引用した文章の後に「発行及び消化方式」について、次のように述べられている。

二、発行及び消化方式

(一) 公募移行の主旨を体し、新規債の発行は市中直接引受の方式によるものとし、且つその限度に止め、その余の不足は日銀借入金で賄うものとする。

但し目先猶消化可能見込ある時は、それに相当する金額を新規債の形で日銀引受(ランニングストックとして)とすることが出来る。この部分については旧条件との利鞘を日銀から政府へ納付する二重金利措置を採らない。

(二) 消化方法は日銀本支店中心の個別的指導幹旋による(その要領は別に立案)。差当リシ団等の組織は設けない。要すれば起債調整協議会の機能を利用する。

(三) 毎月一回市中引受額を確定し一定日(一応二十日を予定)に直接引受の形で発行する。但し銘柄は年四種程度に集約する。この場合實際利廻は左の如く若干上昇する(期限一ヶ月の短縮は利廻約七糸の上昇となる。)

利率	期限	単利	複利(簡便法)
四%	五年	四・四八九%	四・四五三%
九八円	四年十一月	四・四九六	四・四六〇
	四年十月	四・五〇三	四・四六七

(四) 右の外既述日銀引受分がある時は市中手許状況により随時その消化を図る。

(五) 発行代り金は、一時に多額の発行を期し得ない現況に鑑み、新規所要資金でなく、既借入金(特に日銀からの)返済に充当する。本年度借入金の返済に充てるか前年度借入金の返済に充てるか更に研究中。

その後、八月初旬、細目が決定されるが、短期債の二重金利については「当分の間のもの」と次のように説明されている。

昭和二十二年八月四日 支店長・事務所長あて総務部長書信

国債利率の引上に伴い今後の発行及び消化方式等細目別紙の通り内定したので取敢えずお知らせする。
なお左記の点お含み迄に申添える。

- 一、新規公債は市中金融機関の直接公募の方法により毎月一回発行する。第一回分は九月実施の予定である。
- 二、右の外目先消化可能見込額を日銀引受により発行し置き公募と公募との中間期間に於て随時市中に売却するものとする

三、其の他の政府資金所要額に付ては本行は公債引受によらず政府貸上金とし、これに対しては従来通りの利率を適用する。

四、右の措置は主として政府の財政負担軽減のためであり、政府貸上金としたのは公債引受により後記短期証券の場合のように公債の二重金利出現を避けるためである。

五、短期証券は日銀引受により発行し、日銀手持分と市中消化分との間に利率を変えることとする。その計算整理方については立案中につき追って通知する。但し右制度は当分の間のものとし短期証券の市中消化が進捗する様になれば新金利一本とすることを考えるものとする。

つまり、短期債の二重金利制は、国庫負担軽減という見地からの大蔵省主計局の意向と日本銀行の見解との妥協の産物として成立したものだと考えてよいであろう。

(31) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(32) 大蔵省資料Z五一―二一二。なお、この文書の一―三の部分は、日本銀行の意見と同趣旨である。ただ、日本銀行の意見書には、金利引上げの理由として、理財局文書の三の(一)にあたる部分に、次のような説明が述べられている(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

国債消化については当面一般大衆の引受は期待し得ないから勢い金融機関特に普通銀行の引受に俟たねばならず、現在融資規制の適用により、戦時中同様強力な勧奨に基いて居り而も一の固定的な投資となつて居る。したがつて国債金利は引受銀行の資金コストを割らぬ程度を目途として定める必要がある。

(33) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(34) 七月一六日付、理財局作成の「昭和二十三年度第二、四半期における国債及び復金債消化計画」では次のような抱合わせ案が示されている(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

三、仍つて、国債(利廻五分五厘)と復金債(利廻日歩二銭〇五毛、年七分四厘八毛)との抱合わせにより消化を計るときは、総合利廻りは、次の通り

	国債、復金債の抱合せ割合	同上総合利廻り(A)	資金コスト見込(B)	利鞘(A-BC)	貸出の場合の利鞘(D)	(D-C)
第一案	国債 復金債 一一	六・四九%	六・一六%	〇・三三%	三・八五%	三・五二%
第二案	国債 復金債 一・五一	六・六八	六・一六	〇・五二	三・八五	三・三三

四、実施要領

(一) 差当り第一案によることとし、融資準則の運用により、これを行う。

(二) 実施に当つては日本銀行をして指導せしめる。

(三) 右により第二、四半期における国債及び復金債消化見込は、(銀行資金純増の各一割と推定)

国債 五四億円
復金債 五四億円
計 一〇八億円

また、七月一五日付の日本銀行考査局長から各支店長あての通知(同前)では次のように述べられている。

一、銀行の財政資金への運用割合「三五%以上」の割振りについては金融機関とも協議の結果左によることに内定。

(1) 国債 一〇%以上

(2) 地方債(前貸及び一時貸出を含む) 五%以上

又は預金部への預け金 一〇%以上

(3) 復金債 一〇%以上

(4) 右の外、復金支払保証融資を併せて合計 三五%以上

(35) 「インフレーション」下に於ける金利政策の問題点(日本銀行『調査時報』昭和二十三年七月号)。

(36) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(37) 同前。

(38) 大蔵省資料Z六〇三一―一八。

- (39) 大蔵省資料Z六〇二—二二。
- (40) 同前。
- (41) 大蔵省資料Z六〇三—二二。
- (42) 同前。
- (43) 同前。
- (44) 同前。
- (45) 大蔵省資料Z六〇三—二二。
- (46) 大蔵省資料Z五一—五四。
- (47) 大蔵省資料Z五一—三七。
- (48) 大蔵省資料Z五二六—二二。
- (49) この税制改革案が司令部に提出されたところ、シャベル H. Shavell (Public Finance Branch, Finance Division, ESS) が執筆した七月二〇日付の文書「The Income Tax in Japan.」(「スートランド文書」大蔵省資料Z七〇三—一六) 参照。
- (50) 大蔵省資料Z六〇三—三八。
- (51) 同前。
- (52) 同前。
- (53) 大蔵省資料D三一七—二三一—一。
- (54) この時期に、銀行局においては、預金利子にたいする分離課税案が検討されていた。左に紹介する「預金利子所得等に対する課税方法改正案(銀、二一、一二、一六)」(大蔵省資料Z五二六—二二—一三)も同様の発想によるものであろう。

一、預金利子課税に関する改正

- 1、預金利子に対しては預金利子所得税(仮称)を源泉課税の方法で課することにする。
- 2、現行の分類所得税及び総合所得税は預金利子に対して課税しない。
- 3、預金利子所得税の税率は左の通りとする。

(一) 第一案

比例税率とし資産所得に対する税率の半分程度即ち一率に百分の十五とする。

(二) 第二案

超過累進の方法により次のやうな比率に従つて課税する。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 利子額百円以下の部分 | 基礎控除とする。 |
| (2) 百円超一千円迄の部分 | 百分の十 |
| (3) 一千円超一万円迄の部分 | 百分の三十 |
| (4) 一万円を超える部分 | 百分の五十 |

同一人の同一金融機関の同一店舗に対する預金の利子は之を合算して右の税率を適用する。

(中略—引用者)

(備考)

改正の趣旨

目下の金融情勢の下に於いて預金の増加を図る為には課税上預金を優遇すると共に秘密性の保持を徹底して預金者の不安を除くことは極めて有効な方法であると考へられる。この趣旨の下に現行の預金利子所得に対する課税方法……を右の如く改正することとしたい。

(55) 前尾繁三郎口述「終戦直後の財産税構想と徴税問題(その二)」昭和二七年五月二六日(「戦後財政史口述資料」第三分冊、九—一〇ページ)。

- (56) 大蔵省資料Z六〇三—三八。
- (57) 同前。
- (58) 大蔵省資料Z六〇三—三七。
- (59) 大蔵省資料Z五二六—二一—三。
- (60) 大蔵省資料Z六〇三—三七。
- (61) 大蔵省資料Z五二六—二一—三。
- (62) 『朝日新聞』昭和二三年三月四日。
- (63) 大蔵省資料Z六〇三—四四。
- (64) 同前。

(65) 大蔵省資料Z五二六―二一四。

(66) 「公文類集」昭和二三年、財務三八。この構想は五月二日付（大蔵省資料Z六〇三―四四）、および五月一〇日（推定）付（大蔵省資料Z五一―一三八）の「要綱」にはなかった。

(67) 「第二回国会用一般想定問答（昭和二三年六月）」（大蔵省資料Z四〇二―一八）はこの点について次のように述べている。

問 外資導入に対して租税上如何なる措置を考えているか。

答 外資の導入に資する見地から、今回の税制改正に当つては、

(一) 外国法人に対する普通所得の税率を内地法人と同様百分の三十五に引き下げたこと。

(二) 法人の超過所得に対する税率を大幅に引き下げたこと。

(三) 資本に対する法人税を廃止したこと。

(四) 外国人及び外国法人からうける利子所得、配当所得等の税率を内国人及び内国法人と同様百分の二十に引き下げたこと。

(五) 所得金額のうちに配当所得があるときは、その所得税額から配当所得の百分の十五に相当する金額を控除することとしたこと等の措置を講じたのであるが、将来必要があれば更に適切な措置を採ることを研究したい。

第八章 ドッジ・ラインとその後

占領期の国債問題のあり方は、昭和二四年春、大きく転換した。いわゆるドッジ・ラインの政策体系の一環として、超均衡予算が編成され、債務償還政策が積極的に推進されたことによる。この政策は、もともと、予算の編成と運用の方針にかかわる問題であるから、「歳計」編の主題の一つであるが、占領期の国債問題のあり方を大きく規定した政策転換でもあるので、若干の重複はありうるとしても、本編でもとり上げないわけにはいかない。そこで、本章では、昭和二四年以降、占領終結にいたる時期の国債問題を、まず、ドッジ Joseph M. Dodge によって推進された債務償還政策を概観することから始める。問題の性質上、年度別に政策の推移をみることにしよう。

第一節 ドッジ・ラインと債務償還政策

一 昭和二四年度予算の編成

1 経 過

「歳計」編で詳述されているように、二三年度においては一般会計の収支はいちおう均衡していたが、特別会計は巨額の公債や借入金に依存していた。また、復興金融金庫等の政府関係機関においても債務が累積するという状態にあった。

二三年度本予算が成立した直後、七月一五日、マーケットから「経済安定十原則」の指令が発せられるが、このなかに「特別会計の赤字を組織的に減少すること」(第八項)という一項が含まれていた。コーエン Theodore Cohen によると、この指令は「大体 Young Report 及 Washington が対日援助の前提として主張し居ることを指示せるもの⁽¹⁾」とされているが、「この日本側の進行状況を常に報告せられ度」(ファイブ S.M. Fine の発言)という要望にそって、その直後、国有鉄道事業、通信事業等の赤字の特別会計について支出削減、増収等の方策が検討されている⁽³⁾。そして、二三年秋以降におこなわれる二四年度予算の編成においても、この指令が一つの指針となっていた⁽⁴⁾。一月一八日の「経済安定九原則」の指令は、このような事実関係の推移のうちに発せられた。

ここでの問題についていえば、九原則の第一項、すなわち「支出を嚴重に引締め、かつ必要適切と認められる新財源を含めて最大限の収入を確保することによって一日もはやく総合予算の真の均衡をはかること」という原則が、その後の政府債務問題の転換に直接の関係がある。この第一項については、まず、「総合予算の真の均衡」(a true balance in the consolidated budget)という趣旨がいかなるものかということが問題となる。この点にかんする司令部の当初の説明は、従来の「十原則」に表現された考え方と大きな隔たりを感じさせない。一月六日、リード E. M. Reed は次のように説明している。「総合予算のバランスは建設勘定も含めたバランスの意味と解して居る、但し一般会計の公債を他会計で買入れられれば総合的にはバランスと見てよい⁽⁵⁾」。そして、一月一七日にも「総合予算のバランスは厚生年金、失業保険会計等の蓄積資金と建設勘定の赤字等とを相殺した上バランスを考へる⁽⁶⁾」と述べている。また、一月二六日のマーケットの大屋大蔵大臣にたいする質問、「九原則にある一般会計、特別会計を通じて、その年度の歳入でバランスさせる思想をどう考えられるか⁽⁷⁾」も同様の考え方によるものである。

「九原則」第一項にかんする司令部の説明は、二月一日、ドッジが随員とともに来日して作業を開始した後、変化をみせる。二月一七日付のマーケット少将より大蔵大臣宛の非公式覚書「昭和二四年度予算について⁽⁸⁾」が、二月二三日手交される⁽⁹⁾が、そこでは次のような方針が述べられている。

予算に関する政策全体の基底をなす基本原則は、一般会計及特別会計を通じての全総合予算に於て真の均衡を達成維持することである。かかる均衡予算とは少くとも政府債務の純増を阻止し、出来得る限り当該年度当初の政府債務残高の減少をはかるために、capital construction (資本形成支出)——鉄道・通信等の建設勘定に属する支出、施設費等、inventory financing (資産的借入金)——流動資産用品保有のための借入金、credit extension (信用の供与)——出資金等)を含むすべての政府支出と保険勘定其他諸勘定での積立金を含むすべての政府収入とを均衡せしめることを意味するものと考えられる。

同時にかかる予算はすべての公団、特別な資金、公社及復興金融金庫の行政的事業的活動をも包含することが必要である。この覚書によれば、「総合予算の真の均衡」という趣旨は、一般会計、特別会計のみならず、公団、特別な資金、公社および復興金融金庫等のいわゆる政府関係機関をも含むものであること、さらに、資本形成支出のみならず、インヴェントリー・ファイナンス、信用供与をも含むものであること、加えて、政府債務の純増を阻止するだけでなく、「出来得る限り当該年度当初の政府債務残高の減少をはかる」という意図だということが明らかにされた。

この覚書に要約されている考え方は、その後、二四年度予算にかんするドッジ・池田会談において、具体的に示される。復興金融金庫については、三月一日、「RFBに關し Dodge は第二のインフレの原因なりといひ、その運営方法を根本的にかへて lending power を freeze せせて回収に専念せしむべきであるといふ」という方針が述べられ、さらに、三月二〇日には、一般会計予算に「復金債の償還(二五〇億⁽¹¹⁾)」を計上するといふ計画が述べられた。

また、ドッジ・ラインの一つの特長である見返資金構想も債務償還にかかわるものとして具体化されてくる⁽¹²⁾。三月九日、ドッジは「輸入資金は(A)最低限の補助金(B) debt reduction (C) capital purposes の三つに使ふ、RFBはやめて(C)でやる多分大蔵省にやらせる、(A)をへらして(C)でやらせる」と述べ、マクダイアミヤ Orville J. McDiarmid は Counterpart Fund a/c の構想を説明している⁽¹³⁾。また、三月二〇日には、「Counterpart Fund による国債買入」が市中資金の増加をはかる一方策としても構想されている旨の説明がなされている⁽¹⁴⁾。

他方、九原則の指令の後、一二月二三日衆議院解散、二四年一月二三日総選挙、二月一六日第三次吉田内閣成立という政治上の事件の経過のうちに二四年度予算の準備作業が進行していた⁽¹⁵⁾。総選挙直後の一月二六日には、「経済安定九原則の趣旨に則り」「日本経済の安定と自立を期する」ものとして、単一為替レートの設定を始めとする「総合施策大綱要旨⁽¹⁶⁾」が策定されるが、その中で「財政金融の健全化」の一方策として、

企業特別会計、船舶運営会の独立採算制を確立するため経営の合理化を行わしめるとともに運賃及び料金の調整を行い一般会計からの繰入金及び補助金をそれぞれ廃止し又は可及的に削減し得るようにする。

(中略—引用者)

特別会計の建設資金及び所要増加運転資金については極力蓄積資金より賄い財政インフレを惹起しない限度にこれを止める。

という項目が掲げられている。そして、一月三〇日付の主計局作成の「昭和二十四年度予算編成方針(案)⁽¹⁷⁾」は、「基本的事項」として「中央地方を通ずる財政収支の真の収支均衡をはかる」と謳っている。また、この文書を修正した「昭和二十四年度予算編成要領(私案)⁽¹⁸⁾」(二四、二、一)⁽¹⁸⁾には、「特別会計における建設資金、増加運転資金等についても極力その固有の歳入によることとし、公債による場合においても、右の方針に則り国民の蓄積資金の範囲に止めること」と加筆されている。

つまり、ドッジ来日前においては、九原則の尊重を謳いながら、とくに特別会計の赤字が問題となっており、その建設資金等の調達のため、公債の発行が、国民の蓄積資金の範囲内ではありうると考えていたことが特長といえよう。このことは、この時期の司令部側の説明を想起すれば当然のことといつてよいであろう。

その後は、前述のマーケットの非公式覚書受領の前後に、とりあえず、予算案が司令部に提出され⁽¹⁹⁾、同時に、ドッジおよび司令部担当官との間で交渉がおこなわれる。そして、三月二二日、司令部案の内示があり、三月三〇日これを受諾するまでの間、司令部案をめぐる折衝がおこなわれる、という経過を辿る。この間の折衝のうち、債務関連の問題については、司令部案の内示までの過程では、特別会計の建設勘定の公債発行の承認問題が中心であり、司令部案内示後においては、債務償還費の減額と減税の問題が中心だった。

まず、マーケットの非公式覚書受領後、資金需給計画上の問題点が検討されているが、政府案を整理すると、約二

表 8-1 昭和24年度政府資金総合概算内訳表 (24. 2. 26) (単位 百万円)

区 分	歳 入	歳 出	差引資金 過△不足	備 考
一 特	578,841	575,801	3,040	国債償還
一般	1,040,580	1,064,510	△ 23,930	
地方	72,000	72,000	0	
外国	278	278	0	
造同	2,909	2,157	752	資金の増加
印	90	329	△ 239	{ 借入金償還 545 減価償却金 78
専大	5,528	4,983	545	減価償却金
金	163,156	163,156	0	
財	10,559	10,559	0	
厚	375	2,975	△ 2,600	{ 資金不足借入金 (既に歳 出に計上す)
産	4,227	1,403	2,824	公債償還
健	—	—	—	
年	11,693	11,693	0	積立金
業	10,668	2,265	8,403	積立金
船	2,115	2,115	0	積立金
食	1,615	1,149	466	食糧証券増加
薪	403,983	417,983	△ 14,000	借入金返済
農	22,223	21,433	790	
森	13,983	13,983	0	
漁	44,222	44,222	0	借入金返済
自	284	264	20	
開	2,303	2,303	0	
国	333	2,951	△ 2,618	公債金
ア	15,044	16,605	△ 1,561	公債金
ル	7,580	7,580	0	
コ	5,050	5,050	0	
正	1,020	1,020	0	
保	940	268	672	積立金
有	—	—	—	
損	121,862	121,862	0	減価償却金 1,318
工	1,318	21,318	△ 20,000	建設公債
通	—	—	—	
損	69,161	69,161	0	減価償却金 1,305
建	4,651	12,651	△ 8,000	{ 建設公債 (外電話公債 3,346)
簡	19,710	9,730	9,980	積立金
郵	974	338	636	積立金
勞	5,159	5,159	0	
失	15,567	15,567	0	
合 計	1,619,421	1,640,311	△ 20,890	

- (原注) 1. 本案は大蔵省における試案であって、今後各省との折衝、閣議の決定により相当異動を生ずるものである。
2. 本案における資金不足は資産の売却、運賃通信料金の値上、その他歳入の増収方法を考慮する外、民間蓄積資金による公債発行により補填する方法等があるが、その方法については閣議において決定することとする。

出所：大蔵省資料 Z501-28.

〇〇億円の赤字がでることが明らかとなる。二月二六日付の「昭和二四年度政府資金需要総合概算」およびその内訳表(表8-1)がそれである。

昭和二四年度政府資金需要総合概算(二四、二、二六)

一、資金需要	三三、一七九百万円
公債発行	二、六〇〇
借入金	一四、〇〇〇
食糧証券	四八、七七九
計	
二、資金供給	
特別会計積立金増加	二〇、六七〇
国債償還	五、八六四
借入金返還	一、三五五
計	二七、八八九
三、差引資金過不足	△二〇、八九〇

ここで、赤字の主因は国有鉄道の工事勘定と通信事業特別会計の建設勘定にあったから、これらの資金の公債による調達承認というのが、予算編成上、一つの焦点となる。「渡辺武日誌」から関係箇所を摘記すると次の如くである。

二月二三日(水)

Marquat 定例会見、Dodge 一行も同席、当方池田蔵相以下

(1) 池田蔵相より閣議に於ける予算等審議の状況を説明、司令部は特別会計(建設勘定を含む)を加へて均衡を保持する要あり

る故その提出を待たねば意見は云へない

二月二四日(木)

午前 Stephan, Reed に河野、伊原両君と共に面会協議、Reed より復金、公団、船舶運営会に付て収支予算を特別会計予算と共に至急提出すべき旨話あり

二月二六日(土)

建設勘定を起債によることなく普通歳入により賄ふべしとの司令部の意見は強硬なり、本日 Reed に面会、特別会計予算に關して意見交換及数字を説明

三月一日(火)

(10) 特別会計の建設勘定に付ては Dodge は、(1)希望といふよりも absolute need たるものに限定せらるべきこと、(2)必要以上な資材労力をこの為に使ふことはインフレ的であることの二点を勘案して決定せらるべきであるが、必要性といふ様なことは相対的であり、インフレにならず debt を増加せしめずどこ迄ゆけるかが問題である

蔵相は運営勘定に於ては値上で赤字を出さぬことにしたが建設勘定は値上によらず起債を認められ度い旨希望、Dodge は租税収入による予算補助でやる方がよい、又若し復金の fund があればそれで貸してもよい

蔵相は行政整理で来年は余裕が出来るが本年又は公債で行きたい、又次善の策は利用者負担たるべきで租税負担によることは好ましくないことを主張し、結論を得ず

会計が credit なき限り政府から入れる外ない

税の金を貸すなら inflationary でない } (11)

(12) 特別会計増加運転資金 増加運転資金は一般歳入によるべきである、食糧証券の如き一時借入の短期のものは借入れでかまはぬ、金資金の如く金を買ふ一方のものは imple になるから一時の借入とはいへない

(13) 金政策に付ては余より Dodge に方針の検討を要望

(14) 地方財政 Dodge は地方債とその所有者別並に預金との関係を調査中であるが地方債の発行は国債と同様にインフレ的であり、産業や住宅等の為必要な資金を喰つて了ふおそれあり、地方債は少くとも大巾の削減が必要、公共事業費との関係も討議

(15) 池田氏より地方のみならず中央も貯蓄の範囲内で建設勘定の起債をみとめられ度こと、取引高税及所得税控除引上を重ねて要望

二四年度予算案の司令部案は、三月二〇日のドッジ・池田会談で概略の説明があった後、三月二二日に内示された。河野一之主計局長(当時)は、「この予算の特色は(中略―引用者)、第一は、政府収支全体を通ずる真の黒字予算であること、第二は補給金と対日援助という竹馬経済の性格をはっきりさせたこと、第三は巨額の債務償還を行ったこと、第四には復金融資をやめて、債務償還―日銀―市中という民間金融方式をとったことにあると思います」と要約しているが、このうち、債務償還について河野は次のように説明している。⁽²⁵⁾

貿易資金へ(一般会計から―引用者)繰入れて二百五十億円の借入金償還をやる。それから復金債三百三十億円を現金で借入れ償還する。当時別に国債の金額が多かったわけでもない。その外見返資金の分まで入れて債務償還の全体は千五百六十七億円になる。

見返資金の金は援助物資特別会計から入ってくる。その金の内には回り回って一般会計からの輸入補給金の金が入っている。そして見返資金による債務償還とは復金に交付公債を交付して復金債を償還する。その交付公債を見返資金が買う形です。その交付公債の買入れが、一般の分で六百二十四億円更に石炭鉱業の新勘定赤字、これは百四十一億円。これも交付公債で損失補償し、その公債を見返資金が買うという格好で債務償還をやった。復金は御存じの通りに一応復金債を出しそれで貸付をやり、後に国庫が出資して償還する形式をとっていたがその大部分は日銀引受であった。従ってこの交付公債の大部分は日本銀行に入る。そしてその交付公債を見返資金が買うことは、つまり債務償還と同一の意義を持つ。この結果当時復金債は千九十一億円あ

ったが、その全部を償還する計画であり、その内日銀が千百三十五億円、一般市中が三百二十五億円であった。なお、見返資金による交付公債買入七百六十五億円は輸入補給金八百三十三億円の見合であることを考えるならば、めぐりめぐって税金でもって復金債全額を償還したという格好になっている。それは従来が不明確な経理をしておったからいけないのだと言えればそれまでですけれども、結果的にはえらいデフレということになります。このような手きびしい措置が果してとれるものかどうか。しかし考え方としては非常に筋が通っておる。

と。先に司令部に提出された日本政府案に盛りられていた「減税は一切御破算、そしてその財源は補給金と債務償還にあてる。そうしておいて一方政府関係の物価は上げるといふことで、いわば缺状的な、大変な案であるわけです⁽²⁶⁾」ということになる。

ところで、予算案の内示のさい、この司令部案の実施が援助の条件だという説明がおこなわれた⁽²⁷⁾。

三月二二日（火）

Marquat は本予算はSCAPがワシントンの命令で作った予算であり速に実行に移すことがのぞましい、何党が出ても同じことで対日援助がなくてよいなら別のことであるが援助をもらふ以上これより外ない、と極めて強硬なる発言あり

河野によると、「提示された向側の案ですが、これを全面的にくつがえすということはもちろんできない。しかしそれにしても、いろんな点である程度こちらの言い分を聞いてもらいたいということで、ドッジに申し入れをすることになり⁽²⁸⁾」、折衝がおこなわれることになる。まず、次のような申し入れがおこなわれた⁽²⁹⁾。

昭和二十四年度予算に関し司令部への申入

昭和二十四年度予算の編成については貴司令部及びドッジ氏の好意ある指導を得て感謝に堪えない。

然しながら昨日予算に関するドラフトを頂いたが、我が国の政治経済の実情に鑑みて以下の数点について貴官の深甚なる考慮を煩わしたい。

一、貴司令部案によれば、終戦処理費に於いて一七四億円、価格調整費に於いて一五〇億円が、大体本年三月に於いて債務の発生し現金の支払が繰越されるものとして予算に計上を要請せられている。然しながら右金額程度のものは昭和二十四年度より翌年度に繰越されるものであるから、実際の支払のある年度の歳出とせられたい。

なお、右金額については別途予算外国庫債務負担行為によつて処理することは考えて差支ないと思う。

二、金資金の増加として二六億円を計上しているが、これは買入れた金を売却すれば資金の増額を要しないことになるのであるから、その計上を見合せられたい。

三、貿易資金の増額二五〇億円は単なる運転資金の増加であり、又貿易会計自身も黒字となつていのであるから増額を見合せて欲しい。

四、政府投資六九八億円の内には既に発行済の復金債券三三〇億円を買入れるものを含んでいるが、これはむしろ対日援助資金において行うこととし、この金額を減額されたい。

五、右各項によつて減少し得る金額九三〇億円については現に貴司令部の勧奨によつて実施中の六三制関係の教室建築費補助を含む公共事業の増加に一三〇億円を充てることとし、残り八〇〇億円については国民の税負担の現状から見て税の軽減に充てることと致したい。

国民の租税負担特に所得税負担の現状は過重且、實際上不公平になつて居り、且又取引高税の施行状況が国民の支持を失つており、経済の再建を阻害し、社会の安定を害している状況にある。この際税制の改正と税務行政の刷新向上を行つて極力歳入を確保しつつ国民負担の適正合理化を図り、国民が明るい希望をもつて復興に努力できるようにすることは、絶対に必要である。

(後略—引用者)

とくに減税問題は総選挙での民自党の公約でもあったから、三月二四日、二五日、二八日と、くり返し、蔵相から要請がおこなわれたが⁽³⁰⁾、取引高税の撤廃も所得税の減税もドッジの容れる所ではなかった。宮沢喜一大蔵大臣秘書官

表 8-2 年度別総合財政収支 (予算ベース・昭和21—)

区 分	昭和24年度当初予算			昭和23年度最終予算			昭和22年度最	
	歳入	歳出	差引	歳入	歳出	差引	歳入	歳出
1 一般会計	7,049	7,047	2	4,731	4,731	0	2,143	2,143
2 特別会計	25,050	24,769	281	11,975	11,969	6	4,800	4,812
3 政府関係機関	13,140	13,140	0	—	—	—	—	—
4 総計 (1+2+3)	45,240	44,957	283	16,707	16,701	6	6,942	6,954
5 調整項目控除	19,878	21,162	△1,284	7,433	6,540	893	3,244	2,747
(1) 会計間繰入	11,398	11,398	0	3,184	3,184	0	1,464	1,464
(2) 其の他	8,480	9,764	△1,284	(5,340)	(3,915)	(1,425)	(2,339)	(1,313)
a 公債借入金	270	—	270	1,042	—	1,042	652	—
b 公債借換	8,210	8,210	0	(3,766)	(3,766)	0	(1,158)	(1,158)
c 公債借入金償還	—	658	△658	3,207	3,207	—	1,128	1,128
d 対日援助見返に よる公債等引受 見込	—	895	△895	—	—	—	—	—
6 純計 (4-5)	25,362	23,795	1,567	9,273	10,160	(△1,419) △887	3,699	4,208

(注) 1. 24年度の公債の中には復金債を含む。21—23年度中かっこ内は復金債を計
2. 対日援助見返資金特別会計は鉄道、通信公債引受270億円及び復金に対す
億円のみが債務償還ないし引受けに充てられ、残余は直接投資に向けられる
出所：大蔵省主計局『国の予算』昭和24年度、9—10ページ。

三年度においては、一般会計と特別会計を通算した歳入不足は八八七億円で、復金を含めると、一四一九億円の収入不足であったのであるから、二四年度における一五六七億円の歳入超過は、この予算案の際立った特徴を表現するものである。
ところで、この予算案における債務償還の特色は、法定の債務償還額を超える債務償還を政策的におこなおうとした点にある。つまり、国債費に計上されている「目に見える」債務償還の他に「見えざる」債務償還費が計上されているという点にある。⁽³²⁾ この予算案における債務償還費を、交付公債の関係を除いてとりまとめると表8-3のようになる。なお、後段の議論のために付け加えれば、このような債務償還政策をおりこ

24年度) (単位 億円)

終予算	昭和21年度最終予算		
差引	歳入	歳出	差引
0	1,191	1,191	0
△12	2,708	2,685	23
△12	3,899	3,876	23
497	2,644	1,727	917
0	1,347	1,347	0
(1,026)	(1,327)	—	(947)
497	1,297	380	917
(1,181)	(1,071)	—	(1,071)
652	1,041	—	1,041
0	256	256	0
△155	—	124	△124
—	—	—	—
(△1,039) △509	1,255	2,148	(△923) △893

上した場合の金額。
る交付公債625億円、合計895
ものとして計算されている。

通り成立ということになった。
この二四年度当初予算案を債務償還という角度からみた場合の特色を検出するために、まず、予算の収支尻、つまり、公債、借入金を除いた収入と債務償還を除いた支出との差額をみると表8-2にみる如くである。この表にみるように二

(当時)は次のように回想している。⁽³¹⁾
この所得税の減税については、ドッジもどうも日本の税金は確かに二割方高いのじゃないかということを感じておったようです。しかし徴税というのが全くでたらめだった当時でありますから相当組合がいろいろなことをしたり、反税運動がありました。しかし徴税の方もふっかけてあとで話し合ひできめるといことをやっておったのでありますからそういうことが直らなければ理論的に減税をするというようなことは自分はどうも賛成できない——ドッジ氏の言葉を使うと、そういう「わかった歳入」(ノウン・レヴェニュー)というものはこの際一文も離すまいというのが基本であったのであります。それからもう一つドッジ氏としては、どうせ四月過ぎにはシャープという人間が来ることになっておるので、これは税金の方の専門家だからシャープと話し一つ税制の再検討をするそのときに考えたらいじゃないかということ、何回やっても同じことを言うのであります。池田大蔵大臣としては予算は完全に換骨奪胎を食ったわけでありますから、自由党の選挙の公約としても何か所得税をちょっとくらい減らさないと何ともいたたまれぬということであったのであります。

しかし、結局、部分的調整を加えた司令部案を三月三〇日受諾することになり、四月四日国会提出、同二〇日、原案

表 8-3 昭和24年度当初予算のうち債務償還に充てられる経費

(単位 百万円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1. 一般会計財源分	61,354	2. 特別会計等財源分	4,607
(1) 国債費中償還財源	3,781	(1) 公債	575
イ 国債	3,288	イ 開拓者資金融通特会	9
a. 万分の百十六の1/3	221	ロ 自作農創設特会	66
b. 割引国債発行差額	27	ハ 財産税収入金特会	500
c. 剰余金	3,040	(2) 借入金	928
ロ 借入金	493	イ 印刷局特会	45
a. 製鉄事業借入	1	ロ 財産税等収入金特会	877
b. 臨時軍事費借入	492	ハ 食糧管理特会	6
(2) その他	57,573	(3) 短期証券	585
イ 印刷局特会繰入	800	イ 食糧証券	285
ロ 貴金属特会繰入	500	ロ 薪炭証券	300
ハ 貿易特会繰入	25,000	(4) 復興金融金庫	2,519
ニ 復興金融金庫出資金	30,000		
ホ 庶民金融金庫出資金	1,273	3. 合計 (1 + 2)	65,961

出所：大蔵省資料 Z 501-48.

んだ予算案は通貨収縮要因となると推定されていた。⁽³³⁾

それだけではなく、総合資金需給計画でも、当初は通貨収縮がみこまれていた。四月五日付で経済安定本部財政金融局が作成した「昭和二四年度資金需給計画」⁽³⁴⁾では、三八五億円ないし七八五億円の通貨の収縮がおけると推定されている。この数値は、その後、一般金融機関貸出し、あるいは見返資金投資の増大を期待して修正されるが、⁽³⁵⁾二四年度予算案の確定当時、日本政府においては、ドッジ・ラインの実施がデフレ的影響を与えるものとして受けとられていたことを示すものとして興味深い。

2 ドッジの構想

積極的債務償還政策をおりこんだ二四年度予算案の編成を指導したドッジの考え方を整理しておく。といっても、ドッジ・ラインといわれる一連の政策体系の全体像については、「歳計」編ならびに

関係諸編に譲らざるをえないので、ここではドッジの考え方のうち、均衡予算、債務償還等にかかわる論点に限定することにす。

周知のように、ドッジの課題は、戦後日本のインフレーションに終止符をうち、単一為替レートを設定した上で、国内の生産増と輸出増をはかり、経済的に自立できる状態に導こうという点にあった。それが、日米両国の利益となるという認識である。そして、均衡予算の編成は、ドッジにとって、インフレ抑制の重要な手段として位置づけられていた。

まず、インフレーションについてのドッジの考え方を整理すると次のようになる。「(インフレの下では)消費者が常に犠牲者となる」⁽³⁶⁾、「実際、すべての人は二種類の税金を支払ってきた。一つは法定の租税であり、他は無統制で継続的な財政赤字によってもたらされた間接的な課税である」⁽³⁷⁾という。そして、また、「経済安定の前提条件はインフレの停止である」⁽³⁸⁾と考える。

他方、インフレの大きな原因は財政赤字にあったと考えられている。「通貨価値下落の根本的な原因は、紙幣の継続的発行をひきおこした財政赤字である」⁽³⁹⁾、「通貨価値の下落は、通常、政府支出を中央通貨当局に大幅に依存してまかなおうとする政策の結果である」⁽⁴⁰⁾と。もっとも、ドッジはインフレーションを財政赤字にのみ関連づけて考えていたわけではないようである。⁽⁴¹⁾たとえば、彼が日本経済の現状について語りつつ、「不足経済の下においてインフレーションはもっとも急速に進行する」という時、いわゆるダイヤモンド・プル型のインフレーションをも念頭においていたのであろう。

とはいえ、ドッジが戦後日本のインフレの最大の原因を財政赤字に求めていたことは疑問の余地がない。したがって、その解決策も政府のインシュアティヴにもとづく財政的手段に求められることになる。「インフレのセンを開ける

のも政府だが、センをしめなければならぬのも政府なのである⁽⁴²⁾。「ひとたび赤字が支配的となったとき……大改革だけが救いとなる⁽⁴³⁾」が、「一八年間もインフレの下にあった経済を再建するのは長くて骨の折れる仕事である⁽⁴⁴⁾」と。そして、その改革の中心は予算の均衡という方策であった。通貨価値安定のための「第一の条件は予算を均衡させ、紙幣発行を停止することにある⁽⁴⁵⁾」と。

ところで、この場合、均衡が求められるのは「総合予算」(a consolidated budget)でなければならなかった。ドッジによれば「……討議と公表は、いつも予算の一部にすぎない一般会計に集中していた。政府活動のもう一つの重要な部分である特別会計は、ほとんど無視されていた。これらの二つの部分は密接に関連して、一方で収支均衡ないし黒字となっても、他方で大幅の赤字を計上することができるし、また、一方で赤字を小さくしておいて、他方で大きな赤字を計上することもできる。したがって、総合予算に統合されて始めて、政府の財政状態や意図の真相が明らかとなる⁽⁴⁶⁾」。二四年度予算がこのような意味で均衡予算として編成されたことについては既に述べた。この予算編成の過程で日本側が再三要請した減税が拒否されたのも、インフレ収束、均衡予算編成へのドッジの強い意志の表われといえる。

ところで、この予算にインフレ抑制機能を期待するという場合、ドッジは「deflation にならぬ程度の disinflation を目途として居る⁽⁴⁷⁾」と説明している。同様の考え方はドッジの周辺においても述べられた。たとえば、彼の随員の一人マクダイアミドは、三月七日のドッジ声明をめぐっておこなわれた経済安定本部の担当官との質疑の中で、「均衡予算そのものは必ずしもデフレーションを意味しない⁽⁴⁸⁾」といっている。いうまでもなく、ここで問題なのは均衡予算一般ではなく、二四年度予算に具体化された均衡予算、つまり、積極的債務償還政策をおりこんだそれであり、いわゆる超均衡予算⁽⁴⁹⁾の経済的影響である。そして、ここでのドッジの考え方の特長は債務償還の影響もデフレ的ではない

という点にある。たとえば、この年の暮、池田蔵相との会談で、「債務の償還は銀行の手許に金を廻す丈であるから若し銀行の貸出がルーズであればインフレを規制 (restraint) することは出来ない⁽⁵⁰⁾」と述べている。この問題にかんするドッジの考え方の概略は以上の如くである。ドッジの政策がデフレ的影響をもつものではないかという観測は日本国内にあった。この点にかんするドッジの考え方を宮沢喜一は次のように回想している⁽⁵¹⁾。

ちょうど同じ日(三月九日―引用者)の午後にもまたドッジ・池田会見がございました。このときにドッジは先日やりました新聞記者会見の話なんかをしておりましたが、新聞記者会見で、あなたは非常に予算の均衡をきびしく言われるけれども、これは従来あった復興とか生産とかいう考えを少しおろして九原則をきびしくやっていくという気持ちですかという質問があったときに、自分はフィクションでない再建をやりたいのだということをお返事したつもりだったところが、新聞記者の方はそれをフィクションのない再建というふうに考えたので非常に誤り伝えられたということをお返事しておりました。これは聞く方が希望的観測を持っておったに違いないと、そんなことを言っておりました。それから池田大蔵大臣に対しては、こういう強い予算をやった場合に失業ということを御心配になるのは無理もないが、行き過ぎた失業対策というものは失業者を作るのと同じなんで、そういうことはいかぬ、それから公共事業を起して失業を吸収するというようなことも公共事業そのものがインフレ的だから自分としては一概に賛成できないということをお返事しました。

均衡予算をめぐるドッジのこのような政策にたいしては、司令部内にも異論があった。宮沢は次のような興味深いエピソードを紹介している⁽⁵²⁾。

三月九日、これは水曜日ですが、定例の会見でマーケット氏と池田大蔵大臣とが会いました。このときにはドッジ氏は会見に出ておりませんが、マーケットの下で今までニューディーラーの旗頭として働いておりましたものに、ファイインというのがありましたが、このファイイン氏が会見の席上、「自分としては、予算をバランスするということを至上命題だと考えて、その結果多少生産や輸出が犠牲になってもかまわない、という考え方にはあまり賛成でない。今としては物価を安定させるというこ

とが何よりも必要だ」というようなことを言っておりました。これはとりも直さずファイン氏としてはドッジ氏の均衡予算第一主義についての不満といえますか、今までと考え方が違うわけで、それを述べておるのでその後この考え方の違いはずっとドッジ対マーケットあるいはその部下、ことにファインとか何とかという連中との間に開きが出ておるのでありますから、私たち、これを聞いて実におもしろいことになると思っておったのであります。

それに対して池田大蔵大臣は、「自分はやはり財政の均衡は必要だと思ふ。物価の安定だとか、何だとか言われるが、そのためには補給金をうんと出さなければならぬ。そういう——池田さんが自分で使った言葉なのであります——『温室経済的な考え方』から日本経済を国際経済に結ぶというところがよほど大事だと思ふ」ということを言いました。ところが、マーケット氏がそれを聞いておりました、やや皮肉な言葉で「それはファイン・スピーチだ」ということを言ったことを覚えております。このときに明らかに池田大蔵大臣は基本的にはドッジ氏の考え方の線に立っておりまして、ファイン以下の連中は——マーケットはむろんわかりませんが、今までのやり方を続けていきたかったので、ここでもかなりはつきり両者は対立することになったのであります。

債務償還政策をめぐる考え方の相違は、この後、折に触れて顕在化することになる。

二 昭和二四年度補正予算ならびに昭和二五年度当初予算の編成まで

二四年度予算は四月二〇日に成立するが、その直後からこの予算の実施計画が検討され、五月一〇日には「昭和二十四年度予算の実施について」という閣議決定がおこなわれる。ここでは、債務償還にともなう資金の円滑な流れについての配慮が謳われている。次の如くである。

五、米国対日援助見返資金特別会計の資金の使用については、その産業並びに金融上に及ぼす影響の重大な点に鑑み、連合軍最

高司令部と緊密な連絡をとり、これを敏速、且つ効率的に運用し、もって経済の再建、金融市場の調整に支障なからしめること。

なお、本資金により国債等の償還を行った場合に金融機関に生ずべき資金的余裕の運用方針についても、積極的指導又は規正を行うこと。

六、今回改正の財政法及会計法に基き支出負担行為の統制を強化すると共に既に確定した政府債務の支払については特に敏速且つ円滑化を図り民間企業に支障を与え金融市場の梗塞を来さしめるような事例の絶無を期すること。

後に触れるように、この予算のデフレ的影響の一つの要因は、ここで懸念されているように、債務償還の実施過程にあったのである。平田敬一郎主税局長(当時)は次のように説明している。⁽⁵⁴⁾

資金をまず吸い上げておいて、——吸い上げたと同時にそれを放出するとなると、インフレでもデフレでもない作用を営むのだが——ある程度の期間積んでおいて、余剰金ができるときに、国債を市中銀行から買うとか何とかいうやり方をやるわけですから資金は引き上げになります。国庫資金から見ればあいには猛烈な黒字になります。

(中略—引用者) しかも、二十四年度予算では対日援助特別会計と一般会計と両方で今申したようなやり方をやったために、両方を通じて千何百億円という国債の償還が立てられていたわけです。国債だけでなく、復金債の償還もその中に含まれていたのですから、要するに国債並びに準国債みたいなものを猛烈な勢いで償還するというやり方をやったものですから、資金は実質上引揚超過になってしまいました。

ところで、この予算の実行によって財源の余裕ができれば、年度内にも減税の可能性がありうるというドッジの示唆⁽⁵⁵⁾もあって、補正予算の編成への動きは早くから始まった。右に紹介した閣議決定においても、その末尾で「将来適当なる時期において、以上各号により実施した歳出予算の節約計画並びにこれに見合うべき国民負担の軽減計画を織込んだ補正予算を編成し、国会に提案することを考慮すること」と述べられている。

他方、シャープ使節団が、五月一〇日、来日して、わが国の税制の調査と検討の作業を開始し、八月末に報告書をとりとめるが、この間に、補正予算と来年度予算の編成問題や減税問題等について、大蔵省と司令部担当との間に協議が進められる。この問題をめぐる経済科学局財政課、シャープ使節団、およびドッジの対応を「渡辺武日誌」から摘記すると次の如くである。

七月一四日(木)

朝 Reed に面会

(1) 来週 Dodge と teleconference の予定である

(3) 本年度の追加予算は来年度予算と同時審議することとし二月頃迄に完成し度い

(4) 減税は来年度からであらう、減税がアメリカ国民に与へる印象に付 discuss することが teleconference の一目的である、減税の幅は歳出削減の可能性にかかると、Shoup はこの点をどうきめるかも問題である

七月一八日(月)

池田蔵相、宮沢秘書官と共に Reed 及 Hutchinson に面会、追加予算及来年度予算に関して協議

(1) 減税は来年一月より実施可能の見込みなり (Reed)

(2) 本年度補正予算は来年度予算と one package として審議し度し、今直に本年度予算を revise することは Marquat も MacArthur も反対なり (Hutchinson)

(3) 来年度予算は八月一日迄に閣議決定、八月中に各省より要求を提出せしめ九月中に主計局案を作り、一〇月一日以降司令部にて審査を開始、一一月一五日迄に司令部より回答、一二月はじめ議会提出の段取りにし度い

七月二二日(金)

Hutchinson 及 Reed に面会

(1) 昨日 Reed 等は Shoup と会議したが、Reed 等が減税を一月頃からと考へて居たのに対し Shoup はむしろそれより後れる様な考へ方であった、又 MacArthur や Marquat は Dodge の予算をあまり早く変更を加へることは強い反対を有し従って追加予算を来年度予算と切離して早期に出すことには反対強かるべし

七月二三日(土)

今朝 Shoup と Dodge の teleconference あり、先方 Dodge, Stephan, Reid, Diehl, West, Young その他輸出入銀行 FR B 等の人が居り、当方は Marquat, Cohen, Shoup, Vickrey, Reed, Hutchinson, Whittington 等、内容は秘密にし居るも Dodge その他 Washington 関係者は税の引下に対して消極的態度を示し居り、やるとしても大幅実行は困難の模様なり、又考へ方の基調は Finance Division と同じく Ted. Cohen 等は失望し居る由なり

七月二八日(木)

Reed 田へ

(2) 本年度補正予算は来年度本予算と同時審議の方針は変わらず、減税は当初は来年度よりと考へて居たが一月からやる位の所迄は譲つてもよい

この折衝の結果、二四年度補正予算と二五年度当初予算とは一括して同時に編成すべきこと、ドッジの消極的態度にもかかわらず、来年一月から減税を実施しうることを等の司令部の方針が明らかとなる。補正予算と来年度予算の同時決定という方針は、経済科学局のヴェリティ C. Verity から大蔵大臣に宛てられた九月二一日付非公式覚書「日本政府予算の作成について」⁽⁵⁶⁾でも示されることになる。

本年度歳出予算の調整は、来年度歳出予算と相互にからみ合うものであり、又、来年度に継続実施すべき本年度今後の関係安定政策に関する諸仮定とも関連するものである。同様に、本年度における税制についての如何なる変革も、本年度今後の所要経費及び来年度の所要経費に関連しているものでなければならぬ。

ところで、「昭和二十五年度予算編成方針」⁽⁵⁷⁾は、八月六日閣議決定された。そこでは総合予算の真の均衡と経済安定の確保を謳い、また、税制の合理化、税負担の軽減が掲げられていた。

昭和二十五年度予算編成方針（昭和二十四年八月六日閣議決定）

昭和二十五年度予算編成に際しては、総合予算の真の均衡をあくまで堅持し、既にその緒についた経済安定を確保するとともに、経済基盤の充実と輸出貿易の振興とを基軸として、経済の合理的かつ自主的運営態勢を推進することを建前とし、左記基本方針によって処理する。

一、総合予算の真の均衡と財政規模の縮減

一般及び特別会計、地方並に政府関係諸機関を通じて厳に収支の均衡を確保し、財政面よりするインフレの再発を防ぐとともに、極力財政規模の縮減を図り、財政の国民経済に対する干渉を最少限度に制約する。

（中略—引用者）

四、税制の合理化

歳出の削減による余剰財源の大部分をもって、現行各税の税率控除等を現在の経済情勢に即応するよう合理化し、国民負担の軽減をはかるとともに、徴税方法の改善、徴税能率の向上等と相まって、負担の公平と租税収入の確保とを期する。

（後略—引用者）

この編成方針を二四年度当初予算とくらべると、債務償還政策への言及がないことが注目される。債務償還政策の持続にたいして日本政府としては消極的であったことの表現といつてよいであろう。⁽⁵⁸⁾

このような日本政府の考え方にたいする司令部側の反応は必ずしも明らかではない。右に紹介したように、補正予算および来年度予算の編成について、在米のドッジが関与していたという状態の下では、ドッジの政策の基本線を変更することはできなかったであろう。八月三〇日付の経済科学局作成の報告書⁽⁵⁹⁾では、補正予算と来年度予算の編成に

向けて、日本国内ならびに日本政府内部に、債務償還の縮小等、安定計画の見直しを求める動きがあることに言及しつつ、「現予算に具体化されている政策には何等の変更もおこなわれまいだろうし、補正予算においても安定政策の観点から重要でないような調整しか認められまいだろう」という方針が述べられている。

しかし、ドッジ・ラインの影響の現実化とともに、債務償還政策のあり方についての懸念が表明されるようになる。シャウプ使節団の随員コーエン Jerome B. Cohen は、シャウプ宛ての七月一五日付のメモ⁽⁶⁰⁾で、金詰まりの原因として、国庫収支の揚超、銀行の還流資金再貸付けの失敗、復金貸出しの停止を補う政府投資の失敗に注目しつつ、諸銀行の行動や財政金融政策のあり方について考察している。そして、「中央銀行保有の債務を償還するとき、今日の日本の状態の下で、インフレ的になるのか、中立的なのか、あるいはデフレ的な影響を及ぼすのかは中央銀行の政策に大きく依存している」といい、また、帰国後、九月二〇日付のドッジ宛ての手紙⁽⁶¹⁾では、日本政府が必要以上の現金残高を保有していることに言及した上で、「もし、彼等（経済科学局—引用者）が、あなたの債務償還計画を今年度と来年度にわたって徹底させるならば、二四〇〇億円の債務が償還され、一八〇〇億円の通貨が収縮することになります。輸出の減退と世界的な物価下落にもかかわらず、この政策が遂行されることになれば、日本経済にたいして深刻なデフレ的影響を与えずにはおかないでしょう」といっている。

そして、八月二七日付の「シャウプ使節団日本税制報告書」はこの問題について次のように述べた。⁽⁶²⁾

国債の殆んど全部は、日本の金融機関が保有している。課税による国債の償還は、貨幣が一般大衆から取りあげられて、商業銀行または日本銀行の手中に入ることの意味し、日本の現状において、国債償還のもたらす結果は、まず貨幣が流通過程から取りあげられることである。もちろん、金融機関は営業または消費部門に対して更に貸出することもあるが、しかしかような結果になることについては、国債償還の機構自体にはなんらの保証もない。それ故に、租税による国債償還は、デフレ的性質をもつ

表 8-4 昭和25年度予算中債務償還費の対前年度比較

区 分	(単位 百万円)	
	25年度 当初予算	24年度 最終予算
I 一般会計	72,317	3,781
II 特別会計	56,262	34,303
印刷庁	135	845
貴金属	—	500
財産税等収入金	576	1,399
見返資金	50,000	—
薪炭需給調節	—	5,414
漁船再保険	20	—
自作農創設	4,421	1,066
開拓者資金融通	32	9
国有林野事業	97	—
貿易	—	25,000
不正保有物資等	981	—
電気通信事業	—	70
III 政府関係機関	—	110,406
復興金融公庫	—	109,133
国民金融公庫	—	1,273
合 計	128,579	148,490

(原注) 24年度において復金に対する交付公債62,467百万円は見返資金によって償還されたが、之は復金債の償還と重複するので、見返資金の項から控除した。

出所：『国の予算』昭和25年度、11ページ。

還を計上せられたから見返資金は寛大に見ることにしたといひ、本年度二五〇億の reserve をのこしあとを放出し、来年度も同額を reserve とするが鉄道、通信、電気の外公共事業に一一〇億、住宅に一〇〇億等も計上し居れり⁽⁷²⁾という方針が示

ているし、またそのような意図があるわけであるが、これまた経済安定計画の主要な要素である。見返資金による国債償還についても、また同様である。

将来に残された問題は、どのような速度で国債償還が行われるべきかにある。余りに急速な国債償還は、デフレ的な加重によって経済を阻害する虞れがある。

ここでの指摘は、ドッジによって推進された債務償還がデフレ的であることを明言した点で、ドッジの認識を、事実上、批判したものとといえる。もともと、「報告書」は、「われわれは、インフレーション再開の危険がなくなったなどとは考えていない。国債の償還は継続すべきものであり、しかもそれは地方債の増加額を相当上廻る規模において行われるべきである。このドッジ経済安定計画の核心は慎重に守らなくてはならない」と述べてはいるが、「来年度において今年度と同率の国債償還をする必要性は、国債償還に利用しうる他の方法を考慮に入れるならそれ自体現行税率を無理をして維持しなければならぬほど緊急なものではない。」とし、見返資金にその負担のより大きな部分を引き受けさせることを提言している。そして、「報告書」が想定した歳入歳出計画では、一般会計による債務償還費を二四年度の半額の三〇〇億円としたのである⁽⁶⁵⁾。すなわち、シャープ「報告書」は、ドッジによる債務償還政策の意義を否定はしなかったけれども、その効果についてドッジの認識を批判した上で、規模の縮小を示唆するにいたつたのである。

九月一五日、マッカーサーから日本政府にシャープ「報告書」が伝達された後、九月二七日付で作成され、閣議に提出された「昭和二五年度一般会計予算概略案」⁽⁶⁶⁾では、歳入六一五三・五四億円、歳出五八五三・五四億円、差引歳入超過三〇〇億円を「債務償還に充てるものとする」というものであった。また、九月二八日付の「昭和二四年度一般会計補正見込額」⁽⁶⁷⁾では、歳出追加額三五・七九億円、節減不用額三五三・二三億円、差引減少額一・四三億円、

他方、歳入増加額は二五五・六九億円で、合計二五七・一二億円の減税が可能だというものであった。

これらの案は、一〇月一日、司令部に提出され⁽⁶⁸⁾、一〇月三〇日のドッジ来日後、予算をめぐる折衝がおこなわれることになる。その詳細は「歳計」編に委ねるが、一月五日内示された二五年度予算の司令部案では債務償還費は日本政府案通り三〇〇億円となっていた⁽⁶⁹⁾。この司令部案をめぐる論議の過程で、一月一〇日、「当初専売会計の inventory financing」として司令部が提案して居た二一六億は撤回し、債務償還費を当初の三〇〇億から五〇〇億に引上げる⁽⁷⁰⁾こととなる。そして、翌一日には「債務償還費五〇〇億を減じて減税にふりむけることは不可、Dodgeはこれは来年度は税収が不確実な unknown tax losses の為のクッションにとっておき度い⁽⁷¹⁾」というドッジの意向が示された。また、見返資金による債務償還については、一月二三日に、ドッジから「予算に於て相当多額の債務償

された。

こうして、ドッジとの折衝の結果、二四年度補正の減税問題については日本政府の要請の一部が認められたが、二五年度予算の債務償還費については、司令部の当初案を増額するという事になった。一月二日に国会に提出され、四月三日成立した二五年度予算中、債務償還費は表8-4の如くで、二四年度にくらべて減額となっている。一般会計中、前々年度剰余金の半額分(財政法第六条)二〇六・五一億円、国債整理基金特別会計法の規定による繰入金一六・六六億円を除くと、政策的にとくに計上された分は一般会計の五〇〇億円と、見返資金特別会計の五〇〇億円である。

以上が債務償還問題にかんする昭和二五年度当初予算の編成の経緯とその結果であるが、この予算折衝に示されたドッジの考え方について次の諸点が注目される。その一つは、「インフレの危険まだ去らず」という牢固とした判断をドッジがもっていたことで、彼の場合、それは日本社会の構造の認識に根ざすものであった。

一八年間もインフレがつづく人々はインフレ利得を vested interests と考へるに至りインフレをとめると政府に対して反抗するのが通例である。それに対して政府は充分の勇氣を以て hold the line せねばならぬ、インフレによる利得者は常にインフレの被害者より少数である。⁽⁷⁴⁾

そして、もともと政治家についてはドッジは次のようにいていた。「politician は(インフレを引用者)もう押へてもよいといふことは決していはないものだ」と。ドッジが吉田総理の演説原稿に加筆したというエピソードもこの判断の現われである。宮沢喜一は次のように回想する。⁽⁷⁶⁾

吉田総理大臣が国会で施政方針演説をされるその原稿をドッジ氏に見せておきたいと言われて、一月八日でありましたか、ドッジ氏に見せに行ったのです。その中で吉田さんは「新内閣成立以来インフレも収まったし」英文ではインフレ

ションはアンダー・コントロールとなっておったのですが、ドッジはそこにソー・ファー(これまでのところ)という言葉を入れて「インフレーションは今までのところ収まっておる」というようにここだけ直してくれと言ったのを記憶しております。

もう一つの特長的な点は、先に紹介したように、ドッジが債務償還費に「クッション」としての役割を期待していることであろう。この点について、一月二日の説明では、「税金が不確実故」といっているが、一月二日には次のようにいっている。⁽⁷⁷⁾

予算中の五〇〇億の債務償還も必しも全額その通りにしなくても経済が安定すれば他の目的に使ってもよい、ただ現在としては、インフレの危険から protect する為の措置をやめられぬ、You haven't got deflation unless price does down and unemployment goes high up. 現在はまだデフレでない

最初の説明では、かりに税金が見積もりに達しない場合、そのための借入れと償還費の増額分との相殺を意図しているようでもあるが、後の説明では、一種の予備的な考え方が示されているといっている。なお、「cushion」として相当のものを置く必要」という考え方は、食管や専売のインヴェントリー・ファイナンスについても述べられている。⁽⁷⁸⁾

この時期は、ドッジ・ライン下のデフレの影響が注目される中で、債務償還政策にたいして、日本政府は当初から消極的であり、シャープ「報告書」も、また、これに疑問を提出する等の動きがあったにもかかわらず、政策としては翌年度も維持されることとなった。ただ、インフレーションのいちおうの安定という条件の下で、二四年度にくらべると債務償還費の減額を見、また、その意義づけについては、ドッジにおいても微妙な変化が看取されることとなったのである。

三 昭和二五年度補正予算ならびに昭和二六年度当初予算の編成まで

二五年度予算案に盛り込まれた債務償還政策にたいしては、国会審議の過程で、現に進行中のデフレ的傾向に拍車をかけるものだという野党の批判を受けたが、大蔵省内においても、この予算の実施に伴う影響と対応策が検討されていた。財政資金の対民間収支については、二四年度に引き続いて大幅の引揚超過が予想されていた。すなわち、昭和二五年二月二八日付、および四月一四日付の理財局国庫課の推計⁽⁸⁰⁾では、それぞれ、四七六億円、四五二億円の引揚超過が見込まれていた。また、四月二一日付理財局作成の「本年度の国庫収支と資金需給の見透し⁽⁸¹⁾」では、「本年度予算の実施に伴う財政資金の巨額の引揚超過に対して格別の措置を講ぜず、金融は市中金融機関の判断に委せて放任するものとして推算する場合」(A案)には、財政資金の揚超は九八二億円、通貨の収縮は八四八億円という額に達すると推定された。次の如くである。

(一) 前提条件

(イ) 債務償還の相手先については、市中銀行は資産構成の点から、現に所有する国債のうち、借入金担保や貸担保に利用されているものについては、買入償還に応じないであろうという見透しが強いから、売却に必ずしも国債は、右担保等に利用されない分約二六七億円見当に止まると仮定する。

(註) この場合における債務償還の相手先別内訳左の通り。

日銀	四八六億円
預金部	三六一〃

市中金融機関	二六七〃
一般	一七一〃
計	一、二八五〃

(ロ) 預金部資金による金融債や社債の引受には現行制度上難点があるので、同資金による金融債の引受、市中銀行預託等は行わないものと仮定する。

(二) 国庫収支

以上の仮定を取れば国庫財政資金は以下の如く、約九八〇億円の引揚超過となる。

(1) 一般会計 揚超一、二五四億円
内訳

歳入 六、〇六二億円(租税四、二八三億円、専売益金二、二一九億円)
歳出 四、八〇八〃

(2) 特別会計 揚超 八〇五億円

(内、食 管 揚超 四六一二億円

貿易 〃 四六四六〃

援助物資 〃 四三八四〃

外国為替 撤超 四九五二〃

その他 揚超 四一一四〃)

(3) 見返資金 撤超 四六三九億円

(4) 国債償還金 撤超 四三三八〃 (市中金融機関二六七億円及び一般一七二億円の合計)

(5) 国庫財政資金計 揚超 四九八二〃

(三) 産業資金

- (イ) 前記の諸条件の下に、産業資金の供給は以下の通りとなる。
- (1) 巨額の財政資金引揚に伴い預金の増勢は激減するが、金融機関は資産構成の健全化の要請、企業の先行に対する不安等に顧み預金増加以上に日銀借入に依存して貸出を増加せしめず、日銀よりの借入は精々一一五億円程度に止めるものと考えられるので、金融機関の貸出は一、八〇〇億円程度に止まり、
- (2) 起債市場、株式市場も共に不振を続け社債発行四〇〇億円程度、増資三五〇億円程度が見込まれるに過ぎない。
- (ロ) 右の如き供給面の制約を受けて、産業資金調達可能額は、

設備資金	一、二七五億円
運転資金	二、〇九五〃
合計	三、三七〇〃

程度となり、ために生産、貿易増大に要する追加運転資金は勿論設備の維持補修資金の調達すら困難となり、縮小再生産過程を招来する虞れが大である。

(四) 通貨増減

右の如く、国庫財政揚超は九八二億円に達するにも拘らず日銀貸出は一一五億円程度増加するに止まるから通貨はその結果八四八億円収縮する。

ところで、二五年度には前年度のように金融緩和政策によって問題の解決をはかることは困難だと考えられていた。それは、二四年度において、金融機関による資金の放出によって、「金融機関の資産構成が好ましくない姿にならざるを得なかつたことはやむを得ないところであった。それだけに、財政の引揚超過を日銀からの信用供給による金融機関の貸出によって補填するという従来の方式を今後も続けて行くことは極めて困難になったものと見て差支えない

であろう」と考えられていたからである。

そこで、二五年度予算の実施の結果、予想されるデフレ的影響を回避するために模索された方策の一つとして債務償還の方法が注目されたのである。右に紹介した四月二一日付の理財局の文書は、「財政資金の引揚超過に伴う通貨収縮を極力防止して、デイスインフレーションの線を堅持するため特段の措置を講ずることとして推算する場合」(B案)として次のような措置を考えていた。

(一) 前提条件

(イ) 債務償還については、市中銀行に対してその所有国債のうち少くとも六〇〇億円に相当するものは、政府の買入償却に応ぜしめるように措置する。

(註) (イ) この場合借入金担保等に利用せられている国債については後記(二)によって引受けた金融債等を以て置き換えさせる。

(ロ) B案による債務償還内訳左の通り。

日 銀	二四六億円
預金部	二六一〃
市中金融機関	六〇七〃
一 般	一七一〃
計	一、二八五〃

(ハ) 市中銀行が国債の償還によって受けた資金は、これを興業債券その他の金融債又は社債に運用させるものとする。

(註) この結果金融機関全体としては、預金に対する貸出の比率が大きくなるが、これは、金融債を発行する興銀等の貸出が増加するためであって、一般の市中銀行においては、国債を金融債か社債に置き替えただけで、資産構成の比率

を悪くするわけではない。

- (イ) 預金部の余裕資金は、財政の撒超の起る年末等においては、食糧証券や大蔵省証券の引受に運用し、その他の場合には、市中銀行に預託して金融の平準化を図る（預託純増見込五一億円）。
- (ロ) それでも財政による民間資金の揚超が続くようであれば、債務償還費の一部を取りやめて、新に貿易金融公庫の如きものを創設して、これに出資する等の措置をも考慮する。

(二) 国庫収支

以上のような前提の下に国庫収支を推算すれば、国庫の対民間収支の揚超は左の通り年間を通じて約六四二億円となる。

- (1) 一般会計揚超 一、二五四億円（A案に同じ）
- (2) 特別会計 〃 八〇五 〃
- (3) 見返資金撒超 〃 六三九 〃
- (4) 国債償還金撒超 〃 七七八 〃（市中金融機関六〇七億円及び一般一七一億円の合計）
- (5) 国庫財政資金計揚超 〃 六四二 〃

(三) 産業資金

(イ) 前記(一)各号の措置により、産業資金の供給は次の通りとなる。

- (1) 財政資金の引揚が三四〇億円程度減少する結果、預金の増勢も比較的減少せず又預金部の市中預託純増も五一億円程度見込まれるので金融機関としては日銀よりの借入を八〇億円程度に止め健全金融の方針を堅持しつつも貸出は二、八八〇億円程度増加し、又、
- (2) 市中銀行が国債償還資金、預金部よりの預託金を以て金融債、社債を引受けるので、社債発行額は四五〇億円程度（外に金融債引受四一二億円）と見込まれる。
- (ロ) 従って企業側から見れば、

設備資金	一、五八八億円
運転資金	二、七八六 〃
合計	四、三七四 〃

が調達せられ、これによって設備の維持補修、合理化を行い、且生産の増加、貿易の振興等に必要な最少限度の資金を賄うことが可能となる。

(四) 通貨

上記の通り

- (イ) 国庫財政資金は揚超六四二億円であるのに対し、
 - (ロ) 金融機関は撒超六三〇億円であるので、
 - (内) 預金部 〃 撒超五五〇億円
 - 市中金融機関 〃 〃 八〇 〃
- 資金需給を総合して年間における通貨の増減は、差引(イ)-(ロ)一二億円減となり、通貨水準は昭和二四年度末発行高(三、一―一三億円)に対し殆んど変化がない。

なお、この文書で予定されている市中銀行所有国債の買上償還については、二月六日付理財局国庫課作成の「金融機関所有国債の償還方法について」⁽⁸³⁾において、次のような措置が必要だとしている。

- (前略―引用者) 金融機関所有国債の買上償還を行うためには、左の措置を講ずる必要がある。
- (1) 日銀貸出担保において、国債以外の有価証券につき、国債と同程度の優遇を認めること。
- (2) 短資担保についても、国債以外の有価証券も国債と同様の代用証券たる機能を認めること、このため、右の有価証券についても、日銀において貸出等において国債と同程度の待遇を認めること。

表 8-5 昭和25年度債務償還計画の変遷 (単位 億円)

計画年月日	償還先		政 府 (預 金 部)	日 本 銀 行	計	
	一 般	市 中 金 融 機 関				
(1) 25. 1. 31	127.13	369.01	300.00	259.49	1,055.63	
(2) 25. 2. 16	621(7)		311(11)	353(112)	1,285(130)	
(3) 25. 2. 28	135	267	361	522	1,285	
(4) 25. 4. 21	A案	171.50	267.02	361.63	485.69	1,285.85
	B案	171.50	607.02	261.63	245.69	1,285.85
(5) 25. 6. 21	171	834	280	—	1,285	
(6) 25. 7. 10	171	772	280	62	1,285	

(注) (1)は内国債のみ。(2)~(6)は国債および借入金の償還計画で、(2)のかっこ内は借入金で内書。

出所：(1) 理財局国庫課「昭和25年度内国債所有者別償還計画(案)」(大蔵省資料 Z511-99)。

- (2) 同「昭和25年度債務償還見込」(同上)。
- (3) 同「昭和25年度資金還流先別債務償還見込額」(大蔵省資料 Z603-116)。
- (4) 理財局「本年度の国庫収支と資金需給の見通し」(大蔵省資料 Z604-14)。
- (5) 理財局国庫課「昭和25年度債務償還計画」(大蔵省資料 Z501-61)。
- (6) 同「昭和25年度債務償還計画調」(同上)。

(3) 貸付国債については、国債以外の有価証券を延納担保等として認める政令改正等の措置を講ずること。

また、二月一〇日付、および二月二八日付の理財局作成文書「債務償還実施要領」⁽⁸⁴⁾では、資金を「極力、直接民間に還流することを目的」として、償還すべき債務の範囲、償還財源の配分、償還方法、償還の時期等が検討され、二月二七日付の銀行局作成の文書⁽⁸⁵⁾では、「デフレ的傾向を防止し償還資金が産業界に有効に還元される可能性の大きいものを先にすることに留意しつつ」国債所有者別の償還優先順位が検討されている。

こうして、二五年度の債務償還については、その経済的影響を考慮しつつ、実施計画が模索されたのであるが、諸計画を一表にとりまとめると表8-5のようになる。借入金を含めた償還先別債務償還計画の計数がいちおう固まった二月二八日案以降の変化をみると、日本銀行にたいする償還が激減し、政府(預金部)にたいしても減少しているのにたいして、市中金融機関保有分にたいする償還は著増している。計数は示されていないが、ド

ッジとの折衝過程で作成された文書「昭和二十五年度における国の債務償還について(昭二四、一一、二二理、国)」⁽⁸⁶⁾が、日本銀行と預金部の手持国債を優先的に償還するという方針を掲げていたことをも念頭においてこの変化をみると、デフレ的影響についての認識と、民間への資金還流という方針が債務償還計画の様相を大きく変えたことが看取される。

なお、日本経済の状況と債務償還の果たしている役割については、この時期に司令部内においても類似の判断がなされたわけではない。ESSの統計企画課 Programs and Statistics Division のキョー K.D. Morrow 課長がマーカーカットに提出した二五年一月一四日付のメモ「The Deflationary Crises and the Counterpart Fund」⁽⁸⁷⁾においては、「あらゆる経済指標……は、日本がデフレ的経済危機に入ったことを示している」「この危機は、均衡予算や債務償還や通貨発行や、その他の純粋に財政金融的概念によって説明されるような諸政策の結果として進展した」という認識の下に、「今期に予定されている債務償還の全部かあるいはかなりの部分を延期すること……を勧告する」といっている。

ところで、債務償還政策のあり方は池田蔵相の渡米と朝鮮動乱の勃発を契機として大きく転換した。まず、池田蔵相は、二五年四月二五日渡米の途につき、五月二二日帰国するまでの間に、何度かドッジとわが国の財政経済問題にかんする交渉をおこなった。この交渉での主要な論点は、公務員給与ベースの引上げ、預金部資金の活用、輸出入銀行の設立、それに減税の諸問題であったが、債務償還政策のあり方についても話題となった。

ドッジによれば、この交渉の席で、債務償還の影響の評価にかんじて、デフレかディスインフレかという論点が「かなりの議論」⁽⁸⁹⁾になったという。この点については両者の見解が対立したことが窺われる。二五年度の債務償還の方法にかんする蔵相の説明は、ほぼ、前掲の四月二一日付理財局案(B案)の趣旨にそったもので、市中銀行所有国

債の六一〇億円を償還するという点がドッジによって注目された。ただ、この問題にかんしては、ドッジは、見返資金が管理下にある (under our own control) かぎり、日本政府の構想に反対する理由はないと判断している⁽⁹⁰⁾。また、将来の問題として、二六年度においても、二五年度と同じ規模の債務償還の持続が必要かどうかが話題となっている⁽⁹¹⁾。

この時の交渉の特長は、明確な結論を避けた点にある。宮沢喜一はこの点について次のように説明している⁽⁹²⁾。

ドッジは非常に注意してわざわざ会議そのものの結論はつけなかったのであります。しかし毎日の経過は東京へ非常に詳しく報告をしておいたのでありますが、この会議自身には結論というほどのものはなかった。ということは、ドッジが、東京の占領軍に主役をさせるといふ心構えから、わざとそういうふうな形で会議を終らせたんだというふうには、当時といえども私たちは了解をしておいたのであります。

そして、交渉の最終的な処理は、池田蔵相帰国後、蔵相から吉田総理に提出した報告書⁽⁹³⁾を総理からマッカーサーに送付し(五月二二日付)、マッカーサーから吉田総理に宛てた五月二五日付の返書⁽⁹⁴⁾の中で、個々の事項についての司令部の意向が伝えられるという形をとった⁽⁹⁵⁾。

この蔵相の報告書中には、見返資金の債務償還予定分五〇〇億円について償還方法と時期の検討を求めた項目(第四項)が含まれていたが、ここでは一般会計の債務償還費について言及されてはいたわけではない。ところが、マッカーサー書簡では、来年度について、見返資金による債務償還の縮小という方針の他に、一般会計からの国債償還のとり止めが指示されていた⁽⁹⁶⁾(第五項)。日本政府はこの書簡を受けて、五月三〇日、自由党総裁談の形で、減税、公務員給与ベースの改訂等の一連の政策とともに、「来年度予算に於いては、一般会計よりする債務償還は行わない⁽⁹⁷⁾」という方針を明らかにした。こうして、債務償還政策の転換の方針が内外に表明されることになった。

国債償還政策のあり方に影響を与えたもう一つの事件は朝鮮動乱の勃発で、この場合は、二五年度予算にすでに計上されていた債務償還の実施に影響した。すなわち、六月二五日の動乱勃発後、七月八日、マッカーサーは吉田首相宛てに書簡⁽⁹⁸⁾を送り、この中で、七万五〇〇〇人の警察予備隊の創設と海上保安庁の八〇〇〇人増員を指令した上で、「機構拡充に要する今年度分の経費は、さきに一般会計予算で債務償還費に計上されている資金から支出することができる」と述べた。この指令の意図について、河野主計局長(当時)は、「当時債務償還が問題になっていたから指令としては、それを取上げたものだと思います⁽⁹⁹⁾」と述べている。たしかに、この措置によって、翌年度から予定されている債務償還政策の転換を、当年度予算の実施過程で先取りすることになるが、司令部がこのような措置を指令したのは、二五年度の債務償還費が、もともと、ドッジによって「クッション」としての性格を与えられつつ増額されたという経緯があったことによるのではないかと考えられる⁽¹⁰⁰⁾。

ところで、この予算措置の手續きにかんして司令部との折衝が難航した。大蔵省側は補正予算による正規の議会手續きを主張したのになし、司令部側は議会手續きを踏まないでポツダム政令によることを主張した。さらに、ポツダム政令によるとしても、これによって予算の修正が可能かどうかについても意見が対立した。一カ月近くの折衝の末、議会手續きは踏まないこと、また、「財政法三十三条の予算移用の特例をポツ政で出す⁽¹⁰¹⁾」こととして、「予算を修正するものではないという考え方をとる⁽¹⁰²⁾」ということで結着がついた。そして、政府はポツダム政令として「警察予備隊令」(昭和二五年八月五日政令第二六〇号)を公布し、その附則に国債費から二〇〇億円の移用を規定し、また、同じく「海上保安庁法等の一部を改正する政令」(同年一〇月二三日政令第三一八号)に国債費から四六億円を移用することを規定し、予算実行上の措置として問題を処理した。

こうして、二四年度予算以来、ドッジによって推進されてきた債務償還政策は、執行中の当年度分についても、ま

た、将来の方針についても、大きな転換をみるようになった。ただ、現実には、二六年度予算案の折衝過程で、類似の発想が示され、債務償還政策を支えていた考え方の痕跡がみられるように思われるので、この問題について付け加えておこう。

先に触れた吉田自由党総裁の談話は、六月四日の参議院選挙に向けたものであった。河野の評するように、二六年度予算の「予算編成方針の基本というものは、いわばそのときにきめてしまった⁽¹⁰³⁾」ともいえるが、「昭和二十六年年度予算の編成及び昭和二十五年年度予算の補正等について」⁽¹⁰⁴⁾（昭和二五年六月七日閣議決定）においては、「予算均衡の方針はこれを堅持する」とした上で、「来年度予算に於いては、一般会計よりする債務償還は行わない」という方針が掲げられた。この後、二六年度予算編成方針立案の作業が続けられ、七月一日、閣議決定されることになる。この間、朝鮮動乱の勃発という事態の変化はあったが、この問題についての方針は変わらなかった。すなわち、「均衡財政の堅持と予算総額の削減」という方針の一項として、「一般会計に於ては、法律の規定によるものを除くのほか、債務償還費の計上を廃し、産業資金の供給は、原則として見返資金並びに国民の自発的貯蓄にまつものとする⁽¹⁰⁵⁾」とされていた。その後、編成作業が進んで、二六年度本予算については、九月三日省議、九月二〇日概算の閣議決定、二五年度補正予算については、九月九日省議、一〇月三日閣議決定をへて、司令部に提出された⁽¹⁰⁶⁾。

両予算案にかんする折衝は、一〇月七日、ドッジが来日してからおこなわれた。この折衝に臨む日本政府の方針は、一〇月二〇日付文書課作成の「ドッジ氏に特に要請すべき項目」⁽¹⁰⁷⁾にみることができるが、そこでは「二十五年補正予算及び二十六年補正予算」にかんする問題として、「債務償還、インベントリーファイナンスの中止」⁽¹⁰⁸⁾があげられ、「見返資金の活用」にかんして「債務償還の繰延、中止」という事項が含まれていた。ところで、このときのドッジの関心事の一つは朝鮮動乱によるインフレ傾向の除去にあった。来日時の声明で、ドッジは次のように述べている。「現

在は、世界物価のますます危険な騰貴と外国為替問題を容易にしている突然のドルの流入に惑わされる時ではないということは疑う余地がない。世界中で高まりつつあるインフレーションの波に屈するほど愚かなことはない⁽¹⁰⁹⁾。そして、予算にかんする折衝で、ドッジが提案したのが、外国為替特別会計の運転資金を一般会計からくり入れるという方策であった。これによって、外貨の受取超過にもとづくインフレ傾向の相殺を意図したのである。「渡辺武日誌」より摘記すれば、次の如くである。

一〇月二五日（水）

本日十時から午後一時少し前迄池田、渡辺、宮沢三人にて Dodge 及 Reid 博士に面会した、Dodge から彼の考へ方を説明した。

補正予算及来年度予算を検討した、細目は Reed と大蔵省の話合ひにまぢたいし大した重要性はないが政策上の重要点は (a) 外為会計の外貨剰余及円資金の問題である。

FECBの外国為替の公団であるその working capital は予算から出なければならぬ。補正に二〇〇億、来年度五〇〇億を概算必要と考へる、現在の借入金はインフレ的である。

一〇月二六日（木）

Reed と HESS 原案を中心に協議

(1) FECBの working capital は見返資金から出すべきではないか、その為見返の債務償還をふりむけてはどうかとの意見を出した所、見返の債務償還及一般会計の償還計六〇〇億は来年度の各政府機関の債務六〇〇億と見合ふもので債務の増加をみない立前であるといふ、しかし、預金部が保有する政府機関債務は、インフレと見るべきでないことを指摘した所、これは cushion としてあるのだとの答であった。

十一月五日（水）

一一時、池田、広川、周東三相は今朝総理と協議した方針、即ち昨日の閣議決定に基いた回答(三大臣署名)をもって Dodge を訪問之を手交、先方 Dodge, Reid, Hutchinson, Wittington 同席

尚 Dodge は大蔵大臣のごつて貰いたいのごつて辱すきまで話し、更に三時から続行、予算について次の様な話があった

(4) FECB の本年度一〇〇億来年度五〇〇億の capital investment は貿易会計の二六〇億くり入れのほかに必要である
その理由は、

- (1) Foreign Exchange の累積はインフレ原因であるからこれを offset する必要がある。
 - (2) 減税をある程度にとめておきたい、今年度減税が出来るからといふのであまりやると将来増税を必要とする様になる GARIOA が減じ NPR が増して来ることもありうる、減税は Desubsidization の範囲内にとめたい
- 但し、この問題が政治的に問題であることはよく判っている、しかしこれが今度の予算の disinflation の唯一の cushion である、debt retirement をやってもよいがそれは政治的に好ましくないであらう、そこで説明方法として
- (1) 六ヶ月前は滞貨でこまっていたが今は特需で滞貨はなくなり原材料が不足して来た、その事態は accumulation of dollar instead of goods だ represent されている。輸入がすすまず弗がたまりこの事態はしばらくつづく。普通なら輸出業者が弗を抱いていなければならぬのを政府がだいてやっているのだから一種の輸出業者への subsidy であるともいえる

(2) FECB は、銀行から金をかりる代りに国庫から不足をかりることとして FEBA loan account 又は exchange stabilization fund と呼んでもよい、アメリカにも二五億弗の stabilization fund がある。又アメリカの Housing Corporation, Federal Home……RFC 等も皆 RFC をやり方である。capital investment と呼ばれたいはなしはな
ユーザンスのやり方で国内業務はやめたから国庫から金をかりることにする
(午後の会見) Dr. Reid は不在、Dodge 池田、渡辺、宮沢四人。

FECB

池田氏より五〇〇億も FECB に入れると

- (1) 将来の rearmament の為に金を入れたのだと批難される
- (2) inventory とすれば輸入を強制されることになる

Dodge は

- (1) (1)の点はアメリカと日本の年度が overlap しているから、過去に蓄積された弗に対するもので将来とは無関係だと
いえる
 - (2) 輸入の必要はわかるが Tax collection の現状からみて cushion が必要である
 - (3) 五〇〇億が多すぎるならどの位が reasonable cushion と思ふか
- 池田 五〇、〇〇〇、〇〇〇弗＝一八〇億円位かと思ふ、又 cushion を税收で内輪にみてもよい、司令部案は税收が三八〇億位多すぎる

Dodge それなら FECB を補正一〇〇、来年度二〇〇として税で三〇〇億かくすというわけになるが、税收を内輪にみる collection が少なくなることはないか

池田 税法通りとするのだからその心配はない、予算は全体のスケールを小さくするほうがのぞましい

この問題を含めて、具体的な論点についてリードと折衝した河野主計局長(当時)は、司令部の考え方を次のように説明している。^(註)

(司令部の意見の中で一引用者)一番困ったのは新規借入金は債務償還の範囲内に限る。つまり債務償還という形式はやめたけれども、必要な増加運転資金というものは、全部財政資金でまかない、債務償還をした額の範囲内においてのみ新規の借入金ができる。つまり債務の総額はふやさない、こういうわけなんで従って予算上新規の資金が要れば、これは何等かの方法で全部財

右の外一般会計より特別会計等の赤字補填を行うこととした金額は

見返資金より	三三、〇〇〇
日本輸出銀行出資	五、〇〇〇
農林漁業金融資金	四、〇〇〇
計	九、〇〇〇
合 計	一一八、八四一

預金部資金より運用	七七、八四一百万円
電気通信事業建設資金	一三、五〇〇
日本国有鉄道建設資金	一〇、〇〇〇
国有林野事業資金	三、〇〇〇
郵政事業局舎建設資金	五〇〇
住宅金融公庫資金	五、〇〇〇
計	三三、〇〇〇
農林漁業金融資金へ	二、〇〇〇
中小企業信用保険基金へ*	一、〇〇〇
緊要物資輸入基金へ*	二、五〇〇
国民金融公庫出資	二、〇〇〇
日本輸出銀行出資	五、〇〇〇
日本国有鉄道へ貸付	二、〇〇〇
計	七七、八四一百万円

一般会計より繰入れる資金	五〇、〇〇〇百万円
外国為替へ*	六九六
造幣庁へ	三、七二一
貴金屬へ*	一、四二三
開拓者資金融通へ	二、五〇〇
農業共済再保険基金へ*	二、五〇〇

政でやらなければならぬ。食糧証券がそうだし、外為がそうなんですけれども、債務償還がないから、全部インベントリー・ファイナンスということになる。もっともその間において、情勢も多少違ってきますから、外為資金の供給ということなどはもちろん考慮すべきものであったと思いますが、それにしても形式的な債務償還の範囲内においてのみ新規借入金をやるということは非常に理論的にもおかしいということでも何回も交渉した覚えを持っております。
(中略—引用者)

要するにこれは前にもお話ししたように、債務償還をやらぬと言ったことに対するいわばしっぺ返しみたいなもので、そういう形式において同じようなことをやらされることに対して反論したわけです。(中略—引用者)いわゆる債務償還というのが安定計画に非常に寄与したということから、これに非常にこだわっておったという感じがした。

この問題は、結局、先方の方針にそって決定された。一月二二日付の文書「昭和二十六年年度予算編成方針の昭和二十六年年度概算決定額における具体化」⁽¹⁰⁾は次のように述べている(*印は引用者の付したもの)。

昭和二十五年年度予算に引続き均衡財政を堅持して、特別会計における運転資金の所要額はすべて一般会計より繰入れることとし、政府関係機関の所要資金も一般会計又は預金部資金又は見返資金よりこれを充当することとし、政府債務の増加はこれを抑制することとした、その内訳は

表 8-6 昭和26年度予算国債費中国債償還費の
対前年度当初予算比較

(単位 百万円)

区 分	26年度	25年度	比較増△減
国債費(当初予算)	20,970	84,700	△ 63,730
移用増△減	—	△ 24,590	—
補正増△減	—	△ 1,364	—
(予算現額)	(20,970)	(58,746)	(△ 37,776)
内 訳			
1 国債償還	10,779	71,647	△ 60,868
a 前年度国債総額の万分の116の1/3	1,007	995	13
b 前々年度剰余金の1/2	9,777	20,652	△ 10,875
c その他	△ 5	50,000	△ 50,005
2 借入金返還	1	671	△ 670
小計(1+2)	10,780	72,318	△ 61,538
3 国債・借入金利子	9,634	10,955	△ 1,321
4 大蔵省証券差引差額	476	1,423	△ 947
5 国債諸費	80	4	76
合計(1~5)	20,970	84,700	△ 63,730

(注) 大蔵省主計局調べ。「国債償還」の計数は740ページ表8-21と異なるが、原表のまま。
出所：大蔵省資料Z501-76.

郵政事業へ	三、五八三百万円
郵便貯金事業へ	一、五二五
貿易公団損失補填	一、六九〇
商船管理委員会へ	四四
計	六、八四四

以上によって一般会計・特別会計及び政府関係機関を通じて収支の均衡が計られた。

なお、この表で、「一般会計より繰入れる資金」中、*印分、計五九、七二一百万円が運転資金として利用されるものである。⁽¹¹⁾ ドッジがとくに重視した外為関係は、右にみるように二六年度当初予算で五〇〇億円くり入れられた(二六年度より外国為替資金特別会計に改組)ほか、二五年度補正予算においても一〇〇億円くり入れられることとなった(外国為替特別会計)。

なお、見返資金による債務償還の方針についても、上述の新しい事態の推移が影響を及ぼした。二五年一月一日付のメモで、リード E. M. Red は、債務償還のための金額は政策変更のため留保されると述べており、二月二日のドッジ・池田会談で、見返資金による「債務償還は本年度はそのままと繰越す。来年度は計上しない」ことが決定された。そして、二月四日、離日前の声明で、ドッジは、インフレ圧力が存在するかぎり、「見返資金のうち、債務償還のためにかなりの金額が保持され、直接的な反インフレ的措置の必要性のために留保されることになるだろう」と述べている。⁽¹²⁾ こうして、二五年度に、この目的のために計上された五〇〇億円は実行されることなく繰り延べられることになった。

以上が、二六年度予算編成過程で債務償還政策に関連した諸問題の事実経過である。予算編成方針に謳われた通り、二六年度予算には、法定の債務償還費が計上されただけで、特別の債務償還はとりやめられた。表8-6にみるように、前々年度剰余金が減少したため、債務償還費の減少はいっそう際立ったものとなっている。つまりドッジの意向によるインヴェントリ・ファイナンスや債務の増大抑制策が採られたとはいえ、債務償還政策という点では、この時、大きな転換をみたわけである。しかしそれは、必ずしも、ドッジの意志によるものとはいえないように思われる。

河野主計局長は「来たときのドッジの考え方というのは、決して従来の線から多く出たものではなかったと思う⁽¹³⁾」と回想しているが、このことは、来日後のメモや発言からも窺われる。ドッジが来日時の声明でインフレーションの危険性について警告したことについては既に紹介したが、その後、大蔵省と日本銀行が提出した資料を検討した結果、ドッジは外貨の急速な流入と日本銀行の政策がインフレ圧力をもたらしたと分析し、「このような状況の下では、政府がデフレ的財政政策を採用することが不可欠⁽¹⁴⁾」だと述べている。この判断からすれ

ば、二六年度予算はドッジにとって不満なものであったに違いない。一二月三日付のマーケット宛のメモで、ドッジは、二六年度予算を分析して、「それは、一九四九年度および五〇年度予算のもっていたデフレ的な準備を有していない」と評し、「このための唯一の方法は、歳計剰余か、はっきりした債務償還のための準備によってえられたであろうが、これらは給与引上げと減税に食われてしまった」とし、二六年度予算の「唯一のデフレ的要素」は一〇八億円の債務償還費だけだという。そして、自らの主張にかかる外為会計へのインヴェントリー・ファイナンス五〇〇億円も、外貨流入に伴う直接的なインフレの影響を相殺するものでしかないし、金額も「不十分」だと評している。⁽¹¹⁾

しかし、上述の折衝過程でのドッジの発言は控え目だった。一〇月二五日、池田蔵相との会見の際、「渡辺武日誌」によると次のような問答があったという。⁽¹²⁾「債務償還を全額やるかとの大臣の質問に Dodge 即答せず」。蔵相の発言の趣旨は必ずしも明確ではないが、この問題にかんするドッジの慎重な対応振りが窺われる。一月一五日の蔵相との会見では、「debt retirement」をやってもよいがそれは政治的に好ましくないであらう」と発言しているが、これが恐らくドッジの真意であろう。この場合、「政治的」事情の内実について説明されているわけではないが、恐らく、マッカーサー書簡、その背後にある司令部内の一連の判断、吉田自由党総裁の談話、選挙等々の一連の諸事実を念頭においていたのであろう。確かに、外為会計へのインヴェントリー・ファイナンスや見返資金の繰延べ措置は、インフレ傾向への対策ではあったが、ドッジにとっては、いずれも不十分なものであった。朝鮮動乱の勃発というドッジの政策理念からすれば、まさしく債務償還政策の積極的な推進が求められている時に、ドッジは、「政治的に」政策転換を迫認しなけりなかつたのである。

- (1) 「渡辺武日誌」、昭和二三年七月一九日。
 (2) 同前、七月一六日。

- (3) 「マーカット申入『経済安定方策の諸基本的要素』」についての大蔵大臣の報告要旨(昭和二三年七月二〇日大臣官房文書課)、「経済十原則」に關し、大蔵省の実施ないし実施せんとする主要事項(昭和二三年八月一日大臣官房文書課)、「経済安定十原則」に關する事項(未定稿)(昭和二三年八月二〇日経済安定本部)、「大蔵省資料Z五一一三〇」。
- (4) たとえば、理財局企画課「経済十原則に關する問題」(昭和二三年一二月七日(同前))。
- (5) 「渡辺武日誌」昭和二四年一月六日。
- (6) 同前、一月一七日。
- (7) 「大蔵省渉外特報」第一一九号、昭和二四年一月二六日(大蔵省資料Z五〇八一八)。
- (8) 大蔵省資料Z五〇一一二八。
- (9) 「渡辺武日誌」昭和二四年二月二三日。
- (10) 同前、三月一日。
- (11) 同前、三月二〇日。
- (12) 見返資金構想は、ドッジの来日前からのものようである。宮沢喜一は次のように説明している(宮沢喜一口述「ドッジ財政交渉の事情について(その一)」昭和三〇年二月一八日「戦後財政史口述資料」第一分冊、一八一―一九ページ)。
- このとき(三月二〇日)のドッジ・池田会談のこと(引用者)初めてドッジ氏はアメリカからの援助を積み立てまして一つのファンドを作りたい、カウンタート・スタビリゼーション・ファンドというものを作りたいということを申し上げております。これはこのとき初めてドッジが言ったのでありますけれども、おそらくワシントンから持ってきたミッションとしても、一つ援助をはっきり区別してこれを有効に使用しようというミッションを持ってきておったんだろうと思えます。そしてその説明としてドッジ氏は、自分は日本に来る前に、当時大統領であったトルーマン、國務長官のアチソン、財務長官のスナイダー、海軍長官のフォレストアルなんかとよく話して、対日援助が日本で建設的にインフレ的でなく使われるということをくれぐれも頼まれてきておるので、今度こういうカウンタート・パートというものを作るのも、そういう考え方が一方にあるのと、他方で復金の新しい出資をやめるとかその他デフレ・ショナルな予算をやっていく関係で、その時期に応じてこのファンドから資金を放出する、これで財政金融の調節をはかっているという考えだということをお申しております。

そして、その場合、この資金による国債投資という考え方も当初から含まれていたと考えられる。ドッジ来日の数日前、リ

1ドは次のように発言している（「渡辺武日誌」昭和二十四年一月二十八日）。

貿易資金中イロア資金の黒字は価格差補助等に使用することなくアメリカの承認せる復興事業に使用すべくその残額は国債投資等に使用して残して置くべきである旨のWの方針あり

(13) 「渡辺武日誌」昭和二十四年三月九日。

(14) 同前、三月二〇日。

(15) 河野一之口述「昭和二十四年度と二十五年度の予算編成」昭和三〇年十一月二七日（「戦後財政史口述資料」第二分冊）、九一七ページ。

(16) 大蔵省資料Z五一一一三〇。

(17) 大蔵省資料Z五〇一一二六。

(18) 同前。

(19) 前掲河野口述、二二、二二二ページ。

(20) この問題についての理財局の検討の模様については、たとえば、二月二日付の「昭和二十四年度総合資金計画試算について」（大蔵省資料Z五一一一三一）にみられるが、覚書受領後、二月二五日付理財局作成文書「財政方針変更に伴う総合資金計画上の諸問題について」（大蔵省資料Z五〇一一二六）は次のように述べている。

一、公債借入金の方針

最近における司令部との予算折衝の経過から見ると、来年度の一般会計特別会計及び地方財政の公債借入金については、左の通りとしなければならないようである。

(一) 一般会計においては、既発復金債の借換のための公債以外は公債の発行を行わない。既発復金債借換のための公債は日銀手持分に対しては日銀引受公債を発行し、市中手持分に対しては公募公債を発行する。

大蔵省証券については従来の日銀引受を廃し、全部市中消化にて賄う。

(二) 特別会計の公債借入金については

(1) 鉄道通信等の建設勘定の公債発行も行わない。

(2) 借入金は年度内に償還される一時借入金を除き行わないこととし、所要資金を一般会計から繰入れる。

(3) 短期証券（糧券及び薪炭証券）は借換の場合を除きすべて市中消化に依り発行する、但しその年間純増見込に相

当する金額は一般会計から繰入れる。

(三) 地方債の新規発行はこれを行わない。

二、右の方針に従って来年度の総合資金需給見込を立てれば別表（省略—引用者）の通りである。

三、問題点

[A] 財政関係

(一) 右の総合資金計画によれば従来の計画に比べて約一、二〇〇億程度の財政負担過重となり、財政全体のバランスが果して可能であるか否かの大問題を生ずる。

(註) 一、公債（鉄道、通信） 五四〇億円

二、借入金（貿易資金其他） 三〇〇〃

三、短期証券（糧券、薪炭証券） 二〇〇〃

四、地方債 二〇〇〃

計 一、二四〇〃

(1) 右の対策としてこれをカバーし得る程の増税を見込み得るか歳出を大幅に査定し得るかという問題がある。

(2) 鉄道通信の値上を実施しても一般会計の負担を軽減することができるか。

(二) 地方債の発行が不可となれば、国の公共事業費に見合う地方負担分をなくすために、国庫補助率を引上げる必要がある。

(三) 別表によれば、一般預金増二、〇〇〇億円のうち預金部の蓄積資金は概ね二〇〇億円程度と見込まれるが、この使途は、

(1) 市中手持復金債の借換のために発行される公債の公募に充当するか、この場合は公債金利を相当大幅に引上げる必要がある。

(2) 興業債券引受等による産業資金充当を考慮するか（指令の変更を必要とする）。

(3) なお右の外一時的な余裕金は従来通り短期証券の消化に充当する。

(四) 市中金融機関による財政資金の引受は、

(1) 蔵券、糧券、薪炭券、一時借入金、

別表1 昭和24年度予算における「見えざる」債務償還費

(単位 百万円)

歳出予算項目		同計上額	うち債務償還充当額	摘要
一般会計	産業経費 貿易特別会計へ繰入	40,000	25,000	旧貿易資金特別会計の一時借入金30,000百万円のうち25,000百万円償還
	出資及び投資 印刷局特別会計	800	800	23年度実行済みの据置運転資本補足のための借入金800百万円の償還
	国民金融公庫	1,300	1,273	庶民金融庫の日銀借入金1,273百万円の償還、残額は24年度所要資金
	復興金融公庫	30,000	30,000	復興金融公庫への現金出資分、復金債の償還に充当
	計	72,100	57,073	
米特別見返会 国対日資金	経済再建及び国債買入 復興金融公庫にたいする交付公債の買入	62,467	62,467	復興金融公庫への出資、見返資金によって買上げられた現金で復金債償還
合計		134,567	119,540	
復興金融公庫	復金債償還	(109,100)	14,114	石炭鉱業の損失補填のための交付公債(23年度発行)を石炭鉱業等からの貸付金回収として受入れこれをもって日銀保有の復金債を償還
	計	16,633 (109,100) 16,633	2,519 16,633	貸付金の回収75億円中2,519百万円を復金債償還に充当
総計		151,200	136,173	

(原注) カッコ内は復興金融公庫予算に計上額であるが、このなかには、一般会計および米国対日援助見返資金よりの受入分が含まれているので、その分が重複している。

出所：鈴木武雄『現代日本財政史』第3巻、84ページ。

- (2) 復金債借換のための公債(預金部引受としない場合)となるが、これが消化のためには、
 - (イ) 融資準則の強化
 - (ロ) シ団の結成
 - (ハ) 金利の引上
 - (ニ) 法律の改正(特別会計によっては借入金の借入先を日本銀行に限定している)等を考慮する必要がある。
- (21) 前掲河野口述、二二―二二ページ。
- (22) 大蔵省資料Z五〇一―二八。
- (23) 「渡辺武日誌」昭和二十四年三月二〇日。
- (24) 前掲河野口述、二三ページ。
- (25) 同前、二五―二七ページ。
- (26) 同前、二四ページ。
- (27) 「渡辺武日誌」昭和二十四年三月二二日。
- (28) 前掲河野口述、二七ページ。なお、予算案の内示のあった翌二三日、渡辺武は Col. Bunker を訪問して、次のような問答をおこなっている(「渡辺武日誌」)。
- 三月二三日(水)
 - ㊦ 今回の予算案は対日援助の前提たる性質ありその点から見ると日本側がこれに反対する印象をアメリカに与へたくないが、一方党の公約との関係にて党内結束の為に修正申入の空気があり、政府は苦慮して居る
 - ㊧ 根本的方針に付て修正申入れを為すことは無益であらう、但し、日本政府が実施すべき予算であるから根本方針に反せぬ限度で修正申入を為すことは支障がないであらう
- (29) 大蔵省資料Z五〇一―二八。
- (30) 「渡辺武日誌」。
- (31) 前掲宮沢口述、二〇―二二ページ。
- (32) 鈴木武雄『現代日本財政史』第三巻、八三―八四ページ。なお、鈴木教授は、昭和二十四年度予算における「見えざる」債務償還費を別表1のように整理している。本文に掲げた表との相違は、一般会計国債費中の国債分、ならびに借入金・短期

別表2 昭和24年度政府及び政府関係機関債務増減内訳

(単位 百万円)

	債務の増加	債務の減少	純増(△)減
I 公債発行償還	27,000	3,863	△ 23,137
一 一般会計	—	3,288	3,288
特 別 会 計	27,000	575	△ 26,425
開拓者資金融通	—	9	9
自作農創設特別措置	—	66	66
財産税等収入金	—	500	500
国有鉄道事業	15,000	—	△ 15,000
通信事業	12,000	—	△ 12,000
II 借入金借入返償	—	27,722	27,722
一 一般会計	—	493	493
特 別 会 計	—	27,229	27,229
印刷局	—	845	845
貴重財産等収入金	—	500	500
食糧管	—	878	878
貿易	—	6	6
易	—	25,000	25,000
III 短期証券発行償還	—	585	585
食糧証券	—	285	285
炭証券	—	300	300
IV 交付公債発行	64,981	—	△ 64,981
復興金融金庫交付公債	62,467	—	△ 62,467
農地証券	1,603	—	△ 1,603
不正保有物資登録公債	911	—	△ 911
(石炭鉱業等の損失補填のための交付公債・23年度発行)	a) (14,114)	(—)	(△ 14,114)
V 政府関係	—	b) 110,373	110,373
(b-a)	(—)	(96,259)	(96,259)
復興金融金庫	—	c) 109,100	109,100
(c-a)	(—)	(94,986)	(94,986)
国民金融公庫(庶民金庫)	—	1,273	1,273
VI 総計(I+II+III+IV)	91,981	142,543	50,562
VII (再計)	(91,981)	(128,429)	(36,448)

出所：前表と同じ、88—89ページ。

別表2 (原注)(1) 本表IIおよびIIIには、下記の借替分(債務の増減同額)を除いた。
 II 農業共済再保険特別会計 一、〇九〇百万円
 国債整理基金特別会計 四二、七九七

III 国債整理基金特別会計

五八四、六七二

(五八九、〇四〇百万円)

(カッコ内金額は借換償還額である。借換発行額五八四、六七二百万円との差額四、三六八百万円は債務の純減少のようにみえるけれども、短期証券(食糧証券)の発行による収入は割引額だけではないから、この差額は割引差額である。したがって、この差額は利子にかんするものであって元本にかんするものではない。)

(2) 本表IIIは発行償還の差額のみを掲げた。

食糧証券の債務の増加は、食糧証券の発行額一二七、七一〇百万円と食糧管理特別会計の借入金五百八、〇〇〇百万円である。したがってその差額二八五百万円のみを債務の減少額として掲げた。薪炭証券についても、債務の増加は薪炭証券の発行額一、八〇〇百万円と薪炭需給調節特別会計の借入金四九〇百万円の合計二、二九〇百万円で、債務の減少は薪炭証券の償還額二、五九〇百万円である。したがって、その差額三〇〇百万円のみを債務の減少額として掲げた。

借入金をここに加えたのは、食糧等の買入代金に充てる借入金は食糧証券等の発行額を端数のないものとするため、端数の部分を借入金とするから、証券発行と一括したのである。

この意味においては、IIの食糧管理特別会計の借入金返償六百万円は、IIIの食糧証券の償還のほうに移し加えたほうがよいかもしれない。

(3) 本表Vの復興金融金庫の債務の減少は、復金償還の全額であり、したがって石炭鉱業等の損失補填のための交付公債による償還分が含まれている。この交付公債は二三年度に発行されたものであるから、二四年度の交付公債発行による債務の増加(本表IV)には含まれない。故に、二四年度の財政資金からの債務の減少としては、これを差引くべきである。本表のカッコ内金額はその点を示すためであって、本表VIIの再計に掲げた債務の減少額は二四年度の財政資金による債務償還総額であり、同じく債務の純減少額は、それとしての純減少である。

証券分が除外され、交付公債が加算されている点にある。

復興金融金庫への政府未払込出資分は、現金出資三〇〇億円によるほか、交付公債六二四・六七億円をもって払い込まれ

別表3 昭和24年度予算中債務償還費
(単位 億円)

区 分	金額
a 一般会計の通常の減債	32
b 一般会計の復金出資	300
c 一般会計から貿易特別会計繰入れ	250
d 一般会計の庶民金融金庫出資	13
e 見返資金による復金償還計	620
	1,215

出所：大蔵省資料Z711-5.

ることとなったが、復金はこの交付公債を見返資金に全額売却し、それによって復金を償還することとなった。この表では、この交付公債分を債務償還の中に含めていたことである。

この表によってみると、この年の債務償還政策の重点が復金債の償還におかれていたことが分る。

また、同教授の試算によると、二四年度予算におけるすべての債務償還額は、一、四二五億円ないし一、二八四億円となる(別表2)。

なお、コーエン Jerome B. Cohen がシャープ Carl S. Shoup あてに提出した論稿 "An Analysis of the 1949-50 Japanese Budget" (「ドッジ・レーバー」大蔵省資料Z七一―五)では、二四年度予算案中の債務償還費を別表3の如く、一、二一五億円と算出しており、ここでも復金債の見返資金による買入れ分六二〇億円が計上されている。

(33) 「昭和二十四年度総合資金計画の説明(昭二四、四、一二理経)」(大蔵省資料Z五〇―一五二)参照。なお、本文表8―2の収入超過額一、五六七億円の流出先は、別表4の如くに推定されている。

ここでは、日銀および預金部に流入する一、一三五億円のうち、預金部による地方債の引受け分二三三億円を除く九〇二億円は通貨収縮要因と考えられており、また、市中金融機関へ流出する四三二億円も日銀に還流する可能性があるとされていた。

(34) 大蔵省資料Z五〇―一五二。

(35) 経済安定本部作成の計画では、四月一二日付の「昭和二四年度総合資金需給見込概算」においては、通貨の増減は零となっており、理財局経済課作成の計画では、四月八日付「総合資金需給計画表」、および四月一日付の「総合資金需給計画表(試案)」(同名の二つの試案あり)は、いずれも通貨増減零となっている。本文で紹介した四月五日付の数値と比較すると、いずれの計画も、計数は異なるが、一般金融機関貸出しと見返資金の投資増が通貨収縮見込みを解消する最大の要因となっている(大蔵省資料Z五〇―一五二)。

別表4 収入超過額流出先 (単位 百万円)

区 分	総 額	日 銀 及 び 預 金 部	市 中 金 融 機 関
一 般 会 計 歳 入 超	267	267	
特別会計積立金及び資金の増加	28,057	28,057	
その 他	128,429	85,185	43,244
(内 訳)			
公 債 償 還	3,863		3,863
借 入 金 返 済 a)	27,722	27,722	
短 期 証 券 償 還	585		585
庶 民 金 庫 償 還	1,273	1,273	
復 金 債 償 還 b)	32,519		32,519
対 日 援 助 会 計 債	62,467	56,190	6,277
引 受 復 金 交 付 公 債			
合 計	156,753	113,509	43,244

原注 a) 27,722百万円の内訳は、一般会計分493百万円、印刷局分845百万円、貴金属分500百万円、財産税分877百万円、貿易分25,000百万円、食糧管理分5百万円である。

b) 復金債の24年3月末現在高1,091億円は全額償還されるが、内62,467百万円は交付公債により、又14,114百万円も石炭鉱業等から交付公債で回収したものを償還に充当するので現金償還は残額32,519百万円となる。

出所：『国の予算』昭和24年度、11ページ。

(36) 昭和二四年三月七日のドッジの声明(「ストランド文書」大蔵省資料Z七〇三―二二)。

(37) 昭和二四年四月一五日のドッジの声明(「ストランド文書」大蔵省資料Z七〇三―二二)。

(38) Joseph M. Dodge, Notes on Inflation. 「ドッジ・レーバー」大蔵省資料Z七一―二二)九四ページ。なお、このノートは、ドッジによって、次の四著の論述から抜粋され、ハラフレイズされたものである。The Economics of Inflation, by Bresciani-Turroni; The Monetary Reconstruction in Belgium, by Leon Dupres; The Monetary Reconstruction in Italy, by Bruno Foa; The Monetary Problems of France, by Pierre Dieterlen and Charles Rist. ドッジの考え方を積極的に叙述したものとはいえないが、ドッジがこれら四国のインフレの経験のいかなる点に強く印象づけられたかをうかがうことができるという意味で、インフレ問題にたいするドッジの考え方を知らる上で有用と考えても差し支えあるまい。

- (39) Ibid., pp. 73, 74.
- (40) Ibid., pp. 105—07.
- (41) 昭和二十四年四月一五日の声明〔「スートランド文書」大蔵省資料Z七〇三—二二〕。
- (42) 昭和二十四年三月七日の声明(同前)。
- (43) J. M. Dodge, Notes on Inflation, op. cit., p. 74.
- (44) Ibid., p. 94.
- (45) Ibid., p. 96.
- (46) 昭和二十四年四月一五日の声明(同前)。
- (47) 「渡辺武日誌」昭和二十四年三月一九日。
- (48) 「ドッジ・ムーバー」(大蔵省資料Z七一一—四、八〇—二二)。
- (49) 二四年度予算を超均衡予算 a super-balanced budget という表現をもって特色づけたのは、公式には、シャウプ勧告に於てであるが (Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, 1949, vol. I, p. 3) シャウプ使節団の一員トーマン Jerome B. Cohen が一九四九年七月一五日付のシャウプ宛の覚書「An Analysis of the 1949—50 Japanese Budget」の中で、「ドッジ氏が日本に均衡予算ではなく超均衡予算を残したことは明らかである」と述べている(「ドッジ・ムーバー」大蔵省資料Z七一一—五、六三—二二)。
- (50) 「渡辺武日誌」昭和二十四年二月一日。
- (51) 前掲宮沢口述、一五—二二頁。
- (52) 同前、一三—四—二二頁。
- (53) 「公文類集」昭和二十四年、財務六。なお、閣議決定案の基礎となった試案は、予算成立直後の四月二二日付、および同日六日付で作成されている(大蔵省資料Z五〇一—三三)。債務償還にともなう資金の流れという問題は、四月二二日付文書では見返資金の運用にかんじてだけとり上げられ、二六日付において、予算で予定されたその他の債務償還も、これに「準じ考慮する」ものとして加筆されている。ここには見返資金の運用問題にたいする大きな関心が示されているが、この時期の見返資金運用のより具体的な構想は、理財局経済課作成の五月二日付「援助見返資金運営基準(案)」にみる事ができる。関連部分を摘記すれば次の如くである(大蔵省資料Z五二六—二二—二)。

第一 一般方針

二、本資金は、鉄道通信の建設資金に充当するものの外、インフレにならざる限度において直接又は間接に産業資金に還元することを目的として弾力的に運営する。即ち、通貨の過度の膨脹又は物価騰貴等インフレの進行する如き事態を生ずるときは本資金は日銀手持国債の償還に充当する等通貨増発抑制を主眼として運営し逆に通貨の収縮物価の下落等デフレ的傾向を生ずるときは本資金は直接間接産業資金として放出せられる如く運営するものとする。

四、前記二に則り本資金を産業資金に還元するについては、信用政策との一体的運営に留意しつつ国債の償還又は買入により金融機関の資金量を豊富ならしめもつて正常なる産業資金の供給を図るを本則とする。

六、国債の償還又は買入のため本資金を使用するに当つては信用政策及び産業政策との関連を密にしつつ前記二及び四の主旨に則り弾力的に運営するを本旨とし併せて将来における財政負担の軽減に資するものとする。

第二 要領

一、国債の買入又は償還

(三) 償還先

(五) 日銀手持国債の償還を原則とし、必要に応じ市中手持の償還を考える。尚預金部手持国債については預金部の資金繰等をにらみ合せ別に考える。

(五) 尚日銀手持国債を買入れたときはインフレーションにならざる限りこれに見合う資金が金融機関に放出せらるる如く日銀の貸出政策及びマーケット・オペレーションを運用せしめ、市中手持国債の買入又は市中の対日銀国債売却により市中に還流した資金はこれを特定の産業資金に運用せしめる方途を講ずる。

(54) 平田敬一郎口述「昭和二十二年度以降の税制と徴税問題(一)」昭和二十七年六月二七日(「戦後財政史口述資料」第三分冊)六一—七二頁。

(55) 「渡辺武日誌」昭和二十四年三月二八日。

(56) 大蔵省資料Z五〇一—四七。

(57) 大蔵省資料Z五〇一—四四。

(58) 昭和二五年度予算編成方針の試案としては、七月二三日付、七月二六日付、七月二八日付、七月二九日付、八月一日付、八月二日付の諸案が見出される(大蔵省資料Z五〇一—四四)。債務償還問題については、七月二三日案に次の一項がある。

別表5 「昭和25年度財政予想表」(昭和24年5月28日案)における債務償還的経費 (単位 百万円)

事 項	24年度	25年度
終戦処理費	17,443	—
物資及物価調整事務費	3,275	—
公団交付金	3,275	—
出資及投資関係金	57,600	5,000
復 易 会 計	30,000	—
貿易 会 計	25,000	5,000
貴 金 属 会 計	500	—
印 刷 局	800	—
国民金融公社	1,300	—
政府関係機関損失補償	500	—
食 管	500	—
価 格 調 整 費	15,000	—
安 定 帶 物 資 費	15,000	—
国 債 費	3,781	15,354
合 計	97,599	20,354

出所：大蔵省資料Z501-59.

た。

四、自由貯蓄による産業資金の調達

経済の安定化により通貨の信用を確保し国民の自由意思による貯蓄を増強し、之によつて所要の産業資金を賄うものとし、国家債務償還の形式による強制的資金調達的方式は之を廃止する。

さらに、七月二六日案には、七月二三日案と同趣旨の項目に加えて、「財政法」第六条の規定の一時停止をも意図した項目が加筆されていた。すなわち、

四、産業資金の確保及び失業対策

経済再建に要する産業資金は、国民の自由意思による蓄積によつて賄うことを原則としつつ、現下の経済状況の下において通常の金融の対象となり得ない緊要な投資については、国家資金によるこれが確保の途を講じ、生産的有効需要の造成と資本の蓄積による経済の正常な循環をはかり、併せて雇傭の増大による失業の吸収に資すること。

これがため
(1) 国家債務償還の形式による強制的資金調達的方式を改め、経済の安定化と通貨信用の確保とにより国民貯蓄の増強をはかること。

(2) 前年度剰余金の異常に巨額であったことに鑑み、財政法第六条の規定による機械的国債償還方法を停止し、これを適当なる金額に止めること。

ドッジによつて推進された債務償還政策の全面的転換を意味するこのような方針は、一連の試案の文言の上では七月二八日案から姿を消してしまふ。そして、閣議決定案では、該当箇所は「産業資金の供給については国民貯蓄の増強にまつのを原則とするが」云々という抽象的な表現に修正されている。諸案の推移にみられるこの変化は、方針そのものの変化という

より、ドッジ・ラインの修正を文言の上で明示することを差し控えたのだと考える方が自然であろう。

なお、主計局において二五年度予算の準備作業を始めた当初から債務償還政策にたいして消極的であったことは、五月二八日付企画課作成の「昭和二五年度財政予想表(第一次案)」(大蔵省資料Z501-159)の計数からも読みとることができる。すなわち、この予想表では、二四年度と二五年度の債務償還的経費は別表5のようになっていて、二五年度において政策転換が意図されていたことが明瞭に示されている。

- (59) Report: Summary of General Financial Problems and Policy, Prepared by ESS/Japanese Financial Div. for the Honorable Tracy S. Voorhees, Undersecretary, Department of the Army. (「ハッシュ・ブーバー」大蔵省資料Z711-15)。
- (60) Memorandum from J. B. Cohen to Dr. C. S. Shoup: An Analysis of the 1949-50 Japanese Budget, p. 20 (「ハッシュ・ブーバー」同前)。
- (61) Letter from J. B. Cohen to Dodge, 20 Sep. 1949. (「ハッシュ・ブーバー」大蔵省資料Z711-16)。
- (62) Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, vol. I pp. 3-4. (邦訳三三三)。
- (63) Ibid., p. 34. (邦訳三四三)。
- (64) Ibid., p. 34. (邦訳三四三)。
- (65) Ibid., p. 36. (邦訳三六三)。
- (66) 大蔵省資料Z501-131。同前。
- (67) 同前。
- (68) 前掲河野口述、四九ページおよび「渡辺武日誌」昭和二四年一〇月一日。
- (69) Japanese National Budget JFY 1950-51, 28 Oct. 1949. (大蔵省資料Z501-120)および「ハッシュ・ブーバー」大蔵省資料Z711-17)。
- (70) 「渡辺武日誌」昭和二四年一二月一〇日。
- (71) 同前、一二月一日。
- (72) 同前、一二月二三日。
- (73) 同前、一二月一日。

- (74) 同前。
- (75) 同前、昭和二十四年四月二一日。
- (76) 前掲宮沢口述、四〇―四一ページ、なお、「渡辺武日誌」昭和二十四年一月八日参照。
- (77) 「渡辺武日誌」昭和二十四年一月二一日。なお、ドッジは翌二十五年一月のリード Dr. Ralph W. Reid 宛ての手紙の中で、この問題に言及して、安定が維持されれば、債務償還のために留保された部分を減税に充てることもできるだろうし、見返資金についてもより多くの部分を産業復興に向けて用いることができる」といふ。(From Dodge to Reid, Japanese Government Debt Retirement and the Investment of Deposit Bureau Funds, 25 Jan. 1950. — 「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一〇)。
- (78) 同前、昭和二十四年一月五日。
- (79) 大蔵省主計局『国の予算』昭和二十五年、五一六、七七一―七二二ページ、河野一之口述「昭和二十六年年度予算の編成と警察予備隊の創設」昭和三〇年一月二四日〔戦後財政史口述資料〕第二分冊〕、二二ページ。
- (80) 「昭和二十五年政府資金対民間収支計画試案(昭二五、二、二八、理国)」、「昭和二十五年国庫状況見込(昭二五、四、一四、理、国庫課)」（大蔵省資料Z六〇三―一六）。
- (81) 大蔵省資料Z六〇三―一六。
- (82) 「説明概要(昭二五、四、二三)」（大蔵省資料Z六〇四―一三）。この文書は、池田大蔵大臣の渡米前に省内で作成された「大臣渡米資料」の総括説明の一部である。
- (83) 大蔵省資料Z五一―九九。
- (84) 「昭和二十五年年度予算による債務償還実施要領(案)(昭二五、二、一〇、理財局)」、「昭和二十五年年度予算による債務償還実施要領(昭二五、二、二八、理財局)」（同前）。
- (85) 「明年度における債務償還問題に対する銀行局意見(試案)(銀、昭二五、二、二七)」（同前）。
- (86) 大蔵省資料Z五〇―一三八。
- (87) 「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一〇。
- (88) Memorandum of J. M. Dodge, Personal Conference of Mr. Dodge with Minister Ikeda, 3 May 1950. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一九)、池田勇人『均衡財政』昭和二十七年、実業之日本社、二二七ページ。

- (89) Ibid., p. 9. このメモには、ドッジのデフレ論批判が要約されている。池田の発言内容は明らかではないが、「大臣渡米資料」(大蔵省資料Z六〇四―一三)からみて、デフレ論を主張したと考えてよいであろう。
- (90) Letter from Dodge to Marquat, 15 May 1950, pp. 4-5. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一九)、なお、「大臣渡米資料」(大蔵省資料Z六〇四―一三)中に、四月二一日付理財局案が収録されていた。
- (91) Memorandum of J. M. Dodge, op. cit., pp. 5-6. なお、この時提出された二十六年度予算の概略的見透しでは、国債費は(一)とされ、数値は示されていなかった。この時の蔵相の具体的な主張は明らかではないが、債務償還政策の維持に大蔵省が消極的であったことは、この時期においても同様で、たとえば、蔵相出發直前に作成された文書「昭和二十六年年度予算編成に関する構想(昭二五、四、二〇)」（大蔵省資料Z五〇―一三九）中に次のような一節がある。
- 総合予算均衡の原則は堅持するが、債務償還等の方法により巨額の財政剰余を生ぜしめることは次第に資金の円滑な循環を困難にする恐れのあるに鑑み、産業資金の供給は見返資金によるものを除くのほか原則として国民の自発的貯蓄に
キコトトナラズ。
- * Memorandum, Supplement to "Draft Memorandum" entitled "Personal Conferences of Mr. Dodge with Minister Ikeda", dates 3 May 1950, 1 June 1950, p. 3. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一九)。
- (92) 宮沢喜一口述「ドッジ財政交渉の事情について(その二)」昭和三〇年一月二一日〔戦後財政史口述資料〕第一分冊〕、二〇―二二ページ。
- (93) Letter from Prime Minister Yoshida to MacArthur enclosing Report of Finance Minister Hayato Ikeda to the Prime Minister, 22 May 1950. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一―一九)。
- (94) Letter from MacArthur to Prime Minister Yoshida, 25 May 1950. (同前)。
- (95) この間の経緯については、池田前掲書、二三―二四〇ページ、および前掲宮沢口述、四〇―五〇ページ、「渡辺武日誌」昭和二十五年五月二二日、二四日、二六日、三〇日、三一日参照。
- (96) 司令部が、何故に、蔵相の報告書には言及されていない一般会計の債務償還の全廃を「回答」したのかは明らかではない。ただ、司令部内には、ドッジ安定計画にたいする疑問と債務償還政策にたいする批判が存在していたことは先に紹介した通りである。なお、司令部において作成された二十六年度予算編成方針にかんする四月二四日付の文書には、見返資金と一般会計の債務償還を経済安定に必要な最低限に減額することという一項(5項)が含まれていた。

- * Check Sheet from Chief of Staff: Japanese Government Budget for FY 1951—52, 24 April 1950. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一〇)。
- (97) 「吉田総裁談話内容(一部)(二五、五、三〇)」(大蔵省資料Z五〇一一三九)。
- (98) Letter from General MacArthur to Prime Minister Yoshida, 7 June 1950. (「ノートランド文書」大蔵省資料Z七〇三—四四)。
- (99) 前掲河野口述「昭和二十六年年度予算の編成と警察予備隊の創設」、三八ページ。
- (100) 事実、ドッジは、この年の秋来日した折、昭和二十五年年度補正予算案の検討過程で、減税財源として「債務償還から五四億丈出してよい」という構想を述べたことがある(「渡辺武日誌」昭和二十五年一月二二日)。
- (101) この間の折衝の経緯については、「渡辺武日誌」昭和二十五年七月八、一〇、一二、一三、二〇、二二、二二、二三日、八月一、五日の項を参照。
- (102) 前掲河野口述、四〇ページ。
- (103) 同前、六ページ。
- (104) 大蔵省資料Z五〇一一三九。
- (105) 「昭和二十六年年度予算編成方針」(大蔵省資料Z五〇一一七五)。なお、予算編成方針の試案としては、六月九日、六月一五日、七月七日の諸案があるが、この項については、すべて同文である(大蔵省資料Z五〇一一三九、七五)。
- (106) 前掲河野口述、九一—一〇ページ。なお、リード E. M. Reed はマーカット宛の一〇月五日付のメモの中で、両予算案の分析をしつつ、減税、公務員給与引上げ等の財源は、減債政策の放棄と補助金の削減にあると述べている(Memorandum of ESS/Public Finance Div. for General Marquat, Japanese Government Budget, 5 Oct. 1950, pp. 1—2. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一一)。
- (107) 大蔵省資料Z二〇三一五〇。
- (108) Arrival Press Statement, by Joseph M. Dodge, 7 Oct. 1950. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一二)。
- (109) 前掲河野口述、一八—二四ページ。なお、この問題にかんする折衝記録と大蔵省の主張の要旨については、「政府債務(地方自治体を含む)の増加額を債務償還額の範囲内に止める」という提案について(大蔵省資料Z二〇三一五〇)を参照。
- (110) 大蔵省資料Z五〇一一一五三。

- (111) 「一般会計の財源として利用可能な額試算(二六、一、一三主計、内調)」(大蔵省資料Z五〇一一八二)。
- (112) Memorandum of E. M. Reed, Present and Post Treaty Status of Counterpart Fund, 18 Nov. 1950. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一二)。
- (113) 「渡辺武日誌」昭和二十五年二月二日。
- (114) Final Press Statement, by Joseph M. Dodge about the status and use of the Counterpart Fund, 4 Dec. 1950. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一二)。なお、二六年一月作成の想定問答(大蔵省資料Z四一〇—四)は、この間の事情をとりまとめ、次のように説明している。
- 問 昭和二十五年年度における見返資金の債務償還を何故実行しないのか。
- 答 一、輸出の伸長、ユーザンスの実施等により当初予定されなかった多額の資金の放出が行われること。
- 二、市中銀行の手持国債の減少、オーバードローンの傾向に見られるが如く債務償還による産業資金の供給が限界に來つてあること。
- 等金融情勢の変化に鑑み、通貨及び財政の安定の梃子であるべき見返資金の債務償還を翌年に繰越し、併せて将来における見返資金の減少その他財政及び経済の変化に備えることを考慮しているからである。
- なお、長期産業資金については預金部の金融債引受によりその供給を豊富にならしめることとしている。
- なお、この措置の結果として、見返資金は多額の余裕金を保有することになるが、当面の金融市場にたいする影響という点からみると、日銀保有分の債務を償還したのに等しいことになる。
- (115) 前掲河野口述、一六ページ。
- (116) Inflationary Pressures in Japan—Memorandum of Joseph M. Dodge on the conditions contributing to inflation in Japan, 22 Nov. 1950. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一二)。
- (117) Memorandum of Dodge to Marquat, JFY 1951 Budget, 3 Dec. 1950. (『ドッジ・ライン』大蔵省資料Z七一一一二)。
- (118) ドッジの不满は、恐らく、二五年度予算の補正についても同様であったであろう。二五年度補正予算は、歳出面で、既述の外為会計へのインヴェントリー・ファイナンス一〇〇億円、給与改善費三二億円、政府出資四〇億円等の追加と、価格調整費の減少があり、歳入面で六四億円の減税をみこんでいた。ヘーリンガー Carl H. Bohringer は、二五年一二月

一八日付の国務省宛てのメモ^{*}の中で、二五年度予算について、当初予算と較べると、一方で給与改善費の追加があり、他方で、債務償還費が警察予備隊費への移用によって減額された結果、「デフレ的というよりむしろインフレ的」となったと評しているが、この評価は、二六年度予算にたいするドッジの評価と軌を一にしている。

* Final 1950—51 and Preliminary 1951—52 Japanese National Budgets. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一—一五)。

(119) 「渡辺武日誌」昭和二五年一〇月二五日。なお、「ドッジ・ペーパー」に収録されている会談記録^{*}は極めて詳細なものであるが、この問答の部分は欠落している。

* Memorandum of Dodge-Ikeda Conference, 25 Oct. 1950. (「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一—二二)。

(120) 「渡辺武日誌」昭和二五年十一月二五日。

第二節 国債の発行

昭和二四年度から二六年度までの国債等の発行・償還の概要を一表にとりまとめると表8-7のようになる。二三年度までの状況(第七章第二節参照)と比較するとき、内国債の償還額の急増や、二五年度からの発行額の急減という顕著な変化が認められる。いうまでもなく、前節でその一端を紹介したドッジ・ライン下の政策の結果である。国債、借入金のある方を規定した財政政策一般の詳細については「歳計」編に委ねるとして、ここでは個々の国債、借入金等にそくして発行と償還の状況を概観する⁽¹⁾。

一 内 国 債

この時期の内国債は新規発行だけで借換発行はなかった。起債方法別、目的別、銘柄別にみるとそれぞれ表8-8、8-9、8-10にみる如くである。

二三年度までの状況と比較すると、起債目的では、政府事業関係(通信事業)や農地改革関係が引き続き高い比重を占めている他、二四年度には政府出資(復興金融金庫)のために巨額の発行をみたことが特長といえる。また、発行方法では、とくに二四年度については、交付発行の比重が高いこと、引受先として、市中金融機関分が皆無となり、見返資金が新たに登場したこと等がこの期の特長である。

表 8-7 国債等の発行・償還

年 度	内 国 債			外 国 債			短 債
	発行額	償還額	年度末現在額	発行額	償還額	年度末現在額	
昭和24	76,977	65,772	290,758	—	0	100,657	817,590
25	880	50,871	240,767	—	0	100,657	598,000
26	25,135	5,294	260,608	1,603	0	102,259	638,500

(注) 1. 大蔵省調べ。借換分を含む。
 2. 外国債の邦貨換算率は、米貨1ドル=360円、350フラン(仏貨1フラン=理協定により、外貨債のうち原契約上換算率の定めがある下記銘柄について)
 a. 五分半利付英貨公債 および 東京電燈株式会社六分利付英貨社債は1ポンド=4.8665ドル
 b. 大阪市築港公債は1円=2シリング0ペンス1/2
 c. 五分利付英貨公債は1ポンド=4.03ドル
 なお、24年度の換算率改訂による対23年度末増加額は、99,750,160千円で
 出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 302,

表 8-9 新規発行内国債目的別発行額 (昭和24—26年度)

(単位 千円)

目 的	昭和24年度	25	26
1. 政 府 事 業	11,991,393	—	13,500,000
通 信 事 業	11,991,393	—	13,500,000
2. 軍 事 関 係	△ 10	△ 2	—
* 一 時 賜 金	△ 10	△ 2	—
3. 戦 時 補 償 関 係	136	1,335	39,943
* 政府特殊借入金決済	136	1,335	39,943
4. 金融機関再建整備関係	7,098	—	—
* 金融機関(農業会)再建整備補償	7,098	—	—
5. 政 府 出 資	62,467,000	—	—
* 復興金融金庫へ出資	62,467,000	—	—
6. 制 度 変 更	2,511,626	878,374	11,595,275
* 農地等の対価報償金・補償金	2,023,595	441,549	△ 239,522
* 不正保有物資・過剰物資買取対価	488,031	436,825	△ 1,435
* 漁業権等の補償金	—	—	11,836,232
合 計	76,977,243	879,707	25,135,218

(注) *は交付公債, △は発行取消し。
 出所：大蔵省『財政金融統計月報』第91号, 53—60, 70—71ページ。

および年度末現在額 (昭和24—26年度)

(単位 百万円)

期 証 券	借 入 金			一 時 借 入 金			
	償還額	年度末現在額	借入額	償還額	年度末現在額	借入額	償還額
819,280	119,040	49,510	51,724	88,494	87,239	56,439	38,337
118,140	118,140	64,538	66,075	86,957	50,450	81,300	7,487
194,140	194,140	46,730	46,469	87,219	1,200	7,450	1,237

1円028), 英貨1ポンド=2.80ドル, 1,008円。ただし、昭和27年9月26日の外貨債処は、それぞれの換算率により支払が行われることになったので、これによっている。即
 ド=4.8665ドル

ある。
 308—09, 322—23, 325, 327ページ。

表 8-8 内国債起債方法別発行額 (昭和24—26年度) (単位 千円)

年 度	発行総額 (新規)	引 受 先 別				交 付
		資金運用部	見返資金	その他	計	
昭和24	76,977,243	—	12,000,000	△8,607	11,991,393	64,985,850
25	879,707	—	—	—	—	879,707
26	25,135,218	13,500,000	—	—	13,500,000	11,635,218

(注) この時期の起債には、借換はない。△は発行取消し(電話国庫債券)。
 出所：前表と同じ, 314ページ。

表 8-10 つづき

国債名称	記号	昭和24年度	25	26
農地証券	に ほ へ と ち り ぬ る を 計	△ 27,741	△ 2,324	△ 35,131
		325,415	63,763	4,802
		△ 708	△ 192	△ 13,239
		90,176	12,773	616
		△ 156	△ 551	△ 15,225
		144,975	17,100	1,606
		△ 1,886	△ 5,046	△ 25,155
		453,367	41,613	6,322
		△ 2,230	△ 711	△ 21,257
		224,265	22,667	3,585
		△ 5,802	△ 502	△ 31,323
195,092	20,878	2,853		
△ 972	△ 149	△ 8,464		
54,898	7,044	966		
△ 28	△ 398	△ 20,136		
187,805	22,916	675		
		△ 1,667	△ 10,594	
111,190	120,684	715		
△ 85,115	△ 16,183	△ 273,341		
2,185,455	457,733	33,819		
漁業権証券	い	—	—	△ 1,029 11,837,261
合計		77,054,323	897,708	25,135,218

(注) 1. 千円未満切り捨て、△は発行取消し。
 2. 計数は前表と異なるが、『国債統計年報』昭和29年度版以降訂正された計数は、銘柄別が不明のため、当年度版の計数を掲げた。
 出所：大蔵省理財局『国債統計年報』、昭和24年度第2部、60—63ページ、同昭和25年度、44—45ページ、同昭和26年度46—49ページ。

表 8-10 内国債銘柄別発行額（昭和24—26年度）（単位 千円）

国債名称	記号	昭和24年度	25	26
三分半利公債	ち り 計	△ 4	—	—
		△ 5	△ 2	—
		△ 9	△ 2	—
四分半利国庫債券	第三回	7,098	—	—
特殊国庫債券	い	438	1,335	39,543
復興五分利国庫証券	第三回 第四回 計	△ 1,400,000 1,400,000	—	—
		△ 7,050,000 7,050,000	—	—
		△ 8,450,000 8,450,000	—	—
電話国庫債券	い	△ 8,607	—	—
五分半利国庫債券	第三回 第四回 第五回 第六回 第七回 第八回 計	62,467,000	—	—
		8,550,000	—	—
		1,400,000	—	—
		2,050,000	—	—
		—	—	11,000,000
		—	—	2,500,000
		74,467,000	—	13,500,000
		二分利国庫債券	第一回	△ 34 57,044
第二回	△ 8,754 340,080	△ 5,178 131,306	△ 231 78	
第三回	△ 626 21,796	△ 2,922 157,976	△ 1,308 1,047	
第四回	78,544	△ 102	—	
第五回	—	△ 4,084 125,401	△ 75 387	
計	△ 9,414 497,464	△ 20,799 457,624	△ 4,853 3,418	
農地証券	い ろ は	△ 412 21,421	△ 167 23,249	△ 17,346 2,480
		△ 3,224 99,554	△ 2,049 45,881	△ 35,071 4,246
		△ 41,956 277,297	△ 2,427 59,165	△ 40,400 4,953

表 8-11 漁業権証券発行交付額 (単位 千円)

年 度	金 額
昭 和 26	△ 1,029 11,837,261
27	△ 3,340 6,317,811
28	6,998
29	1,313
計	△ 4,369 18,163,383

(注) △は発行取消し。
出所：『財政金融統計月報』
第91号, 38, 71—72ページ。

行されたが、二五年二月に発行取消しとなり、五分半利国庫債券に統一された。

この時期に発行されたその他の内国債は、したがって、すべて交付国債である。叙述の便宜上、すでに、前章で、特殊国庫債券、四分半利国庫債券の交付問題や、三分半利公債の発行取消し問題、あるいは、二分利国庫債券については説明した。農地証券についても同様である。ここで、新たに説明を要するのは、五分半利国庫債券と漁業権証券だけである。

復興金融金庫にたいする出資のために発行交付された五分半利国庫債券(第三回)六二四・六七億円は、この期の交付国債の中で最大のもので、二四年一月から二五年三月にかけて、五回にわたって分割発行された。交付価格は額面一〇〇円につき一〇〇円であった。なお、見返資金特別会計が、即日、復興金融金庫からこの交付国債を買い入れ、国債整理基金特別会計の所屬に移して消却した。

この時期に新たに発行された銘柄は漁業権証券である。政府は、農地改革に引き続いて漁業権制度の改革をおこなうこととし、旧「漁業法」(明治四三年法律第五八号)を廃して、新「漁業法」(昭和二四年一月一日法律第二六七号)

と「漁業法施行法」(同法律第二六八号)を制定し、これによって従来の漁業権や入漁権等約一五万件を、昭和二六年九月一日、昭和二七年一月一日、ないしは昭和二七年三月一日の三回にわたって切り替えることとしたが、消滅する漁業権等の所有者に支払う補償金を漁業権証券の交付によったのである。この証券は、利率年五分五厘、交付価格は額面一〇〇円につき一〇〇円で、元金償還期限は昭和三一年九月一日までとされた。なお、補償の財源の一部として、新漁業権の免許料、漁業の許可料を徴収してこれに充てることとされた。⁽²⁾この証券は二六年一月から発行されたが、その発行交付額は表8-11の通りである。

二 借 入 金

この時期の借入金の借入れと償還の状況を負担会計別に示せば表8-12のようになる。全体としての残高は減少気味であり、しかも、その大半は前の時期の借入金で借り換えられたものである。新規の借入れは、二四年度に農業共済再保険借入金六・六億円、二五年度に外国為替借入金一九七億余円、二六年度に電気通信事業借入金二五億円、漁船再保険借入金〇・八億円、農林漁業資金融通借入金三〇億円にすぎない。この新規借入れと現金償還分について、借入先ないし償還先別にみると表8-13のようになる。また、その目的別内訳についてみると、表8-14、表8-15をうる。これらの表から、残高の減少は、主として、日銀からの借入金の償還によるものだということが分かる。その結果、表8-13にみるように、借入先別に借入金残高をみると、日本銀行からの比重が低下傾向を示している。

この時期に借り換えられた借入金の主要なものについては、前章第一節、二において、個別に説明したから、以下では、この時期の新規借入金のうち特長的な借入金について簡単に説明しておこう。

表 8-12 借入金負担会計（名称）別借入・

償還および年度末現在額（昭和24—26年度）

（単位 千円）

負担会計別及び目的別	昭和24年度			
	負担会計変更	借入額	償還額	年度末現在額
一般会計				
製鉄所事業費	—	—	1,201	39,954
歳入補填	—	(13,000,000)	(13,000,000)	10,000,000
臨時軍事費	—	13,000,000	13,000,000	—
海軍工廠資金	—	(754,400)	(754,400)	43,342,362
電気通信事業費	—	754,400	1,246,392	—
財産税等収入金	—	—	—	40,000
鉄道事業費	18,606,805	(18,258,805)	(18,258,805)	18,606,805
		18,258,805	18,258,805	—
小計	18,606,805	(32,013,205)	(32,013,205)	72,029,121
		32,013,205	32,506,398	—
特別会計				
財産税等収入金	—	(3,067,250)	(3,067,250)	3,067,250
印刷局	—	3,067,250	3,866,000	—
大蔵省預金部	—	(427,000)	(427,000)	405,000
農業共済再保険	—	427,000	1,272,000	—
薪炭需給調節	—	—	—	—
食糧管理	—	—	—	—
国有林野事業	—	(2,102,000)	(2,102,000)	2,102,000
開拓者資金融通	—	2,102,000	2,102,000	—
漁船再保険	—	(395,350)	(395,350)	395,350
農林漁業資金融通	—	395,350	395,350	—
通信事業	△ 9,432,600	(70,000)	(70,000)	50,000
電気通信事業	7,696,960	70,000	70,000	—
郵政事業	1,735,640	(7,696,960)	(7,696,960)	7,696,960
国有鉄道事業	△ 18,606,805	7,696,960	7,696,960	—
		(2,647,840)	(2,647,840)	1,658,440
		2,647,840	2,725,040	—
小計	△ 18,606,805	(16,836,400)	(16,836,400)	16,465,000
		17,496,400	19,217,350	—
合計	—	(48,849,605)	(48,849,605)	88,494,121
		49,509,605	51,723,748	—

昭和25年度			昭和26年度		
借入額	償還額	年度末現在額	借入額	償還額	年度末現在額
—	1,206	38,748	—	1,212	37,536
(10,000,000)	(10,000,000)	10,000,000	(10,000,000)	(10,000,000)	10,000,000
10,000,000	10,000,000	—	10,000,000	10,000,000	—
(1,250,400)	(1,250,400)	42,672,362	(1,250,400)	(1,250,400)	42,672,362
1,250,400	1,920,400	—	1,250,400	1,250,400	—
—	—	40,000	—	—	40,000
—	—	—	—	—	—
(17,861,805)	(17,861,805)	18,606,805	(17,464,805)	(17,464,805)	17,464,805
17,861,805	17,861,805	—	17,464,805	18,606,805	—
(29,112,205)	(29,112,205)	71,357,915	(28,715,205)	(28,715,205)	70,214,703
29,112,205	29,783,411	—	28,715,205	29,858,417	—
(2,455,750)	(2,455,750)	2,455,750	(458,750)	(458,750)	458,750
2,455,750	3,067,250	—	458,750	2,455,750	—
(360,000)	(360,000)	248,000	(248,000)	(248,000)	—
360,000	517,000	—	248,000	496,000	—
—	—	—	—	—	—
(1,090,000)	(1,090,000)	1,090,000	(1,090,000)	(1,090,000)	1,090,000
1,090,000	1,090,000	—	1,090,000	1,090,000	—
—	—	—	—	—	—
(2,005,000)	(2,005,000)	2,005,000	(843,000)	(843,000)	80,000
2,005,000	2,102,000	—	843,000	2,768,000	—
(395,350)	(395,350)	395,350	(390,000)	(390,000)	390,000
395,350	395,350	—	390,000	395,350	—
(50,000)	(50,000)	50,000	(50,000)	(50,000)	130,000
50,000	50,000	—	130,000	50,000	—
—	—	—	3,000,000	—	3,000,000
—	—	—	—	—	—
(7,696,960)	(7,696,960)	7,696,960	(7,696,960)	(7,696,960)	10,196,960
7,696,960	7,696,960	—	10,196,960	7,696,960	—
(1,658,440)	(1,658,440)	1,658,440	(1,658,440)	(1,658,440)	1,658,440
1,658,440	1,658,440	—	1,658,440	1,658,440	—
19,714,732	19,714,732	—	—	—	—
(15,711,500)	(15,711,500)	15,599,500	(12,435,150)	(12,435,150)	17,004,150
35,426,232	36,291,732	—	18,015,150	16,610,500	—
(44,823,705)	(44,823,705)	86,957,415	(41,150,355)	(41,150,355)	87,218,853
64,538,437	66,075,143	—	46,730,355	46,468,917	—

(注) 1. かつこ内は借換えのための借入・償還額で内書。
 2. 「負担会計変更」とは、会計が廃止され、負担していた借入金を他会計が負担したもので、同欄の△印は廃止された会計が負担していた借入金額、無印は負担増となった会計が承継した借入金額である。

出所：『国債統計年報』昭和28年度、74—76ページ。

担したもので、同欄の△印は廃止された会計が負担していた借入金額、無印は負担増と

表 8-15 借入金目的別・償還先別償還額 (昭和24—26年度)
(単位 千円)

会計(目的)別	年度	昭和 24				25		
		償還先	預金部	日本銀行	東京銀行	計	預金部	日本銀行
一般会計			1,200	—	491,993	493,193	1,206	—
製鉄事業費			1,200	—	—	1,200	1,206	—
臨時軍事費			—	—	491,993	491,993	—	—
鉄道事業費			—	—	—	—	—	—
特別会計			737,200	1,643,750	—	2,380,950	—	20,580,232
郵政事業費			77,200	—	—	77,200	—	—
財産税等収入金			—	798,750	—	798,750	—	611,500
印刷庁			—	845,000	—	845,000	—	157,000
国有林野事業費			—	—	—	—	—	97,000
開拓者資金融通			—	—	—	—	—	—
農業共済再保険			660,000	—	—	660,000	—	—
外国為替			—	—	—	—	—	19,714,732
合計			738,400	1,643,750	491,993	2,874,143	1,206	20,580,232

会計(目的)別	年度	25 (つづき)		26			
		償還先	東京銀行	計	資金運用部	日本銀行	計
一般会計			670,000	671,206	1,143,212	—	1,143,212
製鉄事業費			—	1,206	1,212	—	1,212
臨時軍事費			670,000	670,000	—	—	—
鉄道事業費			—	—	1,142,000	—	1,142,000
特別会計			—	20,580,232	—	4,175,350	4,175,350
郵政事業費			—	—	—	—	—
財産税等収入金			—	611,500	—	1,997,000	1,997,000
印刷庁			—	157,000	—	248,000	248,000
国有林野事業費			—	97,000	—	1,925,000	1,925,000
開拓者資金融通			—	—	—	5,350	5,350
農業共済再保険			—	—	—	—	—
外国為替			—	19,714,732	—	—	—
合計			670,000	21,251,438	1,143,212	4,175,350	5,318,562

出所：前表と同じ，61—62ページ。

表 8-13 借入金の借入先別借入・償還・年度末現在額および比率
(昭和24—26年度)
(単位 千円)

年度	区分	総額	借入先				
			預金部(資金運用部)	日本銀行	横浜正金行	東京銀行	外資金庫
昭和24	年度首現在額	90,708,263	2,969,755	45,154,555	3,400,000	1,161,992	38,021,961
	同比率(%)	100.0	3.3	49.8	3.7	1.3	41.9
	新規借入	660,000	660,000	—	—	—	—
	現金償還	2,874,143	738,401	1,643,750	—	491,992	—
25	年度末現在額	88,494,120	2,891,354	43,510,805	3,400,000	670,000	38,021,961
	同比率(%)	100.0	3.3	49.2	3.8	0.7	43.0
	新規借入	19,714,732	—	19,714,732	—	—	—
	現金償還	21,251,438	1,206	20,580,232	—	670,000	—
26	年度末現在額	86,957,414	2,890,148	42,645,305	3,400,000	—	38,021,961
	同比率(%)	100.0	3.3	49.0	3.9	—	43.7
	新規借入	5,580,000	5,580,000	—	—	—	—
	現金償還	5,318,562	1,143,212	4,175,350	—	—	—
26	年度末現在額	87,218,852	7,326,936	38,469,955	3,400,000	—	38,021,961
	同比率(%)	100.0	8.4	44.1	3.9	—	43.6

出所：『国債統計年報』昭和27年度，84—85ページ。

表 8-14 新規借入金の目的別・借入先別借入額 (昭和24—26年度)
(単位 千円)

会計(目的)別	年度	昭和 24	25	26
		借入先	預金部	日本銀行
一般会計		—	—	—
特別会計		—	—	—
電気通信事業費		—	—	2,500,000
農業共済再保険		660,000	—	—
漁船再保険		—	—	80,000
農林漁業資金融通		—	—	3,000,000
外国為替		—	19,714,732	—
合計		660,000	19,714,732	5,580,000

出所：『国債統計年報』昭和26年度，59ページ。

昭和二五年度の新規借入金一九七億余円は外国為替特別会計の借り入れたものである。この特別会計は、昭和二四年一二月、貿易特別会計の外国為替資金を引き継いで設けられたもので、外国為替等の売買に伴う一切の円収支を歳入歳出予算に計上することとされた。したがって、外貨受取超過に伴う円資金の不足を国庫余裕金繰替使用によって調達できない場合や、外国為替売買の際の買為替資金として準備すべき据置運転資金の補填のために、長短期の借入れが必要となった。とくに、二四年度予算に計上された貿易特別会計からの繰入れ五〇億円は、ついに実行されなかったため、借入れの必要に迫られることとなった。後述する一時借入金その他に、一年間の期限で、二五年四月二八日に日本銀行から借り入れたのがこの借入金である。年利三分六厘五毛であった。二五年度補正予算で一般会計からこの特別会計に一〇〇億円の繰入れがおこなわれたことについては前節で説明したが、この借入金は、二五年一二月二八日から二六年二月二日の間に、全額、期限前償還された。

二六年度の新規借入金のうち、電気通信事業費借入金二五億円は、二四年六月成立した同特別会計（旧通信事業特別会計が郵政および電気通信の二つの特別会計に分離）の建設勘定にかかるもので、資金運用部から、期限約一五年、年率六・〇％で借り入れたものである。また、農林漁業資金融通借入金三〇億円は、二六年度新設された同特別会計の予算補正による融資計画の改訂に伴うもので、融資資金の増加の一部を資金運用部からの借入れによることとしたものである。期限約一五年、年率六・〇％であった。

漁船再保険借入金八〇〇〇万円は、朝鮮近海水域等で漁船の拿捕、抑留が瀬発したため、二六年度に同特別会計に赤字が発生したことによるもので、資金運用部から期限一カ月、日歩一銭七厘で借り入れたものである。

三 短期証券

この時期の短期証券の発行・償還・現在高の概況は表8-16にみる通りである。発行は、すべて日本銀行引受けの方法によるもので、ごく僅かな例外（二七年三月三十一日発行の第八回外国為替資金証券七〇〇億円）を除いて、日歩一銭三厘の割引債であった。各年度末の所有者分布は表8-17の如くで、前の時期と比較すると、資金運用部、見返資金等の政府保有の増大が注目される。

銘柄別にみよう。前期に注目された大蔵省証券がまったく姿を消したと、薪炭証券が二五年四月に全額償還されたこと等については、すでに、前章第二節、三で説明した。食糧証券は前期に引き続いて発行された。新規発行と借換発行の内訳は表8-18にみる通りである。供出米価の引上げ、供出の強化による供米成績の向上の結果、二四年度まで新規発行が激増したが、二五年産米から供出高が減少した結果、新規発行額は、二五、二六年度と減少した。借換発行も新規発行の増減傾向にほぼ照応しているので、合計額は、二四年度をピークに減少に転じている。

外国為替特別会計が、昭和二四年一二月、設けられたことについては、すでに説明した（本節、二）が、この特別会計は、昭和二六年四月、廃止となり、新たに外国為替資金特別会計が設置された。新会計においては、外国為替の売買収支等は歳入歳出予算外とされ、いわば、資金運営にともなう損益勘定だけの予算となった⁽⁴⁾。この特別会計においても、歳出の支払上不足する円資金補填のためだけではなく、外国為替資金の円資金の不足を補填するためにも、一時借入れをし、また融通証券を発行することができることとされた。外国為替資金証券は、二五年八月と九月の発行分については、「外国為替特別会計法」（第一四条二項）にもとづき、また、二六年一二月からは、「外国為替資金特別

表 8-17 短期証券所有者別現在額

所有者	昭和24年度末					
	食糧証券		薪炭証券		計	
	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合
短期証券総額	118,000	100.0	900	100.0	118,900	100.0
1. 政府	41,600	35.3	—	—	41,600	35.0
資金運用部	26,300	22.3	—	—	26,300	22.1
見返資金特別会計	15,300	13.0	—	—	15,300	12.9
2. 政府機関	14,874	12.6	—	—	14,874	12.5
復興金融金庫	5,205	4.4	—	—	5,205	4.4
閉鎖機関整理委員会	9,669	8.2	—	—	9,669	8.1
日本輸出入銀行	—	—	—	—	—	—
日本開発銀行	—	—	—	—	—	—
3. 日本銀行	58,429	49.5	900	100.0	59,329	49.9
4. 市中金融機関	2,332	1.9	—	—	2,332	2.0
銀行	2,232	1.9	—	—	2,232	1.9
信託銀行	100	0.0	—	—	100	0.1
5. 外国銀行	700	0.7	—	—	700	0.6
6. その他	65	0.0	—	—	65	0.0
閉鎖機関	—	—	—	—	—	—
その他	65	0.0	—	—	65	0.0

(注) 本表には朝鮮食糧証券140百万円を含まない。
出所：『国債統計年報』昭和27年度、66—67ページ。

(昭和24—26年度末)

(単位 百万円)

昭和25年度末		昭和26年度末					
食糧証券		食糧証券		外国為替資金証券		計	
所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合
118,000	100.0	124,000	100.0	70,000	100.0	194,000	100.0
94,900	80.4	92,000	74.2	66,000	94.3	158,000	81.5
51,000	43.2	77,500	62.5	53,000	75.7	130,500	67.3
43,900	37.2	14,500	11.7	13,000	18.6	27,500	14.2
21,499	18.2	20,574	16.6	—	—	20,574	10.6
6,265	5.3	—	—	—	—	—	—
11,284	9.6	—	—	—	—	—	—
3,950	3.3	10,480	8.5	—	—	10,480	5.4
—	—	10,094	8.1	—	—	10,094	5.2
221	0.2	7,645	6.2	4,000	5.7	11,645	6.0
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1,240	1.1	20	0.0	—	—	20	0.0
140	0.1	3,761	3.0	—	—	3,761	1.9
—	—	3,681	3.0	—	—	3,681	1.9
140	0.1	80	0.0	—	—	80	0.0

会計法(第四条一項)にもとづいて発行された。金利は糧券と同じく一銭三厘であったが、昭和二十七年三月三十一日発行分七〇〇億円だけは、償還期限一年、日歩一銭五厘の利付債であった。

二四年四月に設けられた貿易特別会計は、二四年一二月の外国為替特別会計の設置、二五年四月の米国対日援助物資等処理特別会計の設置の結果、主として政府貿易による輸出入物資を扱う会計に縮小した。この会計が、二六年三月廃止されて緊要物資輸入基金特別会計に改組されるまでの間、二五年八月から一〇月にかけて発行したのが貿易資金証券である。

以上にみたように、この時期に発行された短期証券の銘柄は数少ないが、法律上、融通証券の発行が認められていた特

別会計は他にもあった。二五年七月には、「融通証券発行規程」(昭和二五年七月三十一日大蔵省令第八四号)が制定され、外国為替資金証券、印刷事業証券、国有林野事業証券、アルコール専売事業証券、貿易資金証券、輸出信用保険事業証券、郵政事業証券、電気通信事業証券等について、共通の発行手続きが定められている。発行方法としては、随意引受けの他に、実際には採られなかったが入札の方法も規定されていた。この発行規定による最初の発行として、前記の外国為替資金証券第一回分が、日銀からの一時借入金で償還するために発行された。参考までにこの時の大蔵省新聞発表(八月一日)を紹介しておく。

一時借入金に代えて融通証券を発行した理由としては

表 8-18 食糧証券発行状況
(昭和24—26年度) (単位 百万円)

年 度	新規発行	借換発行	合 計
昭和24	357,500	436,700	794,200
25	315,400	229,600	545,000
26	246,500	260,000	506,500

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

- 一、一時借入金による場合はその性質上資金的に固定するもので金融上の融通性をもたせる必要があること
- 二、従来預金部資金、見返資金其の他において食糧証券に限られていた短期証券による余裕金運用の対象を拡張する必要があること
等による。

ところで、後述するように、この時期の一時借入金は日歩八厘であったから、日歩一銭三厘の短期証券の発行は、これらの会計にとっては金利負担の増大を意味するが、それにもかかわらず証券形態が採られたということは、その流動化が意図されていたといつてよいであろう。前述のように、この時期には、短期証券は、すべて日本銀行引受けの方法で発行されていたから、流動化とは売りオペによる市中消化を意味した。つまり、経済政策の観点や、金融調節の必要性、あるいは、右の新聞発表の事例のように政府資金の余裕金運用の必要性等の事由から、売りオペが念頭にある時に短期証券の形態が採用されたといえよう。表8-17にみたように、年度末残高の日本銀行保有の激減というこの時期の短期証券の保有分布の特長的な変化は、売りオペの盛行を物語っている。そして、市中消化が課題となる限り、短期証券の金利が検討の対象となる。二四年九月一二日付の理財局国庫課作成の「短期証券の市中消化について」⁽⁶⁾は、ドッジ・ライン下、「財政面よりのインフレーションの進行を絶対的に防止する観点よりすれば、短期証券（大蔵省証券、食糧証券）の発行による資金調達についても、原則として市中の蓄積資金によってこれを賄うのが望ましい」とし、日本銀行のマーケット・オペレーションによって、見返資金、預金部、農林中金のみならず、市中銀行による消化を推奨している点に特色があるが、そのためには、一銭七厘程度への金利引上げ

が必要だと主張している。また、二六年四月一八日付国庫課作成の「昭和二六年度における政府短期証券の消化について」⁽⁷⁾は、一銭五厘程度への引上げを考慮しているが、この場合には「市中の消化は微々たるものに終」るだろうとしている。この金利問題は、「各種金利との均衡等を考慮して」⁽⁸⁾、既述のように、二七年三月三十一日、一銭五厘への引上げの実現によって一応の結着をみた。

四 一時借入金

この時期の一時借入金の借入・償還の状況を月別にみると表8-19の通りで、名称（会計）別にみると表8-20、借入先別にみると表8-21となる。新規の一時借入金は、すべて日本銀行からのもので、日歩八厘、ないし年利三分六厘五毛であった。表8-20において、一般会計の一時借入金七〇億円は、もともと臨時軍事費関係の借入金で、前の時期の借換え分であることについては既に述べた。また、国有林野事業とアルコール専売事業にかかる一時借入金については前章で説明した。会計別にみて、新たな一時借入金は、貿易一時借入金と外国為替一時借入金である。

前者は、二四年四月二〇日、貿易資金特別会計に代って新設された貿易特別会計にかかるものである。この特別会計は一般会計から運転資金として四〇〇億円の出資を受けたが、多額の輸入滞貨と未収入金を抱えて、不足資金補填のため日本銀行から一時借入れをおこなったもので、二五年四月二八日、金額償還された。

外国為替一時借入金は、二四年一二月設けられた外国為替特別会計にかかる借入金である。この会計が借入れを必要とした事情については、すでに「借入金」の項で説明した。二六年二月二日、この会計が廃止される前、金額、繰上げ償還された。

表 8-19 一時借入金月別借入・償還・

年 月	借入額	償還額	現在額
24. 4	15,000	— (—)	22,537 (25,000)
5	—	— (—)	22,537 (25,000)
6	—	— (—)	22,537 (25,000)
7	7,000	7,000 (—)	22,537 (25,000)
8	—	— (2,500)	22,537 (22,500)
9	5,000	5,000 (—)	22,537 (22,500)
10	14,539	10,000 (3,500)	27,076 (19,000)
11	—	— (1,900)	27,076 (17,100)
12	12,400	300 (6,500)	39,176 (10,600)
25. 1	2,000	2,200 (9,600)	38,976 (1,000)
2	—	— (—)	38,976 (1,000)
3	31,300	31,939 (1,000)	38,337 (—)
年度計	87,239	56,439 (25,000)	

(注) 1. 24年度のかっこ内外書は、貿易資金一時借入金で「貿易特別会計法」附則
 2. 現在額のうち37百万円は台湾食糧管理特別会計分(20年9月28日借入)で償還方法および手続未定のため未整理となっているものである。

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 327ページ。

表 8-20 一時借入金名称(負担会計)別借入・償還

会 計 名	昭 和 24 年 度		
	借入額	償還額	現在額
一 般 会 計	(7,000,000) 7,000,000	(7,000,000) 7,000,000	7,000,000
特 別 会 計	(40,400,000) 80,239,000	(40,400,000) 74,439,000	31,337,000
台湾食糧管理	—	—	37,000
貿易資金	—	25,000,000	—
国有林野事業	1,539,000	1,539,000	—
アルコール専売事業	900,000	—	900,000
貴 金 属	—	500,000	—
外 国 為 替	(5,400,000) 12,800,000	(5,400,000) 7,400,000	5,400,000
貿 易	(35,000,000) 65,000,000	(35,000,000) 40,000,000	25,000,000
合 計	(47,400,000) 87,239,000	(47,400,000) 81,439,000	38,337,000

(注) 1. かっこ内は借換分で内書。
 2. 貿易特別会計一時借入金は、貿易資金特別会計一時借入金23年度末残高25

出所：『国債統計年報』昭和28年度, 80—81ページ。

現在額(昭和24—26年度)

(単位 百万円)

年 月	借入額	償還額	現在額	年 月	借入額	償還額	現在額
25. 4	—	31,300	7,037	26. 4	—	7,450	37
5	—	—	7,037	5	—	—	37
6	—	—	7,037	6	—	—	37
7	45,000	7,000	45,037	7	—	—	37
8	—	25,000	20,037	8	—	—	37
9	5,000	10,000	15,037	9	—	—	37
10	—	8,000	7,037	10	—	—	37
11	—	—	7,037	11	—	—	37
12	—	—	7,037	12	—	—	37
26. 1	—	—	7,037	27. 1	—	—	37
2	—	—	7,037	2	—	—	37
3	450	—	7,487	3	1,200	—	1,237
年度計	50,450	81,300		年度計	1,200	7,450	

第6項によって貿易特別会計借入金に引継いだものである。
 償還期限(20年12月27日)は到来しているが、渉外負債に関する処理方針未決定により

および年度末現在額(昭和24—26年度)

(単位 百万円)

昭 和 25 年 度			昭 和 26 年 度		
借入額	償還額	現在額	借入額	償還額	現在額
(7,000,000) 7,000,000	(7,000,000) 7,000,000	7,000,000	—	7,000,000	—
43,450,000	74,300,000	487,000	1,200,000	450,000	1,237,000
—	—	37,000	—	—	37,000
—	—	—	—	—	—
450,000	900,000	450,000	1,200,000	450,000	1,200,000
—	—	—	—	—	—
43,000,000	48,400,000	—	—	—	—
—	25,000,000	—	—	—	—
50,450,000	81,300,000	7,487,000	1,200,000	7,450,000	1,237,000

億円および24年4月2日に借り入れた一時借入金50億円をも継承した。

表 8-21 一時借入金の借入先別借入・償還および年度末現在額
(昭和24—26年度) (単位 百万円)

年 度	区 分	総 額	借 入 先	
			日 本 銀 行	台 湾 銀 行
昭 和 24	年 度 首 現 在 額	32,537	32,500	37
	新 規 借 入	39,839	39,839	—
	現 金 償 還	34,039	34,039	—
25	年 度 末 現 在 額	38,337	38,300	37
	新 規 借 入	43,450	43,450	—
	現 金 償 還	74,300	74,300	—
26	年 度 末 現 在 額	7,487	7,450	37
	新 規 借 入	1,200	1,200	—
	現 金 償 還	7,450	7,450	—
	年 度 末 現 在 額	1,237	1,200	37

出所：前表と同じ，82—83ページ。

第三節 国債の償還

叙述の便宜上、前節において、国債等の発行問題だけでなく、個別の借入金、短期証券、一時借入金等の償還問題についても、事実上、言及した。そこで、ここでは、主として内国債に焦点をあてつつ、償還資金の繰入れと使用状況を中心に償還問題を概観することにする。

償還資金の繰入れと使用の状況は表8-22、表8-23の如くである。前期において大きな比重を占めていた財産税等の物納国債の消却は、この時期には僅少となったこと、代わって歳計剰余金の二分の一の繰入れ分(財政法六条関係)が大きな役割を果たすようになったこと、また、ドッジの指導によって二五年度に繰り入れられた特別債務償還分が、当時の償還の規模に比して、きわめて大きなものであったこと、等の諸事実が注目される。

各年度の償還の状況を、償還方法別・金利別、また償還方法別・銘柄別にみると、表8-24および表8-25をうる。さらに二四年度から二六年度までの償還状況を総括すると表8-26となる。

償還方法からみた時、この時期の一つの特長は、買上償還と繰上償還の採用にある。買上償還は、小口国債買上制度という形では前の時期から存在したが、この時期に徐々に拡大されて、量質ともに重要な役割を果たした。銘柄の面からみると次のような経緯である。⁽¹⁾この方法の拡充の端緒は農地証券と電話国庫債券の買上問題で、二四年度中にこれらの負担特別会計の余裕金の運用として買上償還がおこなわれたのに始まる。農地証券は二五年三月一日から、一世帯一回限り額面五〇〇〇円を買い上げることとされたが、四月一日からは無制限に買い上げることになった。買

- (1) 以下の叙述は、大蔵省所蔵日本銀行資料に負う所が大きい。
- (2) 漁業権制度の改革とこの証券をめぐる諸問題については、農林省『農林行政史』第八巻、七〇七—三三三ページ参照。なお、この証券の条件にかんする大蔵省内の検討事項については「漁業権証券の発行条件決定理由について」(大蔵省資料Z五一一—二二二)参照。
- (3) 大蔵省主計局『国の予算』昭和二七年度、四四四ページ。
- (4) 同前、昭和二六年度、四一〇ページ。
- (5) 「外国為替資金証券の発行について」(昭和二五、八、一)、「大蔵省新聞発表集録」第二五四号、昭和二五年八月一〇日。
- (6) 大蔵省資料Z五二六—二五—三。
- (7) 大蔵省資料Z五一一—二二二。
- (8) 「政府短期証券の割引歩合引上について」(昭和二七、三、三一、大蔵省発表)、「大蔵省資料Z五一一—二二二」。

表 8-23 国債償還資金使用額 (昭和24—26年度) (単位 千円)

区 分	年 度		
	昭 和 24	25	26
国債償還資金	6,001,893	53,844,100	12,323,735
前年度より繰越額	129,397	1,487,220	1,482,222
当該年度繰入額	5,872,496	52,356,880	10,841,513
使 用 額	4,514,673	52,361,878	7,673,922
内 国 債	4,514,673	52,361,878	6,531,922
満期償還額	1,782,724	846,213	824,964
繰上償還額	—	4,173,061	2,635,809
買入消却額	1,919,169	34,945,635	3,070,977
財産税等収入金会計収入国債消却額	439,420	445	172
国債整理基金保有国債消却額	373,360	12,396,524	—
外 国 債	—	—	—
借入金その他	—	—	1,142,000
差引翌年度繰越額	1,487,220	1,482,222	4,649,813

出所：『財政金融統計月報』第91号，87ページ。

表 8-22 国債償還資金予算額・繰入額 (昭和24—26年度)

(単位 千円)

区 分	昭和24年度		25		26	
	予算額	繰入額	予算額	繰入額	予算額	繰入額
I 一般会計分	3,788,230	3,727,651	71,666,427	47,056,556	10,783,937	10,779,110
1. 国債整理基金特別会計法による万分の116の1/3分	721,031	660,452	988,706	969,151	982,665	982,839
a 財産税等収入金特別会計からの繰入分	500,000	439,421	20,000	445	5,000	173
b 一般会計からの繰入分	221,031	221,031	968,706	968,706	977,665	982,666
2. 割引国債の発行価格差減額分	26,548	26,548	26,270	26,270	24,263	24,262
3. 歳計剰余金分	3,040,651	3,040,651	20,651,450	20,651,450	9,777,009	9,772,009
4. 特別債務償還費分	—	—	^{a)} 50,000,000	25,409,685	—	—
II 特別会計繰入分	2,144,845	2,144,845	5,524,929	5,300,324	67,764	62,403
1. 印刷庁	—	—	90,000	—	—	—
2. 自作農創設特別借置	1,066,121	1,066,121	4,421,338	4,345,525	—	—
3. 開拓者資金融通	8,724	8,724	32,452	32,452	67,764	62,403
4. 電気通信事業	1,070,000	1,070,000	—	—	—	—
5. 不正保有物資等特別措置	—	—	981,139	922,347	—	—
6. 郵政事業	—	—	—	—	—	—
合 計 (I + II)	5,933,075	5,872,496	77,191,356	52,356,880	10,851,701	10,841,513

(注) 1. 大蔵省財政史室調べ。
 2. 予算額は最終予算。ただし a) は年度途中で移用されている。
 3. 予算額は『国の予算』昭和24, 25, 27年度版に掲載されている計数に、補正予算の計数を加えたもの。繰入額は、『国債統計年報』昭和28年度，57ページ。ただし，その24年度の計数は財産税等収入金特別会計からの繰入分を二重に計算しているのを除いた。

上価格は元金残高(券面金額から支払期の到来した賦札の元金額を差し引いた金額)であった。電話国庫債券は、同様に、二五年三月二〇日から買上償還が実施されたが、後述するように、五月から繰上償還に切り替えられた。

このように、買上償還は、当初は、特殊な銘柄の問題として出発したのであるが、二五年四月一日からは、一般国債についても実施されることになる。すなわち、農地証券、電話国庫債券、二分利国庫債券を除く内国債で、政府および金融機関以外の所有するものについて買上償還を実施することとした(昭和二五年四月一日大蔵省告示第二三三三号)。この告示では、銘柄別の実施期日を設けていたが、買上実施の銘柄は、四月二四日から、事実上、全銘柄に拡大された。買上価格は、利付国債は額面一〇〇円につき九八円、ただし、特殊国庫債券、四分半利国庫債券および五分半利国庫債券は交付価格(一〇〇円)とされ、割引国債は額面一〇〇円につき九円とされた。さらに、同年六月からは金融機関所有の国債、とくに登録国債にたいしても実施することになり、買上償還は全面化した。この場合の買上価格は償還価格に経過利子を加えたものとされた。金融機関にたい

表 8-24 内国債償還方法別・金利別

年 度	利 率	買上償還		繰上償還		特別消却		買入消却	
		金額 (A)	($\frac{A}{G+H}$)	金額 (B)	($\frac{B}{G+H}$)	金額 (C)	($\frac{C}{G+H}$)	金額 (D)	($\frac{D}{G+H}$)
昭 和 24	5.5	—	%	—	%	—	%	62,467,000	70.2
	5.0	—	—	—	—	3,504	0.0	134	0.0
	4.5	—	—	—	—	13,039	0.1	—	—
	4.0	—	—	—	—	2,240	0.0	1,036	0.0
	3.65	721,598	2.2	—	—	48,628	0.1	41,039	0.1
	3.5	—	—	—	—	348,044	0.2	339,966	0.2
	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—
	割引	—	—	—	—	172	0.0	94	0.0
	計	721,598	0.2	—	—	415,627	0.1	62,849,269	17.6
	(百分比)	(1.1)				(0.6)		(95.5)	
25	5.5	15,997	0.1	—	—	—	—	—	—
	5.0	426,238	1.7	—	—	67	0.0	8,151	0.0
	4.5	1,549,889	6.9	—	—	—	—	—	—
	4.0	2,871,500	15.8	4,144,688	22.8	87	0.0	40	0.0
	3.65	7,339,971	22.3	—	—	47	0.0	159,247	0.5
	3.5	5,097,069	3.1	—	—	226	0.0	27,265,595	16.6
	2.0	—	—	△10,863 947,468	100.0	—	—	—	—
	割引	81,977	10.0	—	—	1	0.0	196,452	24.0
	計	17,382,641	6.0	5,081,293	1.7	428	0.0	27,629,485	9.5
	(百分比)	(34.1)		(10.0)		(0.0)		(54.2)	
26	5.5	498,726	1.0	—	—	—	—	—	—
	5.0	52,799	0.2	1,812,206	7.2	22	0.0	5,494	0.0
	4.5	58,687	0.3	—	—	—	—	2,837	0.0
	4.0	26,683	0.2	184,378	1.7	1	0.0	2,594	0.0
	3.65	653,769	2.6	—	—	40	0.0	30	0.0
	3.5	384,332	0.3	240,615	0.2	116	0.0	66,746	0.1
	2.0	—	—	△4,853 3,418	100.0	—	—	—	—
	割引	12,813	2.7	395,192	82.7	—	—	—	—
	計	1,687,809	0.6	2,630,956	1.0	179	0.0	77,701	0.0
	(百分比)	(32.2)		(50.1)		(0.0)		(1.5)	

(注) 1. 償還方法別は日本銀行国債額明細帳の表示による。
 2. △は発行取消し、更正、資金返納であって外書。
 3. 買上償還額、特別消却額は、記帳が翌年度であっても、取引が実際行なわ
 4. 日本銀行国債局調べの計数により作成。

償還額 (昭和24—26年度)

(単位 千円)

期 限 償 還	償還額計		年度首残高		年 度 内 行 額 (H)	合 計				
	金額 (E)	($\frac{E}{G+H}$)	($\frac{F=A+B+C+D+E}{G+H}$) 百分 比	(G)		百分 比	(G+H)	百分 比		
—	—	%	62,467,000	95.0	70.2	14,484,383	5.2	74,467,000	88,951,383	24.9
—	—	—	3,638	0.0	0.0	25,722,175	9.2	0	25,722,175	7.2
—	—	—	13,039	0.0	0.1	22,411,719	8.0	7,098	22,418,817	6.3
—	—	—	3,276	0.0	0.0	17,326,338	6.2	△8,607 844,085	18,161,816	5.1
11,723	0.0	—	822,988	1.3	2.5	31,217,644	11.2	△95,516 2,119,550	33,241,678	9.3
1,736,843	1.0	—	2,424,853	3.7	1.5	166,741,638	59.8	△10 △8,773	166,741,628	46.8
—	—	—	—	—	—	11,749	0.0	496,804	499,780	0.1
46,071	5.3	—	46,337	0.1	5.4	865,881	0.3	—	865,881	0.2
1,794,637	0.5	(100.0)	65,781,131	100.0	18.4	278,781,527	100.0	77,821,631	356,603,158	100.0
(2.7)			(100.0)							
—	—	—	15,997	0.0	0.1	26,484,383	9.1	—	26,484,383	9.1
—	—	—	434,456	0.9	1.7	25,718,537	8.8	—	25,718,537	8.8
—	—	—	1,549,889	3.0	6.9	22,405,778	7.7	—	22,405,778	7.7
—	—	—	7,016,315	13.8	38.6	18,158,540	6.2	—	18,158,540	6.2
△46,089	0.2	—	7,562,676	14.8	23.0	32,418,691	11.1	△16,185 459,069	32,861,575	11.3
109,500	0.5	—	33,123,772	65.0	20.2	164,316,775	56.5	△2 △20,551	164,316,773	56.3
760,882	0.5	—	936,605	1.8	100.0	499,780	0.2	457,376	936,605	0.3
—	—	—	341,835	0.7	41.7	819,544	0.3	—	819,544	0.3
63,405	7.7	—	50,981,545	100.0	17.5	290,822,028	100.0	879,707	291,701,735	100.0
887,698	0.3	(100.0)	(100.0)							
(1.7)			(100.0)							
—	—	—	498,726	9.5	1.0	26,468,387	11.0	25,336,232	51,804,619	19.5
—	—	—	1,870,521	35.6	7.4	25,284,081	10.5	—	25,284,081	9.5
—	—	—	61,524	1.2	0.3	20,855,889	8.7	—	20,855,889	7.8
—	—	—	213,656	4.1	1.9	11,142,225	4.6	—	11,142,225	4.2
△19,858	0.1	—	679,851	13.0	2.7	25,298,901	10.5	△273,341 73,762	25,099,322	9.4
45,870	0.6	—	1,447,070	27.6	1.1	131,193,001	54.5	—	131,193,001	49.3
755,261	0.6	—	—	—	—	—	—	△4,853 3,418	△1,435	0.0
—	—	—	477,708	9.1	100.0	477,708	0.2	—	477,708	0.2
69,703	14.6	—	5,247,621	100.0	2.0	240,720,192	100.0	25,135,218	265,855,410	100.0
850,976	0.3	(100.0)	(100.0)							
(16.2)			(100.0)							

れた年度に算入して計上した。

表 8-25 内国債償還方法別・銘柄別

年 度	名 称	買上償還		繰上償還		特別消却		買入消却	
		金額 (A)	(A) (G+H)	金額 (B)	(B) (G+H)	金額 (C)	(C) (G+H)	金額 (D)	(D) (G+H)
25 年 度 の (2)	特別割引国庫債券	6	0.5	—	—	—	—	1,077	98.5
	特 殊 国 庫 債 券	962,648	3.9	—	—	47	0.0	23,682	0.1
				△ 10,863	—				
	二分利国庫債券	—	—	947,468	100.0	—	—	—	—
	電話国庫債券	80,905	1.9	4,144,688	98.1	—	—	—	—
	復興四分利国庫証券	2,023,359	18.8	—	—	—	—	5	0.0
								8,000	0.0
	復興五分利国庫証券	235,058	1.0	—	—	—	—	—	—
	五分半利国庫債券	15,997	0.1	—	—	—	—	—	—
								135,488	1.6
	農 地 証 券	6,377,323	76.9	—	—	—	—	77	0.2
	賜 金 国 庫 債 券	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (百分比)	17,382,643 (34.1)	6.0	5,081,293 (10.0)	1.7	429 (0.0)	0.0	27,629,486 (54.2)	9.5
昭 和 26 年 度	五分利公債	6,963	0.4	1,569,018	99.3	—	—	3,618	0.2
	甲号五分利公債	2,454	1.0	243,188	98.2	22	0.0	1,876	0.8
	第一回四分利公債	2,017	2.5	76,816	95.4	—	—	1,652	2.1
	第二回四分利公債	752	1.3	55,872	97.1	—	—	931	1.6
	四分利公債	882	1.7	51,691	98.3	1	0.0	11	0.0
								51,643	4.4
	三分半利公債	66,735	5.7	—	—	—	—	2,837	0.0
	四分半利国庫債券	58,687	0.3	—	—	—	—	—	—
	四分利国庫債券	18,168	0.8	—	—	—	—	—	—
	三分半利国庫債券	39,248	0.1	—	—	—	—	440	0.0
	三分半利特別国庫債券	189	14.2	1,137	85.7	—	—	—	—
								1	0.0
	支那事变特別国庫債券	238	1.7	13,415	98.2	—	—	3,133	0.0
支那事变国庫債券	83,696	0.6	—	—	100	0.0	—	—	
支那事变割引国庫債券	1,795	2.5	—	—	—	—	—	—	
大東亜戦争国庫債券	183,818	0.4	—	—	4	0.0	11,518	0.0	
大東亜戦争特別国庫債券	10,408	4.4	226,062	95.6	12	0.0	10	0.0	
							—	—	
大東亜戦争割引国庫債券	11,017	2.7	395,183	97.3	—	—	—	—	
特別割引国庫債券	1	11.1	8	88.9	—	—	—	—	
特 殊 国 庫 債 券	62,967	0.3	—	—	40	0.0	30	0.0	
			△ 4,853	—					
二分利国庫債券	—	—	3,418	100.0	—	—	—	—	
電話国庫債券	—	—	—	—	—	—	—	—	
							4,863	0.1	
復興四分利国庫証券	4,863	0.1	—	—	—	—	43,383	0.8	
復興五分利国庫証券	43,383	0.2	—	—	—	—	1	0.0	
五分半利国庫債券	1	0.0	—	—	—	—	—	—	
							551,369	37.4	
農 地 証 券	551,369	37.4	—	—	—	—	—	—	
賜 金 国 庫 債 券	39,432	97.1	—	—	—	—	—	—	
							498,725	4.2	
漁 業 権 証 券	498,725	4.2	—	—	—	—	—	—	
計 (百分比)	1,687,808 (32.2)	0.6	2,630,955 (50.1)	1.0	179 (0.0)	0.0	77,700 (1.5)	0.0	

(注) 前表と同じ。

償還額(昭和24—26年度)(つづき)

(単位 千円)

期 限 償 還	償 還 額 計			年 度 首 残 高		年 度 内 発 行 額 (H)	合 計	
	金 額 (E)	(E) (G+H)	(F=A+B+C) +D+E 百分比 (F) (G+H)	(G)	百分比		(G+H)	百分比
	—	—	1,083 0.0	1,093 0.0	—	—	1,093 0.0	—
	—	—	986,377 1.9	24,527,666 8.4	1,335	—	24,529,001 8.4	—
	—	—	936,605 1.8	499,780 0.2	△ 20,551	—	936,605 0.3	—
	—	—	4,225,593 8.3	4,225,593 1.5	457,376	—	4,225,593 1.4	—
	—	—	2,023,364 4.0	10,760,000 3.7	—	—	10,760,000 3.7	—
	—	—	243,058 0.5	23,700,000 8.1	—	—	23,700,000 8.1	—
	—	—	15,997 0.0	26,484,383 9.1	—	—	26,484,383 9.1	—
△ 46,089	—	—	6,576,222 12.9	7,850,336 2.7	△ 16,185	—	8,291,885 2.8	—
109,500	0.8	77 0.0	77 0.0	40,689 0.0	457,734	—	40,689 0.0	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
887,698 (1.7)	0.3	50,981,549 (100.0)	100.0	290,822,028 (100.0)	100.0	879,707	291,701,735 (100.0)	100.0
	—	—	1,579,599 30.1	1,579,599 0.7	—	—	1,579,599 0.6	—
	—	—	247,540 4.7	247,540 0.1	—	—	247,540 0.1	—
	—	—	80,485 1.5	80,486 0.0	—	—	80,486 0.0	—
	—	—	57,555 1.1	57,554 0.0	—	—	57,554 0.0	—
	—	—	52,585 1.0	52,585 0.0	—	—	52,585 0.0	—
	—	—	118,378 2.3	1,161,875 0.5	—	—	1,161,875 0.4	—
	—	—	61,524 1.2	20,855,889 8.7	—	—	20,855,889 7.8	—
	—	—	18,168 0.3	2,214,964 0.9	—	—	2,214,964 0.8	—
556,515	0.8	596,203 11.4	0.9	66,112,685 27.5	—	—	66,112,685 24.9	—
	—	—	1,326 0.0	1,327 0.0	—	—	1,327 0.0	—
	—	—	13,654 0.3	13,654 0.0	—	—	13,654 0.0	—
198,746	1.4	285,675 5.4	2.0	14,598,591 6.1	—	—	14,598,591 5.5	—
69,703	97.5	71,498 1.4	100.0	71,498 0.0	—	—	71,498 0.0	—
	—	195,340 3.7	0.4	49,068,378 20.4	—	—	49,068,378 18.5	—
	—	236,492 4.5	100.0	236,492 0.1	—	—	236,492 0.1	—
	—	—	—	406,200 7.7	—	—	406,201 0.2	—
	—	—	—	9 0.0	—	—	9 0.0	—
	—	—	—	63,037 1.2	—	—	23,582,568 8.9	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
△ 19,858	—	—	—	—	—	—	—	—
45,870	1.8	577,381 11.0	39.1	1,715,664 0.7	—	—	1,476,142 0.6	—
	—	39,432 0.8	97.1	40,611 0.0	—	—	40,611 0.0	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
850,976 (16.2)	0.3	5,247,618 (100.0)	100.0	240,720,193 (100.0)	100.0	25,135,218	265,855,411 (100.0)	100.0

表 8-26 内国債償還方法別・金利別・

	区 分	買上償還		繰上償還	
		金 額	百分比	金 額	百分比
金 利 別	五分半利	514,723	2.6	—	—
	五分利	479,037	2.4	1,812,206	23.5
	四分半利	1,608,576	8.1	—	—
	四分利	2,898,183	14.6	4,329,066	56.1
	三分六厘五耗	8,715,338	44.0	—	—
	三分半利	5,481,401	27.7	240,615 △15,716	3.1
	二分利	—	—	950,886	12.1
	割引	94,790	0.5	395,192	5.1
銘 柄 別	五分利公債	143,553	0.7	1,569,018	20.3
	甲号五分利公債	57,044	0.3	243,188	3.2
	第一回四分利公債	56,600	0.3	76,816	1.0
	第二回四分利公債	20,162	0.1	55,872	0.7
	四分利公債	24,614	0.1	51,691	0.7
	三分半利公債	242,983	1.2	—	—
	四分半利国庫債券	1,608,576	8.1	—	—
	四分利国庫債券	687,679	3.5	—	—
	三分半利国庫債券	1,395,973	7.1	—	—
	三分半利特別国庫債券	2,092	0.0	1,137	0.0
	支那事变特別国庫債券	1,817	0.0	13,415	0.2
	支那事变国庫債券	951,752	4.8	—	—
	支那事变割引国庫債券	11,284	0.1	—	—
	大東亜戦争国庫債券	2,650,656	13.4	—	—
	大東亜戦争特別国庫債券	236,129	1.2	226,062	2.9
	大東亜戦争割引国庫債券	83,500	0.4	395,183	5.1
	特別割引国庫債券	7	0.0	8	0.0
	特殊国庫債券	1,025,615	5.2	—	—
	二分利国庫債券	—	—	△15,716 950,886	12.1
	電話国庫債券	80,905	0.4	4,144,688	53.7
	復興四分利国庫証券	2,028,222	10.2	—	—
	復興五分利国庫証券	278,441	1.4	—	—
	五分半利国庫債券	15,998	0.1	—	—
農地証券	7,650,290	38.7	—	—	
賜金国庫債券	39,432	0.2	—	—	
漁業権証券	498,725	2.5	—	—	
合 計		19,792,049	100.0	7,712,248	100.0
(百分比)		(16.2)		(6.3)	

(注) 前表と同じ。

銘柄別総括表 (昭和24—26年度計)

(単位 千円)

特別消却		買入消却		期限償還		償還額計	
金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比		百分比
—	—	62,467,000	69.0	—	—	62,981,723	51.6
3,593	0.9	13,779	0.0	—	—	2,308,615	1.9
13,039	3.1	2,837	0.0	—	—	1,624,452	1.3
2,328	0.6	3,670	0.0	—	—	7,233,247	5.9
48,715	11.7	200,316	0.2	△ 65,947 167,093	2.9	△ 65,947 9,131,462	7.4
348,386	83.7	27,672,307	30.6	3,252,986	92.1	36,995,695 △15,716	30.3
—	—	—	—	—	—	950,886	0.8
173	0.0	196,546	0.2	179,179	5.1	865,880	0.7
1,730	0.4	3,754	0.0	—	—	1,718,055	1.4
1,863	0.4	2,025	0.0	—	—	304,120	0.2
526	0.1	1,694	0.0	—	—	135,636	0.1
190	0.0	944	0.0	—	—	77,168	0.1
165	0.0	36	0.0	—	—	76,506	0.1
118,268	28.4	73,675	0.1	—	—	434,926	0.4
13,039	3.1	2,837	0.0	—	—	1,624,452	1.3
1,129	0.3	81	0.0	—	—	688,889	0.6
5,835	1.4	20,029,617	22.1	2,157,080	61.0	23,588,505	19.3
3	0.0	1,515	0.0	—	—	4,747	0.0
8	0.0	757	0.0	—	—	15,997	0.0
23,923	5.7	34,371	0.0	1,095,906	31.0	2,105,952	1.7
40	0.0	24,590	0.0	179,179	5.1	215,093	0.2
197,406	47.4	6,972,011	7.7	—	—	9,820,073	8.0
2,943	0.7	560,360	0.6	—	—	1,025,494	0.8
133	0.0	170,879	0.2	—	—	649,695	0.5
—	—	1,077	0.0	—	—	1,092	0.0
48,715	11.7	27,974	0.0	—	—	1,102,304	0.9
—	—	—	—	—	—	△15,716 950,886	0.8
320	0.1	910	0.0	—	—	4,226,823	3.5
—	—	5	0.0	—	—	2,028,227	1.7
—	—	8,000	0.0	—	—	286,441	0.2
—	—	62,467,000	69.0	—	—	62,482,998	51.2
—	—	172,265	0.2	△ 65,947 167,093	2.9	△ 65,947 7,989,648	6.5
—	—	77	0.0	—	—	39,509	0.0
—	—	—	—	—	—	498,725	0.4
416,236	100.0	90,556,454	100.0	3,533,311	100.0	122,010,298	100.0
(0.3)		(74.2)		(2.9)		(100.0)	

表 8-27 買上償還および繰上償還実績
(昭和26年8月末現在) (単位 百万円)

区 分	償還累計 (A)	償還対象額 (B)	$(\frac{A}{B})\%$
一 般 国 債	11,453	12,813	89.4
一 般	3,440	4,800	71.7
金 融 機 関	8,013	8,013	100.0
農 地 証 券	7,444	a)8,540	87.2
電 話 国 庫 債 券	4,078	4,225	96.5
二 分 利 国 庫 債 券	919	933	98.5
合 計	23,894	26,511	90.1
うち金融機関所 有分を除く計	15,881	18,498	85.9

(注) a) は、当初対象額9,062百万円を発行取消し等により補正した計数。

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

する債務償還が、民間への資金の還流をはかり、産業資金の供給を意図するものであったことについては、すでに、
本章、第一節、三で説明した通りである。⁽²⁾

このように、買上償還は二五年三月以降、対象の拡大をみたが、それに伴って、取扱機関も農地証券代理店から日本銀行本支店、一般代理店、国債代理店へと拡張された。また、一般国債の買上償還の実績が必ずしも好調ではなかったため、その促進をはかるため、二五年一〇月からは取扱機関に郵便局を加え、さらに代理店以外の銀行店舗や証券業者にも取次ぎをさせるという措置がとられた。この買上げの実施過程で、一般国債のうち、一般個人等所有分の償還進捗率が低いことが注目された。日本銀行資料はその理由を次のように説明している。⁽³⁾

一般国債が農地証券、電話国庫等に比し低調であったのは、その売出が隣組職場等を通じて行はれた為、券面額の小さいものが多かった上に、戦後貨幣価値が大幅に下落した為、国債所有者の現金化意欲を減殺した事と戦時中の散逸が相当量にのぼつてゐる為と思はれる。

そして、一般国債のうち、とくに小額券の買上げがいちじるしく不振であったが、その対策も出尽したので二六年八月末で買上償還は打ち切りとなった。その償還の実績は、後述の繰上償還分を含めると表8-27の如くである。

なお、上述の買上償還とは性格を異にするが、二七年三月一日から漁業権証券の買上償還が実施された。これは、漁業経営の切替えまたは合理化のための資金化のため、あるいは、漁業権等の補償にたいする再評価税の納付のため資金化の必要な証券や、滞納税金のために公売に付さるべき証券の買上げにかかるものである。買上げにさいして、一定期間、経過利子をつけられた。

銘柄別にみた買上償還の以上のような推移は前掲の表8-25に表現されている。二五、二六兩年度に全面化したとはいへ、これらの年度においても、なお、農地証券の比重が高く、その結果、この時期をつうじてみると、表8-26

にみるように、農地証券が買上償還額の三八・七%を占めていた。

繰上償還という方法の採用もこの時期の特長である。この場合も、当初は、二分利国庫債券と電話国庫債券という個別の銘柄の特殊事情から採られた方法が、その後、他の銘柄に拡張されるという経過を辿った。まず、二分利国庫債券は二五年五月と翌年三月に不正保有物資等特別会計の収入金で繰上償還された。電話国庫債券も、二五年三月二〇日から一部買上償還がおこなわれていたが、二五年五月以降、全額繰上償還に切り替えられることになった。

他方、二五年春以降の買上償還によって国債の整理はかなり進捗したとはいへ、上述のように小口国債の買上げが不振であったため、国債の銘柄数は、外貨債、短期国債を除いても二三四銘柄に上っていた。そこで銘柄整理のための繰上償還を実施することになり、一銘柄の債額約一億円未満のもの、九五銘柄、二六・六三億円について、二六年一二月一日から実施された。

銘柄別にみた繰上償還の実績は表8-25にみる事ができる。二六年度に対象銘柄が拡大したこと、残高にたいする償還のいちじるしい進捗状況(B/G+H)等が看取される。ただ、この時期をつうじてみると、表8-26にみるように、電話国庫債券が五三・七%を占めていた。

買上償還、繰上償還以外の償還方法としては、国債の所有者、引渡場所、実行日等が個別に指示される買入消却がある。昭和二

表 8-28 政府債務および復金債償還先別償還実績 (昭和24—26年度)

(単位 百万円)

区 分	昭 和 24 年 度			25		26		
	復金債	政府債務		計	政府債務			
		うち借入金			うち借入金			
1. 対 民 間	38,800	3,224	492	42,024	23,746	670	2,747	—
一 般	—	2,025	—	2,025	14,946	—	2,113	—
金融機関	38,800	1,199	492	39,999	8,800	670	455	—
政府関係機関	—	—	—	—	—	—	179	—
2. 対 国 庫	9,300	373	1	9,673	27,118	1	2,803	1,143
資金運用部等	9,300	373	1	9,673	27,118	1	2,803	1,143
3. 対 日 銀	61,000	1,979	1,644	62,979	21,009	20,580	4,727	4,175
4. 合 計	109,100	5,576	2,137	114,676	71,873	21,251	10,277	5,318

(注) 1. 満期償還分を含む (昭和24年度 1,750 百万円, 25年度 824 百万円, 26年度 825 百万円).

2. 復金への交付国債の償還 (見返資金による62,467百万円) は復金債の償還と重複するので除外してある。

出所: 大蔵省『財政金融統計月報』第30号, 80ページ。

四年度に五分半利国庫債券六二四・六七億円を償還したのはこの事例である。これは、既述のように、復金債償還のため復興金融金庫に出資国債として交付したのを見返資金特別会計が買い入れ、国債整理基金特別会計へ無償で移換した上で、全額を消却したというこの時期の特殊な償還例である。

この他の償還方法としては、前掲諸表にみるように、満期償還は僅少だった。また、小口国債の買上制度は、上述のように、二五年四月から一般個人等の内国債の無制限買上げが実施され、同年一〇月からは郵便局においてもその取扱いを始めるに及んで、制度存続の意義を失い、二五年九月末で廃止となった。

以上のように、この時期には償還方法が多様化した。しかも、そのうち、復興金融金庫への出資国債にかかるものが六九%を占めていた。買入消却によるものであった。しかも、そのうち、復興金融金庫への出資国債にかかると五分半利債が五・六%を占めるといふ結果となっているが、これを除くと三分半利債の比重が高い。後に触れるように、二五年度におこなわれた金融機関からの買上償還にさいして、対象銘柄の金利別選択が意識されたが、ここでは、表8-24にみるように、二五年度における買上償還額を残高にたいする比率でみると、三・六五%債、四%債、四・五%債が、それぞれ、二二・三%、一五・八%、六・九%となっていて、平均の六%を上回っているという事実を指摘しておく。

以上が、方法別、銘柄別にみた償還の具体的状況である。次に、この間の政策課題との関係の検証を兼ねて償還先別の推移をみておこう。この目的のためには、内国債の他に、借入金や復金債の償還状況をも含めて考察する必要がある。その実績は表8-28の如くである。ここで、日銀にたいする債務償還が通貨収縮要因であることはいうまでもないが、対国庫の場合も、国庫金が日銀にたいする預金となっているので、同じく通貨収縮要因となる。

年度別にみると、二四年度の債務償還の中心は復金債にあった。日銀手持復金債の償還六一〇億円中、一四一億円は代物弁済として受け入れた国債による償還であったから、残りの四六九億円の現金償還分と、預金部手持復金債の現金償還分九三億円の合計五六二億円が復金債償還にともなう日銀券の収縮要因となる。つまり、ここには二四年度の債務償還が強いデフレ的效果をもったことが示されていて、インフレ安定という政策課題を支えたことを物語っている。

復金債以外の政府債務の償還は二五年度に推進された。二五年度の償還の経済的ないし政策的意義をみるためには四半期別の推移をみる必要がある(表8-29)。償還実績について、まず注目されることは、第一四半期に一般所有分と市中金融機関所有分の償還が大きいことである。上述の買上償還の結果、償還資金の民間還流が実現したことが示されている。とくに、市中金融機関にたいする債務償還が産業資金の供給を目的としたものであることについては既に述べたが、この結果、市中銀行は、

表 8-29 昭和25年度4半期別債務償還実績の債務償還計画との対比
(単位 億円)

区 分	1/4	2/4	3/4	4/4	計
I 実 績	(3.10) 167.65	(4.05) 45.15	(71.66) 91.48	(133.7) 414.45	(212.51) 718.73
一 般	95.17	30.17	13.48	10.64	149.46
市中金融機関	(3.10) 72.37	(3.6) 14.48	1.15	—	(6.7) 88.00
政 府	0.11	0.05	0.9	(0.01) 270.12	(0.01) 271.18
日 本 銀 行	—	(0.45) 0.45	(71.66) 75.95	(133.69) 133.69	(205.8) 210.09
II 計 画					
(1) 25年1月末日案	400.00	300.00	100.00	255.63	1,055.63
一 般	44.00	32.00	30.00	21.13	127.13
市中金融機関	143.00	110.00	20.00	96.01	369.01
政 府	100.00	100.00	50.00	50.00	300.00
日 本 銀 行	113.00	58.00	—	88.49	259.49
(2) 25年2月16日案	399	328	207	351	1,285
一 般	184	178	5	254	621
預 金 部	161	150	—	—	311
日 本 銀 行	54	—	202	97	353
(3) 25年2月28日案	395	328	207	355	1,285
一 般	101	25	5	4	135
市中金融機関	83	64	60	60	267
預 金 部	161	150	—	50	361
日 本 銀 行	50	89	142	241	522
(4) 25年6月21日案	164	519	196	406	1,285
一 般	91	59	16	5	171
市中金融機関	73	300	110	351	834
政 府	—	160	70	50	280
日 本 銀 行	—	—	—	—	—

(注) 計画の(1)は内国債償還のみ、他は借入金償還を含み、実績のカッコ内は借入金で内書。

出所：実績は『財政金融統計月報』第30号、83ページ。

計画(1)(2)は大蔵省資料Z511—99。(3)は大蔵省資料Z603—116。(4)は大蔵省資料Z501—61。

この時期に社債の買入れを再開し、起債市場の復活をみたのである。

ところが、朝鮮動乱の勃発後、債務償還費の減額があり、さらに、経済情勢の急速な転換とともにインフレが危惧されるようになるという事情の変化があった。第二四半期以降の償還はこのような背景の下におこなわれた。この時期の償還実績の政策的意味は、朝鮮動乱前に作成された四半期別の償還計画と比較してみると鮮明になる。なかでも、動乱勃発直前の政策的課題を表現していると考えられる六月二日案と比較すると、市中金融機関保有分の償還の減少と、代って、預金部と日銀にたいする償還の大幅増という事実が注目される。とくに、日銀にたいする償還は、六月二日案ではゼロであったから、この変化は劇的である。六月二日案を支えていた民間への資金の還流という方針が転換し、代ってインフレ抑制的な運営となっているのは、経済情勢と政策課題の変化に対応するものである。また、見返資金の繰越しもデフレ的效果をもったことは既述の通りである。なお、一般所有国債の買上償還は第二四半期以降も続けられたが、結果的には、六月二日案の計画を下回っている。

二六年度には債務償還費は法定の最小限にとどめられ、漁業権証券の償還の他は、国債の銘柄整理や国債事務の簡素化の観点からの償還がおこなわれた。なお、前年度から繰り越された見返資金の債務償還費は、二六年九月、日銀からの国債買入れにあてられたが、この国債の消却はおこなわれず、見返資金が保有する形となった。

このような債務償還と後述するオープン・マーケット・オペレーションの結果、債務総額の減少傾向の中で、その保有分布は大きな変化をみた。後述するように、内国債についてみると、表9-18(七九八—九九ページ)にみる如くで、とくに市中金融機関の国債保有は、絶対額においても、また、保有分布に占める比率や銀行の資産構成においても、いちじるしい減少をみるようになった。

(1) 以下の叙述は、大蔵省所蔵日本銀行資料に負う所が大きい。

別表1 償還対象証券回収率 (昭和26年3月末現在)
(単位 千枚)

区分	対象枚数 (A)	回収枚数 (B)	進捗率 (B/A%)	償還額進捗率 (%)
一般国債	1万円以上	48	50	40
	1千円以上	257	37	
	1百円以上	1,328	33	
	1百円未満	a) 6,651	28	
	小計	8,284	29	
農地証券	1万円券	260	85	77
	5千円券	312	79	
	1千円券	2,531	70	
	小計	3,104	72	
	10万円券	0.5	0.5	
電話国庫債券	1万円券	236	92	92
	5千円券	84	91	
	1千円券	82	93	
	小計	401	92	
	小計	436	92	
総計	33,336	11,789	36	78

(注) a)のうち割引債は5,681千枚。
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

(2) 金融機関にたいする債務償還の実施過程での具体的な方針を紹介しておく(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

- 一、市中金融機関に対する債務償還は、金融の状況特に本年度における金融債及び社債の市中金融機関の引受見込と対応して実施する。
- 二、そのため、市中金融機関に対する債務償還は、日銀の右金融債等の引受のヒモ付オペレーションを通じて行うこととするが、金融状況の推移によつては無条件オペレーションによることを考究する。
- 三、なお、右の外、国庫金の金繰、特に、指定預金及び預金部資金の引揚げとの関係を考慮して債務償還を行うこととする。
- 四、第一四半期の対市中債務償還は、六月中の六四億円(内新規四八億円)の金融債及び社債一五億円引受に即応し並びに最近における金融状況に鑑み日銀オペレーションによつて差し当り七〇億円の償還を行う。
- なお本方針実施までの間において、日銀がヒモ付オペレーションによつて買入れた国債については、日銀分に拘らず対市中金融機関分として償還を行うこととする。
- 五、市中金融機関が償還を受ける国債銘柄は、低利債に片寄らないよう適切な指導を行うとともに、個々の市中金融機関に対する償還割当額も、当該金融機関の金繰状況のみならず、国債所有高、指定預金高、預金部資金預託高等を勘案し決定するようにする。

市中金融機関に対する第一四半期債務償還実施細目(理、昭二五、六、一五)

「昭和二十五年市中金融機関に対する債務償還方針」による差当りの実施細目は左によるものとする。

- 一、第四項の「日銀オペレーション」は必ずしもヒモ付だけを指すものでないし且つ急速に実施する必要があるので差当り無条件で買入を行うものとする。
- 但し、償還資金はなるべく社債及び金融債の買入に充当するよう指導する。
- 二、償還の対象とする市中金融機関の中には銀行のみでなく、農中、商中、保険会社、無尽会社及び市街地信用組合をも含めるものとする。
- 三、各市中金融機関別の償還額は原則として三月末国債保有高の比率によつて割当を行なうものとする。
- 四、市中金融機関が償還を受ける国債が低利債に片よらないようにするため原則として四分利以上のものと四分利未満のものと同比率を以て償還するようにする。

ここでは、資金の民間への還流と金融調節という配慮の他に、買上価格が画一的であることから償還銘柄が低利債に偏る可能性を考慮し、いわば行政指導によつてこれを調整しようという、国庫負担の見地からの配慮が働いていることがうかがわれる。

ちなみに、金融機関からの債務償還が検討され始めた頃、日本銀行が、償還の対象として低利の国債を優先させることを考えていたのも、同じく、償還価格の画一性によるものだといつてよいだろう。たとえば、日本銀行作成の昭和二五年二月二一日企第八号「昭和二十五年政府債務償還の方法について(大蔵省改訂案とその問題点)」(大蔵省所蔵日本銀行資料)は次のように述べている。

なお償還の対象としては高利の国債は金融機関の資産構成上の見地よりして、又日本銀行としても将来金融操作に利用し得る場合も考えられるから、なるべく残しておく方が望ましいと考えられるので原則として先ず流通性のない政府借入金、次いで低利の国債を優先せしむべきものと考えられる。

(3) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(4) 券面額の大きさから対象証券の償還進捗率をみると別表1の如くである(二六年三月末日現在)。

(5) 本文の償還額の数値と対比する意味で、この間の債務償還費を掲出すると別表2の如くである。

別表 2 昭和24, 25, 26年度予算中の債務償還費

(単位 百万円)

会計別	会計年度 24	25		26	計
		当 初	移用及び 補 正		
I 一般会計	3,781	72,317	△ 24,590	10,780	62,288
II 特別会計	34,304	56,262	19,700	2,452	112,718
外 為	—	—	19,700	—	19,700
印刷庁	845	135	—	203	1,183
貴金属	500	—	—	—	500
財産税	1,399	576	—	1,985	3,960
見返資金	(62,467)	50,000	—	—	(62,467) 50,000
薪炭需給	5,414	—	—	—	5,414
漁船再保	—	20	—	—	20
自作農	1,066	4,421	—	—	5,487
開拓者	9	32	—	67	108
国有林野	—	97	—	197	294
貿易	25,000	—	—	—	25,000
不正保有	—	981	—	—	981
電 通	70	—	—	—	70
III 政府機関	110,406	—	—	—	110,406
復 金	109,133	—	—	—	109,133
国民金融	1,273	—	—	—	1,273
計	148,491	128,579	△ 4,890	13,232	285,412

(注) 1. 見返資金の債務償還中、復金の復金償還との重複分は、かっこ内に外書した。

2. 25年度一般会計より警察予備隊へ20,000百万円、海上保安庁へ4,590百万円移用した。

出所：『財政金融統計月報』第30号，79ページ。

第四節 国債にかんする諸政策

国債にかんする諸政策のうち、この時期の国債の様相を大きく規定した債務償還政策については既に述べたから、以下では、その他の諸政策をとり上げる。

一 公開市場操作

二四年度予算が財政資金対民間収支の引揚超過を予想させるものであったことについては既に述べたが、それに伴うショックを緩和する方策として、引揚超過の範囲内で、日本銀行は貸出増とともに、長期国債や復金債の買オペレーションをおこなった。この問題は、それ自体は金融政策の問題であるから詳細は「金融」編に譲るが、国債の保有分布の変化をもたらした一因だというだけではなく、上述の債務償還政策と結合しておこなわれたという面もあり、また、オペレーションのあり方のうちに、この時期の国債問題の特長が表現されているという側面もあるので、ここでも簡単に触れることにする。

ドッジ・ラインの影響が顕在化して金詰まりが深刻化するとともに、財界から活発な意見が提出されるが、大蔵省内においてもその対策の検討がおこなわれる。昭和二四年六月一五日付大蔵省作成の「現下の金融梗塞とその対策について」⁽²⁾では、金融梗塞の原因を検討した後、「本年度予算は一、〇〇〇億円に近い通貨収縮要因を含んでいるか

ら、デフレを回避して、ディスプレイインフレーションの線を維持するためには、金融面における相当積極的な資金操作をおこなわなければならないと考える」とし、かかる金融面の対策の一つとして、「見返資金の運用が開始されれば国債及復金債の償還が行われる等通貨信用の調節に幅のある操作が可能となるから、日本銀行に設けられた政策委員会の活発な運営により弾力性ある信用政策の実施を期したい」と述べている。そして、六月一八日に発足した日銀政策委員会は、七月五日付大蔵省銀行局作成の「最近の金融情勢に対処する当面の金融対策について」を審議して、「日銀のオペレーションの積極化」異議なし」という方針を決定する⁽³⁾。

他方、大蔵省は七月一二日付で「金詰り緩和方策」⁽⁴⁾をとりまとめ、翌二三日、司令部に提出する⁽⁵⁾。この「方策」では、「一般金融対策」として、次のようにオペレーションの問題がとり上げられている。

(一) 日銀のオペレーションの積極化

日銀においては過般来起債市場の育成強化に資すると共に重要産業設備資金の疎通を図るため、金融機関の社債投資額と見合せて所謂「ヒモ附」で復金債の買入れを行うこととしたのであるが、今後更にこれを拡張して、一層積極的にオペレーションを行うこととしたい。

この対策にたいする司令部側の反応は概して好意的といえる。七月一五日の協議の模様を「渡辺武日誌」は次のように記している。

七月一五日(金)

午後 Fine, Reed, Phillips, Hutchinson と会見、当方池田、渡辺、愛知、鈴木、杉山、宮沢、水曜日提出の金詰り対策を中心として協議二時間余に及ぶ

- (1) 総合的研究なることに Fine は満足の意を表し全般的に協力的なり
- (2) 日銀政策委員会に金融問題に付広般な自由裁量を与へんとする傾向強し

(3) 日銀紐付融資、高率適用緩和には同意なるも、融資規制緩和(丙種の自由限度拡張)には多少異見あり
 ここでみる限り、オペレーションにかんしては、司令部側も暗黙の了解を示したといつてよい。

こうして、マーケット・オペレーションは金詰まり緩和策の重要な一環として拡大されることになる。昭和二四年中の実績は表8-30の如くである。その後の推移についていえば、表8-31にみるように、オペレーションの規模は二五年度に入って縮小する。見返資金貸付の活発化、国債の償還等があり、また、朝鮮動乱の勃発による経済情勢の変化をみて、徐々にその規模は縮小し、二六年九月打ち切りとなる。なお、表8-31で債務償還分とあるのは、金融機関所有の国債を償還するとき、日本銀行がいったん買い上げ、それを償還するという形をとった場合である。⁽⁶⁾

ところで、この間のオペレーションの対象は、当初こそ復金債の比重が高かったが、二四年九月以降は、もっぱら長期国債であった。そして、これらの長期国債の買入価格が画一的に設定されたことが、この間の買オペの一つの特長であった。すなわち、原則として、終戦前発行の国債は額面一〇〇円につき九八円、終戦後発行のものは発行価格または交付価格とされた。その理由について、二四年七月八日付の日本銀行作成文書「中小企業金融等促進のため無尽会社及び市街地信用組合より国債を買入れる件」⁽⁷⁾は次のように説明している。

二、国債の買入価格は原則として時価によるべきであるが、証券業者の店頭売買等に於ける気配相場を其の儘採用することは金融機関の損益に及ぼす影響殊に金融機関再建整備法による確定評価基準との関係等よりして不適当であるので、他に何等かの基準を求めざるを得ないが、

(一) 確定評価基準又は確定評価基準算定方式により算定せる買入時の現在価格によることは建前よりして過高であるのみならず終戦後発行の四分利附及五分利附国債を額面を以て買入れない限り終戦前発行の三分利附国債より低い価格で買入れざるを得ない不合理を生ずる。

(二) 均等利廻方式により現在価格をとることも右(一)の場合と同様過高であるのみならず特に五分利国債の如きは額面以上に評

価せざるを得ない結果を生ずる。

(三) 発行価格によれば終戦前発行の交付公債については発行価格を確認し得ないものがあるのみでなく同一利廻りの国債についても発行価格の異なる場合は不合理である。

(四) 確認し得る最近の時価として終戦前最終相場をとることにすれば、均等上終戦後発行された四分利附又は五分利附国債は額面で買わなければならない不合理を生ずる。

右の様に何れによるにせよ何等かの不合理を避けられないので、次の理由により現在本行の担保価格算定上の時価として採用している様に差当り各銘柄を通じ額面百円に付九十八円を以て買入価格とすることが最も便宜であり且つ比較的矛盾も少ないこと。

(一) 金融機関再建整備法に基く確定評価基準による国債の価格は最も低いものでも九十八円を上廻つて居るが、其の償却により国債の帳簿価格は銀行においては概ね九十三、四円となつており、金融機関の経理に著しい影響を及ぼさないこと。

(二) 将来対日援助見返資金を以て本行又は市中金融機関所有国債の買入又は期限前償還を行う場合をも考慮する必要あること。

(三) 本行貸出の場合の担保価格も九十八円と定めており事務上にも最も簡明であること。

ところが、上述の債務償還分については、金融機関所有の国債の買上償還の場合と同一条件とされた。すなわち、利付国債は額面一〇〇円につき九八円の割による額に経過利子相当額を加算したもの、特殊国庫債券、四分半利国庫債券および五分半利国庫債券は交付価格(一〇〇円)に経過利子相当額を加算したもの⁽⁸⁾、という条件であった。この場合には、いったん日本銀行が買い入れた上で、原則として即日償還を受けるものとされてはいたが、日本銀行の国債買入価格について、同じ時期に二種類の基準による擬制評価がおこなわれたということになる。このことは正常な流通市場で国債の価格形成がおこなわれていない状況を象徴的に示すものといえる。

表 8-30 昭和24年6月以降月別債券・国債

措 置 目 的	実 行 日	買 入 先	銘 柄	条 件	月
					6 月
起債市場育成	6月1日以降	銀行 信託銀行	復金債	社債引受相当額	1,202,800,000
産業資金供給 重要産業に対する長期資金供給	7月18日以降	信託銀行 銀行	長期国債(除,電 国,特国,割国)	3月末合同運用 口残高の50%	—
日売株増資払込資金供給	9月1日				—
第一次年末金融対策	12月12日				—
第二次年末金融対策	12月20日				—
炭鉱営業関係資材代未払金の整理融資	12月22日				—
				年末限りの特別措置	—
				(小 計)	—
人絹会社の設備資金供給 生保の産業融資助長(第二次)	7月25日	生 保	終戦前発行国債 補償国債	{ 当初売戻条件 付, 12月14日 これを解除	—
硫酸設備資金供給 重要産業に対する長期資金供給	6月11日以降				218,000,000
電鉄会社に対する設備新設復旧資金供給	8月24日				—
重要産業に対する株式払込資金供給(第三次)	9月1日以降				—
公算及売出株購入資金供給(第四次)	9月2日				—
日売株増資払込資金供給(第五次)	10月19日以降				—
所有株増資払込資金供給(第六次)	11月9日				—
所有株増資払込資金供給	11月22日				—
株式購入資金供給	12月20日				—
	12月19日				—
	12月16日				—
				(小 計)	218,000,000
中小企業金融促進 農林漁業生産復興並に系統内季節資金融通	7月18日以降	市街地債組 無尽会社 農林中金	長期国債(除,電 国,特国,割国)	3月末所有国債 同額まで	—
	12月22日				—
					債 券 1,202,800,000
					国 債 218,000,000
					計 1,420,800,000

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

買入金融操作一覧(昭和24年12月31日)

(単位 円)

別	買 入 実 績 額						
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
	2,170,600,000	2,829,050,000	—	—	—	—	6,202,450,000
	116,006,650	180,685,950	10,150,000	—	—	—	306,842,600
	—	—	1,192,672,900	3,543,393,625	1,921,658,900	1,654,425,950	8,312,151,375
	—	—	—	—	—	35,055,000	35,055,000
	—	—	—	—	—	4,235,916,900	4,235,916,900
	—	—	—	—	—	3,249,041,000	3,249,041,000
	—	—	—	—	—	177,000,000	177,000,000
	116,006,650	180,685,950	1,202,822,900	3,543,393,625	1,921,658,900	9,351,438,850	16,316,006,875
	384,143,750	2,356,250	—	—	—	—	386,500,000
	253,000,000	82,000,000	14,000,000	33,000,000	—	—	600,000,000
	—	60,000,000	—	—	—	—	60,000,000
	—	—	149,000,000	516,000,000	444,000,000	249,500,000	1,358,500,000
	—	—	90,000,000	—	—	—	90,000,000
	—	—	—	130,000,000	120,000,000	—	250,000,000
	—	—	—	—	500,000,000	—	500,000,000
	—	—	—	—	303,000,000	—	303,000,000
	—	—	—	—	—	300,000,000	300,000,000
	—	—	—	—	—	200,000,000	200,000,000
	—	—	—	—	—	830,000,000	830,000,000
	637,143,750	144,356,250	253,000,000	679,000,000	1,367,000,000	1,579,500,000	4,878,000,000
	81,704,425	588,147,525	124,021,250	56,676,600	49,001,300	152,302,700	1,051,853,800
	—	—	1,638,000,000	—	—	2,000,000,000	3,638,000,000
	2,170,600,000	2,829,050,000	—	—	—	—	6,202,450,000
	834,854,825	913,189,725	3,217,844,150	4,279,070,225	3,337,660,200	13,083,241,550	25,883,860,675
	3,005,454,825	3,742,239,725	3,217,844,150	4,279,070,225	3,337,660,200	13,083,241,550	32,086,310,675

表 8-31 昭和25・26年中月別

1. 昭和25年

措 置 目 的	買 入 先	月 別 国 債				
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
重要産業に対する 長期資金供給	銀行 信託銀行	3,317,684	1,992,022	1,105,087	1,723,084	803,330
無 条 件	〃	—	(金融緩和) 2,058,642	(金融緩和) 3,591,983	(金融緩和) 357,231	—
	(小 計)	3,317,684	4,050,665	4,697,070	2,080,315	803,330
所有株式の増資払 込資金及び重要産 業に対する長期資 金供給	生 保	262,100	159,000	512,665	105,834	41,019
株式購入資金供給	〃	1,000	—	—	—	—
無 条 件	〃	—	—	—	—	—
	(小 計)	263,100	159,000	512,665	105,834	41,019
重要産業に対する 長期資金供給	農 中	—	—	—	—	—
営農資金供給	〃	—	—	—	3,021,000	—
無 条 件	〃	—	—	—	—	—
	(小 計)	—	—	—	3,021,000	—
無 条 件	商 中	—	—	—	—	—
無 条 件	損 保	—	—	—	—	—
中小企業金融促進	市街地信用組 合, 無尽会社	111,194	223,811	334,119	27,688	7,139
無 条 件	〃	—	—	—	—	—
	(小 計)	111,194	223,811	334,119	27,688	7,139
合 計		3,691,978	4,433,476	5,543,856	5,234,838	851,489

2. 昭和26年

買 入 目 的	買 入 先	月 別 国 債			
		1 月	2 月	3 月	4 月
重要産業に対する 長期資金供給	銀行, 信託銀行	478,764	416,359	485,955	387,742
	生 保	12,566	13,649	19,691	9,829
	農 中	157,000	173,000	147,000	30,000
	(小 計)	648,330	603,008	652,647	427,572
中小企業金融促進	市街地信用組 合, 無尽会社	6,814	—	—	—
合 計		655,145	603,008	652,647	427,572

(注) 1. 「昭和25年」の合計欄かっこ内は、債務償還および同見合分で内書。
 2. 「昭和26年」の小計欄 a) は、利附商工債券を対象とする買入れ分(43,750千
 出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

長期国債買入金融操作一覧

(単位 千円)

債 買 入 実 績							
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
130,446	—	3,524,771	2,882,518	2,194,281	2,285,509	1,381,670	21,340,408
(債務償還)	(債務償還)	—	—	—	—	—	—
5,437,431	85,155	—	—	—	—	—	17,298,821
	(同上見合)	—	—	—	—	—	—
5,567,878	5,768,377	3,524,771	2,882,518	2,194,281	2,285,509	1,381,670	38,639,229
	5,853,532	—	—	—	—	—	—
19,353	—	95,930	165,684	118,961	28,600	9,812	1,518,960
—	—	—	—	—	—	—	1,000
(債務償還)	(債務償還見合)	—	—	—	—	—	—
125,000	263,523	—	—	—	—	—	388,523
144,353	263,523	95,930	165,684	118,961	28,600	9,812	1,908,483
—	—	773,527	490,000	—	—	—	1,263,527
—	—	—	—	—	—	—	3,021,000
(債務償還)	(債務償還)	—	—	—	—	—	—
1,384,000	1,000,000	—	—	—	—	—	3,280,000
	(同上見合)	—	—	—	—	—	—
1,384,000	896,000	773,527	490,000	—	—	—	7,564,527
	1,896,000	—	—	—	—	—	—
(債務償還)	(債務償還見合)	—	—	—	—	—	—
3,000	29,778	—	—	—	—	—	32,778
(債務償還)	(債務償還見合)	—	—	—	—	—	—
7,754	10,062	—	—	—	—	—	17,817
14,200	38,402	10,588	32,055	21,119	1,180	13,082	834,581
(債務償還)	(債務償還)	—	—	—	—	—	—
11,611	3,085	—	—	—	—	—	14,696
25,811	41,487	10,588	32,055	21,119	1,180	13,082	849,278
(6,968,796)	(8,055,980)	4,404,817	3,570,258	2,334,362	2,315,289	1,404,565	49,012,114
7,132,797	8,094,383	—	—	—	—	—	—

(単位 千円)

買 入 実 績					
5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合 計
241,698	240,338	151,928	72,687	46,715	2,522,186
1,500	6,900	2,999	2,200	4,178	73,514
25,000	27,000	15,000	19,000	16,000	609,000
268,198	274,238	169,928	93,887	66,894	a) 3,204,706
—	—	—	—	—	6,814
268,198	274,238	169,928	93,887	66,894	3,211,520

円) を含む。

買入価格のこのような擬制評価の結果、オペレーションにさいして買入先からの買入額の決定には往々にして特殊の配慮を必要とした。昭和二十四年七月一二日付の日本銀行作成文書「中小企業金融等促進のため無尽会社及び市街地信用組合より国債を買入れる件」⁽⁹⁾は次のように述べている。

(二) 買入実行に当つては差当り左により買入額を決定すること。

(1) 買入先が本行措置に便乗して市中より低い時価により国債買漁りをする等のことなき様留意し、買入対象となる国債は本年三月末現在の所有残高を基準とすること。

また、買上額の銀行間割振りについて、二四年八月一九日の日銀政策委員会で次のような議論が交わされている⁽¹⁰⁾も買入価格の擬制評価に起因するものである。

国債買上げは銀行の融資部⁽¹¹⁾に応じて各銀行間に割振ることは、国債を多額に所有するものにとり採算上不利な扱いということが話題となり、むしろ国債保有高に応じ割振るべきではないかとの意見が出たが……

この時期のマーケット・オペレーションのもう一つの特長は、いわゆる「紐付オペレーション」という点にある。たしかに、いわゆる「無条件オペレーション」も年末その他におこなわれはしたが、多くの場合、たんにデフレ緩和のための通貨量の調整だけではなく、表8-30および表8-31にみたように、起債市場育成、中小企業金融促進、重要産業に対する長期資金供給等々の特定の目的のための、いわゆる「紐付オペレーション」の形でおこなわれたのである。

このような公開市場のあり方について司令部は疑問を投げかけるが、この問題にたいする注目は、同時に国債市場の特異な状況にかんする認識に導くものであった。日銀政策委員会に於て一〇月一四日付のESS日本財政課のアリソン J. R. Allison 署名の覚書「国債買入方針」⁽¹¹⁾は次のように述べている。

国債買入方針

一、参照覚書

A、日銀政策委員会の目的に関する同委員会委員とマーケット少将との会見についての新聞発表（一九四九年六月二十八日附）

B、政策委員会月報第二号（八月分）「政策委員会の国債買入方針に関して」

二、当課は、上記参照覚書一Bの政策委員会の決定は次の目的に反する効果を有するものと考え。

イ 中央銀行とその取引銀行との間の健全且つ衡平な関係を発展せしめること

ロ 公開市場の基盤に於て国債の正常且つ安定した市場を維持すること

三、上述の政策は現在の異常な状態に於てすら必要であるよりも、自由国債市場から遙かに遠ざかっている様に思われる。何となれば右政策は明かに法定の優先順位による資金の供給以上のものであって、資金を個人企業へさし向けようとするものであるからである。

この事は司令部が自由企業の原則及び、健全且つ建設的な中央銀行融資の原則と両立しないものと考える指定融資の観念を意味する。

四、政策委員会は如何なる方法で、又如何なる範囲まで上記第三項の補足説明及第二項記述の原則に略示された行為を為すべきかを指示しなければならぬ。

正常な国債市場を維持するに適切な配慮の下に政策委員会がもつ政策若くは手続に関する情報も亦提供せねばならぬ。

（後略—引用者）

この覚書の中心論点であるオペレーションのあり方という問題については、その後の司令部との接触の過程で、司令部側が左程深刻に問題を考えているわけではないことが判明する⁽¹²⁾が、この問題についての注目は、同時に、国債市場の現状が「自由国債市場から遙かに遠ざかっ」た存在であり、「国債の正常且つ安定した市場を維持する」ものでは

ないという事実を際立たせたといえる。ちなみに、この覚書で言及されている六月二十八日の日銀政策委員会との会見のさい、マーケットは次のように述べている。⁽¹³⁾

秩序あり且つ安定せる国債市場の維持も亦基本的要請であつて、政策委員会が公開市場政策を展開するに当つては、日本経済再建の為満足すべき速度を維持して行く為の適当な資金を供給するということと共に亦国債市場の維持という要請をも目的としなければならぬ。

なお、日本銀行のおこなつた国債の売買としては、政府機関との間の売買があるので付け加えておこう。⁽¹⁴⁾ この場合には、金融調節的な意味は稀薄で、これら政府機関の余裕金の運用を主たる目的とするものであった。このような場合、政府短期証券による運用が普通であるが、日本銀行手持ちの短期証券が少ない際に、長期国債を買戻し条件つきで売却したのである。既述の米国対日援助見返資金特別会計にたいする五〇〇億円の長期国債の売却（二六年九月）もこの一例といえるが、その他にも住宅金融公庫にたいして二五年八月および二六年二月に、復興金融公庫にたいして二六年二月から一〇月までに、閉鎖機関整理委員会にたいして二六年四月に、日本輸出銀行にたいして二六年四月および九月に、日本開発銀行にたいして二六年四月および八月に、それぞれ、買戻し条件付きで長期国債が売却された。また、二六年四月から二七年二月の間、大蔵省は司令部の返還命令によって連合国財産である国債の返還をおこなうことになり、すでに戦時中売却済みのものについては買い入れて返還することとし、日本銀行所有の指定銘柄額の国債を買い入れる等のことがあった。

二 税 制

この時期の国債にかんする税制の問題については、次の二つの事情を念頭におかなければならない。一つは、この

時期の税制の問題が、シャープ勧告とそれにもとづく全般的な税制改正の問題であり、さらに、シャープ税制の修正にかんする問題だということである。もう一つは、上述のように、この時期には、国債の新規発行はきわめて僅小だったし、インフレーションと債務償還政策の結果、国債の残高も小さなものとなったから、国債にかんする税制の改正といつても、とくに国債について特別の関心や政策的意図があつたわけではないことである。利子所得や有価証券の移転にかんするより一般的な税制改正の一環として、あるいは、その結果として、国債にかんする税制も改正されたにすぎないということである。したがって、国債にかんする税制だけを抽出することの意義は必ずしも大きいとはいえないが、前期との連続性に留意しつつ、その後の経過を簡単に説明しておこう。これらの改正のシャープ税制全体の中で占める位置づけや、その後の修正の一般的な意義については「租税」編の記述に委ねたい。

二三年の暮にシャープ使節団の来日が明らかになれ、⁽¹⁵⁾ 翌年五月に一行が到着し、九月、「勧告」の本文が発表されるが、この間、各界からさまざまな要望や陳情が提出された。国債にかんする税制の中心である利子所得課税については活発な意見が出された。全国銀行協会連合会が、従来の主張をくり返して、預金利子所得にたいし源泉分離課税（二〇％）を要望した⁽¹⁶⁾のは当然として、内閣に設置された税制審議会（会長塚田十一郎）も、二四年七月一二日の中間報告で、「少くとも当分のうち」は源泉課税の例外的措置やむなしとし、次のようにいつている。⁽¹⁷⁾

所得税に経済政策的考慮を織り込むことは、必ずしも妥当と考へないが、預貯金の利子及び株式の譲渡所得の課税については、資本の蓄積及び証券民主化等の見地からも、課税上の便宜の見地からも源泉課税等の例外的措置をとることは、少くとも当分のうちはやむを得ない。

また、日銀政策委員会も、次のような論議をへて、七月一八日、シャープ使節団への陳情を可決している。⁽¹⁸⁾

七月十一日

一、預貯金利子課税方法改善に関し司令部へ陳情の件
日銀執行部に起案せしめた主題の件につき検討
その内容は、

(イ) 源泉課税一本とその税率を二五%とする。

(ロ) 国民貯蓄組合預貯金の非課税限度を一五万円に引上げる。

というにあるが、本件の見透につきいろいろ論議

(岸) 預金に秘密性を与えねばならないということがどうしても司令部にはわからぬ。税を払うのは当然と知っている。

(宮島) 日本人の習慣として財産を他人に知られたくないのだ。税をとるより、どちらの方が国の為になるかを説明しなければならぬ。

(中山) 理論的にはむづかしい問題と思うが、ここ数年(経済安定迄)という事で話すべきである。

結局、日銀にて更に修文することとした。

七月十八日

一、預貯金利子課税に関するシャウプ使節団への陳情の件

別紙陳情文案を検討、可決。

なお、舟山委員よりは大蔵省部内に於ては税理論面よりの反対論あるべき旨念を押ししたが、当委員会の意見としてこの様に陳情することはよからうということであった。

(別紙)

預貯金等利子課税についての意見書(昭和二四年七月一八日日銀政策委員会決定)

当面の金融政策において通貨の安定を図り緊要な産業資金を確保するために貯蓄の増加が特に重要なことは更に言を俟たない所であるが今後財政面よりする資金の撒布超過がなくなるのに伴い貯蓄の見透は容易ではないので、これが増強のためには格

別の努力を必要とし、預貯金等利子課税に関しても次の如き措置が要望される。

一、預貯金等(金銭信託等を含む、以下同じ)の利子は他の所得と総合することなく源泉課税一本とし、その税率は二五%程度とすること。

二、国民貯蓄組合預貯金の非課税限度を一五万円程度に引上げること。

従来我国においては税務官署によつて預貯金に対する検査が頻繁に行われており、そのことが預貯金の増加を妨げている実情であり、一般の国民心理として預金をすることによつて若干の利子が得られるとしてもそれによつて所得が課税上過大に見積られることを極度に警戒している。従つて税務運用上預金の取扱には特に慎重を要するのであるが、より根本的には預貯金利子に対する総合課税を廃し源泉課税一本とすることが必要である。現在総合課税が実施せられているために金融機関は年額三〇〇円以上の利子を支払つた者について税務署に調査を提出することとせられている。預金者としては、斯る調査が税務署に提出せられそれを手懸りとして、所得の調査が為されることを慮れるものであり、源泉課税一本として斯様なことがなくなればその預貯金増加に及ぼす効果は極めて大きいものと思われる。

又金融機関はこの調査を提出するために非常な手数を買している。現に金融機関はその煩に耐えかねて調査提出不要限度を支払子年額一、〇〇〇円未満に迄引上げることが要望しているが、しかし調査作成のためには、全口座に付調査提出の要否を確かめる等の基礎調査を要するので、この限度を引上げてもそれに比例して手数が減ることにはならない。(中略—引用者)斯様な事情であるから金融機関の事務能率向上の見地からも総合課税を廃し、源泉課税一本とすることが極めて望ましい。

現在預貯金等の利子所得税について源泉選択の方法が認められてはいるが、その場合の税率は六〇%と極めて高いのでそれによつていものは甚だしい。大体預貯金の現在の利率は、次の如く低きに過ぎ貯蓄増強のためにはこれを引上げる必要があるのであるが金利政策上の見地からそれも実行し難い事情に在る。

預貯金(一ヶ年定期)

年利 四・四〇

金銭信託(五年以上)

五・〇〇

国債(期限五年表面利率年五%発行価格九八円) ≪ 五・五二六
 興銀債(期限一年割引発行) ≪ 八・三二五

会社債(期限三年表面利率年九・五%発行価格九七円) ≪ 一〇・八〇

従って預貯金等の利子課税は出来るだけ軽減することが必要である。然し乍ら、一方歳入確保の見地からも考慮を要するので源泉課税一本とする場合その税率は二五%程度とすることが適当と考えられる。仮に二十三年度における預貯金利子課税の実績、源泉徴収分五六四百万円、源泉選択分八八百万円、総合課税分五百百万円、合計六五七百万円に基き、これを凡て二五%の税率により源泉徴収をするものとする税額は七四二百万円と寧ろ増収となるものと推算せられる。更に斯様な税制上の優遇により預貯金が増加することを予想すれば税収は確実に増加するものと考えられる。

一方国民貯蓄組合預貯金の現行非課税限度三万円は既に低きに過ぎるので、これが引上げが必要であるが、右の如く税率を一律に一五%とするときは、現在二〇%の源泉課税のみで総合課税のかからない者に対しては却って増税となることとなるので、それを防ぐためにこの非課税限度は大幅に引上げることが必要であり、一五万円程度とすることが適当と考えられる。

以上述べた所は凡て総合して凡ての所得に共通した一定の累進税率を以て課税すべきであるという原則には反することとなるが、そのような理論的な難点にも不拘、斯る措置によつて預貯金の増加を見るならば、その日本経済安定のために益する所は極めて大きいものと考えられる。従つて斯る措置は少くとも日本経済の安定に至る迄の暫定的措置としては何うしても必要なことと考えられる。特に御配慮を煩す次第である。

これらの意見書が利子所得の源泉分離課税の根拠としているのは、「資本の蓄積」、「貯蓄の増強」、「預貯金の増加」という、従来からくり返されてきた観点であり、しかも、それを「今後財政面よりする資金の撒布超過がなくなる」というこの時期の経済状況や、当時の徴税制度の現実による納税者の危惧を背景として強調しようとしている。そして、「日本経済の安定に至る迄の暫定的措置」として必要なだと主張するのである。なお、利子所得についても、

ここで主として念頭にあるのは金融機関の預金の問題であつた。

また、有価証券移転税についても、証券業界は夙にその軽減を要望していた。全国証券業協会連合会は、昭和二四年二月、大蔵省に次のような陳情書を提出している。⁽²⁰⁾

有価証券移転税に対する陳情書

一、証券投資を優遇して、産業資金調達を容易ならしめるため、本税率を大幅に引下げること。

二、証券売買の仲介を業務とする有価証券業者に対しては、本税を全廃すること。

右の要望に対する理由は次の通りであります。

理由

一、わが国の経済再建には株式や社債の投資によつて産業資金が調達されることが目下の急務でありまして、而もこれを経済の民主化の線に沿つて果そうとすれば、一般大衆の株式投資を奨励しなければなりません。従つて証券投資は決して業者や投資家個人の私事によるというよりは国民経済的観点からの急速な解決を要する現実の問題となつてきたのであります。

そこで一日も早く証券投資を優遇して、大衆に便宜をはかるため株式を買受ける場合に大衆投資者に出来るだけ証券投資に対する負担を軽減することが必要であると共に証券売買の仲介を主とする証券業者の経費の軽減を計る必要があると思われま。

然るに、これを有価証券移転税に付いてみるに、右の目的に反して昨年七月改正施行の税率は本税創設当時の十倍の高率であり、而も最近の会社資本額の膨脹に伴う株式数の増加、インフレによる株価高により、其の買受の度毎に其の取得価格に対する其の徴税金額は非常に多額に達し、政府の該税に対する収入は予算税額より遙かに上廻つていと聞いていますが、抑々証券は不動産の取得移転と異り常に転帳流通されるべき性質のもので、その高い取得価格に流通の度毎に高

率に徴収されることは、証券の流通を阻害すること甚しく大衆投資層に株式を持たせねばならぬ現下の我国経済民主化、証券投資普及の目的に背反するもので、我国経済再建には非常な障壁をなしている現状であります。むしろかかる税は全廃するか或は、大幅の税率引下げをなすことこそ、時代に即応した処置と思われれます。

二、現行移転税率の引上げは、一昨年の税率の二倍とはいえず、その引上率は実際実施せられていないので、事実は一挙に四倍の率に引上げられ、その為め買受人の負担は益々加重されました。而もこの大幅引上げの理由も取引高税の新設に伴い、それとの均衡上、引上げたという理由に過ぎないのでありますから、近く取引高税の撤廃が予想せられる際、当然この移転税率については引下げられるべきことと思われれます。

三、証券業者の該税に付いては、業者は証券という商品の売買の仲介を主としてなすものであり、又其の徴収事務の煩瑣と、これが為めの人件費の増大に苦しんでいる現状でありますから、その行う有価証券の取得に対して何卒、業者の該税を免除せられ、業者をして本来の業務である証券売買の仲介の機能を十分に発揮せしめられるようお願いいたします。

この場合も、主眼は株式の売買にあるようであるが、この税が有価証券の流通を阻害し、ひいては、日本経済の再建と民主化に支障を来たすとして、税率の大幅引下げを要望している。

さて、八月二七日作成が完了し、九月一五日発表された「シャープ使節団日本税制報告書」(Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission)において、上記の諸点は次のように勧告された。まず、利子所得については、全額を個人の所得に算入して総合課税することが勧告され、分離課税の要望は全面的に斥けられた。次の如くである。⁽²¹⁾

銀行預金利子およびその他の貸金利子

この種の所得に対しては、累進税率で所得税を課税することをやめて、一定の比例税率で課税すべきであるとする、多くの提案がなされている。これらの提案のうちには、この種の所得に対し、所得税を課すことは、理論上よりもむしろ実際上一層不公平であるという、少くともある程度まではもつともらしい理由をもっているものもある。しかし銀行利子には比例税率で源泉課

税を行い、その他の所得税は一切これを課すべきでないという提案については、われわれはいかなる長所をも発見できない。

所得税が大幅に逋脱されている現状に鑑みてこの比例税率による課税が必要であり、これこそ多額の税額を徴収する唯一の方法であるという主張も行われている。しかしこれを真実であるとすれば、預金者に対して、利子所得ばかりでなく他の源泉から生ずる所得をも匿す目的のために預金を匿名で無数の口座に分散することを容認するような政策に、その大部分の責が負わされるべきものである。かような政策は、何としても弁明することはできない。

われわれは、今後、いかなる銀行にも、相当の理由によって預金者の真正な名義で行われていないと信ぜられるような預金は、一切これを禁止するように勧告する。更に、納税者の所得調査の目的を以て、税務調査官が相当の令状を呈示して、銀行の書類を検査できるようにすべきである。これらの措置が講ぜられれば、おそらく正当な所得税を免れるような利子額は消失するであろう。

更に、源泉において多額の金額を徴収するために、最終的に一定の比例税率で課税することは必要ではない。二〇%ないし二五%の源泉課税が行われれば、大抵の納税者の利子所得に関する責任は果されたことになるであろう。したがって、その利子額が所得税申告書に記載されていなくても、脱税額は比較的少いであろう。しかしながら、かかる所得に対して、これ以上課税せぬことを法律で定めれば、利子所得はもはや完全に課税当局の力の及ばないところとなり、巨額な利子所得といえども、比較的軽少な税を課されるにすぎぬものとなる。かくて銀行預金は富裕階級のための脱税の避難所と化し、累進所得税の原則は完全にじゅうりんされてしまうであろう。

銀行利子に特権を与えるためにする他の主張は、かかる特権は、個人所持金の寄託場所として銀行の利用を奨励する目的上必要であるというのである。それは節約を奨励し、したがって、日本の資本の蓄積を助長するものであると主張されている。しかしながら、事実においては、この特権は全然逆効果を生じるだろう。少額貯蓄者に対しては、この比例税率では、源泉徴収の税率と、自己の所得に対して納めねばならない税率とは殆ど同一となるのであるから、實際上この特権はなんらの効果をも有しないであろう。

彼の利子に対する税額は、特権があろうとなかろうと、変りないであろう。この特権の主たる効果は高額所得者にあらわれることになる。しかし、高額所得者は、銀行預金の形によらなくとも、それ以外の方法でかれらの節約を投資できるのであり、事実、他の投資方法の方が、単に銀行に預金する方法よりも、新資本の形成を促進することがはるかに大きいであろう。(中略—引用者) 銀行預金に全額課税を行えば、富裕な投資家に銀行預金を回避させ、その結果銀行などでは引受けられぬ株式その他の有価証券の購入の類に投資させるといふ好結果が生ずるであろう。これによつて、現実に資本の拡張に用いられ得る種類の資金が調達されることとなるのである。

(中略—引用者)

要するに、いかなる種類の利子も課税の目的のためにすべてその全額を個人の所得に算入すべきであると勧告する。今日論んでいる税率の改正をもつてしては、源泉選択の場合の六〇%の比例税率は空文となるのであろうが、それは、個人の総合純所得に対する課税を行わないのであるから、いずれにしても廃止されるべきものである。

「報告書」が主として念頭においているのは、ここでも銀行預金の利子であるが、源泉分離課税は富裕階級に脱税のための避難所を提供するものであるとされ、資本の蓄積という観点についても、総合課税は直接投資を誘導するといふ好結果をもたらすとされて、銀行界の要望は、文字通り、全面的に拒否されたのである。

なお、日本に居住していない外国人の利子所得にたいしては、外資導入の見地から、源泉徴収の税率を二〇%から一〇%に引き下げることが暗に勧告している。⁽²²⁾

外国人は、商業貸付あるいは債務証券の形で投資をすることを望むかもしれない。現在外国人および日本に居住していない外国人に支払われるすべての利子は二〇%の源泉徴収を受けている。この二〇%の源泉徴収は、日本在住の外国人になされる限り正当であろう。しかし、もし外資の導入が緊急を要するものであれば、日本に居住していない外国人に、これを行うことは必ずしも正当ではない。この税率をどうするかは、日本人自身が決定すべきものである。経済が外資を緊急に必要とするのである

から、日本人はたぶん源泉徴収の税率を一〇%まで引下げようという気持でおるのではないかと思う。

次に、有価証券移転税については、「報告書」は次のように述べて、証券界の期待以上の勧告をおこなった。⁽²³⁾

株式、債券およびその他の有価証券の譲渡は、有価証券仲買人を買受人とする株式譲渡には〇・二%、株式取引所におけるその他の株券の譲渡には〇・四%、その他すべての株券の譲渡には〇・八%の税率で課税される。株券以外の有価証券の譲渡は、〇・一%、〇・二%、〇・四%とそれぞれ課税される。この種の税は殆んど一般に行われている。しかしそれを正当づけることは難しい。もしもそれが有価証券譲渡を阻む(そう云つた目的には吾々は賛成しないが)つもりならば、この種の税は目に見えぬ程の効果はない。本税は主として直接税が今日の段階にまで発達していなかつた時代から歴史的に伝わってきたものである。

以上の「勧告」にたいしてさまざまな反応があった。当然のことながら、銀行界は強い拒絶反応を示した。一〇月二四日、全国銀行協会連合会は「シャープ勧告に基づく税制改正に対する要望意見」⁽²⁴⁾を大蔵大臣に提出して、税制改正にあたつての配慮を求めた。

シャープ使節団は、わが国税制度の中心を所得税に置き、その課税方法は総合累進を基本とすべきことを勧告している。その結果、銀行預金利子に対する課税については、現行の源泉選択制度を廃止すべしとなし、又予て金融界の強く要望して来た源泉一本課税の方法を徹底的に排撃している。

租税理論からいえば、銀行預金について何等の特殊性を認めることなく、利子全額を他の所得と合算して累進課税の対象とすべきこととなるのは当然である。

しかしながら、わが国に於ては伝統的に預貯金が資本蓄積の主要形態をなし、個人の直接投資は極めて微々たるものであつたのである。

これは単に証券投資思想の普及宣伝の不足というが如き原因だけによつたものでなく、個人の貯蓄は概して零細で、直接投資に向けることが極めて困難であり、これが預貯金として銀行に集まり、銀行はこれを産業に投ずるといふ間接投資の形をとらざる

るを得なかつたのである。

従つて資金蓄積の爲めには預貯金の方法を利用することが最も効果的であり、ここに従来銀行預金に対し源泉選択制度、無記名預金制度等が認められた理由がある。

以上の如き基本事情は現在と雖も決して消滅して居らず、むしろ敗戦によつて内外の資源を失い、資本蓄積が急務である当面のわが国に於て預貯金を通ずる資本蓄積を推進することが最も効果的であることは明かである。

勿論将来の理想的な形態としては直接投資が望ましいであらうが、現実の問題として長い間の歴史的事実を無視し、預貯金に對してこれ迄賦与されて来た施策を此際一挙に排除し、直ちに直接投資に向わしむる考え方を以てしては、勧告全般を通ずる資本蓄積促進の目的に副い得るや否や大きな疑問を抱かざるを得ないのである。

従つて此際政府に要望したいことは、右の如きわが国の銀行預金の特殊性をよく認識し、従来の施策を此際一挙に撤廃して預金者に無用の動揺を惹起しないよう慎重に考慮せられたいということである。

これについては左の如き措置を要望したい。

(イ) 銀行預金という形態が課税上容易であるとの理由によつて、他の退職容易なる資産乃至所得と課税上不均衡を生じないよう十分考慮せられたいこと。

(ロ) 無記名定期預金廃止は無記名証券の登録制度実施と共に当分延期する様是非共措置されたいこと。

(ハ) 税務当局の銀行書類の検査、銀行よりの報告等は預金者の心理を無用に刺戟しないよう慎重を期せられたいこと。

特に勧告は申告主義を採っているのであるから、銀行の税務当局への報告は従来の「支払調書」を廃止し、特定の場合税務当局の要求に基づき報告することとするのが適當であると考えられる。

(ニ) 貯蓄組合預金は零細貯蓄でもあり、郵便貯金との振合上現行のままとされたいこと。

また一〇月一九日、日銀政策委員会においても、シャープ勧告について主税局長の説明があつた後、次のような論議がおこなわれている。⁽²⁵⁾

一万田議長

税制は徒らに理論のみにはしらずその国の実情に添つたものでなければならぬ、この意味に於てシャープ案は我国の預貯金の蓄積を害し経済の復興を妨げる惧れがある。預金の無記名性を廃止するは致し方ないとするも、税務官吏が銀行に赴いて、徒らに小額の預金迄調査し、又その預金の発生原因迄追求することは大衆をして預金を嫌忌せしめる。税務署の担当官の頭を切かえる要がある。

証券業界は、有価証券移転税の廃止については、もちろん、歓迎したが、無記名証券の禁止という勧告にたいしては批判的だつた。⁽²⁶⁾ 無記名国債の強制登録にたいしては、証券の流通を阻害し、手数と経費のみかかるとして、日本銀行は大蔵省にたいして回避ないし延期方を申し入れる等があつたし、⁽²⁷⁾ 大蔵省内においても理財局は、強制登録に批判的だつた。

さて、日本政府は「勧告」をほぼ受け容れて、二五年に大規模な税制改正を実施するが、とくに上記の諸点は、無記名公社債の登録制を除いて、⁽²⁸⁾ この改正において実現した。利子所得にたいする所得税の源泉分離課税を廃止し、すべて総合課税すること、外国在住の個人等が適法に外貨で取得したわが国の公社債の利子にたいする所得税の源泉徴収の税率を二〇%の半分の一〇%に引き下げるといふ特例を設けること、有価証券移転税を廃止すること等が一連の改正法に盛りこまれて、実施の運びとなつた。これらの改正の中心は、いうまでもなく、利子所得にかんする税制にある。かつて、シャベルによつて総合課税が勧告されながら、二二年の改正では、その原則を受け容れつつも、「当分のうち」として、源泉選択課税の制度を残したという経緯があつたが、今回、シャープ勧告によつて、原則通りの実現をみたということになる。

ところが、この総合課税の原則も僅か一年間実施に移されただけで、昭和二六年度には、再び、源泉選択制度の復

活をみた。そして、その税率は、廃止前よりも引き下げられて、五〇%とされた。「租税特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明」⁽²⁹⁾は次のように述べている。「朝鮮動乱後の国際情勢に対処して早急にわが国経済の自立を達成するため、急速な資本の蓄積が要望されますので、政府は、税制上資本蓄積を促進するための各般の措置を講ずることと致した」が、その措置の一つとして、「この際銀行預金の増加を図る等貯蓄の一層の増強に資するため、預貯金及び公社債の利子に対する所得税の課税に当り源泉選択制度を認め、その税率を百分の五十と致しました」と。シャープ勧告を念頭におきながら想定問答は次のように弁明している。「銀行預金の利子等について、他の所得と區別し、特別税率によつて源泉徴収を行うことは、その範囲において所得の総合が行われないこととなり、現行制度が超過累進税率であり、更に地方税がその上加わることになつてゐる点からいつて、課税の公平を害するという論議もあるが、総合課税の徹底を期する余り、資金の蓄積を阻害し、現下最も緊要な資本の蓄積に支障を来すが如きは、現在においては採るべき策でないと考えられるので、特別税率を五〇%と相当高く定めて、源泉選択制を認めることにしたのである」と。

引き合いに出される経済情勢や政策課題は様々であるが、「資本の蓄積」「貯蓄の増強」を根拠に、総合課税の原則は退場を余儀なくされたのである。諸勧告が司令部の権力を背景とするものでありながら、再度にわたつて、このよ
うな修正がなされたことは特徴的な事柄だといふべきであらう。

- (1) 東京銀行協会「経済九原則実施に伴う金融対策に関する意見」昭和二十四年五月一日、経済団体連合会「産業長期資金の逼迫打開策に関する意見」昭和二十四年五月二七日（大蔵省資料Z五二六一五―一六）。
- (2) 大蔵省資料Z五一―二五九。
- (3) 「日銀政策委員会速報（第十二号）（銀、二四、七、五）」（大蔵省資料Z五〇六一四）。
- (4) 大蔵省資料Z五一―二五九。

(5) 「渡辺武日誌」昭和二十四年七月一三日。

(6) 日本銀行は金融機関所有国債の償還を金融政策の一環として扱うのが適当であるとし、債務償還は日本銀行を通じて一元
的に行うことを主張していた。たとえば、二五年二月二一日付の日本銀行作成文書「昭和二十五年度政府債務償還の方法に
ついて（大蔵省改訂案とその問題点）」（大蔵省所蔵日本銀行資料）は、理財局作成の「昭和二十五年度予算による債務償還
実施要領（案）（昭二五、二、一〇）」の問題点を次のように指摘している。

(一) 債務償還によつて極力資金が市場に還元されるよう考慮することが必要であり、その意味で大蔵省案の如く金融機関
以外のものの所有する国債を全額買入消却することは適当である。しかし一般的に見て政府が民間から直接国債買入
を行うか、或は日本銀行を通じて間接に買入れる（政府は日本銀行に対し債務償還を行い、日本銀行が民間から国債を
買入れる）ものとするかによつて、資金が市場に還元される度合に格別の差異を生ずることはないと考えられる。

この点に関し大蔵省案では建前として政府が直接預金部及び民間から国債買入を行うものとしているが、前記(一)の
如く債務償還を実情に即して弾力的に実施するためにも、又次の如き事情を考慮しても、国債買入は原則として日本銀
行を通じて間接に行うものとするのが適当である。

(イ) 政府が直接国債買入を為す場合には金融機関が其に必要とする時期に必要な金額の国債買入を行うように
することに困難があると考えられ、従つて国債買入は金融政策の一環として取扱うのが適当である。

(ロ) 大蔵省案では市中金融機関から四七八億円、預金部から三〇〇億円の国債買入を行うことを予定しているが、市
中金融機関の手持国債の状況よりしてその売却希望額は到底右の額には達しないものと見られ、その場合には日本銀
行のものを償還することとなる。又預金部からの国債買入は預金部の資金運用が実際上何の程度に許されるかによ
つて決められるべきであり、預金部の投融資が余程活発に行われな限り三〇〇億円もの国債買入を必要としない
と考えられる。これらの点よりして政府としては全額日本銀行に償還するものとし、日本銀行が預金部及び市中から
実情に応じて買入れるものとすることが適当である。

(ハ) 政府が直接民間から国債買入を行うこととする場合、日本銀行としても金融操作上矢張り国債買入を行う必要
を生じる場合があり斯様に国債買入が政府と日本銀行との二本建てで行われることは適当でなく政府債務償還は金
融上重要な影響を持つものであるから凡て日本銀行を通じて一元的に行うことが適当である。

なお、大蔵省内では、銀行局が、市中金融機関所有国債の償還を日本銀行を通じておこなうという、日本銀行の構想に近

い主張をしていたという(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

(7) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(8) 「金融機関に対する国債償還に伴う本行の国債買入に関する件(昭和二五年六月一六日総第一八六号)」およびその他関連資料(同前)。

(9) 同前。なお、同様の考慮はその他のケースについてもみられる。たとえば、「信託銀行より国債買入の件(昭和二四年七月二一日大蔵大臣あて総裁届出書総第二一七号)」(同前)参照。

(10) 「日銀政策委員会速報」第四二号(大蔵省資料乙五〇六一四)。

(11) 大蔵省資料乙五〇六一四。

(12) この覚書をめぐる政策委員会の論議と司令部の反応とを「日銀政策委員会報告」第五三、五四、五五号(大蔵省資料乙五〇六一四)から摘記すると次の如くである。

十月七日(月)

一、司令部アリソンよりの覚書の件

十四日付アリソンの委員会宛覚書が披露されたが、その要旨は

(イ) 政策委員会の決定に基き日本銀行が行っている銀行、生保所有国債買上操作の件は中央銀行と取引銀行との間の健全且公正なる関係に背反し、且、真の意味の公開市場政策とはいえない。

(ロ) 委員会発足当初示されたマーケット声明に於て委員会に要請せられた諸般の研究事項の審議状況の報告督促(詳細は別紙テキストに譲る)。

右の内主要点は(イ)の点であって、日本銀行は取引銀行又は生保が、日本銀行の緊要と認めた社債の購入又は重要産業に対する設備資金の貸付を行った場合に限り、その所有する三分半国債の買取を行うことは、公開市場操作の観念から離れ、多分に個々の銀行融資に干渉することとなるものであって、中央銀行の業務として適当でないというのである。

これに対し一万田議長は、

自由経済下に於ては別であるが、現在の如き統制経済下に於て融資統制をやって行くにはこれは已むを得ざる措置であって公式論では目的を達成しない。融資統制を全然民間金融機関に委すには、まだ信頼するに足りぬ。

なお、この所作は日本銀行の恣意ではなくて、安本の作成した計画を实情に即し実施するものであるから、立場はあくまで公正なものである。

その釈明があつて、宮島委員これに賛意を表したが、(以下省略—引用者)

十月二十一日(金)

一、日銀マーケットオペレーションに関するアリソン覚書の件

本件については、日銀渉外部をして司令部係官の意向を探らせたところ、日銀国債買取操作が、其の意味のオープン・マーケットオペレーションの観念を離れておることは正にその通りであるが、本操作は司令部の承認を得て実施していることでもあり、司令部内でも已むを得ざる措置と見ている者もある様であるから、正式の返事は暫く留保し、なお了解を得ることに努めることとした。

十月二十四日(月)

一、日銀国債買入政策に関する司令部書簡の件

一万田議長より、本件につき司令部アリソンと会談したところ、司令部下僚はともかくとして、アリソン自体はそれ程シリアスに考えていない、特に同書簡に附記してある支払準備制その他銀行法改正に関連して考えるべき措置については、それが日本の現状に於て実施出来るかどうか、出来るとすればどういふ具体案にしたらばよいかを聞いたのであるとの話があつた旨報告があつた。

かくの如く本件はさほど緊迫した問題とも考えられないので、先方の空気をも観測しながら回答を練ることにした。

(13) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(14) 同前。

(15) 原純夫口述「シャープ勧告をめぐる経緯」昭和三〇年二月二二日(戦後財政史口述資料)第三分冊、九一—一〇ページ。

(16) 「税制をどう改正するか——シャープ使節団への各界の要望——」『財政金融週報』特別資料第一号、昭和二四年七月二十九日(大蔵省資料乙五一一—一三三)。

(17) 「税制改正に関する中間報告」(二四、七、一一)「税制審議会」(大蔵省資料乙五一一—一三六)。

(18) 「日銀政策委員会速報(第十七号)」(銀、二四、七、一一)「同」(第二十三号)(銀、二四、七、一八)「大蔵省資料乙五〇六一四」。

- (19) 大蔵省資料Z五〇六一四。
- (20) 大蔵省資料Z五一―一四〇。
- (21) 「シャープ使節団日本税制報告書」巻一、九八一―一〇二ページ。
- (22) 同前、九八ページ。
- (23) 同前、巻二、一七七ページ。
- (24) 大蔵省資料D〇〇〇―二一七。
- (25) 「日銀政策委員会報告(第五十四号)」(大蔵省資料Z五〇六一四)。
- (26) 証券業協会のとりまとめた「シャープ勧告に対する意見書」(大蔵省資料D〇〇〇―二一七)は次のように述べている。
一、無記名証券の禁止は資金吸収に弊害あること。
(註) 無記名定期預金は脱税を目的とし経済性がないが、無記名証券中シャープ勧告は社債、興銀債の点には触れていないとも解されているが社債はその本質を異にし、現にアメリカでも無記名制度が行われ、其の流通の円滑を図っており、又社債の償還の時に課税すればよいので脱税防止のために社債を記名式にする必要はない。
- (27) 大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (28) 無記名公社債の登載制は「有価証券等に関する課税の適正を図るための法律案」に盛り込まれたが、「無記名公社債の登載の強制は、無記名公社債の経済的妙味を失わせ、殊に社債による長期資金の調達を困難ならしめ、経済再建に重大な影響を及ぼす」(「有価証券等に関する課税の適正を図る措置に関する問題について」——大蔵省資料D〇〇〇―二一九)という反対意見があった。結局、この法律案は、「諸般の議論の結果、これはやはり、きれいに言えば、資本蓄積を阻害し、経済の円滑なる運行を阻害するものである」というようなことで、遂に提案に至らな(「前掲原口述、四四ページ」)。
- (29) 大蔵省資料Z六〇三―七七。
- (30) 主税局「第十回国会想定問答(其の一)」昭和二六年一月(大蔵省資料Z六〇三―七七)。

結 末

以上に論述した債務問題の結末について簡単にとりまとめておこう。終戦直後、対応を迫られた政府債務のうち、戦時補償債務は、事実上、打ち切られたから、国債を中心にその後の状況を見ると表9-11の如くである。債務の構成において、長期内国債中心の構造には変りはないが、短期国債の比重が、残高についてみても大きくなるという変化がみられる。また、総額は二〇年度末から二六年度末の間に三・二四倍に増加している。ただ、この間に進化したインフレーションの結果、累積債務は目減りしたから、表9-12にみるように、二六年度末残高の実質値は、二〇年度残高の一・一％の大きさに減少している。内国債だけについてみると六・三％にすぎない。

また、国民経済にとっての国債の実質的な大きさを示すものとして、国債残高（内国債と外国債）を国民所得と比較してみると、表9-13にみるように、昭和一九年度の一八九％から、二一年度に四八％となり、以後、この期間に漸減して、二六年度末には八・二％となっている。また、この間に国債の利率引上げがありはしたが、利払費についてみても、対国民所得比で、昭和一九年度の五・二％から二六年度の〇・二％へと激減している。一般会計歳出に占める国債費の比率についても、表9-14にみるように、積極的債務償還政策の有無による変動はあるにせよ、昭和二〇年度の一・九・六％から、二六年度の二・七％へと減少傾向を示している。すなわち、戦後インフレーションによ

表 9-1 政府債務現在

年度末	総額	長期債			短計
		計	内国債	外国債	
昭和 19	151,952	107,633	106,745	889	1,902
20	199,454	140,812	139,924	887	3,160
21	265,342	173,125	172,237	887	30,940
22	360,628	209,423	208,541	882	46,340
23	524,409	280,433	279,553	881	120,730
24	637,286	391,415	290,758	100,657	119,040
25	554,008	341,423	240,767	100,657	118,140
26	645,463	362,867	260,608	102,259	194,140

(注) 1. 外国債の邦貨換算率は昭和23年度末までは、英貨1ポンド=9円763、米350フラン(1フラン=1円028)、1ポンド=2.80ドル=1,008円によった。ある下記銘柄については、それぞれの換算率により支払が行われることにな
 (イ) 五分半利付英貨公債および東京電燈株式会社六分利付英貨社債は1
 (ロ) 大阪市築港公債は1円=2シリング0ペンス1/2
 (ハ) 五分利付英貨公債は1ポンド=4.03ドル(本銘柄は契約上の元利支
 2. 短期債の計には朝鮮食糧証券140百万円を含む。

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻、「統計」302ページ。

五年超一〇年未満、一〇年超二〇年未満のものが、それぞれ三割前後を占めるといふ分散した構造となった。また、保有分布は、表9-18にみるように、金融機関の比重が大きいという特長には変りはないが、市中金融機関の保有が趨勢的に減少し、他方、マーケット・オペレーションの結果、日本銀行保有が増大するといふ構成の変化があった。また、政府部門の中で預金部(資金運用部)の保有は絶対額においては停滞的であるが、比率の上では減退傾向を示している。そして、もともと僅小だった個人保有——同表で甲種登録国債の個人分と(記名および無記名の)証券発行国債の大半——はさらに小さなものになっている。この保有分布の変化はインフレーションと各種の国債政策の下で進行したわけである。個人保有の減少が償還政策によるものであることは既述の通りだが、一般国債、なかでも小額券の償還実績がいちじるしく低かったという事実にも表現されているように、戦後インフレーションは零

額(昭和19—26年度末)

(単位 百万円, %)

期 債				借入金	一時借入金	債務総額 一般会計 歳入額
大蔵省証券	食糧証券	薪外炭為証券	債券			
—	1,750	—	—	41,697	720	722.2
—	3,020	—	—	55,280	202	849.2
24,500	6,300	—	—	59,750	1,527	223.2
5,700	40,000	(薪)	500	91,228	13,637	168.2
—	118,000	≒	2,590	90,708	32,537	103.2
—	118,000	≒	900	88,494	38,337	84.0
—	118,000	—	—	86,957	7,487	77.3
—	124,000	(外)	70,000	87,219	1,237	72.1

貨1ドル=2円006、仏貨1フラン=0円387により、昭和24年度以降は1ドル=360円=但し、昭和27年9月26日外貨債処理協定により、外貨債のうち原契約上換算率の定めがあったのでこれによっている。即ち、ポンド=4,8665ドル

払期日における英米為替相場1ポンド=4.03ドルによった。

ジ。

つて、終戦直後に債務処理問題として懸念された国債の負担問題は、少なくとも国庫の観点からみれば、雲散霧消したのである。政府は債務者利得を獲得し、国債保有層は大きな損失をこうむった。この過程で租税負担関係の変化や各種金融機関の浮沈等、大きな社会的変動がみられたのである。

次に、債務の中心である内国債についてこの間の変化を整理しておこう。利率別構造は表9-15の如くで、この時期に発行された国債の金利引上げ(表9-6)を反映して、終戦時の三分五厘債中心の構造が徐々に崩れていく傾向が看取される。

内国債の残高を満期期限別にみると表9-17となる。時間の経過による変化と、新規発行分に五年もの、一〇年もの等、従来よりも償還期限の短い銘柄が加わったことから、徐々に短期化の傾向を示すことになった。そして、一〇年超二〇年未満に集中するといふ、終戦時のいちじるしく偏った構造は修正され、二六年度末には、一年未満が一割強、一年超五年未満、

表 9-3 国民所得・人口と国債現在額および国債利子支払額の対比
(昭和19—26年度)

年 度	国民所得 (A)	人 口 (B)	国 債 現 在 額			国債利子支払額		
			金 額 (C)	(C) (A)	円	金 額 (D)	(D) (A)	円
昭和19	百万円 56,937	千人 73,800	百万円 107,633	% 189.0	円 1,458	百万円 2,942	% 5.2	円 40
20	—	* 72,147	140,812	—	1,950	3,891	—	54
21	360,855	75,750	173,125	48.0	2,284	5,189	1.4	68
22	968,031	◦ 78,101	209,423	21.6	2,681	6,693	0.7	86
23	1,961,611	80,006	280,433	14.3	3,505	8,490	0.4	106
24	2,737,253	81,780	391,415	14.3	4,786	11,021	0.4	135
25	3,381,500	◦ 83,200	341,423	10.1	4,104	11,177	0.3	134
26	4,434,600	84,541	362,867	8.2	4,292	9,859	0.2	117

(注) 1. 「国民所得」は経済企画庁調べ、昭和19年度は暦年、21年度以降は会計年度。なお、26年度は「昭和40年基準国民所得統計」による。
2. 「人口」は総理府調べ、*は人口調査、◦は国勢調査、その他は推計人口。
3. 「国債利子支払額」は国債整理基金特別会計の利子支払額。

出所：『国債統計年報』昭和43年度、22ページ。

表 9-4 一般会計歳出決算額中国債費の比率
(昭和20—26年度)

(単位 百万円, %)

年 度	歳出総額 (A)	国債費 (B)	(B) (A)
昭和20	21,496	4,209	19.6
21	115,207	5,763	5.0
22	205,841	7,430	3.6
23	461,974	9,622	2.1
24	699,448	12,696	1.8
25	633,295	58,411	9.2
26	749,838	20,086	2.7

(注) 国債費は、国債償還、借入金返済、国債利子、借入金利子および事務取扱費の合計。

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」、306ページ。

れ、外貨債の証券、利札の輸出入、元利払ならびに売買等の取引が禁止された。ただ、四分利付仕貨公債の円貨による支払い等は例外的に認められた。次に、翌一月二五日には「昭和二十年勅令第五百四十二号『ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク外貨債処理法等ノ廃止及外国為替管理法等中改正ノ件』(大蔵省令第一〇一号)によって「外貨債処理法」が廃止された。た

表 9-2 政府債務実質額 (昭和9—26年度) (単位 百万円)

年 度 末	政府債務現在額				東京都卸売物価指数総平均	政府債務実質額			
	総 額	指数	うち 内国債	指数		総 額	指数	うち 内国債	指数
昭和9~11	10,536	100	8,489	100	100	10,536	100	8,488	100
12	13,355	127	11,517	136	133	10,041	95	8,659	102
13	17,921	170	16,065	189	140	12,801	121	11,475	135
14	23,566	224	21,628	255	165	14,282	136	13,108	155
15	31,003	294	28,611	337	171	18,130	172	16,732	197
16	41,786	397	39,249	462	190	21,993	209	20,657	243
17	57,152	542	54,222	639	198	28,865	273	27,385	323
18	85,115	808	76,661	903	219	38,865	369	35,005	412
19	151,952	1,442	106,745	1,258	269	56,488	536	39,682	468
20	199,454	1,893	139,924	1,648	1,195	16,691	158	11,709	138
21	265,342	2,518	172,237	2,029	2,423	10,951	104	7,108	84
22	360,628	3,423	208,541	2,457	8,668	4,161	39	2,406	28
23	524,409	4,977	279,553	3,293	19,700	2,662	25	1,419	23
24	637,286	6,049	290,758	3,426	22,729	2,804	27	1,279	15
25	554,008	5,258	240,767	2,837	33,472	1,655	16	719	8
26	645,463	6,126	260,608	3,070	35,284	1,829	17	739	9

(注) 東京都卸売物価指数総平均は日本銀行統計局調。

出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和28年度、18ページ。

細な個人保有層に大きな打撃を与えた。もちろん、金融機関も債権者損失をこうむった。しかし、その影響のあり方は、保有国債の比率など資産の構成や、資金の性格、とくに貯蓄性預金等の大きさ等によって異なっている。ただ、国債の大量保有がインフレ下の金融機関の浮沈の一因をなしたことは疑いない。外国債の問題の結末については、若干の説明が必要である。この問題にかんして戦時にとられた措置の対外的な確認と、元利払いの再開という、いわゆる外貨債の処理が最終的に完了するのは、本稿で対象としている占領期が終結して後のことであるが、その間の経緯についても、ごく簡単に触れておこう。⁽¹⁾まず、占領期に次のような措置がとられた。昭和二〇年一月五日「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」(大蔵省令第八八号)が公布施行さ

表 9-5 内国債利率別現在額

区 分	昭和20年度末		21		22	
	現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率
内 国 債 計	139,924,465	100.0	172,248,519	100.0	208,580,598	100.0
5 分 5 厘	—	—	—	—	—	—
5 分 4 厘	2,218,760	1.6	2,218,678	1.3	2,211,854	1.1
4 分 5 厘	—	—	—	—	30,000	0
4 分 4 厘	3,304,930	2.4	3,304,345	1.9	11,784,673	5.6
3 分 6 厘 5 毛	954,350	0.7	2,914,590	1.7	24,812,130	11.9
3 分 5 厘	132,549,260	94.7	162,923,805	94.6	170,349,074	81.7
2 分	—	—	—	—	—	—
割 引 子	897,165	0.6	897,042	0.5	896,750	0.4
無 利 子	—	—	—	—	—	—
名 称 不 明 分	—	—	△9,941	△0.0	△1,503,883	△0.7

(注) 1. 短期証券を除く。
 2. △印は償還済みであるが当該証券が日本銀行本店に未到達のため 銘柄整理
 出所：大蔵省『財政金融統計月報』第35集，34—35ページ。

および比率 (昭和20—26年度末)

(単位 千円, %)

23		24		25		26	
現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率
279,592,964	100.0	290,741,274	100.0	241,256,694	100.0	261,150,225	100.0
14,484,383	5.2	26,484,383	9.1	26,476,411	11.0	51,804,617	19.8
25,812,005	9.2	25,718,550	8.8	25,386,362	10.5	23,415,430	9.0
18,220,488	6.5	22,405,778	7.7	20,936,737	8.7	20,794,372	8.0
22,411,718	8.0	18,077,655	6.2	11,207,185	4.6	10,929,128	4.2
31,305,985	11.2	32,418,823	11.2	25,669,766	10.6	24,451,538	9.4
168,361,147	60.2	164,317,760	56.5	131,654,888	54.6	129,762,792	49.7
11,749	0.0	499,780	0.2	—	—	—	—
887,351	0.3	819,549	0.3	506,239	0.2	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
△1,901,864	△0.7	△1,004	△0.0	△580,894	△0.2	△7,652	△0.0

を終っていないもの。

だ、この措置は、この法律の国内法としての効力を将来に向って失効させたもので、既往の効果には影響するものではないと考えられていた。

占領期、日本政府は、国際信用回復のためにも、また外資導入の環境整備のためにも、外債問題の処理に積極的であったが、司令部は、米国の援助を受けている状態の下での元利払いの再開には消極的だった。たとえば、二四年八月一日、「渡辺武日誌」は次のように記録している。

八月一日(月)

夕方 Col. Bunker 訪問、渡米の件に付その後の様子を報告、その節外債問題に付次の要領の話を為す

(渡辺) 全く個人的意見であるが対日援助を対日民間投資に切替へる為の障害は外債問題の未決定である、平和条約がかくの如く延引する場合経済問題は何等かの解決をはかることが望ましいと思ふが可能性如何

(Bunker) ……今日日本がアメリカの援助をうけて居る際にその非を外債処理の為にわけることは、それが新規投資の前提として必要であることを証明せねばなるまい、現在高はどの位か

(渡辺) 米貨債六七、——、弗、英貨債六一、——、——、磅である

(Bunker) 新規の会社が借りる分は旧債との関係がないから楽ではないか

(渡辺) 外資導入の可能性の多いのは電力会社でありこれ等は旧債の関係がある、又今は全部政府の債務となって居るが政府として債務履行の熱意を見せるべきではあるまいか、日本は皆で default したことはない

また、二四年度補正予算に外債処理のために一定額を計上するという構想が報道された件について、同年九月一四日、池田蔵相と司令部側との定例会見では次のような問答がおこなわれている。⁽³⁾

九月一四日(水)

定例会見、先方 Fine, Baron, Hutchinson, Shavel 当方池田、渡辺、鈴木、宮沢

外債問題に付、補正予算に二〇〇億計上するとの長沼次官談 Nippon Times に掲載せられ居ることに関して Baron 及 Fine より質問あり、大蔵大臣は円を一応 set aside したいといひたるにかくの如きは useless act であり confusion と

表 9-6 政府債務金利 (昭和20—26年)

期 中	国 債	借 入 金		一 時 借 入 金		短期証券
		預 金 部	日 本 銀 行	資 運 用 金 部	日 本 銀 行	
	%	%	%	日 歩 銭	日 歩 銭	日 歩 銭
昭和20 上期	3.689	3.650	3.650	{0.800	0.650	0.650
				{0.650		
下期	3.689	3.650	3.650	0.800	0.650	0.650
21 上期	3.689	3.650	3.650	0.800	0.650	0.650
22 上期	3.689	3.650	3.650	0.800	0.800	0.650
23 上期	4.501	4.500	3.650	1.100	0.800	0.650
24 上期	5.543	5.500	3.650	—	0.800	1.300
25 上期	5.500	5.500	3.650	—	0.800	1.300
26 上期	—	5.500	3.650	—	0.800	1.300

- (注) 1. 国債金利は日本興業銀行調。
 2. 金利算出は、交付国債を除き、期中発行された国債の応募者最終利回り(単利)で、昭和20年までは算術平均、21年以降は発行額加重平均によった。
 3. 昭和22年下期から23年上期までに発行の短期証券中日銀および預金部保有分は日歩6厘5毛、政府機関および市中金融機関保有分は日歩1銭1厘の二重金利であった。

出所：『国債統計年報』昭和28年度，16ページ。

misunderstanding を招く虞あり
 例へば磅債所有者は日本側で円を
 set aside した以上それを外貨に
 convert せよといふ pressure を
 司令部にかけて来る虞れあり、ア
 メリカ taxpayer の負担を増加せ
 しめることを結果として日本政府
 が強制する形となり面白くない、
 円をつむことは偽善にすぎぬ、今
 后司令部と充分の打合せなくして
 外債問題に触れぬやうに望む、又
 日本にそれ丈余裕があるなら外債
 以外の債務の支払も要求される虞
 ありと強調

また、ドッジもこの問題の早急な
 処理には反対だった。日本政府が
 二五年度予算に外債償還のため一
 三三億円を計上したいという構想
 を示したことにかんして、来日中

のドッジは次のようにいつて反対している。(4)

外債利払の予算計上及其その説明は慎重なるを要す

(A) 外貨の割当なきに拘らず円を計上する場合外貨払を強要せらるる結果となる

(B) 外債所有者以外の対日債権者と外債所有者とを discriminate するとの非難を生ずべく若し同様に扱へば外貨負担が増す
 政府が gesture として支払の意思ある旨表明することはよいがあまり具体的に云はぬがよい

この問題に新しい動きがみられたのは、二四年末頃、ニューヨーク証券取引所への本邦米貨債の再上場の動きをき
 っかけとして、戦時中の「外貨債処理法」による借換えの際、外貨債証券および利札の穴あけその他の無効措置がと
 られないまま海外に残存している外貨債の有効化の要求が提起されたことによる。有効化を要求したグループの一つ
 は在米邦人であり、他は米国政府である。昭和二六年三月、米国司法省敵産管理局は、司令部をつうじて日本政府に
 たいし、「外貨債処理法」によって邦貨国債に借り換えられた日本人ないし日本会社所有の在米米貨日本国債は、昭和
 一六年七月米国における資産凍結令によってすでに凍結されていたものであるから、借換えは無効だと申し入れてき
 た。日本政府は、結局、この申し出に応ずることとし、二六年二月三日、「旧外貨債処理法による借換済外貨債の証
 券の一部の有効化等に関する法律」(法律第二八九号)を制定した。その骨子は、旧法によって邦貨債に借り換えられた
 外貨債で、証券引換えの方法によることなく完全に有効な姿で海外に残存したまま無効とされた場合において、①そ
 の借換えのさい、当該外貨債の証券の所有者または当該債権の権利者の承諾をえなかったもの、②昭和一六年一二月
 八日、日本国と外国との間の戦争状態の発生に伴い、当該外国の法令にもとづき清算に付され、または敵産として管
 理に付されたもの、は大蔵大臣の指定の告示を要件として借換えの日にさかのぼって有効なものとするというもので
 あった。この有効化措置により、米貨国債四四四・三万ドルが復活し、政府承継外貨債(地方債、社債)では、米貨債

表 9-7 内国債の償還期限到来別現在額

区 分	昭和20年8月末		昭和20年度末		昭和21年度末		22	
	現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率
1年以内	315,000	0.2	—	—	—	—	1,278,832	0.6
1年超5年以内	3,103,921	2.6	3,981,392	2.8	4,943,329	2.9	13,126,136	6.2
5 ≧ 10 ≧	5,488,520	4.6	7,958,445	5.7	13,717,209	8.0	41,334,112	19.7
10 ≧ 20 ≧	104,799,250	89.2	124,216,979	88.8	149,831,328	87.0	150,649,682	71.7
20 ≧ 30 ≧	649,962	0.5	822,464	0.6	964,564	0.6	1,464,111	0.7
30 ≧ 40 ≧	2,603,040	2.2	2,487,514	1.8	2,768,477	1.6	2,231,510	1.1
40 ≧ 50 ≧	518,422	0.4	457,568	0.3	33,631	0.0	172	0.0
50年超	137	0.0	109	0.0	71	0.0	41	0.0
不明分	—	—	—	—	△10,090	△0.0	—	—
合 計	117,478,245	100.0	139,924,465	100.0	172,248,519	100.0	210,084,596	100.0

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 317ページおよび大蔵省

をおこなって、二七年七月二一日からニューヨークで開かれた英、米、仏三国の債権者の代表との会談に臨んだ。このときの日本政府の方針は、低利借換えという処理方法によったイタリーの方式を採らず、一〇年間支払時期を繰り延べるといった案⁽⁵⁾だ。ニューヨークでの交渉は二カ月余に及んだ⁽⁶⁾。金約款の有無をめぐってフランス代表との間で論議が紛糾し、四分利付仏貨公債の処理の折衝は、別途、おこなうこととし、アメリカとイギリスの債権者代表との間で、二七年九月二六日、協定の調印をみた。

この会談における日本側の提案の骨子は次の諸点であった。

- (1) 満鉄、東拓、台湾電力等の諸外債（四銘柄）を含めて、すべての外債の元利を全部支払うこと。
- (2) 元利の支払時期は、所定の期日を一律に一〇年間繰り延べること。
- (3) 市債、会社債の政府承継、担保の除去等を規定した「外債債処理法」による措置を債権国側で追認すること。
- (4) 減債基金については、戦時立法によって多額の外債が内国債に借り換えられ、元本が減少したため、適宜、繰入額を減額すること。

および比率（昭和20年8月末—26年度末）

(単位 千円, %)

23		24		25		26	
現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率	現在額	比率
1,813,448	0.6	1,033,661	0.4	910,921	0.4	27,296,243	10.5
56,146,543	19.9	68,568,772	23.5	66,527,300	27.4	78,128,204	29.9
70,294,416	25.0	81,490,232	28.0	87,897,815	36.2	80,471,369	30.8
148,531,079	52.8	136,255,167	46.7	84,128,945	34.7	74,283,759	28.4
3,058,487	1.1	2,871,044	1.0	1,819,170	0.8	1,012,278	0.4
1,657,432	0.6	1,324,589	0.5	1,200,660	0.5	—	—
192	0.0	175	0.0	124	0.0	—	—
11	0.0	5	0.0	—	—	—	—
—	—	1,141	0.0	1,141	0.0	△41,623	△0.0
281,501,608	100.0	291,544,786	100.0	242,486,076	100.0	261,150,230	100.0

所蔵資料により作成。

一一・六万ドル、英貨債四〇〇〇ポンド（大阪市築港公債六・一万円、英貨換算六、二二七ポンドを加えると一万二二七ポンド）が増加することとなった。諸措置を一表にとりまとめると表9-9の如くである。

昭和二六年九月八日、わが国と連合国との間に「日本国との平和条約」が調印されたが、その第一八条は次のように規定していた。

第十八条

(a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約（債券に関するものを含む。）並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかつたものと認める（中略—引用者）。

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

政府は債権者団体との交渉に備えて、二七年四月、臨時外債債処理対策協議会（津島寿一会長）を開いて、その方針を協議する等の準備

表 9-8 内国債所有分布の推移(付, 全国銀行)

所 有 者 別	昭和20年度末		昭和21年度末		昭和22年度末	
	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合
I 内国債総額	139,924	100.0	172,237	100.0	208,540	100.0
A 甲種登録国債	120,853	86.4	156,088	90.6	201,887	96.8
1. 金融機関	60,484	43.2	96,225	55.8	142,784	68.5
(1) 市中金融機関	58,230	41.6	59,499	34.3	84,027	40.3
都市銀行	43,276	30.9	44,110	25.6	66,652	31.9
地方銀行	1,070	0.7	625	0.3	947	0.5
信託銀行	3,989	2.9	3,698	2.1	3,570	1.7
生命保険	8,948	6.4	9,124	5.3	10,772	5.2
損害保険			76	0.0	93	0.0
農林中央金庫						
相互銀行						
信託銀行						
農業会・農業協同組合	947	0.7	1,866	1.0	1,993	1.0
その他金融機関						
(2) 日本銀行	2,254	1.6	36,726	21.5	58,757	28.2
2. 政府	45,306	32.4	47,521	27.6	47,084	22.5
預金部・資金運用部	43,661	31.2	45,821	26.6	45,415	21.7
見返資産						
その他政府	1,645	1.2	1,700	1.0	1,669	0.8
3. 政府機関						
閉鎖機関整理委員会						
日本輸出入銀行						
復興金融金庫						
その他政府機関						
4. その他	15,063	10.8	12,342	7.2	12,019	5.8
地方公共団体	61	0.0	56	0.0	278	0.1
閉鎖機関及在外会社	9,362	6.7	9,110	5.4	9,369	4.5
社寺その他法人団体	1,922	1.4	1,532	0.9	1,115	0.6
組合						
個人	3,718	2.7	1,644	0.9	1,257	0.6
B 記名国債及無記名国債	19,071	13.6	16,149	9.4	6,653	3.2
II 日本銀行(短資担保)	1,167	—	2,651	—	7,485	—
III 全国銀行主要資産に占める国債の割合						
主要資産計(A)	183,824	100.0	220,355	100.0	318,944	100.0
うち有価証券(B)	60,395	32.9	59,472	27.0	78,267	24.5
うち国債(C)	50,524	27.5	49,343	22.4	64,413	20.2

(注) 1. 「都市銀行」は、三井、第一、富士、三菱、住友、三和、東京、大和、東
2. 農林中央金庫の所有額には保護預り中の漁業権証券昭和26年度末6,085百
3. 「日本銀行(短資担保)」とは、銀行等が所有している登録国債をコールの
所有者の銀行等の所有に還元して掲げてある。
4. 「全国銀行主要資産」は日本銀行調べ。「主要資産計」は、貸出総額、コ
出所：『国債統計年報』昭和27年度24-25ページ、日本銀行統計局『本邦経済統計』
年、17-21ページ。同27年、27-31ページ。

主要資産に占める国債の割合(昭和20—26年度)

(単位 百万円, %)

昭和23年度末		昭和24年度末		昭和25年度末		昭和26年度末	
所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合	所有額	割合
279,552	100.0	290,758	100.0	240,766	100.0	260,608	100.0
264,769	94.6	276,874	95.2	237,110	98.2	253,406	97.0
196,937	70.4	197,626	68.0	186,391	77.2	137,617	52.7
136,250	48.7	83,289	28.7	43,031	17.8	43,685	16.7
51,677	18.5	43,789	15.1	28,038	11.6	27,288	10.5
41,132	14.7	22,088	7.6	9,095	3.8	8,316	3.2
1,613	0.5	1,288	0.4	460	0.2	387	0.1
6,551	2.4	1,201	0.4	264	0.1	202	0.1
118	0.0	57	0.0	37	0.0	12	0.0
14,685	5.3	10,926	3.8	5,011	2.1	7,427	2.8
558	0.2	94	0.0	9	0.0	1	0.0
500	0.2	195	0.1	30	0.0	9	0.0
3,366	1.2	3,559	1.3	63	0.0	25	0.0
16,050	5.7	92	0.0	24	0.0	18	0.0
60,687	21.7	114,337	39.3	143,360	59.4	93,932	36.0
53,690	19.2	67,230	23.1	39,274	16.3	101,045	38.7
51,160	18.3	52,206	18.0	37,141	15.4	49,136	18.8
		12,000	4.1			50,000	19.2
2,530	0.9	3,024	1.0	2,133	0.9	1,909	0.7
7	0.0	7	0.0	1,691	0.7	5,306	2.0
						5,300	2.0
						5	0.0
1	0.0	1	0.0	1,691	0.7		
6	0.0	6	0.0			1	0.0
14,135	5.0	12,011	4.1	9,754	4.0	9,438	3.6
162	0.0	169	0.0	34	0.0	7	0.0
11,544	4.1	10,634	3.7	9,613	4.0	9,354	3.6
1,002	0.4	797	0.3	67	0.0	60	0.0
1,427	0.5	411	0.1	40	0.0	17	0.0
14,783	5.4	13,884	4.8	3,656	1.8	7,202	3.0
11,815	—	12,000	—	11,542	—	12,438	—
661,553	100.0	1,045,453	100.0	1,470,714	100.0	2,124,634	100.0
121,291	18.3	105,858	10.1	143,378	9.7	184,489	8.7
85,143	12.9	54,988	5.3	35,800	2.4	35,069	1.7

海、神戸、協和、勸業、興業の13行。
百万円を含む。

担保とするため名義を日本銀行に移し、代用証書の発行を受けているもので本表では原

ルローン、有価証券、預け金および現金の合計額。

昭和22年、21ページ。同23年、25ページ。同24年、27ページ。同25年、19ページ。同26

表 9-9 外 貨 債

1. 米貨・英貨国債

外貨国債の名称	昭和17年4月末 現 在 額	買入消却額 18.8.10 実施	第 一 次	
			18.9.15 実施	
	ドル	ドル	ドル	
五分半利付米貨公債	58,740,000	—	49,082,000	
六分半利付米貨公債	94,068,400	153,700	82,064,500	
計	152,808,400	153,700	131,146,500	
	ポンド	ポンド	ポンド	
第一回四分利付英貨公債	9,355,450	—	2,478,250	
第三回四分利付英貨公債	10,798,580	88,330	3,511,890	
五分利付英貨公債	22,807,180	—	4,890,660	
五分半利付英貨公債	10,543,490	—	4,923,930	
六分利付英貨公債	19,720,995	—	9,220,555	
南満州鉄道五分利付英貨公債	4,000,000	—	534,900	
計	77,225,695	88,330	25,57	

2. 政府承継外貨地方債・社債

地方債・社債の名称	元利支払義務 政府承継額	第二次借換額 (政府承継後)	昭和24年3月 10日理秘第422 号による調整	
			ドル	
	ドル	ドル	ドル	
東京市五分半利付米貨公債	3,089,000	21,000	—	
横浜市六分利付米貨公債	3,276,000	2,000	—	
台湾電力五分半利付米貨社債	3,763,000	13,000	—	
東洋拓殖五分半利付	4,004,500	7,000	—	
〃 六分利付	7,647,000	34,000	—	
東京電燈六分利付	19,103,000	300,000	—	
信越電力六分半利付	1,265,000	12,000	—	
日本電力六分半利付	1,140,000	8,000	—	
大同電力六分半利付	756,500	2,000	—	
〃 七分利付	1,351,000	5,000	—	
宇治川電気七分利付	874,500	10,500	—	
東邦電力七分利付	376,000	1,000	8,000	
計	46,645,500	415,500	8,000	
	ポンド	ポンド	ポンド	
東京市五分利付英貨公債	1,704,640	20	—	
〃 五分半利付	4,122,020	—	—	
横浜市五分利付	499,380	—	—	
名古屋市五分利付	75,160	—	—	
東邦電力五分利付英貨社債	70,576	—	—	
東京電燈六分利付	2,937,100	—	—	
大阪市築港公債	184,617	—	—	
	(1,808,500円)	—	—	
計	9,593,493	20	—	

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

の 増 減 額

借換額	第二次借換額	有効化指定額		昭和27年4月末 現 在 額
		19.9.20 実施	20.8.20 実施	
ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
—	65,000	362,000	—	9,955,000
—	89,200	4,008,000	73,000	15,842,000
—	154,200	4,443,000		25,797,000
ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド
—	2,000	—	—	6,875,200
13,700	1,520	—	—	7,183,140
—	7,280	—	—	17,909,240
—	100	—	—	5,619,460
—	1,800	—	—	10,498,640
—	—	—	—	3,465,100
3,885	12,700	—	—	51,550,780

昭和27年2月19日 蔵理第781号によ る政府承継	有効化指定額		昭和27年4月末 現 在 額
	27.3.25 指定	27.4.22 指定	
ドル	ドル	ドル	ドル
—	—	—	3,068,000
—	27,000	61,000	3,362,000
—	15,000	—	3,765,000
—	—	—	3,997,500
—	10,000	1,000	7,624,000
—	2,000	—	18,805,000
—	—	—	1,253,000
—	—	—	1,132,000
—	—	—	754,500
—	—	—	1,346,000
—	—	—	864,000
—	—	—	383,000
—	116,000		46,354,000
ポンド	ポンド	ポンド	ポンド
—	4,000	—	1,708,620
—	—	—	4,122,020
—	—	—	499,380
—	—	—	75,160
—	—	—	70,576
—	—	—	2,937,100
6,227	—	—	190,844
(61,000円)	—	—	(1,869,500円)
6,227	4,000	—	9,603,700

表 9-10 外貨債元本および未払利子累積額 (昭和27年6月30日現在)
(単位 千ポンド 千ドル)

区分	銘柄	発行年月日	発行額	満期到来日	未償還元	未払利子額	計
期限到来済	名古屋市5分英貨債	1909. 6. 15	800	1943. 3. 31	75	52	127
	東邦5分	1925. 7. 15	300	1945. 7. 15	70	51	121
	5分英貨国債	1907. 3. 20	23,000	1947. 3. 12	25,776	13,920	39,696
	満鉄5分英貨債	1923. 7. 19	4,000	1948. 7. 15	3,465	1,898	5,363
	英貨債計				29,386	15,921	45,307
	大同7分米貨債	1924. 8. 1	15,000	1944. 8. 1	1,346	1,027	2,373
	宇治電7分	1925. 3. 15	14,000	1945. 3. 15	864	652	1,516
	大同6分半	1925. 7. 1	13,500	1950. 7. 1	754	539	1,293
米貨債計				2,964	2,219	5,183	
期限未到来	東京市5分英貨債	1912. 2. 22	5,175	1952. 9. 1	1,709	1,226	2,935
	東電6分	1928. 6. 15	4,500	1953. 6. 15	5,104	3,381	8,486
	第1回4分	1899. 7. 1	10,000	1953. 12. 31	6,875	3,025	9,900
	横浜市5分	1909. 7. 5	716	1954. 7. 5	499	274	773
	6分利英貨国債	1924. 2. 16	2,500	1959. 7. 10	10,498	6,910	17,408
	東京市5分半英貨債	1926. 10. 7	6,000	1961. 12. 31	4,122	2,493	6,615
	5分半英貨国債	1930. 5. 12	12,500	1965. 5. 1	9,766	5,919	15,686
	第3回分	1910. 6. 1	11,000	1970. 6. 1	7,183	3,934	11,117
	大阪市築港6分公債	1902. 4. 12	314	1981. 12. 31	190	125	216
	英貨債計				45,951	27,290	73,241
	信越6分半米貨債	1927. 12. 1	7,650	1952. 12. 1	1,253	861	2,114
	日電6分半	1928. 1. 2	9,000	1953. 1. 1	1,132	808	1,940
	東拓6分	1923. 3. 15	19,900	1953. 3. 15	7,624	4,936	12,560
	東電6分	1928. 6. 15	70,000	1953. 6. 15	18,805	12,505	31,310
	6分半米貨国債	1924. 2. 1	150,000	1954. 2. 1	15,842	11,234	27,076
	東邦7分米貨債	1925. 3. 15	15,000	1955. 3. 15	383	289	672
	東拓5分半	1928. 11. 1	19,900	1958. 11. 1	3,997	2,344	6,342
横浜市6分	1926. 12. 1	19,740	1961. 12. 1	3,362	2,134	5,496	
東京市5分半	1927. 4. 1	20,640	1961. 10. 1	3,068	1,813	4,881	
5分半米貨国債	1930. 5. 1	71,000	1965. 5. 1	9,982	5,854	15,836	
台電5分半米貨債	1931. 7. 1	22,800	1971. 7. 1	3,766	2,277	6,043	
米貨債計				69,214	45,059	114,274	

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第31号，66ページ。

(5) 金約款および確定換算率為替約款等は適用しないこと。
アメリカ側は、日本政府の提案に賛成したが、イギリス側は、(5)について原契約通りの実行を強硬に主張して、折衝は難航した。

すなわち、アメリカ側は米貨債に規定されている金約款の問題をとり上げることがしなかったが、英貨債には、確定換算率 Fixed Rate による外貨払選択約款のついているもの(三銘柄——うちドル・クローズ二銘柄——)、支払期日の為替相場 Current Rate による外貨払選択約款のついているもの(四銘柄——二銘柄はドル払、他の二銘柄はスイス・フラン払)があり、イギリス代表は、とくにドル払選択約款の履行を強く主張したのである。二カ月にわたる折衝の結果、ドル払ないしスイス・フラン払はおこなわないこととなったが、確定換算率および支払期日の為替相場によるポンド等価額を支払うこととなり、この六銘柄については、一五年間繰り延べるといふことで妥結した。なお、財務代理人については、かつて横浜正金銀行が財務代理人であったものについては東京銀行を指定することで、英米両国の同意がえられた。以上の諸点について合意が成立し、九月二六日、日米協定と日英協定の調印をみた。このとりきめによる元利の累積額と、当面の支払所要額は表9-10の如くである。なお、このニューヨーク会議において、英米代表から有効化措置の範囲の拡張について強い要望が出され、結局、先に制定した有効化法の一部を改正して、借換済残存外貨債およびその利札で、善意の第三者によって所有されているものを有効化するという措置がとられることになった(「旧外貨債処理による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律」昭和二八年三月一日法律第一九号)。

ニューヨーク会議で未解決となった四分利付仏貨公債(一九一〇年発行)にかんする折衝は、その後、フランス側と続けられた。争点は、この公債についていた「本公債の元利金は倫敦及びブリュセルに在りては、時の巴里宛為替相場に依

表 9-11 外貨債支払所要額

区 分	昭 和 27 年 度			28		
	英 貨 債	米 貨 債	合 計 換 算	英 貨 債	米 貨 債	合 計 換 算
利 子 支 払 額	千ポンド 7,970	千ドル 9,276	百万円 11,374	千ポンド 7,970	千ドル 9,226	百万円 11,356
減債基金による 元本償還額	593	868	911	993	3,643	2,312
合 計	8,563	10,144	12,285	8,963	12,868	13,668

出所：前表と同じ，56ページ。

り、日本に在りては、日本銀行に於て、二百五十八法に付金百円の割合の金円（Yen）に依りて同様に之が支払を為す」という約款にかんして、フランス側が、金百円、金円という文句は金約款だと主張し、日本側がこれを否定した点にある。結局、日仏双方は、第三者の調停を求めるとし、スウェーデンのストックホルムス・エンスキルダー銀行ニルス・フォン・ステイン常務理事に、实际的にして衡平な解決策の勧告を依頼した。昭和三〇年三月末示された調停案は、金約款は存在しないとした上で、債券所持人の責に帰すべからざる長期の支払中断による不利益を全く所持人側に負わせるのは衡平ではないとして、元金および一九四〇年一月一日渡し以降の利子の名目額の一二倍による支払いを提案するというものであった。この調停案にもとづく交渉の過程で、フランス側の提案した一括買入れの主張を日本側が受け入れ、ステイン調停案による元利払いと平行して、五〇〇フラン証券一枚につき九九九六フランで買入れをおこなうこととして、昭和三一年七月二七日、日本政府代表とフランス有価証券所持人全国協会との間に「四分利付仏貨公債に関する協定」の締結をみた。これにともない、政府は第二五臨時国会において「在外仏貨公債の処理に関する法律」（昭和三一年二月二九日法律第一八〇号）を制定し、三二年二月に支払いを再開した。こうして、懸案の外貨債の戦後処理は、戦後一〇年余をへて、ようやく完結をみたのである。

* * * * *

以上が債務問題の結末である。この時期の国債にかんして採られた諸政策は、占領期が幕を閉じた後の国債問題のあり方にも明確な痕跡を残した。また、国債政策をめぐっておこなわれた論議のうちには、その後の展望を示すものも見出すことができる。

戦後の財政政策のあり方に大きな意味をもった「財政法」について、立案当初、当事者は、ごく短期間の制度作りとして考えていたようである。柳沢英蔵（当時主計局勤務大蔵事務官）は次のように回想している。⁽⁸⁾

私と石原さんと二人で、財政法も何とか二年ぐらい動いてくれれば、またその間にやろうじゃないかということ話をしました。（中略—引用者）一度動き出してしまいますと仲々直せないので。二年ぐらい経ったら直そうじゃないか、二年ぐらい保つたらいいというようなことを冗談半分話しておいた。

しかし、この「財政法」は占領の終結後も、永く国債政策の一つの枠組みとして機能することになった。また、国債問題の様相を一変させたドッジの政策も、均衡予算編成への努力や、いわゆる国債不発行主義という形で、その後の財政運営上の一つの規範となった。ただ、ドッジの国債問題にかんする構想のなかで、目の目を見なかつた部分もある。ドッジは、二三年度までの国債の発行方式、すなわち、資金統制を背景とする国債の直接引受けというそれまでの発行方式にたいして批判的だった。二四年三月二四日、マクダイアミッド O. J. McDiarmid 等ドッジの随員は、愛知銀行局長等にたいして次のようにいっている。⁽⁹⁾

credit ration system (国債強制割当制) はやめる

恐らくは、政府の規制のあり方を再検討した上で、市場実勢による公募発行を念頭においていたのであろう。ところが、既述のように、二四年度以降、新規の長期国債の発行は僅少で、しかも、全額、見返資金あるいは資金運用部引受けという形をとったから、ドッジの理念を現実の発行方式に具体化するための制度の見直しがおこなわれるという

こともなく、ドッジの構想はそのまま埋もれてしまった。

また、ドッジは、自らの政策の帰結として国債市場の発展を予想していたようである。二四年八月九日付の池田蔵相宛ての手紙⁽¹⁰⁾の中で、「赤字財政の終焉は政府信用を確実に強固なものとし、政府証券にたいするより全般的で、かつ本物の市場の形成に寄与することになるでしょう」といつている。実際問題としては、国債の発行については右記のように特殊な環境にあり、また、その取引きはもっぱら店頭でおこなわれるという状態であった。二四年五月には証券取引所の再開が実現するが、その準備過程で、司令部から国債の上場にかんして意見を徴された日本銀行は、次のように述べて、上場不相当と回答している⁽¹¹⁾。

国債、復金債を証券取引所に上場する件

掲題の件に關し司令部より本行の意見を徴せられましたので上場を不相当とする旨別紙案の通り回答致し度いと存じます。

右御伺申上げます。

(別紙) 回答案

国債、復金債を証券取引所に上場することは左記の事由により目下の処適當でないと考えます。

記

一、国債、復金債の金利は一般の金利水準より低く定められ且つ五分利国債八五円、四分利国債八三元、三分半利国債七七円程度で証券業者間に於て事実上取引されている現状に鑑み取引所に上場された場合に形成される価格は発行価格を遙かに下廻ることは明らかである。

二、国債は殆ど全部、復金債は全部政府、日本銀行及一般金融機関に所有され(登録国債に付ては一般個人の所有は〇・〇九%に過ぎない)、現在いづれも発行価格又は之に近い擬制評価(国債に付ては法令上も之を認む)が認められているが、取引所に於て上記の如く安値相場が公認されることとなる結果左の如き弊害が生ずる。

(1) 所有国債、復金債の記帳評価と市価との開きが明らかとなり金融機関の資産の不健全性を露呈することとなるが、評価換えを行うことは金融機関の經理の現状より不可能である。

(2) 国債、復金債担保貸出(日本銀行の市中金融機関に対する貸出が多い)の担保不足を招来し増担保をなすことは金融機関の運営を圧迫する惧れがある。

(3) 日本銀行は通貨の健全性維持の見地から銀行券の保証充当物件に使用している国債、復金債の評価換えを行わねばならないが、保証充当物件の不足を生ずることとなる。

三、新規発行の国債、復金債は融資準則に基き半ば強制的に金融機関が引受を行っているが、取引所に於ける市価が出来れば之に相応して発行金利の引上げは避け難くなる。

四 新規発行の金利を引上げ又市価の低落を防止するため日本銀行が買支えを行うことは何れも現下の財政金融情勢より見て適當でない。

五、最近国債が証券業者によつて売買されているのは納税及政府に対する諸保証金として国債を充当する場合擬制評価を以て評価されるため買入れる者が多かつたこと並に軍事公債利払停止の論議に刺戟され投売する者が尠くなかつた結果起つた一時的現象にすぎず従来取引所取引に於ける国債売買は比較的不振であつた。

日本銀行の上場反対論の根拠は「国債……の金利は一般の金利水準より低く定められ」ているという点に発しているといえるが、流通市場における国債の地位は、後年、取引所に上場された後も特異なもので、「自由国債市場から遙かに遠」(二四年一〇月一四日付司令部覚書)⁽¹²⁾いという状態が持続したのである。発行方法の問題とあいまって、ドッジの期待した道筋は、この点においても、少なくとも当面は裏切られたといえる。

ところが、外国債にかんしては、上述の一連の外国債の処理によって懸案は解決され、国際金融市場におけるわが国の復権が完成する。外債の大半を占めていた英米貨債にかんする協定は、「欧米諸国に対し、日本が戦前に有つ

末

ておった信用第一位 (No. 1 credit rank) を回復せむとする誠意を示したものと評価⁽¹³⁾された。そして、ニューヨーク市場とロンドン市場の本邦外債の市価は一斉に昂騰をみた。こうして、国際金融市場におけるわが国の信用回復が達成され、新しい出発が準備されることとなった。

結

- (1) 以下の叙述は、太田亮一「日本の外貨債について」(大蔵省資料Z六〇五—二二)、「戦後外貨債処理要録」(大蔵省資料Z六〇五—二二)、大蔵省所蔵日本銀行資料等の記述による所が大きい。
- (2) 津島寿一『外債処理の旅——国際信用の回復・外貨導入への途——』芳塘刊行会、昭和四一年、一二—一九ページ。
- (3) 「渡辺武日誌」。
- (4) 「渡辺武日誌」昭和二四年一月二十九日。なお、ドッジは一月三〇日付のマーケット宛でのメモで、同様の趣旨をより敷衍した形で述べている (Memorandum of Dodge to Marquat, Provision for Servicing or Retirement of the Japanese Foreign Debt, 30 Nov. 1949. —「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一—八)。
- (5) 津島前掲書、五〇—五七ページ。石田正口述「日英支払協定と外債処理問題」昭和二八年二月一九日(「戦後財政史口述資料」第五分冊)、二六—二七ページ、上田克郎口述「戦後外貨債処理の問題について」昭和三七年二月八日(「戦後財政史談会」2)、七—八ページ。
- (6) 交渉経過にかんしては、津島前掲書が具体的に詳しい。なお、「戦後外貨債処理要録」(大蔵省資料Z六〇五—二二)および石田前掲口述、上田前掲口述(正、続)を参照。
- (7) 交渉の経緯については、伊原隆口述「仏貨債処理の経緯」(「戦後財政史談会」2)、前掲「戦後外貨債処理要録」が詳しい。
- (8) 石原周夫口述「財政法、会計法改正の経緯」昭和二八年五月一四日(「戦後財政史口述資料」第二分冊)、四七—四八ページ。
- (9) 「渡辺武日誌」、なお、先方の発言について、渡辺は、「本件は Dodge の意見によるものらしく」と注記している。
- (10) 「ドッジ・ペーパー」大蔵省資料Z七一一—六。
- (11) 昭和二四年二月二七日営業総第二一号(大蔵省所蔵日本銀行資料)。
- (12) 大蔵省資料Z五〇六—四。
- (13) 津島前掲書、二二—九ページ。

昭和財政史——終戦から講和まで——第11巻

昭和58年3月25日 発行

編者 大蔵省財政史室

発行者 高柳 弘

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社

郵便番号 103 電話03(270)4111(大代表) 振替口座東京3-6518

© 1983 <検印省略> 落丁・乱丁本はお取替えいたします。 3333-6241-5214
Printed in Japan